

議案第132号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について

1 管理を行わせる公の施設の名称

山陽小野田市有帆児童館

山陽小野田市高千帆児童館

山陽小野田市高泊児童館

山陽小野田市小野田児童館

山陽小野田市須恵児童館

山陽小野田市赤崎児童館

山陽小野田市本山児童館

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

【添付資料】

(資料1) 山陽小野田市児童館指定管理者選定委員会審査集計表 P1～P7

(資料2) 審査基準表 P8～P11

(資料3) 山陽小野田市児童館指定管理者募集要項 P12～P21

(資料4) 管理業務仕様書 P22～P27

(資料5) 企画提案書 P28～P302

(資料6) 令和元年度指定管理者評価表 P303～P316

(資料7) 指定管理料の算定について P317～P323

【有帆児童館】指定管理者選定委員会 審査集計表

令和2年11月10日

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保されるものであるか。(8点満点)	7	8	8	7	7	7			
2 児童館の効用を最大限発揮させるものであるか(22点満点)	18	19	18	15	19	19			
3 施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みがあるか(12点満点)	11	11	9	9	8	11			
4 施設の管理経費の縮減が図られるものであるか(8点満点)	3	2	3	3	4	5			
合 計 (50点満点)	39	40	38	34	38	42	231	38.5	38.5

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【高千帆児童館】指定管理者選定委員会 審査集計表

令和2年11月10日

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保される ものであるか。(8点満点)	7	8	8	7	7	7			
2 児童館の効用を最大限発揮させ るものであるか(22点満点)	17	19	18	15	19	19			
3 施設管理を安定して行うために 必要な人員、資産その他の経営の 規模及び能力を有しているか又は確 保できる見込みがあるか(12点満 点)	11	11	9	9	8	11			
4 施設の管理経費の縮減が図られ るものであるか(8点満点)	3	2	3	3	4	5			
合 計 (50点満点)	38	40	38	34	38	42	230	38.3	38.3

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【高泊児童館】指定管理者選定委員会 審査集計表

令和2年11月10日

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保されるものであるか。(8点満点)	7	8	8	7	7	7			
2 児童館の効用を最大限発揮させるものであるか(22点満点)	18	19	18	15	19	19			
3 施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みがあるか(12点満点)	11	11	9	9	8	11			
4 施設の管理経費の縮減が図られるものであるか(8点満点)	3	2	3	3	4	5			
合 計 (50点満点)	39	40	38	34	38	42	231	38.5	38.5

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【小野田児童館】指定管理者選定委員会 審査集計表

令和2年11月10日

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保される ものであるか。(8点満点)	7	8	8	7	7	7			
2 児童館の効用を最大限発揮させ るものであるか(22点満点)	17	19	18	15	19	19			
3 施設管理を安定して行うために 必要な人員、資産その他の経営の 規模及び能力を有しているか又は確 保できる見込みがあるか(12点満 点)	11	11	9	9	8	11			
4 施設の管理経費の縮減が図られ るものであるか(8点満点)	3	2	3	3	4	5			
合 計 (50点満点)	38	40	38	34	38	42	230	38.3	38.3

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【須恵児童館】指定管理者選定委員会 審査集計表

令和2年11月10日

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保されるものであるか。(8点満点)	7	8	8	7	7	7			
2 児童館の効用を最大限発揮させるものであるか(22点満点)	18	19	18	15	19	19			
3 施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みがあるか(12点満点)	11	11	9	9	8	11			
4 施設の管理経費の縮減が図られるものであるか(8点満点)	3	2	3	3	4	5			
合 計 (50点満点)	39	40	38	34	38	42	231	38.5	38.5

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【赤崎児童館】指定管理者選定委員会 審査集計表

令和2年11月10日

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保される ものであるか。(8点満点)	7	8	8	7	7	7			
2 児童館の効用を最大限発揮させ るものであるか(22点満点)	18	19	18	15	19	19			
3 施設管理を安定して行うために 必要な人員、資産その他の経営の 規模及び能力を有しているか又は確 保できる見込みがあるか(12点満 点)	11	11	9	9	8	11			
4 施設の管理経費の縮減が図られ るものであるか(8点満点)	3	2	3	3	4	5			
合 計 (50点満点)	39	40	38	34	38	42	231	38.5	38.5

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【本山児童館】指定管理者選定委員会 審査集計表

令和2年11月10日

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保されるものであるか。(8点満点)	7	8	8	7	7	7			
2 児童館の効用を最大限発揮させるものであるか(22点満点)	18	19	18	15	19	19			
3 施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みがあるか(12点満点)	11	11	9	9	8	11			
4 施設の管理経費の縮減が図られるものであるか(8点満点)	3	2	3	3	4	5			
合 計 (50点満点)	39	40	38	34	38	42	231	38.5	38.5

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

児童館指定管理者 選定審査基準表

項目	審査基準	配点	有帆	高千帆	高泊	小野田	須恵	赤崎	本山
1	市民の平等な利用が確保されるものであるか。(8点満点)	※事務局記入							
	(1) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果								
	ア 事業計画書「1. 基本的事項」において団体の社会的信望はあるか。また、事業計画書「2. 管理運営方針(1)施設管理の方法」において、市民の平等な利用が確保できるか。(3点満点)								
	<審査内容> 児童館の運営主体は国の運営要綱で社会的信望のあることが条件となっています。また、管理方法で市民の平等な利用ができるかどうか。								
	団体の社会的信望があり、市民の平等な利用が確保できる。	3							
	団体の社会的信望はあるとはいえないが、市民の平等な利用は確保できる。	2							
	団体の社会的信望はあるが、市民の平等な利用の確保が困難である。	1							
	団体に社会的信望があるとはいえず、市民の平等な利用の確保が困難である。	0							
	イ 事業計画書「2. 管理運営方針」全般において児童館の設置目的を理解しているか。(2点満点)								
	<審査内容> 児童館は「児童に健全な遊びを与えて健全育成を図る」施設であることを理解しているか。								
	児童館の設置目的をよく理解している。	2							
	児童館の設置目的をおおむね理解している。	1							
	設置目的の理解が十分でない。	0							
	ウ 事業計画書「2. 管理運営方針(4)利用者トラブルの防止及び対処」は適切か。(3点満点)								
	<審査内容> 利用者トラブルへの未然防止、対処方法がマニュアル化され適切に実施される見込みがあるか。								
	トラブルの未然防止及び対処方法ともに満足でき、どちらもマニュアル化されている。	3							
	トラブルの未然防止及び対処方法ともに満足できるが、マニュアル化されていない。	2							
	トラブルの未然防止又は対処方法のどちらかが不十分である。	1							
	トラブルの未然防止も対処方法ともに不十分である。	0							

項目	審査基準	配点	有帆	高千帆	高泊	小野田	須恵	赤崎	本山
2	児童館の効用を最大限発揮させるものであるか。(2.2点満点)	※事務局記入							
	(1)利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果								
	ア 事業計画書「2. 管理運営方針(2)年間の事業実施計画」において、新規事業、独自の事業があるか。(2点満点)								
	<審査内容> 子どもたちをひきつける、独自の・新規事業の具体的計画があるか。								
	独自の事業があり、利用者の増加が見込める。	2							
	独自の事業はないが、利用者の増加が見込める計画となっている。	1							
	独自の事業もなく、利用者の増加は見込めない。	0							
	イ 事業計画書「2. 管理運営方針(2)年間の事業実施計画」において、事業実施が着実に見込まれるか。無理はないか。(2点満点)								
	<審査内容> 年間を通して無理なく事業が実施できる内容となっているか、また、経費や講師等の裏づけがあるか。								
	事業計画が着実に実行できる内容となっており、経費等の面からも問題ない。	2							
	事業計画には無理はないが、経費等の面で一部不安がある。	1							
	事業計画の確実な実行は困難である。	0							
	ウ 事業計画書「2. 管理運営方針(2)年間の事業実施計画」は、児童の健全育成の観点から効果があるか。(2点満点)								
	<審査内容> 事業内容が児童館活動にふさわしいものであり、児童の健全育成に効果が上がるものであるか。								
	計画内容が児童の健全育成に大いに効果がある。	2							
	計画内容が児童の健全育成に少しは効果がある。	1							
	事業計画が児童の健全育成に効果はない。	0							
	エ 事業計画書「2. 管理運営方針(2)年間の事業実施計画、(3)サービス向上の方策、(6)その他」において、学校、地域団体との連携事業等地域と一体となった取り組みができるか。(2点満点)								
	<審査内容> 地域の活性化や連帯感の醸成により、地域全体で児童の健全育成を図るものとなっているか。								
	地域の活性化や連帯感の醸成につながり、地域全体での児童館運営が期待できる。	2							
	学校または地域団体との連携が不十分である。	1							
	地域と学校の連携が不十分である。	0							
	(2)サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果								
	ア 事業計画書「2. 管理運営方針(3)サービス向上の方策」において、実現性があるか。また、広報活動は十分であるか。(3点満点)								
	<審査内容> 児童の健全育成の観点からサービスが適切であり実現性はあるか。また、広報は十分か。								
	サービス向上の方策に実現性があり、かつ広報活動も十分である。	3							
	サービス向上の方策は実現性があるが、広報活動が十分でない。	2							
	サービス向上の方策の実現は期待できないが、広報活動は十分である。	1							
	サービス向上の方策の実現に期待できないし、広報活動も不十分である。	0							
	イ 利用者のニーズ把握の方法は具体的か。手法は適切か。(2点満点)								
	<審査内容> 利用者ニーズの把握は具体的で、地域住民のニーズ把握できるか。またニーズ集約の方法は適切であるか。								
	利用者ニーズ把握の目的が明確で、集約手法も適切である。	2							
	利用者ニーズ把握の目的が明確で、集約手法もおおむね適切である。	1							
	利用者ニーズ把握の目的が明確でなく、集約手法が適切でない。	0							
	ウ 利用者のニーズを事業につなげる工夫があるか。(2点満点)								
	<審査内容> 集約したニーズを具現化するための方法があり、事業につなげることができるか。								
	把握したニーズを事業につなげる十分な工夫がある。	2							
	把握したニーズを事業につなげる工夫が少しはある。	1							
	把握したニーズを事業につなげる工夫がない。	0							
	エ 事業計画書「3. 管理運営体制(4)職員研修の方針」において、研修内容が児童館活動の充実につながるとともに、児童・育児相談も可能となるものか。(3点満点)								
	<審査内容> 職員の資質向上につながる研修体制が組まれており、相応の予算も確保されているか。								
	研修の回数、内容とも十分で予算も確保されている。	3							
	研修の回数は少ないが、内容が充実し予算が確保されている。	2							
	研修の回数は十分だが、内容が乏しく十分な予算も確保されていない。	1							
	研修の回数、内容とも不十分で、予算も確保されていない。	0							
	(3)公の施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性								
	ア 事業計画書「2. 管理運営方針(1)施設管理の方法」において、防火、防犯、利用者の事故対策等は適切か。(2点満点)								
	<審査内容> 施設内でのケガ、急病への対応や火災、地震等への対応が具体的に記載されているか。また、市への通報体制も整っているか。								
	施設の維持管理が適切で、事故の未然防止策等も具体的で十分な対応が期待できる。	2							
	施設の維持管理、または事故対策のいずれかが十分でない。	1							
	施設の維持管理も、事故の未然防止もともに不十分である。	0							
	イ 事業計画書「2. 管理運営方針(5)個人情報の保護措置」において、知識、体制、職員等への周知方法等は適切か。(2点満点)								
	<審査内容> 個人情報保護条例に基づくマニュアルを作成し、運用する準備があるか。知識は十分か。								
	個人情報保護に対する措置が適切である。	2							
	個人情報保護に対する措置はおおむね適切である。	1							
	個人情報保護に対する措置が十分でない。	0							

項目	審査基準	配点	有帆	高千帆	高泊	小野田	須恵	赤崎	本山
3	施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みがあるか。(12点満点)	※事務局記入							
	(1) 安定的な運営が可能となる経済的基盤								
	ア 事業計画書「1. 基本的事項」の経理状況から、団体の財政状況は健全か。(2点満点)								
	<審査内容> 団体の財政状況は健全で、安定的な児童館運営が期待できるか。								
	財政状況は健全である。	2							
	財政状況はおおむね健全である。	1							
	財政状況は健全ではない。	0							
	(2) 類似施設の運営実績								
	ア 事業計画書「1. 基本的事項」で、類似施設の運営実績はあるか。(3点満点)								
	<審査内容> 過去において児童福祉施設の運営実績があるか。								
	類似施設(児童福祉施設)の運営経験があり、満足できる実績を残している。	3							
	類似施設(児童福祉施設)の運営経験はないが、運営主体として任せられる他の実績がある。	2							
	類似施設(児童福祉施設)の運営経験はあるが、満足できる実績ではない。	1							
	類似施設(児童福祉施設)の運営経験がなく、不安がある。	0							
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力								
	ア 事業計画書「3. 管理運営体制(1)組織及び配置職員数」において、児童厚生員2名以上の資格取得者が配置がされているか。(2点満点)								
	<審査内容> 配置予定の職員は、保育士又は教諭免許取得者であるか。常時2名以上の職員配置が可能であるか。								
	配置予定職員はいずれも有資格者(保育士、小学校教諭等)で実務の経験が十分である。	2							
	配置予定職員はいずれも有資格者だが実務の経験が乏しい。	1							
	配置予定職員に有資格者でない者が含まれている。	0							
	イ 事業計画書「3. 管理運営体制(2)職員の確保、(3)雇用の予定」において、安定的な児童館運営ができる体制となっているか。(2点満点)								
	<審査内容> 従事者は専任か。土、日の勤務体制や従事者が休みの場合の代替職員はどうなっているか。雇用は確実か。								
	安定的な児童館運営ができる職員体制となっている。	2							
	おおむね安定的な児童館運営ができる職員体制となっている。	1							
	土、日の職員配置や休暇日の代替職員の体制に不安がある。	0							
	ウ 事業計画書「3. 管理運営体制(5)緊急時の連絡体制」において、自然災害、子どもの事故等、個別の状況に応じた連絡網が確立されているか。防火管理者の配置は予定されているか。(3点満点)								
	<審査内容> 緊急時に災害マニュアルに沿った対応がどの程度できているのか。								
	災害対応マニュアルがあり、災害訓練も定期的を実施され、急病等の対応策も確認でき、的確な対応が見込まれる。	3							
	災害対応マニュアルがあり、おおむね的確な対応が見込まれる。	2							
	災害対応マニュアルはないが、緊急時の対応策の確認はできた。	1							
	災害等や緊急時の対策がない。	0							

項目	審査基準	配点	有帆	高千帆	高泊	小野田	須恵	赤崎	本山
4	施設の管理経費の縮減が図られるものであるか。(8点満点)	※事務局記入							
	(1)収支計画の内容、削減の努力及び実現の可能性								
	ア 事業計画書「4. 収支計画」の実現性はあるか。(3点満点)								
	<審査内容> 過去の実績と比較し極端に過小な部分はないか、実現可能な計画となっているか。								
	具体的な根拠をもって、事業計画に基づく綿密な収支の分析・積算を行っている。	3							
	具体的な根拠や事業計画に基づく収支の分析を行っている。	2							
	収支の分析に曖昧な点があり、実現性も低い。	1							
	根拠もなく積算し、実現性がない。	0							
	イ 施設の指定管理料がいくらで提案されているか。(3点満点)								
	<審査内容> 指定管理料上限とどれくらいの差になっているのか。								
	指定管理料上限内であり、差額は35万円以上である。	3							
	指定管理料上限内であり、差額は15万円以上、35万未満である。	2							
	指定管理料上限内であり、差額は15万円未満である。	1							
	指定管理料上限と同額である。	0							
	ウ 事業計画書「4. 収支計画」において経費削減の努力が伺えるか。(2点満点)								
	<審査内容> 収支計画に削減の努力があり、省エネに取り組む姿勢がうかがえるか。								
	経費削減の努力が大いにあり、省エネへの取り組みもある。	2							
	経費削減の努力はあるが結果として数字に表れていない。	1							
	経費削減の努力がない。	0							
	合 計	50							

山陽小野田市
児童館指定管理者募集要項



子育ていいね！
スマイルシティさんようおのだ

令和2年10月

山陽小野田市福祉部子育て支援課

1 募集の目的

児童館は、児童福祉法（昭和29年法律第164号）第40条に定める「児童厚生施設」で、本市では7館を設置しています。

これらの児童館について、民間の能力やノウハウを活用し、より効果的、効率的な管理運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号）第5条の規定に基づく指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名称

- ・山陽小野田市有帆児童館（以下「有帆児童館」という。）
- ・山陽小野田市高千帆児童館（以下「高千帆児童館」という。）
- ・山陽小野田市高泊児童館（以下「高泊児童館」という。）
- ・山陽小野田市小野田児童館（以下「小野田児童館」という。）
- ・山陽小野田市須恵児童館（以下「須恵児童館」という。）
- ・山陽小野田市赤崎児童館（以下「赤崎児童館」という。）
- ・山陽小野田市本山児童館（以下「本山児童館」という。）

(2) 所在地

- ・有帆児童館 山陽小野田市新有帆町1番14号
- ・高千帆児童館 山陽小野田市掃山二丁目6番17号
- ・高泊児童館 山陽小野田市大字西高泊923番地
- ・小野田児童館 山陽小野田市中川三丁目3番10号
- ・須恵児童館 山陽小野田市大字小野田5228番地
- ・赤崎児童館 山陽小野田市大字小野田4402番地
- ・本山児童館 山陽小野田市大字小野田482番地

(3) 施設の設置目的

児童館は、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。」施設です。

(4) 施設規模

施設名	建築年度(竣工)	建設面積	建築構造	敷地面積
有帆児童館	平成10年3月	241.30 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	1,484.89 m ²
高千帆児童館	平成7年3月	140.98 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	2,600.00 m ²
高泊児童館	平成11年3月	240.13 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	1,323.08 m ²

小野田児童館	平成8年3月(改築)	610.19 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	2,379.00 m ²
須 恵児童館	平成8年3月	277.67 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	815.08 m ²
赤 崎児童館	平成15年3月	250.00 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	800.00 m ²
本 山児童館	平成16年3月	170.00 m ²	木造2階建	850.00 m ²

(5) 施設の主な内容

・有帆児童館

児童クラブ室 (53.90 m²)、遊戯室 (22.50 m²)
 静養室 (5.40 m²)、集会室 (31.50 m²)
 母親クラブ室 (22.40 m²)、図書室 (16.00 m²)
 事務室 (18.60 m²)

・高千帆児童館

1階

児童クラブ室 (63.50 m²)、遊戯室 (11.19 m²)
 静養室 (8.21 m²)

2階

集会室 (66.25 m²)、図書室 (10.14 m²)
 事務室 (11.59 m²)

・高泊児童館

児童クラブ室 (51.00 m²)、遊戯室 (20.33 m²)
 静養室 (6.60 m²)、集会室 (25.50 m²)
 図書室 (16.05 m²)、事務室 (16.80 m²)

・小野田児童館

児童クラブ室 (74.21 m²)、遊戯室 (42.25 m²)
 静養室 (38.54 m²)、集会室 (94.10 m²)
 図書室 (40.22 m²)、事務室 (29.09 m²)

・須恵児童館

児童クラブ室 (67.75 m²)、遊戯室 (15.21 m²)
 静養室 (8.29 m²)、集会室 (67.75 m²)
 図書室 (10.37 m²)、事務室 (13.25 m²)

・赤崎児童館

児童クラブ室 (32.25 m²)、静養室兼相談室 (5.40 m²)

遊戯室兼地域交流スペース (53.36 m²)、図書室 (16.00 m²)
 集会室兼ボランティア室 (27.75 m²)、創作活動室 (20.64 m²)
 事務室 (21.30 m²)

・ 本山児童館

1階

児童クラブ室 (33.00 m²)、静養室 (8.07 m²)
 集会室兼ボランティア室 (27.00 m²)、大ホール (51.93 m²)

2階

遊戯室兼地域交流スペース (56.00 m²)、相談室 (8.96 m²)
 図書コーナー (12.00 m²)、創作活動コーナー (12.00 m²)
 事務室 (21.00 m²)

※配置は別添配置図のとおり。(18ページ～24ページ)

(6) 施設の利用状況 (令和元年度実績)

施設名	年間利用者(人)	備考
有帆児童館	2,524	左記人数で中学生まで1,731人
高千帆児童館	3,344	左記人数で中学生まで2,818人
高泊児童館	5,018	左記人数で中学生まで4,319人
小野田児童館	2,864	左記人数で中学生まで2,484人
須恵児童館	3,968	左記人数で中学生まで3,358人
赤崎児童館	2,730	左記人数で中学生まで2,419人
本山児童館	4,111	左記人数で中学生まで3,588人

3 応募資格

市内に本拠地を置く法人その他の団体で、次の要件を満たしていること。

(1) 社会福祉法人、その他の法人、又は下記のアからウまでの要件を満たす団体

ア 社会的信望を有すること。

イ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

ウ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 市から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続、民事再生法(平

- 成11年法律第225号)に基づく民事再生手続、会社更生法(平成15年法律第154号)に基づく会社更生手続又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
 - (6) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
 - (7) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び例規を遵守すること。
(児童福祉法、児童福祉施設最低基準、山陽小野田市児童館条例等)
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
- (5) 1館において、児童厚生員(遊びを指導する職員)を最低2名以上配置すること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上協定で定めます。

5 指定管理者の業務等

- (1) 山陽小野田市児童館条例第4条に掲げる下記事業の企画及び実施に関する業務
 - ア 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別的指導を行うこと。
 - イ 児童の健全育成に関すること。
 - ウ 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - エ 児童の各種相談に関すること。
 - オ その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。
- (2) 児童館の維持管理に関する業務

※ 第三者委託の禁止 施設の管理運営上必要な場合、指定管理者が設備の維持点検、警備等、個々の具体的業務を第三者に委託することは可能です。ただし、管理にかかる業務を一括して第三者へ委託することはできません。

- (3) その他市長が必要と認める業務

※ 別記1の管理業務仕様書を参照のこと。

6 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を正1部、副10部、A4版サイズに統一し、市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書・・・別添様式第1号
- (2) 事業計画書・・・別添様式第2号
 - ①施設の管理運営方針
 - ②指定期間内の事業計画（年度ごと、全体）
 - ③指定期間内の収支計画（年度ごと、合計）
 - ④指定管理料（年度ごと、合計）
 - ⑤管理運営体制（組織・人員体制、勤務体制、雇用計画等）
 - ⑥その他必要事項
- (3) 応募の資格及び要件に関する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人の場合）
- (6) 市税の滞納がないことを証明する書類

※複数館の指定管理に応募する場合には、(3)から(6)までの書類は正副各1部の提出で構いません。

8 指定管理料

①市は指定管理者に対し、施設の管理運営費に充てるため、会計年度ごとに指定管理料を支払います。指定管理料の額は、次の金額（消費税及び地方消費税の額を含まず。）を上限としますので、応募の際に提案する指定管理料が上限額を上回ることがないようにしてください。

児童館名	指定管理料（年額）	備 考
有 帆 児童館	6,402,000 円	左記管理料には、人件費、消耗品、光熱水費、修繕料、通信運搬費、警備・設備保守委託料等管理運営に関する経費が含まれています。
高千帆 児童館	6,139,000 円	
高 泊 児童館	6,841,000 円	
小野田 児童館	6,276,000 円	
須 恵 児童館	6,332,000 円	
赤 崎 児童館	6,159,000 円	
本 山 児童館	6,327,000 円	

②原則として公募の際に指定管理者から提示された金額を、市と指定管理者

で締結する協定において定めます。

③指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き原則として変更しません。

④指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の利益とします。

⑤指定管理料の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の額に関して、10%で算定してください。

⑥別記2のリスク分担表及び参考資料も参照してください。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和2年10月1日(木)から令和2年10月15日(木)まで
- (2) 受付方法 質問票(別添様式第3号)に記入の上、子育て支援課に郵送、ファックス又は電子メールで提出してください。
- (3) 回答方法 質問受付時に指示した日時に、子育て支援課で回答書を配布します。

10 申請書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先 山陽小野田市福祉部子育て支援課(市役所1階)
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

(2) 提出方法 子育て支援課に直接持参すること

※郵送、電子メール、ファックスでの提出は認めません。

(3) 提出期間 令和2年10月1日(木)から令和2年10月30日(金)までの(休日を除く)午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 辞退について

申請書提出後選定委員会までに辞退する場合は、文書にて辞退届を市へ提出してください。

11 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が選定基準に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補として選定します。

[選定基準]

(1) 市民の平等な利用が確保されるか。

①平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果について

ア 市民の平等な利用が確保されるか。

- イ 児童館の設置目的を理解しているか。
- ウ 利用者トラブルの未然防止策は適切か。

(2) 事業の内容は児童館の効用を最大限発揮させるものか

①利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果

- ア 事業計画について、新規事業、独創的事业はあるか。
- イ 事業計画について、着実な事業実施が見込まれるか。
- ウ 事業計画について、児童の健全育成の観点から効果が認められるか。
- エ 事業計画とサービス向上策等について、学校や地域団体との連携事業等、地域と一体となった取組ができるか。

②サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果

- ア サービス向上のための方策に実現性はあるか。また、その広報活動は十分か。
- イ 利用者のニーズ把握の方法は適切・具体的か。
- ウ 利用者のニーズを事業につなげる工夫はあるか。
- エ 職員研修の予定について、研修内容は児童館活動の充実につながり、児童・育児相談も可能となるか。

③施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

- ア 施設管理の方法について、防火、防犯、利用者の事故対策は適切か。
- イ 個人情報の保護措置について、知識、体制、職員への周知方法は適切か。

(3) 施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか。また確保する見込みがあるか。

①安定的な運営が可能となる経済的基盤があるか。

- ア 財政状況は健全か。

②類似施設の運営実績について

- ア 類似施設の運営実績はあるか。

③安定的な運営が可能となる人的能力はあるか

- ア 児童厚生員2名以上の資格取得者が配置されているか。
- イ 職員の確保及び雇用の予定について、安定的な児童館運営ができる体制か。
- ウ 緊急時の連絡体制について、自然災害、子どもの事故等、個別の状況に応じた連絡網が確立されているか。防火管理者の配置予定はあるか。

(4) 施設の管理経費の縮減が図られているか

① 収支計画の内容及び経費節減の手法とその実現の可能性について

- ア 収支計画の実現性はあるか。
- イ 指定管理料について。
- ウ 経費削減策について。

1.2 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

1.3 無効又は失効

以下の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1.4 選定委員会

令和2年11月10日（火）に実施予定。

※選定委員会では、申請者にヒアリングを実施します。

1.5 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1.6 指定管理者の決定及び指定管理料

- (1) 指定管理者は山陽小野田市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定管理料は当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。
- (3) 指定管理者の決定後に辞退する場合は、辞退により生じた市が受ける損害の全部又は一部について指定管理者が賠償するものとします。

1.7 その他

- (1) 既定の様式は別添のとおりです。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。

(4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

別記 1

管理業務仕様書

1. 指定管理者が行う管理に関する基本的な考え方

- (1) 条例等関係法令を遵守し、施設の目的及び理念に即した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、利用者の公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 利用者の安全を確保し、災害時及び緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- (4) 施設の利用促進を積極的に図るとともに、サービスの向上に努め、利用者が快適に施設を利用できるよう、円滑かつ適切な管理運営を行うとともに環境負荷の低減と施設の保全に努め、運営費の縮減に努めること。
- (5) 施設管理に係る情報は、市に準じた開示を行うこと。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 指定管理者は、業務を一括して第三者に再委託してはならない。

2. 法令の遵守

管理運営に当たっては、本仕様書のほか、条例等関係法令及び別に定める協定書を遵守し、各施設の設置目的に沿って管理すること。

※ 主要な関係法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 山陽小野田市児童館条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 111 号）
- ・ 山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則（平成 17 年山陽小野田市規則第 96 号）
- ・ 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 山陽小野田市個人情報保護条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 9 号）
- ・ 山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）
- ・ 山陽小野田市指定管理者指定手続条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 226 号）

※関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

3. 管理運営に関する基準

- (1) 開館時間及び休館日

開館時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

休館日 木曜日（児童クラブを除く。）、第3日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、及び12月29日から同月31日まで。その他、市長が必要と認める日。

指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等

指定管理者に児童館の管理を行わせる場合は、当該指定管理者は必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、児童館の開館時間又は休館日を変更することができる。

(2) 利用の制限

利用者が児童館の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき、管理上支障があるときは、児童館を利用することができない。

4 管理運営に必要な体制づくり

(1) 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たり、利用者のサービスの向上及び安全確保を図り業務に支障なく対応できるような人員を配置しなければならない。また、子育て支援課の職員との連携を密にし、速やかに事務処理を行うこと。

(2) 従事者についての留意事項

- ①従事者の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。
- ②従事者の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得させるため、研修等の実施・受講に努めること。
- ③従事者は各施設の目的と理念を十分に理解して利用者に接すること。
- ④1館において、児童厚生員（遊びを指導する職員）を最低2名以上配置すること。

5 業務概要

(1) 山陽小野田市児童館条例第4条に掲げる下記事業の企画及び実施に関する業務

- ①健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別的指導を行うこと。
- ②児童の健全育成に関すること。
- ③育児について必要な助言、指導等に関すること。
- ④児童の各種相談に関すること。
- ⑤その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。

(2) 施設設備の維持管理

各敷地内に存する全ての施設設備の維持管理を行うとともに、効率的な

運営を図ること。また、防火管理者等、施設維持管理に必要な資格保有者を配置すること。

備品の整理と保守管理を行い、購入及び廃棄等の異動については、市と協議を行うこと。

(3) 利用者対応

利用者に対しては、各施設の目的及び理念を常に念頭におき、利用者の立場に立った対応を行うこと。

(4) 危機管理に関する業務

自然災害、人為災害等のあらゆる非常事態、緊急事態に備え、危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し災害時の対応について、随時訓練を行うこと。

(5) 環境衛生に関する業務

常に快適な環境を保つため、法令等を遵守し、日常清掃及び定期清掃を適切に行うこと。

6 経理

(1) 指定管理者の収入

指定管理料

(2) 指定管理者の負担

人件費、事務費（消耗品、光熱水費、修繕料、警備・設備保守委託料等）、事業費（保健衛生費等）

(3) 事業報告及び決算報告等

指定管理者は、毎年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告及び決算報告を市へ提出すること。また、毎月10日までに、前月分の業務報告を市へ提出すること。

7 情報の取扱い

(1) 個人情報について

業務上知り得た個人情報については、山陽小野田市個人情報保護条例により適正な取扱いをすること。指定管理者でなくなった場合も同様とする。

(2) 情報の公開について

公共施設の管理であることを認識し、山陽小野田市情報公開条例の趣旨に鑑み、その管理運営についての透明性を高めるよう努めること。

(3) 文書の管理について

管理運営業務に当たって作成又は取得した文書は適正に管理し保存すること。

(4) 守秘義務について

業務上知り得た情報や内容等を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定管理業務に係る従事者及び指定管理期間が満了した後についても同様とする。

8 備品の帰属

市は、現に所有する備品については指定管理者に無償で貸与する。なお、指定管理期間中に指定管理者が購入した備品は、原則として市の所有とする。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ市の承認を得なければならない。

9 指定管理者に対する監督

(1) 監督

市は指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(2) 指定の取消等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又は指定管理者が市の指示に従わないときは、市はその指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

(3) 監査

監査委員等が市の事務を監査するのに必要があると認めるときは、市は指定管理者の帳簿書類その他の記録を提出させるとともに、監査委員会への出席を求め、実地調査することができる。

10 事業評価

市は、指定期間中に提出された報告書等に基づき事業評価を実施する。事業評価の結果、指定管理者の業務が仕様書を満たしていないと判断した場合は是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者の指定の取消しなどの措置を行うことがある。

11 管理業務に関する費用及び危険負担の範囲

(1) 市が負担する範囲

施設の大規模修繕及び増改築に要する経費、業務内容及び法令等の変更に伴う経費等。

(2) 指定管理者が負担する範囲

管理運営業務に関して必要な経費、施設及び設備の補修で簡易なもの(1

件が10万円以下のもの)等。

※ 施設の管理運営に伴うリスク分担については、リスク分担表(別記2)に定めるとおり。

1.2 引継ぎについて

協定締結後、速やかに事務引継ぎを行うこと。引継ぎのために要した費用については指定管理者の負担とする。指定期間終了もしくは指定取消により、次期指定管理者に事務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料を提出すること。

1.3 その他

この仕様書に定めのない事項及び指定管理者の業務の内容並びに処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意をもって協議し決定するものとする。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 (ただし、市が加入している「市民総合賠償保証保険」の保険給付対象となる場合があります。)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

参考資料

指定管理料算定に当たり下記費用を参考にしてください。

※下記の表は、平成28年度から令和元年度までの各児童館の管理における固定的費用の決算額(年額)の平均値や令和3年度以降のその平均値をもととした放課後児童クラブ事業における経費との負担割合等を考慮した値です。この金額を参考にされ収支計画の「管理費」欄にご記入ください。

単位：千円

区 分	内 訳	本 山	赤 崎	須 恵	小野田	高 泊	高千帆	有 帆
光熱水費	電気、水道代等	292	202	289	308	274	277	242
通信運搬費	電話・インターネット代等	44	63	80	43	70	96	90
委託料等	機械設備の保守管理・浄化槽検査手数料	671	405	303	438	455	279	455
合 計		1,007	670	672	789	799	652	787

(消費税及び地方消費税の額を含んでいません。)

収支計画の

- 収入欄には、指定管理料以外に収入があれば記載してください。
 - 支出欄には、上記管理経費以外に
人件費、旅費、研修費、事務消耗品、事業活動費などの名目で記入ください。
- 費目の名称に定めはありませんが、できるだけ内容の分かるものとしてください。

様式第1号(第3条関係)

令和 2年 10月 23日

山陽小野田市長 藤田 剛 三 様

申請団体所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
 名 称 社会福祉法人
 山陽小野田市社会福祉協議会
 代表者の氏名 会長 森田 純 一
 電話番号 0836-81-0050

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名 称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
 事務所の所在地 山陽小野田市千代町1丁目2番28号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

有帆児童館

3 添付書類

- 事業計画書
応募の資格及び要件に関する書類
定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
登記事項証明書
市税の滞納がないことを証明する書類
過去の指定実績がわかる書類
市長が必要と認める書類

令和 2年 10月 23日

山陽小野田市長 藤田 剛 二 様

申請団体所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
名 称 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
代表者の氏名 会長 森田 純 一
電話番号 0836-81-0050

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名 称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
事務所の所在地 山陽小野田市千代町1丁目2番28号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

高千帆児童館

3 添付書類

- 事業計画書
- 応募の資格及び要件に関する書類
- 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 過去の指定実績がわかる書類
- 市長が必要と認める書類

令和 2年 10月 23日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

申請団体所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
名 称 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
代表者の氏名 会長 森田 純
電話番号 0836-81-0050

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名 称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
事務所の所在地 山陽小野田市千代町1丁目2番28号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

高泊児童館

3 添付書類

- 事業計画書
- 応募の資格及び要件に関する書類
- 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 過去の指定実績がわかる書類
- 市長が必要と認める書類

令和 2年 10月 23日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

申請団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号
名 称	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
代表者の氏名	会 長 森田 純一
電 話 番 号	0836-81-0050

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名 称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
事務所の所在地 山陽小野田市千代町1丁目2番28号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

小野田児童館

3 添付書類

- 事業計画書
- 応募の資格及び要件に関する書類
- 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 過去の指定実績がわかる書類
- 市長が必要と認める書類

令和 2年 10月 23日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

申請団体所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
名称 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
代表者の氏名 会長 森田 純一
電話番号 0836-81-0050

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
事務所の所在地 山陽小野田市千代町1丁目2番28号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

須恵児童館

3 添付書類

事業計画書

応募の資格及び要件に関する書類

定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

登記事項証明書

市税の滞納がないことを証明する書類

過去の指定実績がわかる書類

市長が必要と認める書類

令和 2年 10月 23日

山陽小野田市長 藤田 剛 二 様

申請団体所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
名 称 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
代表者の氏名 会長 森田 純 一
電話番号 0836-81-0050

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名 称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
事務所の所在地 山陽小野田市千代町1丁目2番28号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

赤崎児童館

3 添付書類

- 事業計画書
- 応募の資格及び要件に関する書類
- 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 過去の指定実績がわかる書類
- 市長が必要と認める書類

令和 2年 10月 23日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

申請団体所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
名称 社会福祉法人
代表者の氏名 会長 森田 純
電話番号 0836-81-0050



指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
事務所の所在地 山陽小野田市千代町1丁目2番28号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

本山児童館

3 添付書類

- 事業計画書
- 応募の資格及び要件に関する書類
- 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 過去の指定実績がわかる書類
- 市長が必要と認める書類

事業計画書

1. 基本的事項

施設名	有帆児童館				
団体名	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会		代表者	会長 森田 純一	
団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号	設立年月日	平成17.3.22	従業員数	158人
電話番号	81-0050	FAX番号	81-0057	Eメール	sanyouonoda-syakyou@iris.ocn.ne.jp
主たる業務内容	<p>福祉活動の拠点として、次の福祉事業等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の輪づくり運動の推進（地区社協等活動支援事業、ふれあいいきいきサロン推進） ・見守りネットワーク強化（どうしちよるネット、安心キット） ・地域生活支援事業（地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人受任事業、総合相談事業、生活福祉資金等貸付事業他） ・施設運営の経営推進（障害福祉サービス事業所グリーンヒル山陽の設置経営） ・収益事業（山陽オートレース場売店事業） ・介護保険事業等の推進（居宅介護支援事業、訪問介護事業等） ・地域に開かれた社会参加事業の推進（障害者の自立支援による社会参加支援） ・その他、定款第2条に規定する事業 				
団体の運営方針	<p>本会は社会福祉法に基づいた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民の参加協力をはじめ、行政・福祉関係諸団体等との連携と協働をはかりながら、地域福祉事業及び施設運営の実施を通じて「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるまち」の実現をめざしています。</p>				
経理状況	令和元年度決算書は別紙のとおり		類似施設運営実績の有無	◎（26年）・無	

2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法(危機管理マニュアルを含む。)

社協の理念である、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり」を実践するため、地域における児童福祉の拠点として以下の内容で管理運営する。

① 地域の特色を活かした施設運営

地域の特色を活かした児童館の運営を行うため、児童館まつりをはじめとするあらゆる地域交流事業に取り組む。地域住民と協働のもと、地域の特徴や特性を生かした行事（三世代交流グラウンドゴルフ、カローリング、ホテルまつり、いもほり等）に積極的に参加する。

② 柔軟かつ迅速な対応

各館の施設長は、施設における問題を把握し柔軟かつ迅速な対応をする。トラブルの対応は児童館運営マニュアルに基づき、本会の事故・事件・苦情対策対応ガイドラインを準用する。また、諸事の対応については、「ヒヤリ・ハット記録簿」「顛末書」での報告を、また「業務日誌」等において定期的な事業の報告と情報共有に努める。

③ 人事、経理の一括管理

人事、経理については本会が一括管理することで、効率的な運営を行う。なお、本会に児童館担当職員を配置し、定期的な連絡会議を実施することにより各館の連携を図るとともに、各児童館の円滑な運営のための調整を行う。

④ 法令遵守による防火対策

全児童館において法に定められた防火管理者を選任し、各館で作成された消防計画に従って

施設の安全管理を行う。また、定期的に消火器等の点検及び防火訓練を行う。

⑤ 緊急時の安全対策

地震、火災などの自然災害やけが・病気、感染症など、迅速に対応できるよう「児童館緊急時対応マニュアル」に基づき非常時に対応。不審者侵入等の非常時は、'さすまた'、'蛍光クラックボール'を常備するとともに緊急ブザーを設置。このほか、定期的な救急救命講習会を実施し、設置されているAEDの使用方法をはじめとする救急救命技術を習得し、利用者が安全に利用できるよう児童館職員の責任の自覚を促す。

(添付：児童館運営マニュアル、児童館緊急対応マニュアル)

⑥ 24時間体制の防犯対策

警備保障会社と契約を行い、夜間休日を含め24時間体制で館の防犯管理を行う。

⑦ すべての利用者に配慮した施設

障がい者(児)を含め、すべての利用者に配慮した案内表示を館内に設置するとともに、万一の時に備える。また必要に応じて社協の行事保険等に加入し対処する。

⑧ 設備点検及び環境美化

設備(消防設備、浄化槽等)の日常点検、法定点検を実施するとともに、施設内外の点検・補修・清掃を職員が日常的に実施し環境美化に努める

(2) 年間の事業実施計画

別紙

(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)

① 児童館連絡会議等の開催

毎月開催する児童福祉連絡会議において、各児童館における現在の問題・課題点を把握するとともに解決のための方策を協議し、決定事項を利用者サービスに反映させる。また、その記録は全児童館共通のサービスとしてマニュアルに加筆し、日常の業務に活用する。

② 地域の意見の反映

小学校との定期的な情報交換を実施するとともに、地区社会福祉協議会、自治会協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域活動おのだ、ボランティア等の地域関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、関係者の意見を児童館事業に反映する。また、アンケートを実施しニーズの把握を行いサービスの向上に努める。

③ 職員の資質向上

効果的なOJTの実践と積極的な外部研修の参加により、継続的に職員の資質向上に努め地域のニーズに柔軟な対応ができる体制を整える。

④ 児童館だよりの発行

児童に関する情報発信の場として情報の収集に努め、適切な情報を発信する。児童館だよりにより定期的な情報発信を行う。

また市社協の広報誌「かけはし」やホームページを活用し情報発信に努める。

⑤ 児童クラブの環境整備

児童クラブの施設として、安心して利用されるよう児童クラブ指導員と情報を共有し、児童クラブのサービス向上を考慮した運営を行う。

⑥ アンケート調査の実施

利用者ニーズの把握と効果的な指定管理運営のため、年1回アンケート調査を実施

(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)

<p>① 地域との連携</p> <p>地域の関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、地域の理解と協力による児童館の運営に努める。</p> <p>② 苦情対策対応ガイドラインの適用</p> <p>児童館職員以外に本会に児童館に関する苦情受付担当者並びに児童館を総括する担当職員を配置し、トラブルの防止及び対処を行う。また、トラブル発生時には、本会の「苦情解決規程」に従うとともに「事故・事件・苦情対策対応ガイドライン」(別添)により迅速に対処する。</p> <p>なお、担当において判断が困難な場合は、本会設置の第三者委員による協議を行い公平・公正に対処する。(添付：苦情解決規程、事故・事件・苦情対策対応ガイドライン)</p>
<p>(5) 個人情報の保護措置</p> <p>① 個人情報保護規程の適用</p> <p>本会で運用している個人情報保護規程により個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を定め、適切に個人情報を保護・管理する。(添付：個人情報保護規程)</p> <p>② 職員教育</p> <p>児童館連絡会議及び本会の役職員研修において個人情報の保護の徹底を行う。</p>
<p>(6) その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)</p> <p>① 安心して暮らすことができる地域づくり</p> <p>地区社協、福祉員の会、民生児童委員協議会等、本会の関係団体の協力を得ることにより地域の児童福祉の充実を図るとともに、帰宅時の見守りを行うなど児童が安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>② 情報公開</p> <p>本会の情報公開規程に基づき、透明性のある運営に努める。(添付：情報公開規程)</p>

3. 管理運営体制

<p>(1) 組織及び配置職員数</p> <p>別表(添付：職員配置図)</p>
<p>(2) 職員(資格者等を含む。)の確保</p> <p>保育士または教諭免許の有資格者を児童厚生員として2名配置</p>
<p>(3) 雇用の予定</p> <p>欠員が生じた場合、有資格者を公募して採用試験を実施のうえ決定</p>
<p>(4) 職員研修の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童厚生員1名につき年2回までの研修会参加の体制 ・施設維持管理担当者として、防火管理者等法令上必要な資格取得及び研修会に出席 ・「職員教育訓練受講料助成要綱」を制定し、職員の資格取得に対する意欲を喚起するための受講料一部助成を実施 ・市社協役職員研修会に参加し自主研鑽に努める
<p>(5) 緊急時の連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協職員並びに児童厚生員連絡網を確立し緊急時に対応 ・天災時の運営については、行政および市社協と連絡調整のうえ対応 ・災害時等において行政及び市社協と協議のうえ緊急避難場所としての受け入れ対応

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

別紙

5. 施設の維持管理経費の縮減策

児童館施設と付属する備品等を長期にわたり使用維持できるよう、また管理維持のためにかかるコストを削減するため、以下のような方法で縮減を図る。

- ・長期的な施設器具の活用と安心安全な使用を継続するために必要な検証を実施

備品・消耗品等の破損や交換の際は、安心安全な施設利用を心がける中、該当備品が長期的により効果的に機能するか検証を行い、コスト面でも比較しながら将来的に最も適切とされる対応に努める。

- ・利用者の理解と施設備品保持の協力を支援される運営体制

児童クラブ利用者、一般利用者とも、公共の備品・消耗品としての適切な使用協力を呼びかけ、市社協が受託する福祉性・公益性について賛同と協力を理解いただき、さらなる利用啓発に努める。

- ・社会資源の活用と地域協働による施設保持

地域のボランティアや関係協力団体など児童館運営の主旨に理解ある方々との協働を活かし、小修繕・小規模補修に地域資源を活用することで効率よく地域性を活かした運営へと結びつける。

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

有帆

単位:千円

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	
項目	内訳						0	
収入	指定管理料	7,042	7,042	7,042	7,042	7,042	35,210	
	事業収入	まつり他	60	60	60	60	300	
	その他の収入	雑収入	1	1	1	1	5	
合計		7,103	7,103	7,103	7,103	7,103	35,515	
支出	人件費	2名嘱託	5,421	5,421	5,498	5,517	5,542	27,399
	事業費	教養娯楽費	60	60	60	60	60	300
		保険料	5	5	5	5	5	25
	管理費	水道光熱費	306	306	306	306	306	1,530
		通信運搬費	108	108	108	108	108	540
		業務委託費	357	357	357	357	357	1,785
		保守料	133	133	133	133	133	665
	事務費	福利厚生費	30	30	30	30	30	150
		旅費交通費	4	4	4	4	4	20
		研修研究費	22	22	22	22	22	110
		事務消耗品費	100	100	100	100	100	500
		印刷製本費	50	50	50	50	50	250
		修繕費	441	440	440	440	440	2,201
		手数料	2	2	2	2	2	10
		租税公課	5	5	5	5	5	25
		雑支出	1	1	1	1	1	5
合計		7,045	7,044	7,121	7,140	7,165	35,515	
収支差額		58	59	-18	-37	-62	0	

※消費税及び地方消費税の額については、10%で計算してください。

令和3年度 有帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『Enjoy 児童館』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びや体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化を図る。

本年度の目標〔 心身の健康をつくろう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月	人形劇	演劇を鑑賞し、豊かな情緒を育てよ	ボランティア団体
2	5月	伝承遊び（三世代交流）	地域の人と一緒に、昔の遊びを楽しもう	NPO団体
3	6月	オリンピック競技	オリンピックの競技種目を知り、体験してみよう	個人ボランティア
4	6月	ほたるまつり	ダンスにチャレンジし、みんなの前で披露しよう	地域各団体
5	7月	夏休み工作教室	モノづくりを体験し、創造力を養おう	ボランティア団体
6	8月	押し花教室	好きな草花を使って、マイ押し花を作ろう	個人ボランティア
7	8月	子どもエコ教室	エコに、そして快適に夏を乗り切る方法を学ぼう	環境学習指導者
8	9月	ニューススポーツ体験	ニューススポーツを楽しみながら、からだを動かそう	個人ボランティア
9	10月	エコクラフトでリース作り	エコで身近な素材を使って、素敵なリースを作ろう	個人ボランティア
10	11月	有帆児童館まつり	児童館活動をPRし、地域のネットワークを広げる	地域各団体、関係機関
11	12月	フラワーアレンジメント ～クリスマスを華やかに～	クリスマスに向けて、季節の花を美しく飾ろう	個人ボランティア
12	1月	新春のつどい～箏の演奏	日本の伝統音楽の箏曲を聴いて、新年を祝おう	個人ボランティア
13	2月	119番教室	防災・防火について学ぼう	小野田消防署
14	2月	おひなさまお茶会	お辞儀の仕方、お茶の点て方など和の心を学ぼう	NPO団体
15	3月	グラウンドゴルフ大会	地域の人に教わりながら、優勝めざしてスコアを競おう	ボランティア団体

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月1回（児童館の清掃）
- ・おはなし広場 毎月第3金曜日（紙芝居・絵本の読み聞かせ）

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子どもたちが、地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔外国や地域の伝承文化を大切にすることを育てよう〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	開講式・伝承あそび	地域の人と昔の遊びを楽しもう	NPO団体
2	6月	点字を学ぼう	点字にふれてみよう	ボランティア団体
3	7月	プレゼントを作ろう	お年寄りへのプレゼントを作ろう	児童厚生員
4	8月	お手紙を書こう	お年寄りへ温かい言葉を届けよう	児童厚生員
5	9月	英語であそぼう	英語にふれ外国のことを知ろう	個人ボランティア
6	10月	パラスポーツ体験	障害者スポーツを体験しよう	個人ボランティア
7	11月	アイマスク体験	暗闇の世界を体験しよう	社協職員
8	12月	閉講式・がんばったで賞	1年の活動を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子どもたちが、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また、地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔新しいことに挑戦しよう〕

クラブ名	実施日及び開始時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
グラウンドゴルフ	第2(火)15:30~	基本の技術を学び、仲間とゲームを楽しもう	個人ボランティア
レッツ・チャレンジ	第2(土)13:30~	工作・音楽・ニュースポーツなど、いろいろなことを体験しよう	個人ボランティア・児童厚生員
生け花	第3(土)9:30~	四季折々の花の美しさにふれ、豊かな感性を育てよう	個人ボランティア 池坊小野田支部
折り紙	第3(土)14:00~	折り紙を楽しみ、思考力を養おう	個人ボランティア
将棋	第2(水)15:30~	将棋の基本と作法を学び、バランス感覚を身につけよう	個人ボランティア
キッズファーム ありほ	第3(水)15:30~	畑作りをエコの立場から学び、収穫の喜びをあげよう	個人ボランティア
にこにこ	第2・4(水) 10:00~	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。子育てともだちをつくらう。	姫井保育園・児童厚生員 保健師、母推等

④ 相談業務

業務のねらい

子どもを取り巻く環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制を整える。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談を受け入れ、子育てを支援する。

本年度の重点目標〔専門家・関係機関との連携〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
児童相談	第1・3水曜日 随時	児童に関する相談に応じる	主任児童委員他
幼児相談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時	幼児、育児に関する相談に応じる	保健師・保育士 栄養士・母推他

⑤ 開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアの受け入れを図る。

・子どもたちが、主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて、児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

・地域活動おのだA、C（休会中）との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。
(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和4年度 有帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『地域のオアシス 児童館』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びや体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化を図る。

本年度の目標〔 自然の美しさや面白さを発見しよう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月	人形劇	演劇を鑑賞し、豊かな情緒を育てよう	ボランティア団体
2	5月	伝承遊び（三世代交流）	地域の人と一緒に、昔の遊びを楽しもう	NPO団体
3	6月	110番教室	自分の身を守る方法を学ぼう	小野田警察署
4	6月	ほたるまつり	ダンスにチャレンジし、みんなの前で披露しよう	地域各団体
5	7月	夏休み工作教室	モノづくりを体験し、創造力を養おう	ボランティア団体
6	8月	押し花教室	好きな草花を使って、マイ押し花を作ろう	個人ボランティア
7	8月	子どもエコ教室	エコに、そして快適に夏を乗り切る方法を学ぼう	環境学習指導者
8	9月	ネイチャーゲーム	自然と五感で触れ合おう	個人ボランティア
9	10月	エコクラフトでリース作り	エコで身近な素材を使って、素敵なりースを作ろう	個人ボランティア
10	11月	有帆児童館まつり	児童館活動をPRし、地域のネットワークを広げる	地域各団体、関係機関
11	12月	フラワーアレンジメント ～クリスマス華やかに～	クリスマスに向けて、季節の花を美しく飾ろう	個人ボランティア
12	1月	新春のつどい～正月のあそび	日本の伝統的な正月あそびをみんなであそんで楽しもう	個人ボランティア
13	2月	119番教室	防災・防火について学ぼう	小野田消防署
14	2月	おひなさまお茶会	お辞儀の仕方、お茶の点て方など 和の心を学ぼう	NPO団体
15	3月	グラウンドゴルフ大会	地域の人に教わりながら、優勝めざしてスコアを競おう	ボランティア団体

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月1回（児童館の清掃）
- ・おはなし広場 毎月第3金曜日（紙芝居・絵本の読み聞かせ）

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子どもたちが、地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

- ・ふれあい体験スクール

本年度の目標【人や社会の役に立つことの喜びを感じよう】

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	開講式・伝承あそび	地域の人と昔の遊びを楽しもう	NPO団体
2	6月	点字を学ぼう	点字にふれてみよう	ボランティア団体
3	7月	プレゼントを作ろう	お年寄りへのプレゼントを作ろう	児童厚生員
4	8月	お手紙を書こう	お年寄りへ温かい言葉を届けよう	児童厚生員
5	9月	英語であそぼう	英語にふれ外国のことを知ろう	個人ボランティア
6	10月	ボランティア	募金活動に参加しよう	社協職員
7	11月	ユニセフの活動	国際支援について知ろう	社協職員
8	12月	閉講式・がんばったで賞	1年の活動を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子どもたちが、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また、地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標【好きになれるものをみつけよう】

クラブ名	実施日及び開始時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
グラウンドゴルフ	第2(火)15:30～	基本の技術を学び、仲間とゲームを楽しもう	個人ボランティア
レッツ・チャレンジ	第2(土)13:30～	工作・音楽・ニュースポーツなど、いろいろなことを体験しよう	個人ボランティア・児童厚生員
生け花	第3(土)9:30～	四季折々の花の美しさにふれ、豊かな感性を育てよう	個人ボランティア 池坊小野田支部
折り紙	第3(土)14:00～	折り紙を楽しみ、思考力を養おう	個人ボランティア
将棋	第2(水)15:30～	将棋の基本と作法を学び、バランス感覚を身につけよう	個人ボランティア
キッズファーム ありほ	第3(水)15:30～	畑作りをエコの立場から学び、収穫の喜びをあげよう	個人ボランティア
にこにこ	第2・4(水) 10:00～	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。子育てともだちをつくろう。	姫井保育園・児童厚生員 保健師、母推等

④相談業務

業務のねらい
子どもを取り巻く環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制を整える。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談を受け入れ、子育てを支援する。

本年度の重点目標〔専門家・関係機関との連携〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
児童相談	第1・3水曜日 随時	児童に関する相談に応じる	主任児童委員他
幼児相談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時	幼児、育児に関する相談に応じる	保健師・保育士 栄養士・母推他

⑤開放事業

事業のねらい
・子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアの受け入れを図る。

・子どもたちが、主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて、児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動おのだA、C（休会中）との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。
(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和5年度 有帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『ネットワーク 深化』

① 月例事業

事業のねらい
 子どもの発達を促す遊びや体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化を図る。

本年度の目標〔 観察力・探求心を育てよう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月	人形劇	演劇を鑑賞し、豊かな情緒を育てよう	ボランティア団体
2	5月	伝承遊び（三世代交流）	地域の人と一緒に、昔の遊びを楽しもう	NPO団体
3	6月	動物ふれあい教室	動物とふれあい、命の大切さを知ろう	関係機関
4	6月	ほたるまつり	ダンスにチャレンジし、みんなの前で披露しよう	地域各団体
5	7月	夏休み工作教室	モノづくりを体験し、創造力を養おう	ボランティア団体
6	8月	押し花教室	好きな草花を使って、マイ押し花を作ろう	個人ボランティア
7	8月	子どもエコ教室	エコに、そして快適に夏を乗り切る方法を学ぼう	環境学習指導者
8	9月	科学実験教室	実験を通して科学的思考力を養おう	個人ボランティア
9	10月	エコラフトでリース作り	エコで身近な素材を使って、素敵なおリースを作ろう	個人ボランティア
10	11月	有帆児童館まつり	児童館活動をPRし、地域のネットワークを広げる	地域各団体、関係機関
11	12月	フラワーアレンジメント ～クリスマスを華やかに～	クリスマスに向けて、季節の花を美しく飾ろう	個人ボランティア
12	1月	新春のつどい～ピアノコンサート	ピアノ演奏を観て、聴いて、音を感じよう	個人ボランティア
13	2月	119番教室	防災・防火について学ぼう	小野田消防署
14	2月	おひなさまお茶会	お辞儀の仕方、お茶の点て方など 和の心を学ぼう	NPO団体
15	3月	グラウンドゴルフ大会	地域の人に教わりながら、優勝めざしてスコアを競おう	ボランティア団体

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月1回（児童館の清掃）
- ・おはなし広場 毎月第3金曜日（紙芝居・絵本の読み聞かせ）

②定例事業

事業のねらい
 社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子どもたちが、地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔相手の立場になって考え、共感する心を養おう〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	開講式・伝承あそび	地域の人と昔の遊びを楽しもう	NPO団体
2	6月	点字を学ぼう	点字にふれてみよう	ボランティア団体
3	7月	プレゼントを作ろう	お年寄りへのプレゼントを作ろう	児童厚生員
4	8月	お手紙を書こう	お年寄りへ温かい言葉を届けよう	児童厚生員
5	9月	英語であそぼう	英語にふれ外国のことを知ろう	個人ボランティア
6	10月	手話を学ぼう	手を使ってお話ししてみよう	社協職員
7	11月	お年寄り体験	年を取るってどんなこと	社協職員
8	12月	開講式・がんばったで賞	1年の活動を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい
 子どもたちが、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また、地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔楽しみながら技術をみがこう〕

クラブ名	実施日及び開始時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
グラウンドゴルフ	第2(火)15:30~	基本の技術を学び、仲間とゲームを楽しもう	個人ボランティア
レッツ・チャレンジ	第2(土)13:30~	工作・音楽・ニュースポーツなど、いろいろなことを体験しよう	個人ボランティア・児童厚生員
生け花	第3(土)9:30~	四季折々の花の美しさにふれ、豊かな感性を育てよう	個人ボランティア 池坊小野田支部
折り紙	第3(土)14:00~	折り紙を楽しみ、思考力を養おう	個人ボランティア
将棋	第2(水)15:30~	将棋の基本と作法を学び、バランス感覚を身につけよう	個人ボランティア
キッズファーム ありほ	第3(水)15:30~	畑作りをエコの立場から学び、収穫の喜びをあじわおう	個人ボランティア
にこにこ	第2・4(水) 10:00~	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。子育てともだちをつくろう。	姫井保育園・児童厚生員 保健師、母推等

④ 相談業務

業務のねらい

子どもを取り巻く環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制を整える。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談を受け入れ、子育てを支援する。

本年度の重点目標〔専門家・関係機関との連携〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
児童相談	第1・3水曜日 随時	児童に関する相談に応じる	主任児童委員他
幼児相談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時	幼児、育児に関する相談に応じる	保健師・保育士 栄養士・母推他

⑤ 開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアの受け入れを図る。

・子どもたちが、主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて、児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

・地域活動おのだA、C（休会中）との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに挙げる。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。
(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和6年度 有帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『地域密着 児童館』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びや体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化を図る。

本年度の目標〔 感受性を高めよう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月	人形劇	演劇を鑑賞し、豊かな情緒を育てよう	ボランティア団体
2	5月	伝承遊び（三世代交流）	地域の人と一緒に、昔の遊びを楽しもう	NPO団体
3	6月	人権教室	相手のことを思いやる心を育てよう	関係機関
4	6月	ほたるまつり	ダンスにチャレンジし、みんなの前で披露しよう	地域各団体
5	7月	夏休み工作教室	モノづくりを体験し、創造力を養おう	ボランティア団体
6	8月	押し花教室	好きな草花を使って、マイ押し花を作ろう	個人ボランティア
7	8月	子どもエコ教室	エコに、そして快適に夏を乗り切る方法を学ぼう	環境学習指導者
8	9月	楽器を楽しむ	いろいろな楽器に触れてみよう	個人ボランティア
9	10月	エコクラフトでリース作り	エコで身近な素材を使って、素敵なリースを作ろう	個人ボランティア
10	11月	有帆児童館まつり	児童館活動をPRし、地域のネットワークを広げる	地域各団体、関係機関
11	12月	フラワーアレンジメント ～クリスマスを華やかに～	クリスマスに向けて、季節の花を美しく飾ろう	個人ボランティア
12	1月	新春のつどい～大型絵本の読みきかせ&マジックショー～	物語を楽しもう。手品を観て、教わって、やってみよう	個人ボランティア
13	2月	119番教室	防災・防火について学ぼう	小野田消防署
14	2月	おひなさまお茶会	お辞儀の仕方、お茶の点て方など 和の心を学ぼう	NPO団体
15	3月	グラウンドゴルフ大会	地域の人に教わりながら、優勝めざしてスコアを競おう	ボランティア団体

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月1回（児童館の清掃）
- ・おはなし広場 毎月第3金曜日（紙芝居・絵本の読み聞かせ）

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子どもたちが、地域の一人としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔誰もが共に生きるための知恵や態度を育てよう〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	開講式・伝承あそび	地域の人と昔の遊びを楽しもう	NPO団体
2	6月	点字を学ぼう	点字にふれてみよう	ボランティア団体
3	7月	プレゼントを作ろう	お年寄りへのプレゼントを作ろう	児童厚生員
4	8月	お手紙を書こう	お年寄りへ温かい言葉を届けよう	児童厚生員
5	9月	英語であそぼう	英語にふれ外国のことを知ろう	個人ボランティア
6	10月	ユニバーサルデザイン	やさしい環境づくりを学ぼう	社協職員
7	11月	自分のまち探検	私のまちは人にやさしいかな?	児童厚生員
8	12月	閉講式・がんばったで賞	1年の活動を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子どもたちが、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また、地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔豊かな感性を育もう〕

クラブ名	実施日及び開始時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
グラウンドゴルフ	第2火曜日 15:30	基本の技術を学び、仲間とゲームを楽しもう	個人ボランティア
レッツ・チャレンジ	第2土曜日 13:30	工作・音楽・ニュースポーツなど、いろいろなことを体験しよう	個人ボランティア・児童厚生員
生け花	第3土曜日 9:30	四季折々の花の美しさにふれ、豊かな感性を育てよう	個人ボランティア 池坊小野田支部
折り紙	第3土曜日 14:00	折り紙を楽しみ、思考力を養おう	個人ボランティア
将棋	第2水曜日 15:30	将棋の基本と作法を学び、バランス感覚を身につけよう	個人ボランティア
キッズファーム ありほ	第3水曜日 15:30	畑作りをエコの立場から学び、収穫の喜びをあげよう	個人ボランティア
にこにこ	第2・4水曜日 10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。子育てともだちをつくろう。	姫井保育園・児童厚生員 保健師、母推等

④相談業務

業務のねらい

子どもを取り巻く環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制を整える。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談を受け入れ、子育てを支援する。

本年度の重点目標〔専門家・関係機関との連携〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
児童相談	第1・3水曜日 随時	児童に関する相談に応じる	主任児童委員他
幼児相談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時	幼児、育児に関する相談に応じる	保健師・保育士 栄養士・母推他

⑤開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアの受け入れを図る。

・子どもたちが、主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて、児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

- ・地域活動おのだA、C（休会中）との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

- ・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。
(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

- ・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

- ・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和7年度 有帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『子育て応援 Base』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びや体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化を図る。

本年度の目標〔 交流を深めよう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月	人形劇	演劇を鑑賞し、豊かな情緒を育てよう	ボランティア団体
2	5月	伝承遊び（三世代交流）	地域の人と一緒に、昔の遊びを楽しもう	NPO団体
3	6月	ボードゲーム	アナログゲームを体験し、記憶力・集中力を高めよう	個人ボランティア
4	6月	ほたるまつり	ダンスにチャレンジし、みんなの前で披露しよう	地域各団体
5	7月	夏休み工作教室	モノづくりを体験し、創造力を養おう	ボランティア団体
6	8月	押し花教室	好きな草花を使って、マイ押し花を作ろう	個人ボランティア
7	8月	子どもエコ教室	エコに、そして快適に夏を乗り切る方法を学ぼう	環境学習指導者
8	9月	レクリエーション	あたまとからだを動かし、リフレッシュしよう	個人ボランティア
9	10月	エコクラフトでリース作り	エコで身近な素材を使って、素敵なリースを作ろう	個人ボランティア
10	11月	有帆児童館まつり	児童館活動をPRし、地域のネットワークを広げる	地域各団体、関係機関
11	12月	フラワーアレンジメント ～クリスマスを華やかに～	クリスマスに向けて、季節の花を美しく飾ろう	個人ボランティア
12	1月	新春のつどい～南京玉すだれ	歴史ある伝統芸能を観て、参加して、楽しもう	個人ボランティア
13	2月	119番教室	防災・防火について学ぼう	小野田消防署
14	2月	おひなさまお茶会	お辞儀の仕方、お茶の点て方など 和の心を学ぼう	NPO団体
15	3月	グラウンドゴルフ大会	地域の人に教わりながら、優勝めざしてスコアを競おう	ボランティア団体

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月1回（児童館の清掃）
- ・おはなし広場 毎月第3金曜日（紙芝居・絵本の読み聞かせ）

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子どもたちが、地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔広い視野を持ち、ちがいを尊重する心を育てよう〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	開講式・伝承あそび	地域の人と昔の遊びを楽しもう	NPO団体
2	6月	点字を学ぼう	点字にふれてみよう	ボランティア団体
3	7月	プレゼントを作ろう	お年寄りへのプレゼントを作ろう	児童厚生員
4	8月	お手紙を書こう	お年寄りへ温かい言葉を届けよう	児童厚生員
5	9月	英語であそぼう	英語にふれ外国のことを知ろう	個人ボランティア
6	10月	フラダンス	外国の伝統文化を体験しよう	個人ボランティア
7	11月	車いす体験	使い方を学ぼう	社協職員
8	12月	閉講式・がんばったで賞	1年の活動を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子どもたちが、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また、地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔仲間と高めあい成長しよう〕

クラブ名	実施日及び開始時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
グラウンドゴルフ	第2火曜日 15:30	基本の技術を学び、仲間とゲームを楽しもう	個人ボランティア
レッツ・チャレンジ	第2土曜日 13:30	工作・音楽・ニュースポーツなど、いろいろなことを体験しよう	個人ボランティア・児童厚生員
生け花	第3土曜日 9:30	四季折々の花の美しさにふれ、豊かな感性を育てよう	個人ボランティア 池坊小野田支部
折り紙	第3土曜日 14:00	折り紙を楽しみ、思考力を養おう	個人ボランティア
将棋	第2水曜日 15:30	将棋の基本と作法を学び、バランス感覚を身につけよう	個人ボランティア
キッズファーム ありほ	第3水曜日 15:30	畑作りをエコの立場から学び、収穫の喜びをあげよう	個人ボランティア
にこにこ	第2・4水曜日 10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。子育てともだちをつくろう。	姫井保育園・児童厚生員 保健師、母推等

④ 相談業務

業務のねらい

子どもを取り巻く環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制を整える。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談を受け入れ、子育てを支援する。

本年度の重点目標〔専門家・関係機関との連携〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
児童相談	第1・3水曜日 随時	児童に関する相談に応じる	主任児童委員他
幼児相談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時	幼児、育児に関する相談に応じる	保健師・保育士 栄養士・母推他

⑤ 開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアの受け入れを図る。

・子どもたちが、主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて、児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

- ・ 地域活動おのだA、C（休会中）との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

- ・ 広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。
(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

- ・ 保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

- ・ 児童厚生員養成 実習生の受け入れ

事業計画書

1. 基本的事項

施設名	高千帆児童館				
団体名	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会		代表者	会長 森田 純一	
団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号	設立年月日	平成 17. 3. 22	従業員数	158人
電話番号	81-0050	FAX番号	81-0057	Eメール	sanyouonoda-syakyou@iris.ocn.ne.jp
主たる業務内容	<p>福祉活動の拠点として、次の福祉事業等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の輪づくり運動の推進（地区社協等活動支援事業、ふれあいいいきサロン推進） ・見守りネットワーク強化（どうしちよるネット、安心キット） ・地域生活支援事業（地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人受任事業、総合相談事業、生活福祉資金等貸付事業他） ・施設運営の経営推進（障害福祉サービス事業所グリーンヒル山陽の設置経営） ・収益事業（山陽オートレース場売店事業） ・介護保険事業等の推進（居宅介護支援事業、訪問介護事業等） ・地域に開かれた社会参加事業の推進（障害者の自立支援による社会参加支援） ・その他、定款第2条に規定する事業 				
団体の運営方針	<p>本会は社会福祉法に基づいた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民の参加協力をはじめ、行政・福祉関係諸団体等との連携と協働をはかりながら、地域福祉事業及び施設運営の実施を通じて「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるまち」の実現をめざしています。</p>				
経理状況	令和元年度決算書は別紙のとおり		類似施設運営実績の有無	◎（26年）・無	

2. 管理運営方針

<p>(1) 施設管理の方法（危機管理マニュアルを含む。）</p> <p>社協の理念である、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり」を実践するため、地域における児童福祉の拠点として以下の内容で管理運営する。</p> <p>① <u>地域の特色を活かした施設運営</u></p> <p>地域の特色を活かした児童館の運営を行うため、児童館まつりをはじめとするあらゆる地域交流事業に取り組む。地域住民と協働のもと、地域の特徴や特性を生かした行事（三世代交流グラウンドゴルフ、カローリング、ホテルまつり、いもほり等）に積極的に参加する。</p> <p>② <u>柔軟かつ迅速な対応</u></p> <p>各館の施設長は、施設における問題を把握し柔軟かつ迅速な対応をする。トラブルの対応は児童館運営マニュアルに基づき、本会の事故・事件・苦情対策対応ガイドラインを準用する。また、諸事の対応については、「ヒヤリ・ハット記録簿」「顛末書」での報告を、また「業務日誌」等において定期的な事業の報告と情報共有に努める。</p> <p>③ <u>人事、経理の一括管理</u></p> <p>人事、経理については本会が一括管理することで、効率的な運営を行う。なお、本会に児童館担当職員を配置し、定期的な連絡会議を実施することにより各館の連携を図るとともに、各児童館の円滑な運営のための調整を行う。</p> <p>④ <u>法令遵守による防火対策</u></p> <p>全児童館において法に定められた防火管理者を選任し、各館で作成された消防計画に従って</p>

施設の安全管理を行う。また、定期的に消火器等の点検及び防火訓練を行う。

⑤ 緊急時の安全対策

地震、火災などの自然災害やけが・病気、感染症など、迅速に対応できるよう「児童館緊急時対応マニュアル」に基づき非常時に対応。不審者侵入等の非常時は、'さすまた'、'蛍光クラックボール'を常備するとともに緊急ブザーを設置。このほか、定期的な救急救命講習会を実施し、設置されているAEDの使用方法是はじめとする救急救命技術を習得し、利用者が安全に利用できるよう児童館職員の責任の自覚を促す。

(添付：児童館運営マニュアル、児童館緊急対応マニュアル)

⑥ 24時間体制の防犯対策

警備保障会社と契約を行い、夜間休日を含め24時間体制で館の防犯管理を行う。

⑦ すべての利用者に配慮した施設

障がい者(児)を含め、すべての利用者に配慮した案内表示を館内に設置するとともに、万一の時に備える。また必要に応じて社協の行事保険等に参加し対処する。

⑧ 設備点検及び環境美化

設備(消防設備、浄化槽等)の日常点検、法定点検を実施するとともに、施設内外の点検・補修・清掃を職員が日常的に実施し環境美化に努める

(2) 年間の事業実施計画

別紙

(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)

① 児童館連絡会議等の開催

毎月開催する児童福祉連絡会議において、各児童館における現在の問題・課題点を把握するとともに解決のための方策を協議し、決定事項を利用者サービスに反映させる。また、その記録は全児童館共通のサービスとしてマニュアルに加筆し、日常の業務に活用する。

② 地域の意見の反映

小学校との定期的な情報交換を実施するとともに、地区社会福祉協議会、自治会協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域活動おのだ、ボランティア等の地域関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、関係者の意見を児童館事業に反映する。また、アンケートを実施しニーズの把握を行いサービスの向上に努める。

③ 職員の資質向上

効果的なOJTの実践と積極的な外部研修の参加により、継続的に職員の資質向上に努め地域のニーズに柔軟な対応ができる体制を整える。

④ 児童館だよりの発行

児童に関する情報発信の場として情報の収集に努め、適切な情報を発信する。児童館だよりにより定期的な情報発信を行う。

また市社協の広報誌「かけはし」やホームページを活用し情報発信に努める。

⑤ 児童クラブの環境整備

児童クラブの施設として、安心して利用されるよう児童クラブ指導員と情報を共有し、児童クラブのサービス向上を考慮した運営を行う。

⑥ アンケート調査の実施

利用者ニーズの把握と効果的な指定管理運営のため、年1回アンケート調査を実施

(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)

① 地域との連携

地域の関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、地域の理解と協力による児童館の運営に努める。

② 苦情対策対応ガイドラインの適用

児童館職員以外に本会に児童館に関する苦情受付担当者並びに児童館を総括する担当職員を配置し、トラブルの防止及び対処を行う。また、トラブル発生時には、本会の「苦情解決規程」に従うとともに「事故・事件・苦情対策対応ガイドライン」(別添)により迅速に対処する。

なお、担当において判断が困難な場合は、本会設置の第三者委員による協議を行い公平・公正に対処する。(添付:苦情解決規程、事故・事件・苦情対策対応ガイドライン)

(5) 個人情報の保護措置

① 個人情報保護規程の適用

本会で運用している個人情報保護規程により個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を定め、適切に個人情報を保護・管理する。(添付:個人情報保護規程)

② 職員教育

児童館連絡会議及び本会の役職員研修において個人情報の保護の徹底を行う。

(6) その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)

① 安心して暮らすことができる地域づくり

地区社協、福祉員の会、民生児童委員協議会等、本会の関係団体の協力を得ることにより地域の児童福祉の充実を図るとともに、帰宅時の見守りを行うなど児童が安心して暮らせる地域づくりを行う。

② 情報公開

本会の情報公開規程に基づき、透明性のある運営に努める。(添付:情報公開規程)

3. 管理運営体制

(1) 組織及び配置職員数

別表(添付:職員配置図)

(2) 職員(資格者等を含む。)の確保

保育士または教諭免許の有資格者を児童厚生員として2名配置

(3) 雇用の予定

欠員が生じた場合、有資格者を公募して採用試験を実施のうえ決定

(4) 職員研修の方針

- ・児童厚生員1名につき年2回までの研修会参加の体制
- ・施設維持管理担当者として、防火管理者等法令上必要な資格取得及び研修会に出席
- ・「職員教育訓練受講料助成要綱」を制定し、職員の資格取得に対する意欲を喚起するための受講料一部助成を実施
- ・市社協役職員研修会に参加し自主研鑽に努める

(5) 緊急時の連絡体制

- ・市社協職員並びに児童厚生員連絡網を確立し緊急時に対応
- ・天災時の運営については、行政および市社協と連絡調整のうえ対応
- ・災害時等において行政及び市社協と協議のうえ緊急避難場所としての受け入れ対応

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

別紙

5. 施設の維持管理経費の縮減策

児童館施設と付属する備品等を長期にわたり使用維持できるよう、また管理維持のためにかかるコストを削減するため、以下のような方法で縮減を図る。

- ・ 長期的な施設器具の活用と安心安全な使用を継続するために必要な検証を実施

備品・消耗品等の破損や交換の際は、安心安全な施設利用を心がける中、該当備品が長期的により効果的に機能するか検証を行い、コスト面でも比較しながら将来的に最も適切とされる対応に努める。

- ・ 利用者の理解と施設備品保持の協力を支援される運営体制

児童クラブ利用者、一般利用者とも、公共の備品・消耗品としての適切な使用協力を呼びかけ、市社協が受託する福祉性・公益性について賛同と協力を理解いただき、さらなる利用啓発に努める。

- ・ 社会資源の活用と地域協働による施設保持

地域のボランティアや関係協力団体など児童館運営の主旨に理解ある方々との協働を活かし、小修繕・小規模補修に地域資源を活用することで効率よく地域性を活かした運営へと結びつける。

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

高千帆

単位:千円

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	
	項目						0	
収入	指定管理料	6,752	6,752	6,752	6,752	6,752	33,760	
	事業収入	まつり他	80	80	80	80	400	
	その他の収入	雑収入	1	1	1	1	5	
合計		6,833	6,833	6,833	6,833	6,833	34,165	
支出	人件費	2名嘱託	5,490	5,380	5,417	5,455	5,495	27,237
	事業費	教養娯楽費	80	80	80	80	80	400
		保険料	5	5	5	5	5	25
	管理費	水道光熱費	370	370	370	370	370	1,850
		通信運搬費	130	130	130	130	130	650
		業務委託費	251	251	251	251	251	1,255
		保守料	56	56	56	56	56	280
	事務費	福利厚生費	30	30	30	30	30	150
		旅費交通費	4	4	4	4	4	20
		研修研究費	22	22	22	22	22	110
		事務消耗品費	170	170	170	170	170	850
		印刷製本費	70	70	70	70	70	350
		修繕費	189	190	190	190	189	948
		手数料	2	2	2	2	2	10
		租税公課	5	5	5	5	5	25
		雑支出	1	1	1	1	1	5
	合計		6,875	6,766	6,803	6,841	6,880	34,165

収支差額 -42 67 30 -8 -47 0

※消費税及び地方消費税の額については、10%で計算してください。

令和3年度 高千帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『あそぶ！体験する！児童館』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔『新しい生活様式』とともに〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	楽しい工作 I	作って、出来た喜びを味わう	児童厚生員
2	6月	楽しい工作 II	モノ作りを経験し、想像力を養おう	児童厚生員
3	7月	チャレンジ、陶芸I	形が出来る楽しさを知ろう	小野田陶芸同好会
4	8月	119番教室	避難訓練・落ち着いて行動しよう	宇部・山陽小野田消防組合
5	9月	ふれあいコンサート	音楽を楽しもう	地域ボランティア
6	10月	児童館 こどもまつり	ゲームを通して、地域の方と触れ合おう	児童厚生員 T・C 地域ボランティア
7	11月	縁縁アート	色々な素材を使って作品を作ろう	地域ボランティア
8	12月	クリスマス会	クリスマスの行事を楽しもう	高千帆もみの木 T・C
9	1月	新春の集い	新年の伝統行事を体験しよう	T・C 地域ボランティア
10	2月	お坊さんめぐりであそぼう	百人一首を使った遊びを体験しよう	児童厚生員
11	3月	バックカローリング大会	ルールを守ってゲームを楽しもう	児童厚生員

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回水曜日
- ・ クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・ もみの木広場 毎月第4水曜日15:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ) 高千帆もみの木広場

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

- ・ふれあい体験スクール（実施日及び時間：第2土曜日 10:00）

本年度の目標（思いやりの心を育む）

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	外国のお話し紙芝居	外国を知ってオリンピックを盛り上げよう	児童厚生員
2	6月	作物収穫体験	玉ねぎの収穫といも蔓の植え付け	地域ボランティア
3	7月	かるたで外国を学ぼう	日本以外の国を知る(オリンピック)	児童厚生員
4	8月	手話にチャレンジ	指文字を学ぶ	社協職員
5	9月	ふれあいコンサート	音楽を楽しもう	地域ボランティア
6	10月	いもほり大作戦	さつまいもの収穫体験	地域ボランティア
7	11月	赤い羽根共同募金について	意味・意義について考える	社協職員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標（興味の幅を広げる）

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1 (土) 14:00～	変化する紙のおもしろさを知る	地域ボランティア
みんなでストレッチ	第2 (土) 9:00～	太極拳を基本としたストレッチ	地域ボランティア
ボッチャ	第3 奇数月 (土) 10:00～	ルールを学び楽しく参加する	地域ボランティア
煎茶	第3 (土) 13:30～	静かな心を養う	地域ボランティア
囲碁	第4 (土) 10:30～	囲碁の楽しさを知る	地域ボランティア
生け花	第4 (土) 13:00～	花に親しむ	地域ボランティア
リズム体操	第4 (土) 14:30～	リズムにのって楽しく踊る	地域ボランティア
のんち	毎週 (水) 10:00～	未就園児親子の交流	主任児童員・T.C 姫井保育園子育て 支援センター・母推

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔相談しやすい環境を作り心に寄り添った支援・守秘義務の順守〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員
児 童 相 談	毎週金曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動おのだT・Cとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和4年度 高千帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『児童館行事を経験・体験して楽しもう!』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔子供たちの感性を育む〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	おたのしみ映画会	映画を見る時のマナーを学ぼう	児童厚生員
2	6月	楽しい工作	作ってみよう	児童厚生員
3	7月	チャレンジ、陶芸!	形が出来る楽しさを知ろう	小野田陶芸同好会
4	8月	押し花教室	きれいな押し花で作品を作ろう	地域ボランティア
5	9月	お煎茶に親しもう	日本の文化に親しもう	地域ボランティア
6	10月	児童館 こどもまつり	ゲームを通して、地域の方と触れ合おう	児童厚生員 T.C 地域ボランティア
7	11月	119番教室	避難訓練・落ち着いて行動しよう	宇部・山陽小野田消防組合
8	12月	クリスマス会	クリスマスの行事を楽しもう	高千帆もみの木・T.C
9	1月	新春の集い	新年の伝統行事を体験しよう	T.C 地域ボランティア
10	2月	お坊さんめぐりであそぼう	百人一首を使った遊びを体験しよう	児童厚生員
11	3月	フラワーアレンジメント	草花と触れ合おう	地域ボランティア

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回水曜日
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・もみの木広場 毎月第4水曜日15:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ) 高千帆もみの木広場

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一人として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール (実施日及び時間：第2土曜日 10:00)

本年度の目標〔やさしい心を育む〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	あさがおを植えよう	グリーンカーテンを作ろう	児童厚生員
2	6月	作物収穫体験	玉ねぎの収穫といも蔓の植え付け	地域ボランティア
3	7月	チャレンジ、車椅子	車椅子の使い方を知る	高千帆苑
4	8月	エコな活動	「もったいない」を考えよう	児童厚生員
5	9月	地域のおはなし紙芝居	自分の住んでいるところを知ろう	児童厚生員
6	10月	いもほり大作戦	さつまいもの収穫体験	地域ボランティア
7	11月	閉講式	一年間の振り返り	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔続けることで『できる』を経験する〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1 (土) 14:00～	変化する紙のおもしろさを知る	地域ボランティア
みんなでストレッチ	第2 (土) 9:00～	太極拳を基本としたストレッチ	地域ボランティア
ポッチャ	第3奇数月 (土) 10:00～	ルールを学び楽しく参加する	地域ボランティア
煎茶	第3 (土) 13:30～	静かな心を養う	地域ボランティア
囲碁	第4 (土) 10:30～	囲碁の楽しさを知る	地域ボランティア
生け花	第4 (土) 13:00～	花に親しむ	地域ボランティア
リズム体操	第4 (土) 14:00～	リズムに合わせて楽しく踊る	地域ボランティア
のんち	毎週 (水) 10:00～	未就園児親子の交流	主任児童員・T.C 姫井保育園子育て 支援センター・母推

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔相談しやすい環境を作り心に寄り添った支援・守秘義務の順守〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員
児 童 相 談	毎週金曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動おのだT・Cとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和5年度 高千帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『地域の人とふれ合って、楽しめる児童館』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔子どもたちの心に笑顔の種をまく〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	おたのしみ映画会	映画を見る時のマナーを学ぼう	児童厚生員
2	6月	楽しい工作	作ってみよう	児童厚生員
3	7月	チャレンジ、陶芸！	形が出来る楽しさを知ろう	小野田陶芸同好会
4	8月	額縁アート	色々な素材を使って作品を作ろう	地域ボランティア
5	9月	地域発見	自分の住んでいる地域を知ろう	地域ボランティア
6	10月	児童館 こどもまつり	ゲームを通して、地域の方と触れ合おう	児童厚生員、T.C 地域ボランティア
7	11月	119番教室	避難訓練・落ち着いて行動しよう	宇部・山陽小野田消防組合
8	12月	クリスマス会	クリスマスの行事を楽しもう	高千帆もみの木・T.C
9	1月	新春の集い	新年の伝統行事を体験しよう	T.C 地域ボランティア
10	2月	お坊さんめぐりであそぼう	百人一首を使った遊びを体験しよう	児童厚生員
11	3月	バックカローリング大会	ルールを守ってゲームを楽しもう	児童厚生員

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回水曜日
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・もみの木広場 毎月第4水曜日15:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ) 高千帆もみの木広場

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

ふれあい体験スクール (実施日及び時間：第2土曜日 10:00)

本年度の目標〔豊かな心を育む〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1.	5月	クリーン大作戦	地域を歩いて環境整備	児童厚生員
2	6月	作物収穫体験	玉ねぎの収穫といも蔓の植え付け	地域ボランティア
3	7月	チャレンジ、車椅子	車椅子の使い方を知る	高千帆苑
4	8月	絵手紙教室	心を込めて作る	地域ボランティア
5	9月	点字を学ぼう	指先で読む字にふれよう	地域ボランティア
6	10月	いもほり大作戦	さつまいもの収穫体験	地域ボランティア
7	11月	閉講式	一年間の振り返り	地域ボランティア

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔やり遂げた達成感を味わう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1 (土) 14:00～	変化する紙のおもしろさを知る	地域ボランティア
みんなでストレッチ	第2 (土) 9:00～	太極拳を基本としたストレッチ	地域ボランティア
ボッチャ	第3奇数月 (土) 10:00～	ルールを学び楽しく参加する	地域ボランティア
煎茶	第3 (土) 13:30～	静かな心を養う	地域ボランティア
囲碁	第4 (土) 10:30～	囲碁の楽しさを知る	地域ボランティア
生け花	第4 (土) 13:00～	花に親しむ	地域ボランティア
リズム体操	第4 (土) 14:30～	リズムにのって楽しく踊る	地域ボランティア
のんち	毎週 (水) 10:00～	未就園児親子の交流	主任児童員・T.C 姫井保育園子育て 支援センター・母推

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔相談しやすい環境を作り心に寄り添った支援・守秘義務の順守〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員
児 童 相 談	毎週金曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

- ・地域活動おのだT・Cとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに行う。

- ・広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

- ・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

- ・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和6年度 高千帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『いろいろなことに挑戦！楽しい、児童館』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標（子どもたちの生きる力を引き出す）

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	おたのしみ映画会	映画を見る時のマナーを学ぼう	児童厚生員
2	6月	楽しい工作	作ってみよう	児童厚生員
3	7月	チャレンジ、陶芸！	形が出来る楽しさを知ろう	小野田陶芸同好会
4	8月	押し花教室	きれいな押し花で作品を作ろう	地域ボランティア
5	9月	五目並べ選手権	五目並べにチャレンジしよう	地域ボランティア
6	10月	児童館 こどもまつり	ゲームを通して、地域の方と触れ合おう	児童厚生員 T・C 地域ボランティア
7	11月	119番教室	避難訓練・落ち着いて行動しよう	宇部・山陽小野田消防組合
8	12月	クリスマス会	クリスマスの行事を楽しもう	高千帆もみの木・T・C
9	1月	新春の集い	新年の伝統行事を体験しよう	T・C 地域ボランティア
10	2月	お坊さんめぐりであそぼう	百人一首を使った遊びを体験しよう	児童厚生員
11	3月	フラワーアレンジメント	草花と触れ合おう	地域ボランティア

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回水曜日
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日（児童館の清掃）
- ・もみの木広場 毎月第4水曜日15：30（紙芝居・絵本の読み聞かせ）高千帆もみの木広場

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スグール (実施日及び時間：第2土曜日 10:00)

本年度の目標〔人と人との触れ合いを体験する〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	ボランティア活動って何だろう	福祉を知り自分たちに何が出来るか考える	社協職員
2	6月	作物収穫体験	玉ねぎの収穫といも蔓の植え付け	地域ボランティア
3	7月	チャレンジ、車椅子	車椅子の使い方を知る	高千帆苑
4	8月	優しい気持ちを五・七・五	川柳・俳句で気持ちを表す	児童厚生員
5	9月	ふるさとの紙芝居	紙芝居を通してふるさとを見つめよう	児童厚生員
5	10月	いもほり大作戦	さつまいもの収穫体験	地域ボランティア
6	11月	閉講式	一年間の振り返り	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔クラブを通して子どもたちの心のふれあいを図る〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1 (土) 14:00～	変化する紙のおもしろさを知る	地域ボランティア
みんなでストレッチ	第2 (土) 9:00～	太極拳を基本としたストレッチ	地域ボランティア
ポッチャ	第3 奇数月 (土) 10:00～	ルールを学び楽しく参加する	地域ボランティア
煎茶	第3 (土) 13:30～	静かな心を養う	地域ボランティア
囲碁	第4 (土) 10:30～	囲碁の楽しさを知る	地域ボランティア
生け花	第4 (土) 13:00～	花に親しむ	地域ボランティア
リズム体操	第4 (土) 14:30～	リズムに合わせて楽しく踊る	地域ボランティア
のんち	毎週 (水) 10:00～	未就園児親子の交流	主任児童員・TC 姫井保育園子育て 支援センター・母推

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔相談しやすい環境を作り心に寄り添った支援・守秘義務の順守〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員
児 童 相 談	毎週金曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動おのだT・Cとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和7年度 高千帆児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『安心して過ごせる児童館』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔一人ひとりの成長を促す体験や遊びの支援〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	おたのしみ映画会	映画を見る時のマナーを学ぼう	児童厚生員
2	6月	楽しい工作	作ってみよう	児童厚生員
3	7月	チャレンジ、陶芸!	形が出来る楽しさを知ろう	小野田陶芸同好会
4	8月	額縁アート	色々な素材を使って作品を作ろう	地域ボランティア
5	9月	ふれあいコンサート	音楽を楽しもう	地域ボランティア
6	10月	児童館 こどもまつり	ゲームを通して、地域の方と触れ合おう	児童厚生員 T・C 地域ボランティア
7	11月	119番教室	避難訓練・落ち着いて行動しよう	宇部・山陽小野田消防組合
8	12月	クリスマス会	クリスマスの行事を楽しもう	高千帆もみの木T・C
9	1月	新春の集い	新年の伝統行事を体験しよう	T・C 地域ボランティア
10	2月	お坊さんめぐりであそぼう	百人一首を使った遊びを体験しよう	児童厚生員
11	3月	バックカローリング大会	ルールを守ってゲームを楽しもう	児童厚生員

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回水曜日
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・もみの木広場 毎月第4水曜日15:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ) 高千帆もみの木広場

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

- ・ふれあい体験スクール（実施日及び時間：第2土曜日 10:00）

本年度の目標〔福祉の心を育む〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月	あさがおを植えよう	グリーンカーテンを作ろう	児童厚生員
2	6月	作物収穫体験	玉ねぎの収穫といも蔓の植え付け	地域ボランティア
3	7月	チャレンジ、車いす	車いすの使い方を知る	高千帆苑
4	8月	点字を学ぼう	指先で読む字にふれよう	地域ボランティア
5	9月	ふれあいコンサート	音楽を楽しもう	地域ボランティア
6	10月	いもほり大作戦	さつまいもの収穫体験	地域ボランティア
7	11月	閉講式	1年間の振り返り	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔地域の方々と共に育ちあう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1 (土) 14:00～	変化する紙のおもしろさを知る	地域ボランティア
みんなでストレッチ	第2 (土) 9:00～	太極拳を基本としたストレッチ	地域ボランティア
ポッチャ	第3 奇数月 (土) 10:00～	ルールを学び楽しく参加する	地域ボランティア
リズム体操	第4 (土) 14:30～	リズムにのって楽しく踊る	地域ボランティア
煎茶	第3 (土) 13:30～	静かな心を養う	地域ボランティア
囲碁	第4 (土) 10:30～	囲碁の楽しさを知る	地域ボランティア
生け花	第4 (土) 13:00～	花に親しむ	地域ボランティア
のんち	毎週 (水) 10:00～	未就園児親子の交流	主任児童員・T.C 姫井保育園子育て 支援センター・母推

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔相談しやすい環境を作り心に寄り添った支援・守秘義務の順守〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員
児 童 相 談	毎週金曜日	子育て支援	保健師 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動おのだT・Cとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

事業計画書

1. 基本的事項

施設名	高泊児童館			代表者	会長 森田 純一		
団体名	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会			設立年月日	平成 17. 3. 22	従業員数	158人
団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号			Eメール	sanyouonoda-syakyou@iris.oc n.ne.jp		
電話番号	81-0050	FAX番号	81-0057				
主たる 業務内容	<p>福祉活動の拠点として、次の福祉事業等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の輪づくり運動の推進（地区社協等活動支援事業、ふれあいいきいきサロン推進） ・見守りネットワーク強化（どうしちよるネット、安心キット） ・地域生活支援事業（地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人受任事業、総合相談事業、生活福祉資金等貸付事業他） ・施設運営の経営推進（障害福祉サービス事業所グリーンヒル山陽の設置経営） ・収益事業（山陽オートレース場売店事業） ・介護保険事業等の推進（居宅介護支援事業、訪問介護事業等） ・地域に開かれた社会参加事業の推進（障害者の自立支援による社会参加支援） ・その他、定款第2条に規定する事業 						
団体の 運営方針	<p>本会は社会福祉法に基づいた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民の参加協力をはじめ、行政・福祉関係諸団体等との連携と協働をはかりながら、地域福祉事業及び施設運営の実施を通じて「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるまち」の実現をめざしています。</p>						
経理状況	令和元年度決算書は別紙のとおり		類似施設運営実績の有無	◎（26年）・無			

2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法 (危機管理マニュアルを含む。)

社協の理念である、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり」を実践するため、地域における児童福祉の拠点として以下の内容で管理運営する。

① 地域の特色を活かした施設運営

地域の特色を活かした児童館の運営を行うため、児童館まつりをはじめとするあらゆる地域交流事業に取り組む。地域住民と協働のもと、地域の特徴や特性を生かした行事（三世代交流グラウンドゴルフ、カローリング、ホテルまつり、いもほり等）に積極的に参加する。

② 柔軟かつ迅速な対応

各館の施設長は、施設における問題を把握し柔軟かつ迅速な対応をする。トラブルの対応は児童館運営マニュアルに基づき、本会の事故・事件・苦情対策対応ガイドラインを準用する。また、諸事の対応については、「ヒヤリ・ハット記録簿」「顛末書」での報告を、また「業務日誌」等において定期的な事業の報告と情報共有に努める。

③ 人事、経理の一括管理

人事、経理については本会が一括管理することで、効率的な運営を行う。なお、本会に児童館担当職員を配置し、定期的な連絡会議を実施することにより各館の連携を図るとともに、各児童館の円滑な運営のための調整を行う。

④ 法令遵守による防火対策

全児童館において法に定められた防火管理者を選任し、各館で作成された消防計画に従って

施設の安全管理を行う。また、定期的に消火器等の点検及び防火訓練を行う。

⑤ 緊急時の安全対策

地震、火災などの自然災害やけが・病気、感染症など、迅速に対応できるよう「児童館緊急時対応マニュアル」に基づき非常時に対応。不審者侵入等の非常時は、‘さすまた’、‘蛍光クラックボール’を常備するとともに緊急ブザーを設置。このほか、定期的な救急救命講習会を実施し、設置されているAEDの使用方法をはじめとする救急救命技術を習得し、利用者が安全に利用できるよう児童館職員の責任の自覚を促す。

(添付：児童館運営マニュアル、児童館緊急対応マニュアル)

⑥ 24時間体制の防犯対策

警備保障会社と契約を行い、夜間休日を含め24時間体制で館の防犯管理を行う。

⑦ すべての利用者に配慮した施設

障がい者(児)を含め、すべての利用者に配慮した案内表示を館内に設置するとともに、万一の時に備える。また必要に応じて社協の行事保険等に加入し対処する。

⑧ 設備点検及び環境美化

設備(消防設備、浄化槽等)の日常点検、法定点検を実施するとともに、施設内外の点検・補修・清掃を職員が日常的に実施し環境美化に努める

(2) 年間の事業実施計画

別紙

(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)

① 児童館連絡会議等の開催

毎月開催する児童福祉連絡会議において、各児童館における現在の問題・課題点を把握するとともに解決のための方策を協議し、決定事項を利用者サービスに反映させる。また、その記録は全児童館共通のサービスとしてマニュアルに加筆し、日常の業務に活用する。

② 地域の意見の反映

小学校との定期的な情報交換を実施するとともに、地区社会福祉協議会、自治会協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域活動おのだ、ボランティア等の地域関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、関係者の意見を児童館事業に反映する。また、アンケートを実施しニーズの把握を行いサービスの向上に努める。

③ 職員の資質向上

効果的なOJTの実践と積極的な外部研修の参加により、継続的に職員の資質向上に努め地域のニーズに柔軟な対応ができる体制を整える。

④ 児童館だよりの発行

児童に関する情報発信の場として情報の収集に努め、適切な情報を発信する。児童館だよりにより定期的な情報発信を行う。

また市社協の広報誌「かけはし」やホームページを活用し情報発信に努める。

⑤ 児童クラブの環境整備

児童クラブの施設として、安心して利用されるよう児童クラブ指導員と情報を共有し、児童クラブのサービス向上を考慮した運営を行う。

⑥ アンケート調査の実施

利用者ニーズの把握と効果的な指定管理運営のため、年1回アンケート調査を実施

(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)

① 地域との連携

地域の関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、地域の理解と協力による児童館の運営に努める。

② 苦情対策対応ガイドラインの適用

児童館職員以外に本会に児童館に関する苦情受付担当者並びに児童館を総括する担当職員を配置し、トラブルの防止及び対処を行う。また、トラブル発生時には、本会の「苦情解決規程」に従うとともに「事故・事件・苦情対策対応ガイドライン」(別添)により迅速に対処する。

なお、担当において判断が困難な場合は、本会設置の第三者委員による協議を行い公平・公正に対処する。(添付: 苦情解決規程、事故・事件・苦情対策対応ガイドライン)

(5) 個人情報の保護措置

① 個人情報保護規程の適用

本会で運用している個人情報保護規程により個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を定め、適切に個人情報を保護・管理する。(添付: 個人情報保護規程)

② 職員教育

児童館連絡会議及び本会の役職員研修において個人情報の保護の徹底を行う。

(6) その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)

① 安心して暮らすことができる地域づくり

地区社協、福祉員の会、民生児童委員協議会等、本会の関係団体の協力を得ることにより地域の児童福祉の充実を図るとともに、帰宅時の見守りを行うなど児童が安心して暮らせる地域づくりを行う。

② 情報公開

本会の情報公開規程に基づき、透明性のある運営に努める。(添付: 情報公開規程)

3. 管理運営体制

(1) 組織及び配置職員数

別表(添付: 職員配置図)

(2) 職員(資格者等を含む。)の確保

保育士または教諭免許の有資格者を児童厚生員として2名配置

(3) 雇用の予定

欠員が生じた場合、有資格者を公募して採用試験を実施のうえ決定

(4) 職員研修の方針

- ・児童厚生員1名につき年2回までの研修会参加の体制
- ・施設維持管理担当者として、防火管理者等法令上必要な資格取得及び研修会に出席
- ・「職員教育訓練受講料助成要綱」を制定し、職員の資格取得に対する意欲を喚起するための受講料一部助成を実施
- ・市社協役職員研修会に参加し自主研鑽に努める

(5) 緊急時の連絡体制

- ・市社協職員並びに児童厚生員連絡網を確立し緊急時に対応
- ・天災時の運営については、行政および市社協と連絡調整のうえ対応
- ・災害時等において行政及び市社協と協議のうえ緊急避難場所としての受け入れ対応

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

別紙

5. 施設の維持管理経費の縮減策

児童館施設と付属する備品等を長期にわたり使用維持できるよう、また管理維持のためにかかるコストを削減するため、以下のような方法で縮減を図る。

- ・長期的な施設器具の活用と安心安全な使用を継続するために必要な検証を実施

備品・消耗品等の破損や交換の際は、安心安全な施設利用を心がける中、該当備品が長期的により効果的に機能するか検証を行い、コスト面でも比較しながら将来的に最も適切とされる対応に努める。

- ・利用者の理解と施設備品保持の協力を支援される運営体制

児童クラブ利用者、一般利用者とも、公共の備品・消耗品としての適切な使用協力を呼びかけ、市社協が受託する福祉性・公益性について賛同と協力を理解いただき、さらなる利用啓発に努める。

- ・社会資源の活用と地域協働による施設保持

地域のボランティアや関係協力団体など児童館運営の主旨に理解ある方々との協働を活かし、小修繕・小規模補修に地域資源を活用することで効率よく地域性を活かした運営へと結びつける。

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

高泊

単位:千円

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	
	項目						0	
収入	指定管理料	7,525	7,525	7,525	7,525	7,525	37,625	
	事業収入	80	80	80	80	80	400	
	その他の収入	1	1	1	1	1	5	
合計		7,606	7,606	7,606	7,606	7,606	38,030	
支出	人件費	5,092	5,621	5,677	5,719	5,756	27,865	
	事業費	教養娯楽費	80	80	80	80	80	400
		保険料	5	5	5	5	5	25
	管理費	水道光熱費	550	550	550	550	550	2,750
		通信運搬費	100	100	100	100	100	500
		業務委託費	357	357	357	357	357	1,785
		保守料	135	135	135	135	135	675
	事務費	福利厚生費	30	30	30	30	30	150
		旅費交通費	4	4	4	4	4	20
		研修研究費	22	22	22	22	22	110
		事務消耗品費	180	180	180	180	180	900
		印刷製本費	70	70	70	70	70	350
		修繕費	487	487	487	487	487	2,435
		手数料	2	2	2	2	2	10
		租税公課	10	10	10	10	10	50
雑支出	1	1	1	1	1	5		
合計		7,125	7,654	7,710	7,752	7,789	38,030	
収支差額		481	-48	-104	-146	-183	0	

※消費税及び地方消費税の額については、10%で計算してください。

令和3年度 高泊児童館事業実施計画

本年度スローガン『コロナに向かい合いながら！高泊児童館』

① 月例事業 事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。
本年度目標
 コロナに向かい合いながら情勢を踏まえて行事の中での思いやり心豊かに育む。
 (コロナに負けるな！)

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月 5日(月)	児童館はるシアター	春休みお楽しみ映写会にする。	
2	4月19日(月)	わくわくどきどき マジックショー	マジックショーを鑑賞し不思議な世界を楽しむ。	個人ボランティア
3	5月24日(月)	遊んで学ぼうエコ教室	身近なものを再利用しておもちゃづくり、環境問題について学ぶ。	県環境アドバイザー
4	6月 2日(水)	こども110番教室	地域の危険個所を確認し子どもを事件・事故から守る。	山陽小野田警察署 父通課
5	7月17日(土)	なつまつり	夏の風情を楽しみ、地域の人々との交流を図る。	地域活動おのだTKC地域ボランティア
6	7月23日(金)	119番教室	避難訓練、防災・防火教育を行う。	小野田消防署
7	7月・8月 (夏休み)	夏休みわくわく広場 絵手紙・手芸・陶芸 エコ教室・映写会等	体験教室、イベントなどに参加し、創意工夫や、友達、地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う。	ボランティア講師 地域活動おのだTKC高泊竹楽器を作る会 など
8	9月11日(土)	おじいちゃんおばあちゃんと一緒に	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
9	9月13日(月)	第3回ミニ運動会	みんなで身体を動かし得点を競い楽しく過ごす。	すげえちゃ・高泊
10	10月 9日(土)	アウトドアクッキング	外でクッキングをし、自分で作る楽しさを味わう。	ボランティア講師
11	11月15日(月)	ヤクルト出前授業&新米を食べよう	身体の健康バロメーターを知り秋の実りに感謝する。	地域活動おのだTKC山口ヤクルト販売(株)
12	12月18日(土)	クリスマスパーティー	夢を膨らませ楽しい時間をサンタさん、みんなと一緒に過ごそう。	地域活動おのだTKC
13	12月27日(月)	児童館ふゆシアター	冬休みお楽しみ映写会にする。	児童厚生員
14	1月 7日(金)	新春のつどい	新年を迎え新しい年に大きく夢を膨らませる。	地域活動おのだTKC
15	2月 5日(土)	ヴァレンタインでチョコ	みんなで思いを込めて手づくりチョコを作る。	個人ボランティア
16	3月13日(日)	児童館まつり	感謝の気持ちを込めて、1年間の体験や活動の成果を発表し、いろいろな催物に参加する。地域ぐるみで、まつりを楽しむ。	関係機関団体・児童クラブ保護者

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ クリーンデー 毎月第4土曜日 (児童館の清掃)
- ・ おはなしひろば 毎月第1月曜日・第3金曜日 15:30 協力：個人ボランティア
- ・ 竹楽器をつくる会 毎月第2月曜日 9:00 たけの子オーケストラ支援

②定例事業 事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度目標〔社会のために自分たちにできることを見つけよう〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月29日(土)	開講式 車椅子を使って	車椅子の正しい扱い方について学ぶ。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
2	6月12日(土)	手話を学ぼう	聾啞者の気持ちになると共に心を向けよう。簡単な手話を覚える。	(団)つくしの会
3	7月30日(金)	絵手紙を作ろう	身近な人に気持ちのこもった夏のお手紙を作って渡そう。	ボランティア講師
4	8月17日(火)	施設訪問プレゼント作り	心をこめたプレゼントを作って施設訪問の準備をする。	ボランティア講師
5	8月25日(水)	点字を学ぼう	目の不自由な人の気持ちになると共に自分達で出来ることを考える。	(団)スズランの会
6	9月11日(土)	施設訪問	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
7	10月9日(土)	ボランティア体験 遊び場点検	普段使っている遊具が安全かどうか確認する。	地域活動おのだTKC
8	11月15日(月)	クリスマスカードを作ろう	身近な人に気持ちのこもったクリスマスカードを作って渡そう。	ボランティア講師
9	12月11日(土)	ボランティア体験 地域をきれいにしよう	地域のごみ拾いをして出会った人に気持ち良いあいさつをする。	児童厚生員
10	12月18日(土)	クリスマスパーティー	夢を膨らませ楽しい時間をサンタさん、みんなと一緒に過ごす。	地域活動おのだTKC
11	1月8日(土)	閉講式 どんと焼き	地域の伝統行事に参加しふれあいを深める。	高泊ふるさとづくり 議会

③クラブ活動事業 事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度目標〔興味、特技を伸ばすと共に余暇の活用の仕方を身につける。クラブ員同志の心のふれあいを図る。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
たんぱぽ	毎週(火)10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しいあそび広場。お母さんも子育てともだちをつくろう。	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会等
ハンドメイド	第1(土)13:00	いろいろな材料を使ってもの作りをする。	児童厚生員
折紙	第2(水)15:00	伝承文化継承。創意工夫の楽しさを味わう。	個人ボランティア

たけの子オ-ケストラ	第1・3・5(水) 15:30	素朴で優しい音色の竹楽器演奏を楽しもう。仲間と奏でることにより協調性、思いやりの心を育もう。	個人ボランティア
泊っ子太鼓(和太鼓)	第3(水) 16:00	和太鼓に触れて日本の伝統文化を親しみ継承しよう。	個人ボランティア
ケイキ・フラダンス	第4(火) 16:00	ハワイの伝統的で神聖な踊りで心豊かになろう。	個人ボランティア
高泊の自然と遊ぶ	第1(土) 9:30	五感をつかって、高泊の自然としっかりふれあって遊ぼう。	個人ボランティア
レクリエーション	第3(土) 13:00	レクダンスやゲームをみんなで楽しもう。	個人ボランティア
ストレッチ&ピンポン	第2・4(土) 10:00	体を柔軟に動かし、心静かな時間を楽しもう。ピンポンで体のリフレッシュしよう。	個人ボランティア
チャレンジザエコ	第4(水) 15:30	できることからはじめよう！ ～こどもエコクラブ～	個人ボランティア 県環境学習推進センター
グラウンドゴルフ	第4(土) 13:30	ルールを守って楽しくゲームをしよう。	地域ボランティア団体

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度重点目標〔関係諸機関と連携し、児童の健全育成及び子育てを支援する。〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼児相談 (育児相談)	毎週火(午前) 随時可	子育ての不安を解消する。 母子の健やかな成長を支援する。	保健センター 子育て支援センター 保健推進協議会 母子
児童相談	第1・3月(午前) 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に向けて取り組み、児童の健全育成を支援する。	主任児童委員 泊小学校 高 子育て支援課

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

地域活動おのだTKCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をとむに行う。

広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへ掲載、子育てブログへ投稿など)

保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和4年度 高泊児童館事業実施計画

本年度スローガン『春夏秋冬を楽しもう！高泊児童館』

①月例事業 事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。
 本年度目標
 四季折々の行事に参加して、季節感を味わい楽し心を豊かに育む。
 また、小動物とふれあい、命の大切さを学ぶ。

回	月日	内容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月4日(月)	児童館はるシアター	春休みお楽しみ映写会にする。	
2	4月20日(水)	こども110番教室	新年度を迎え安全な生活について考え、子どもを事件事故から守る。	山陽小野田警察署 交通課
3	5月23日(月)	パペットシアター 人形劇を楽しもう	人形劇を楽しく鑑賞し情操を豊かに育む。	おはなしの会 個人ボランティア
4	6月18日(土)	竹楽器を演奏してみよう	竹楽器の演奏体験を通して、美しい音色に興味をもってもらう。	個人ボランティア
5	7月23日(土)	なつまつり	夏の風情を楽しみ、地域の人々との交流を図る。	地域活動おのだTKC 地域ボランティア
6	7月27日(水)	119番教室	避難訓練、防災・防火教育を行う。	小野田消防署
7	7月・8月 (夏休み)	夏休みわくわく広場 絵手紙・手芸・陶芸 エコ教室・映写会等	体験教室、イベントなどに参加し、創意工夫や、友達、地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う。	ボランティア講師 地域活動おのだTKC 高泊竹楽器を作る会 など
8	8月2日(火)	動物ふれあい広場	動物愛護や命の大切さを学ぶ。	山口県動物愛護センター
9	9月17日(土)	おじいちゃん おばあちゃんと一緒に	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
10	9月26日(月)	第4回ミニ運動会	みんなで身体を動かし得点を競い楽しく過ごす。	すげえちゃ・高泊
11	10月15日(土)	こどもクッキング 高泊産の材料で作って食べよう。	高泊でとれた材料を使って、親子で料理を楽しむ。地産地消に関心をもつ。	個人ボランティア 地元生産者
12	11月14日(月)	昔あそびラリー＆新米を食べよう	三世代交流の遊びを楽しみ秋の実りに感謝する。	地域活動おのだTKC 地域ボランティア
13	12月17日(土)	クリスマスパーティー	夢を膨らませ楽しい時間をサンタさん、みんなと一緒に過ごそう。	地域活動おのだTKC
14	12月26日(月)	児童館ふゆシアター	冬休みお楽しみ映写会にする。	
15	1月6日(金)	新春のつどい	新年を迎え新しい年に大きく夢を膨らませる。	地域活動おのだTKC
16	2月4日(土)	親子料理教室	親子で料理を作って楽しむ。	地域ボランティア
17	3月12日(日)	児童館まつり	感謝の気持ちを込めて、1年間の体験や活動の成果を発表し、いろいろな催物に参加する。地域ぐるみで、まつりを楽しむ。	関係機関団体・児童クラブ保護者

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第4土曜日 (児童館の清掃)
- ・おはなしひろば 毎月第1月曜日・第3金曜日 15:30 協力：個人ボランティア
- ・竹楽器をつくる会 毎月第2月曜日 9:00 たけの子オーケストラ支援

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一人として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度目標〔社会のために自分たちにできることを見つけよう〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1.	5月28日(土)	開講式 高齢者疑似体験	お年寄りの生活を体験する。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
2.	6月11日(土)	手話を学ぼう	聾啞者の気持ちになると共に心を向けよう。簡単な手話を覚える。	(株)つくしの会
3.	7月29日(金)	絵手紙を作ろう	身近な人に気持ちのこもった夏のお手紙を作って渡そう。	ボランティア講師
4.	8月 6日(土)	施設訪問プレゼント作り	心をこめたプレゼントを作って施設訪問の準備をする。	ボランティア講師
5.	9月10日(土)	施設訪問	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
6.	9月24日(土)	ボランティア体験 赤い羽根共同募金のお手伝いしよう	赤い羽根共同募金の準備、手伝いをし、共同募金の活動、役割を学ぶ。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
7.	10月 8日(土)	ボランティア体験 遊び場点検	普段使っている遊具が安全かどうか確認する。	地域活動おのだTKC
8.	11月14日(月)	年賀状を書こう	身近な人に気持ちのこもった年賀状を作って渡そう。	ボランティア講師
9.	12月10日(土)	ボランティア体験 地域をきれいにしよう	地域のごみ拾いをして出会った人に気持ち良いあいさつをする。	地域ボランティア 児童厚生員
10.	1月 7日(土)	閉講式 どんど焼き	地域の伝統行事に参加しふれあいを深める。	高泊ふるさとづくり協議会

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度目標〔興味、特技を伸ばすと共に余暇の活用の仕方を身につける。クラブ員同志の心のふれあいを図る。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
たんぼぼ	毎週(火) 10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しいあそび広場。お母さんも子育てともだちをつくろう。	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会等
ハンドメイド	第1(土) 13:00	いろいろな材料を使ってもの作りをする。	児童厚生員
折紙	第2(水) 15:00	伝承文化継承。創意工夫の楽しさを味わう。	個人ボランティア
たけの子オーケストラ	第1・3・5(水) 15:30	素朴で優しい音色の竹楽器演奏を楽しもう。仲間と奏でることにより協調性、思いやりの心を育もう。	個人ボランティア
泊っ子太鼓 (和太鼓)	第3(水) 16:00	和太鼓に触れて日本の伝統文化を親しみ継承しよう。	個人ボランティア

ケイキ・フラダンス	第4 (火) 16:00	ハワイの伝統的で神聖な踊りで心豊かになろう。	個人ボランティア
高泊の自然と遊ぼう	第1 (土) 9:30	五感をつかって、高泊の自然としっかりふれあって遊ぼう。	個人ボランティア
レクリエーション	第3 (土) 13:00	レクダンスやゲームをみんなで楽しもう。	個人ボランティア
ストレッチ&ピンポン	第2・4 (土) 10:00	体を柔軟に動かし、心静かな時間を楽しもう。ピンポンで体のリフレッシュしよう。	個人ボランティア
チャレンジザエコ	第4 (水) 15:30	できることからはじめよう！ ～こどもエコクラブ～	個人ボランティア 県環境学習推進センター
グラウンドゴルフ	第4 (土) 13:30	ルールを守って楽しくゲームをしよう。	地域ボランティア団体

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度重点目標〔関係諸機関と連携し、児童の健全育成及び子育てを支援する。〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼児相談 (育児相談)	毎週火 (午前) 随時可	子育ての不安を解消する。 母子の健やかな成長を支援する。	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児童相談	第1・3月 (午前) 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に向けて取り組み、児童の健全育成を支援する。	主任児童委員 高泊小学校 子育て支援課

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

地域活動おのだTKCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへ掲載、子育てブログへ投稿など)

保育委託事業 (放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和5年度 高泊児童館事業実施計画

本年度スローガン『君の一生懸命に会いたいな！高泊児童館』

①月例事業

事業のねらい
 子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。
 本年度目標
 様々な行事を通して、友だち作りをしたり、地域のおとなとふれあったりして何事にも
 チャレンジ精神を育む。

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月 3日(月)	児童館はるシアター	春休みお楽しみ映写会にする。	児童厚生員
2	4月22日(土)	鯉のぼりプロジェクト	子ども、保護者でこいのぼりに絵を描き、鯉のぼりを大空へ揚げる。	個人ボランティア
3	5月22日(月)	交通安全教室	交通ルールの確認、交通安全意識の高揚を図る。	山陽小野田警察署 交通課
4	6月17日(土)	あそび王決定戦	遊びを通して楽しく体力づくりの向上を促す。	児童厚生員
5	7月22日(土)	なつまつり	夏の風情を楽しみ、地域の人々との交流を図る。	地域活動おのだTKC 地域ボランティア
6	7月25日(火)	119番教室	避難訓練、防災・防火教育を行う。	小野田消防署
7	7月・8月 (夏休み)	夏休みわくわく広場 絵手紙・手芸・陶芸 エゴ教室・映写会等	体験教室、イベントなどに参加し、 創意工夫や、友達、地域の人とふれあう 楽しさ、協調性、自主性を養う。	ボランティア講師 地域活動おのだTKC 高泊竹楽器を作る会 など
8	9月 9日(土)	おじいちゃんおばあ ちゃんと一緒に	親しみを持って交流を楽しむと共に、 感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
9	9月11日(月)	第5回ミニ運動会	みんなで身体を動かし得点を競い 楽しく過ごす。	すげえちゃ・高泊
10	10月21日(土)	アウトドアクッキング	野外で仲間と調理を楽しみ親睦を 図る。	個人ボランティア
11	11月13日(月)	ゲームで食育&新米 を食べよう	ゲームで楽しく食べ物、健康につて 学び秋の爽りに感謝する。	地域活動おのだTKC 市健康増進課
12	12月16日(土)	クリスマスパーティー	夢を膨らませ楽しい時間をサンタ さん、みんなと一緒に過ごそう。	地域活動おのだTKC
13	12月26日(火)	児童館ふゆシアター	冬休みお楽しみ映写会にする。	
14	1月 5日(金)	新春のつどい	新年を迎え新しい年に大きく夢を 膨らませる。	地域活動おのだTKC
15	2月10日(土)	ヴァレンタインでチ ョココ	みんなで思いを込めて手づくりチ ョココを作る。	個人ボランティア
16	3月10日(日)	児童館まつり	感謝の気持ちを込めて、1年間の体 験や活動の成果を発表し、いろいろ な催物に参加する。地域ぐるみで、 まつりを楽しむ。	関係機関団体・児童ク ラブ保護者

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第4土曜日 (児童館の清掃)
- ・おはなしひろば 毎月第1月曜日・第3金曜日 15:30 協力:個人ボランティア
- ・竹楽器をつくる会 毎月第2月曜日 9:00 たけの子オーケストラ支援

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度目標〔社会のために自分たちにできることを見つけよう〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月27日(土)	開講式 高齢者疑似体験	お年寄りの生活を体験する。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
2	6月10日(土)	手話を学ぼう	聾啞者の気持ちになると共に心を向けよう。簡単な手話を覚える。	(団)つくしの会
3	7月28日(金)	絵手紙を作ろう	身近な人に気持ちのこもった夏のお手紙を作って渡そう。	ボランティア講師
4	8月22日(火)	施設訪問プレゼント作り	心をこめたプレゼントを作って施設訪問の準備をする。	ボランティア講師
5	9月 9日(土)	施設訪問	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
6	9月16日(土)	ボランティア体験 赤い羽根共同募金のお手伝いをしよう	赤い羽根共同募金の準備、手伝いをして、共同募金の活動、役割を学ぶ。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
7	10月14日(土)	ボランティア体験 遊び場点検	普段使っている遊具が安全かどうか確認する。	地域活動おのだTKC
8	11月13日(月)	年賀状を書こう	身近な人に気持ちのこもった年賀状を作って渡そう。	ボランティア講師
9	12月16日(土)	ボランティア体験 地域をきれいにしよう	地域のごみ拾いをして出会った人に気持ち良いあいさつをする。	地域ボランティア児童厚生員
10	1月13日(土)	閉講式 どんど焼き	地域の伝統行事に参加しふれあいを深める。	高泊ふるさとづくり'議会

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度目標〔興味、特技を伸ばすと共に余暇の活用の仕方を身につける。クラブ員同志の心のふれあいを図る。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
たんぼぼ	毎週(火)10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しいあそび広場。お母さんも子育てともだちをつくろう。	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会等
ハンドメイド	第1(土)13:00	いろいろな材料を使ってもの作りをする。	児童厚生員

折紙	第2 (水) 15:00	伝承文化継承。創意工夫の楽しさを味わう。	個人ボランティア
たけの子オ-ケストラ	第1・3・5 (水) 15:30	素朴で優しい音色の竹楽器演奏を楽しもう。仲間と奏でることにより協調性、思いやりの心を育もう。	個人ボランティア
泊っ子太鼓 (和太鼓)	第3 (水) 16:00	和太鼓に触れて日本の伝統文化を親しみ継承しよう。	個人ボランティア
ケイキ・フラダンス	第4 (火) 16:00	ハワイの伝統的で神聖な踊りで心豊かになろう。	個人ボランティア
高泊の自然と遊ぼう	第1 (土) 9:30	五感をつかって、高泊の自然としっかりふれあって遊ぼう。	個人ボランティア
レクリエーション	第3 (土) 13:00	レクダンスやゲームをみんなで楽しもう。	個人ボランティア
ストレッチ&ピンポン	第2・4 (土) 10:00	体を柔軟に動かし、心静かな時間を楽しもう。ピンポンで体のリフレッシュしよう。	個人ボランティア
チャレンジザエコ	第4 (水) 15:30	できることからはじめよう！ ～こどもエコクラブ～	個人ボランティア 県環境学習推進センター
グラウンドゴルフ	第4 (土) 13:30	ルールを守って楽しくゲームをしよう。	地域ボランティア団体

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度重点目標〔関係諸機関と連携し、児童の健全育成及び子育てを支援する。〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼児相談 (育児相談)	毎週火 (午前) 随時可	子育ての不安を解消する。母子の健やかな成長を支援する。	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児童相談	第1・3月 (午前) 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に向けて取り組み、児童の健全育成を支援する。	主任児童委員 高泊小学校 子育て支援課

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

地域活動おのだTKCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへ掲載、市子育てブログへ投稿など)

保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和6年度 高泊児童館事業実施計画

本年度スローガン 『笑顔あふれる！高泊児童館』

① 月例事業

事業のねらい
子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。
本年度目標
行事を通してたくさんの人と交流することで一人ひとりの笑顔が生まれて心身を豊かにする。

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月5日(金)	児童館はるシアター	春休みお楽しみ映写会にする。	児童厚生員
2	4月22日(月)	人形劇を楽しもう	人形劇を楽しく鑑賞し情操を豊かに育む。	おはなしの会 個人ボランティア
3	5月27日(月)	交通安全教室	登下校時に必要な交通ルールの再確認をする。	山陽小野田警察署 交通課
4	6月22日(土)	あそび王決定戦	遊びを通して楽しく体力づくりの向上を促す。	児童厚生員
5	7月20日(土)	なつまつり	夏の風情を楽しみ、地域の人々との交流を図る。	地域活動おのだTKC 地域ボランティア
6	7月24日(水)	119番教室	避難訓練、防災・防火教育を行う。	小野田消防署
7	7月・8月 (夏休み)	夏休みわくわく広場 絵手紙・手芸・陶芸 エコ教室・映写会等	体験教室、イベントなどに参加し、創意工夫や、友達、地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う。	ボランティア講師 地域活動おのだTKC 高泊竹楽器を作る会 など
8	9月 7日(土)	おじいちゃん おばあちゃんと 一緒に	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
9	9月 9日(月)	第6回ミニ運動会	友達、地域の方とふれあうことで協調性を育み、一人ひとりの体力向上を促す。	すげえちゃ・高泊
10	10月19日(土)	ハロウィンパーティー	ハロウィンを通して世界に関心を持ち英語を身近に感じよう。	個人ボランティア
11	11月11日(月)	昔あそびラリー&新米を食べよう	昔あそびの仕方を知り、三世代交流を楽しみ新米を通して秋の実りに感謝する。	地域活動おのだTKC 竹楽器を作る会
12	12月21日(土)	クリスマスパーティー	友達や地域の方と協力して行事を楽しむことで協調性を養う。	地域活動おのだTKC
13	12月25日(水)	児童館ふゆシアター	冬休みお楽しみ映写会にする。	児童厚生員
14	1月 6日(月)	新春のつどい	新年の喜びを感じて気持ちを新たに引き締める。	地域活動おのだTKC
15	2月 8日(土)	簡単料理教室	料理を通して食育について関心をもつ。	食生活改善推進員
16	3月 9日(日)	児童館まつり	感謝の気持ちを込めて、1年間の体験や活動の成果を発表し、いろいろな催物に参加する。地域ぐるみで、まつりを楽しむ。	関係機関団体・児童クラブ保護者

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ クリーンデー 毎月第4土曜日 (児童館の清掃)
- ・ おはなしひろば 毎月第1月曜日・第3金曜日 15:30 協力:個人ボランティア
- ・ 竹楽器をつくる会 毎月第2月曜日 9:00 たけの子オーケストラ支援

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度目標〔社会のために自分たちにできることを見つけよう〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月18日(土)	開講式 高齢者疑似体験	お年寄りの生活を体験する。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
2	6月15日(土)	車椅子を使って	車椅子の正しい扱い方について学ぶ。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
3	7月31日(水)	絵手紙を作ろう	身近な人に気持ちのこもった夏のお手紙を作って渡そう。	ボランティア講師
4	8月24日(土)	施設訪問プレゼント作り	心をこめたプレゼントを作って施設訪問の準備をする。	ボランティア講師
5	9月 7日(土)	施設訪問	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を養う。	とまりの郷
6	9月21日(土)	ボランティア体験 赤い羽根共同募金のお手伝いしよう	赤い羽根共同募金の準備、手伝いをして、共同募金の活動、役割を学ぶ。	ボランティアコーディネーター 児童厚生員
7	10月12日(土)	ボランティア体験 遊び場点検	普段使っている遊具が安全かどうか確認する。	地域活動おのだTKC
8	11月11日(月)	年賀状を書こう	身近な人に気持ちのこもった年賀状を作って渡そう。	ボランティア講師
9	12月 7日(土)	ボランティア体験 地域をきれいにしよう	地域を清掃することで地域について知ろう。	地域ボランティア児童厚生員
10	1月11日(土)	閉講式 どんど焼き	地域の伝統行事に参加しふれあいを深める。	高泊ふるさとづくり協議会

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度目標〔興味、特技を伸ばすと共に余暇の活用の仕方を身につける。クラブ員同志の心のふれあいを図る。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
たんぽぽ	毎週(火) 10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しいあそび広場。お母さんも子育てともだちをつくろう。	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会等
ハンドメイド	第1(土) 13:00	いろいろな材料を使ってもの作りをする。	児童厚生員

折紙	第2 (水) 15:00	伝承文化継承。創意工夫の楽しさを味わう。	個人ボランティア
たけの子オケストラ	第1・3・5 (水) 15:30	素朴で優しい音色の竹楽器演奏を楽しもう。 仲間と奏でることにより協調性、思いやりの心を育もう。	個人ボランティア
泊っ子太鼓 (和太鼓)	第3 (水) 16:00	和太鼓に触れて日本の伝統文化を親しみ継承しよう。	個人ボランティア
ケイキ・フラダンス	第4 (火) 16:00	ハワイの伝統的で神聖な踊りで心豊かになろう。	個人ボランティア
高泊の自然と遊ぼう	第1 (土) 9:30	五感をつかって、高泊の自然としっかりふれあって遊ぼう。	個人ボランティア
レクリエーション	第3 (土) 13:00	レクダンスやゲームをみんなで楽しもう。	個人ボランティア
ストレッチ&ピンポン	第2・4 (土) 10:00	体を柔軟に動かし、心静かな時間を楽しもう。ピンポンで体のリフレッシュしよう。	個人ボランティア
チャレンジザエコ	第4 (水) 15:30	できることからはじめよう！ ～こどもエコクラブ～	個人ボランティア 県環境学習推進センター
グラウンドゴルフ	第4 (土) 13:30	ルールを守って楽しくゲームをしよう。	地域ボランティア団体

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度重点目標〔関係諸機関と連携し、児童の健全育成及び子育てを支援する。〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼児相談 (育児相談)	毎週火 (午前) 随時可	子育ての不安を解消する。母子の健やかな成長を支援する。	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児童相談	第1・3月 (午前) 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に向けて取り組み、児童の健全育成を支援する。	主任児童委員 高泊小学校 子育て支援課

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

地域活動おのだTKCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともにを行う。

広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへ掲載、子育てブログへ投稿など)

保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和7年度 高泊児童館事業実施計画

本年度スローガン 『高泊の魅力を再発見! Only One No.1! 高泊児童館』

①月例事業

事業のねらい
 子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。
 本年度目標
 遊びや体験学習を通して地域の魅力を発見しよう。地域の魅力、存在感のある児童館を目指す。

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	4月 4日(金)	児童館はるシアター	春休みお楽しみ映写会にする。	児童厚生員
2	4月21日(月)	竹楽器・ガラス楽器演奏会	竹楽器やガラス楽器の演奏を聴いて山陽小野田市に関心を持ち感性を磨く。	個人ボランティア
3	5月26日(月)	交通安全教室	登下校時に必要な交通ルールの再確認をする。	山陽小野田警察署 交通課
4	6月21日(土)	あそび王決定戦	遊びを通して楽しく体力づくりの向上を促す。	児童厚生員
5	7月19日(土)	なつまつり	夏の風情を楽しみ、地域の人々との交流を図る。	地域活動おのだTKC 地域ボランティア
6	7月23日(水)	119番教室	避難訓練、防災・防火教育を行う。	小野田消防署
7	7月・8月 (夏休み)	夏休みわくわく広場 絵手紙・手芸・陶芸 エコ教室・映写会等	体験教室、イベントなどに参加し、創意工夫や、友達、地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う。	ボランティア講師 地域活動おのだTKC 高泊竹楽器を作る会 など
8	9月 6日(土)	おじいちゃんおばあちゃんと一緒に	親しみを持って交流を楽しむと共に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
9	9月16日(火)	第7回ミニ運動会	友達、地域の方とふれあうことで協調性を育み、一人ひとりの体力向上を促す。	すげえちゃ・高泊
10	10月18日(土)	Let's クッキング	地産地消の食材を使い食育に興味をもたらし。	食生活改善推進員
11	11月10日(月)	昔あそびラリー&新米を食べよう	昔あそびの仕方を知り、三世代交流を楽しみ新米を通して秋の实りに感謝する。	地域活動おのだTKC 竹楽器を作る会
12	12月20日(土)	クリスマスパーティー	友達や地域の方と協力して行事を楽しむことで協調性を養う。	地域活動おのだTKC
13	12月24日(水)	児童館ふゆシアター	冬休みお楽しみ映写会にする。	児童厚生員
14	1月 5日(月)	新春のつどい	新年の喜びを感じて気持ちを新たに引き締める。	地域活動おのだTKC
15	2月 7日(土)	簡単お菓子作り	自分で調理することに喜びを感じ関心を持つ。	食生活改善推進員
16	3月 8日(日)	児童館まつり	感謝の気持ちを込めて、1年間の体験や活動の成果を発表し、いろいろな催物に参加する。地域ぐるみで、まつりを楽しむ。	関係機関団体・児童クラブ保護者

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ クリーンデー 毎月第4土曜日 (児童館の清掃)
- ・ おはなしひろば 毎月第1月曜日・第3金曜日 15:30 協力:個人ボランティア
- ・ 竹楽器をつくる会 毎月第2月曜日 9:00 たけの子オーケストラ支援

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度目標〔社会のために自分たちにできることを見つけよう〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月17日(土)	開講式 車椅子を使っ て	車椅子の正しい扱い方について学 ぶ。	ボランティアコーデ イネーター 児童 厚生員
2	6月14日(土)	高齢者疑似体験	お年寄りの生活を体験する。	ボランティアコーデ イネーター 児童 厚生員
3	7月30日(水)	絵手紙を作ろう	身近な人に気持ちのこもった夏のお 手紙を作って渡そう。	ボランティア講師
4	8月23日(土)	施設訪問プレゼント作 り	心をこめたプレゼントを作って施設 訪問の準備をする。	ボランティア講師
5	9月 6日(土)	施設訪問	親しみを持って交流を楽しむと共 に、感謝やいたわりの心を育む。	とまりの郷
6	9月13日(土)	ボランティア体験 赤い羽根共同募金の お手伝いをしよう	赤い羽根共同募金の準備、手伝いを して、共同募金の活動、役割を学ぶ。	ボランティアコーデ イネーター 児童 厚生員
7	10月11日(土)	ボランティア体験 遊び場点検	普段使っている遊具が安全かどうか 確認する。	地域活動おのだTKC
8	11月10日(月)	年賀状を書こう	身近な人に気持ちのこもった年賀状 を作って渡そう。	ボランティア講師
9	12月13日(土)	ボランティア体験 地域をきれいにしよう	地域を清掃することで地域について 知ろう。	地域ボランティア児 童厚生員
10	1月10日(土)	閉講式 どんど焼き	地域の伝統行事に参加しふれあいを 深める。	高泊ふるさとづく 協議会

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度目標〔興味、特技を伸ばすと共に余暇の活用の仕方を身につける。クラブ員同志の心のふれあいを図る。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
たんぼぼ	毎週(火)10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さん と子どもの楽しいあそび広場。お 母さんも子育てともだちをつくる	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会等
ハンドメイド	第1(土)13:00	いろいろな材料を使ってももの作りを する。	児童厚生員

折紙	第2 (水) 15:00	伝承文化継承。創意工夫の楽しさを味わう。	個人ボランティア
たけの子オ-ケストラ	第1・3・5 (水) 15:30	素朴で優しい音色の竹楽器演奏を楽しもう。 仲間と奏でることにより協調性、思いやりの心を育もう。	個人ボランティア
泊っ子太鼓 (和太鼓)	第3 (水) 16:00	和太鼓に触れて日本の伝統文化を親しみ継承しよう。	個人ボランティア
ケイキ・フラダンス	第4 (火) 16:00	ハワイの伝統的で神聖な踊りで心豊かになろう。	個人ボランティア
高泊の自然と遊ぼう	第1 (土) 9:30	五感をつかって、高泊の自然としっかりふれあって遊ぼう。	個人ボランティア
レクリエーション	第3 (土) 13:00	レクダンスやゲームをみんなで楽しもう。	個人ボランティア
ストレッチ&ピンポン	第2・4 (土) 10:00	体を柔軟に動かし、心静かな時間を楽しもう。ピンポンで体のリフレッシュしよう。	個人ボランティア
チャレンジザエコ	第4 (水) 15:30	できることからはじめよう！ ～こどもエコクラブ～	個人ボランティア 県環境学習推進センター
グラウンドゴルフ	第4 (土) 13:30	ルールを守って楽しくゲームをしよう。	地域ボランティア団体

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度重点目標〔関係諸機関と連携し、児童の健全育成及び子育てを支援する。〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼児相談 (育児相談)	毎週火 (午前) 随時可	子育ての不安を解消する。母子の健やかな成長を支援する。	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児童相談	第1・3月 (午前) 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に向けて取り組み、児童の健全育成を支援する。	主任児童委員 高泊小学校 子育て支援課

⑤ 開故事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

地域活動おのだTKCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに行う。

広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへ掲載、市子育てブログへ投稿など)

保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

児童厚生員養成 実習生の受入れ

事業計画書

1. 基本的事項

施設名	小野田児童館				
団体名	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会		代表者	会長 森田 純一	
団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号	設立年月日	平成 17. 3. 22	従業員数	158人
電話番号	81-0050	FAX番号	81-0057	Eメール	sanyouonoda-syakyou@iris.ocn.ne.jp
主たる業務内容	<p>福祉活動の拠点として、次の福祉事業等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の輪づくり運動の推進（地区社協等活動支援事業、ふれあいいきいきサロン推進） ・見守りネットワーク強化（どうしちよるネット、安心キット） ・地域生活支援事業（地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人受任事業、総合相談事業、生活福祉資金等貸付事業他） ・施設運営の経営推進（障害福祉サービス事業所グリーンヒル山陽の設置経営） ・収益事業（山陽オートレース場売店事業） ・介護保険事業等の推進（居宅介護支援事業、訪問介護事業等） ・地域に開かれた社会参加事業の推進（障害者の自立支援による社会参加支援） ・その他、定款第2条に規定する事業 				
団体の運営方針	<p>本会は社会福祉法に基づいた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民の参加協力をはじめ、行政・福祉関係諸団体等との連携と協働をはかりながら、地域福祉事業及び施設運営の実施を通じて「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるまち」の実現をめざしています。</p>				
経理状況	令和元年度決算書は別紙のとおり		類似施設運営実績の有無	☑（26年）・無	

2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法(危機管理マニュアルを含む。)

社協の理念である、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり」を実践するため、地域における児童福祉の拠点として以下の内容で管理運営する。

① 地域の特色を活かした施設運営

地域の特色を活かした児童館の運営を行うため、児童館まつりをはじめとするあらゆる地域交流事業に取り組む。地域住民と協働のもと、地域の特徴や特性を生かした行事（三世代交流グラウンドゴルフ、カローリング、ホテルまつり、いもほり等）に積極的に参加する。

② 柔軟かつ迅速な対応

各館の施設長は、施設における問題を把握し柔軟かつ迅速な対応をする。トラブルの対応は児童館運営マニュアルに基づき、本会の事故・事件・苦情対策対応ガイドラインを準用する。また、諸事の対応については、「ヒヤリ・ハット記録簿」「顛末書」での報告を、また「業務日誌」等において定期的な事業の報告と情報共有に努める。

③ 人事、経理の一括管理

人事、経理については本会が一括管理することで、効率的な運営を行う。なお、本会に児童館担当職員を配置し、定期的な連絡会議を実施することにより各館の連携を図るとともに、各児童館の円滑な運営のための調整を行う。

④ 法令遵守による防火対策

全児童館において法に定められた防火管理者を選任し、各館で作成された消防計画に従って

施設の安全管理を行う。また、定期的に消火器等の点検及び防火訓練を行う。

⑤ 緊急時の安全対策

地震、火災などの自然災害やけが・病気、感染症など、迅速に対応できるよう「児童館緊急時対応マニュアル」に基づき非常時に対応。不審者侵入等の非常時は、‘さすまた’、‘蛍光クラックボール’を常備するとともに緊急ブザーを設置。このほか、定期的な救急救命講習会を実施し、設置されているAEDの使用方法をはじめとする救急救命技術を習得し、利用者が安全に利用できるよう児童館職員の責任の自覚を促す。

(添付：児童館運営マニュアル、児童館緊急対応マニュアル)

⑥ 24時間体制の防犯対策

警備保障会社と契約を行い、夜間休日を含め24時間体制で館の防犯管理を行う。

⑦ すべての利用者に配慮した施設

障がい者(児)を含め、すべての利用者に配慮した案内表示を館内に設置するとともに、万一の時に備える。また必要に応じて社協の行事保険等に加入し対処する。

⑧ 設備点検及び環境美化

設備(消防設備、浄化槽等)の日常点検、法定点検を実施するとともに、施設内外の点検・補修・清掃を職員が日常的に実施し環境美化に努める

(2) 年間の事業実施計画

別紙

(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)

① 児童館連絡会議等の開催

毎月開催する児童福祉連絡会議において、各児童館における現在の問題・課題点を把握するとともに解決のための方策を協議し、決定事項を利用者サービスに反映させる。また、その記録は全児童館共通のサービスとしてマニュアルに加筆し、日常の業務に活用する。

② 地域の意見の反映

小学校との定期的な情報交換を実施するとともに、地区社会福祉協議会、自治会協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域活動おのだ、ボランティア等の地域関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、関係者の意見を児童館事業に反映する。また、アンケートを実施しニーズの把握を行いサービスの向上に努める。

③ 職員の資質向上

効果的なOJTの実践と積極的な外部研修の参加により、継続的に職員の資質向上に努め地域のニーズに柔軟な対応ができる体制を整える。

④ 児童館だよりの発行

児童に関する情報発信の場として情報の収集に努め、適切な情報を発信する。児童館だよりにより定期的な情報発信を行う。

また市社協の広報誌「かけはし」やホームページを活用し情報発信に努める。

⑤ 児童クラブの環境整備

児童クラブの施設として、安心して利用されるよう児童クラブ指導員と情報を共有し、児童クラブのサービス向上を考慮した運営を行う。

⑥ アンケート調査の実施

利用者ニーズの把握と効果的な指定管理運営のため、年1回アンケート調査を実施

(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)

① 地域との連携

地域の関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、地域の理解と協力による児童館の運営に努める。

② 苦情対策対応ガイドラインの適用

児童館職員以外に本会に児童館に関する苦情受付担当者並びに児童館を総括する担当職員を配置し、トラブルの防止及び対処を行う。また、トラブル発生時には、本会の「苦情解決規程」に従うとともに「事故・事件・苦情対策対応ガイドライン」(別添)により迅速に対処する。

なお、担当において判断が困難な場合は、本会設置の第三者委員による協議を行い公平・公正に対処する。(添付: 苦情解決規程、事故・事件・苦情対策対応ガイドライン)

(5) 個人情報の保護措置

① 個人情報保護規程の適用

本会で運用している個人情報保護規程により個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を定め、適切に個人情報を保護・管理する。(添付: 個人情報保護規程)

② 職員教育

児童館連絡会議及び本会の役職員研修において個人情報の保護の徹底を行う。

(6) その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)

① 安心して暮らすことができる地域づくり

地区社協、福祉員の会、民生児童委員協議会等、本会の関係団体の協力を得ることにより地域の児童福祉の充実を図るとともに、帰宅時の見守りを行うなど児童が安心して暮らせる地域づくりを行う。

② 情報公開

本会の情報公開規程に基づき、透明性のある運営に努める。(添付: 情報公開規程)

3. 管理運営体制

(1) 組織及び配置職員数

別表(添付: 職員配置図)

(2) 職員(資格者等を含む。)の確保

保育士または教諭免許の有資格者を児童厚生員として2名配置

(3) 雇用の予定

欠員が生じた場合、有資格者を公募して採用試験を実施のうえ決定

(4) 職員研修の方針

- ・児童厚生員1名につき年2回までの研修会参加の体制
- ・施設維持管理担当者として、防火管理者等法令上必要な資格取得及び研修会に出席
- ・「職員教育訓練受講料助成要綱」を制定し、職員の資格取得に対する意欲を喚起するための受講料一部助成を実施
- ・市社協役職員研修会に参加し自主研鑽に努める

(5) 緊急時の連絡体制

- ・市社協職員並び児童厚生員連絡網を確立し緊急時に対応
- ・天災時の運営については、行政および市社協と連絡調整のうえ対応
- ・災害時等において行政及び市社協と協議のうえ緊急避難場所としての受け入れ対応

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

別紙

5. 施設の維持管理経費の縮減策

児童館施設と付属する備品等を長期にわたり使用維持できるよう、また管理維持のためにかかるコストを削減するため、以下のような方法で縮減を図る。

- ・ 長期的な施設器具の活用と安心安全な使用を継続するために必要な検証を実施

備品・消耗品等の破損や交換の際は、安心安全な施設利用を心がける中、該当備品が長期的により効果的に機能するか検証を行い、コスト面でも比較しながら将来的に最も適切とされる対応に努める。

- ・ 利用者の理解と施設備品保持の協力を支持される運営体制

児童クラブ利用者、一般利用者とも、公共の備品・消耗品としての適切な使用協力を呼びかけ、市社協が受託する福祉性・公益性について賛同と協力を理解いただき、さらなる利用啓発に努める。

- ・ 社会資源の活用と地域協働による施設保持

地域のボランティアや関係協力団体など児童館運営の主旨に理解ある方々との協働を活かし、小修繕・小規模補修に地域資源を活用することで効率よく地域性を活かした運営へと結びつける。

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

小野田

単位:千円

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	
	項目						0	
収入	指定管理料	6,903	6,903	6,903	6,903	6,903	34,515	
	事業収入	まつり他	70	70	70	70	350	
	その他の収入	雑収入	1	1	1	1	5	
合計		6,974	6,974	6,974	6,974	6,974	34,870	
支出	人件費	2名嘱託	5,472	5,537	5,601	5,596	5,617	27,823
	事業費	教養娯楽費	70	70	70	70	70	350
		保険料	5	5	5	5	5	25
	管理費	水道光熱費	390	390	390	390	390	1,950
		通信運搬費	50	50	50	50	50	250
		業務委託費	423	423	423	423	423	2,115
		保守料	53	53	53	53	53	265
	事務費	福利厚生費	30	30	30	30	30	150
		旅費交通費	4	4	4	4	4	20
		研修研究費	22	22	22	22	22	110
		事務消耗品費	100	100	100	100	100	500
		印刷製本費	70	70	70	70	70	350
		修繕費	185	185	184	184	184	922
		手数料	2	2	2	2	2	10
		租税公課	5	5	5	5	5	25
		雑支出	1	1	1	1	1	5
	合計		6,882	6,947	7,010	7,005	7,026	34,870
	収支差額		92	27	-36	-31	-52	0

※消費税及び地方消費税の額については、10%で計算してください。

令和3年度 小野田児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『明日に翔く小野田っ子』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔新しい事にチャレンジできる環境を作る〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月1日(土)	仲間作りゲーム	ゲームを通して仲間と協力し助け合う	児童厚生員
2	6月5日(土)	カローリングを楽しもう	体を動かし、スポーツの楽しさを味わう	ボランティア講師
3	7月21日(水)	119番教室	避難訓練、防災・防火について学ぶ	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
4	夏休み (7・8月)	夏休みわくわく広場 工作など	活動に参加し、創意工夫したり、友だちや地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う	ボランティア講師 ボランティア団体など
5	9月21日(土)	映画会	大画面で映画を楽しもう	児童厚生員
6	10月2日(土)	クッキング	食べ物に関心を持ち、自分たちで作ってみよう	地域活動おのだOC
7	11月6日(土)	クリスマス飾り作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	児童厚生員
8	12月4日(土)	作品作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	個人ボランティア
9	12月24日(金)	避難訓練	地震が起きた時を想定して、いざとなったらどうするか考えてみる	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
10	1月5日(水)	新春のつどい	新年をともに祝い、みんなでゲームを楽しみおいしい七草がゆをいただきます	地域活動おのだOC ボランティア講師
11	2月5日(土)	わいわいパーティー	遊びや簡単クッキングを地域の民生児童委員さんと一緒に楽しもう	民生児童委員
12	2月5日(土)	じどうかんまつりの ポスターをかこう	工夫して描き、じどうかんまつりに参加することを楽しみにしよう	個人ボランティア
13	3月20日(日)	第24回じどうかんまつり	1年間の体験や活動の成果を発表したり、色々な催し物に参加し、地域ぐるみでおまつりを楽しもう	すべての関係者・ 関係機関

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ クリーンデー 毎月第3水曜日 (児童館の清掃)
- ・ おはなし広場 毎月第1水曜日 16:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

- ・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔福祉を必要とする人やその方法を学び、色々な人との交流を深める〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月8日	開講式	「福祉」とは何かを考える	児童厚生員
2	7月10日	車いす体験	車いすの正しい使い方を知り、体の不自由な人の気持ちを理解する	児童館館長 児童厚生員
3	9月11日	手話を学ぼう	手話とはどういうものか学び、実際にやってみる	ボランティア講師
4	11月13日	いもほり	収穫体験をし収穫の喜びを味わう	ボランティア団体
5	1月8日	閉校式 がんばったで賞表彰	1年間で学んだことを振り返り、「福祉」とはどういうものだったかあらためて考えてみる	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔興味を持って参加し、クラブ員同士の連帯感を図る。余暇時間の活用の仕方を身につける。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
びよんびよん	第2・4(水) 10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。お母さんも子育て友だちをつくらう	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会他 など
お茶っ子	第4(水) 15:30	日本の伝統文化を楽しく学ぼう	個人ボランティア
おりがみ	第2(土) 10:00	年中行事や季節を体感し伝承文化を継承する	個人ボランティア
お箏	第3(土) 13:30	お箏で合奏を楽しみ感性を育もう	個人ボランティア
ボードゲーム	第3(土) 10:30	いろいろなゲームを楽しもう	個人ボランティア
手話	第4(土) 10:30	身近で簡単な手話や手話ソングを学ぼう	個人ボランティア
卓球	第4(土) 13:30	卓球を楽しんで心身をきたえよう	個人ボランティア

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔関係機関と連携し、心身共に健やかな子育てを積極的に支援する〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼児相談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時可	子育ての不安を解消し、母子の健やかな成長を支援する	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児童相談	第1・3月曜日 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に取り組み、児童の健全育成を支援する	小学校 青少年室 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動おのだOCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和4年度 小野田児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『人の気持ちがわかる小野田っ子』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔福祉に興味を持たせ社会に役立てる子どもを作る〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月7日(土)	仲間作りゲーム	ゲームを通して仲間と協力し助け合う	児童厚生員
2	6月4日(土)	ポッチャを楽しもう	体を動かし、スポーツの楽しさを味わう	ボランティア講師
3	7月20日(水)	119番教室	避難訓練、防災・防火について学ぶ	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
4	夏休み (7・8月)	夏休みわくわく広場 工作など	活動に参加し、創意工夫したり、友だちや地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う	ボランティア講師 ボランティア団体 など
5	9月20日(火)	映画会	大画面で映画を楽しもう	児童厚生員
6	10月1日(土)	クッキング	食べ物に関心を持ち、自分たちで作ってみよう	地域活動おのだOC
7	11月5日(土)	キーホルダー作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	児童厚生員
8	12月3日(土)	作品作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	個人ボランティア
9	12月23日(金)	避難訓練	地震が起きた時を想定して、いざとなったらどうするか考えてみる	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
10	1月6日(金)	新春のつどい	新年をともに祝いみんなでゲームを楽しみおいしい七草がゆをいただく	地域活動おのだOC ボランティア講師
11	2月4日(土)	わいわいパーティー	遊びや簡単クッキングを地域の民生児童委員さんと一緒に楽しもう	民生児童委員
12	2月4日(土)	じどうかんまつりの ポスターをかこう	工夫して描き、じどうかんまつりに参加することを楽しみにしよう	個人ボランティア
13	3月19日(日)	第25回じどうかんまつり	1年間の体験や活動の成果を発表したり色々な催し物に参加し、地域ぐるみでおまつりを楽しもう	すべての関係者・ 関係機関

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ クリーンデー 毎月第3水曜日 (児童館の清掃)
- ・ おはなし広場 毎月第1水曜日 16:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔福祉を必要とする人やその方法を学び、色々な人との交流を深める〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月14日	開講式	「福祉」とは何かを考える	児童厚生員
2	7月9日	車いす体験	車いすの正しい使い方を知り、体の不自由な人の気持ちを理解する	児童館館長 児童厚生員
3	9月10日	点字を学ぼう	点字とはどういうものか学び、実際にやってみる	ボランティア講師
4	11月12日	いもほり	収穫体験をし収穫の喜びを味わう	ボランティア団体
5	1月14日	閉校式 がんばったで賞表彰	1年間で学んだことを振り返り、「福祉」とはどういうものだったかあらためて考えてみる	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔興味を持って参加し、クラブ員同士の連帯感を図る。余暇時間の活用の仕方を身につける。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
ぴよんぴよん	第2・4(水) 10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。お母さんも子育て友だちをつくろう	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会他 など
お茶っ子	第4(水) 15:30	日本の伝統文化を楽しく学ぼう	個人ボランティア
おりがみ	第2(土) 10:00	年中行事や季節を体感し伝承文化を継承する	個人ボランティア
お箏	第3(土) 13:30	お箏で合奏を楽しみ感性を育もう	個人ボランティア
ボードゲーム	第3(土) 10:30	いろいろなゲームを楽しもう	個人ボランティア
手話	第4(土) 10:30	身近で簡単な手話や手話ソングを学ぼう	個人ボランティア
卓球	第4(土) 13:30	卓球を楽しんで心身をきたえよう	個人ボランティア

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔関係機関と連携し、心身共に健やかな子育てを積極的に支援する〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時可	子育ての不安を解消し、母子の健やかな成長を支援する	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児 童 相 談	第1・3月曜日 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に取り組み、児童の健全育成を支援する	小学校 青少年室 主任児童委員

⑤ 開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

・地域活動おのだOCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和5年度 小野田児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『仲間を増やせる小野田っ子』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔ゲーム等を通じ仲間と力を合わせる楽しみを学ぶ〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月6日(土)	仲間作りゲーム	ゲームを通して仲間と協力し助け合う	児童厚生員
2	6月3日(土)	カローリングを楽しもう	体を動かし、スポーツの楽しさを味わう	ボランティア講師
3	7月19日(水)	119番教室	避難訓練、防災・防火について学ぶ	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
4	夏休み (7・8月)	夏休みわくわく広場 工作など	活動に参加し、創意工夫したり、友だちや地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う	ボランティア講師 ボランティア団体 など
5	9月19日(火)	映画会	大画面で映画を楽しもう	児童厚生員
6	10月7日(土)	クッキング	食べ物に関心を持ち、自分たちで作ってみよう	地域活動おのだOC
7	11月4日(土)	クリスマス飾り作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	児童厚生員
8	12月2日(土)	ゲームラリー	ゲームを通して仲間と協力し助け合う	個人ボランティア
9	12月26日(火)	避難訓練	地震が起きた時を想定して、いざとなったらどうするか考えてみる	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
10	1月5日(金)	新春のつどい	新年をともに祝いみんなでゲームを楽しみおいしい七草がゆをいただく	地域活動おのだOC ボランティア講師
11	2月3日(土)	わいわいパーティー	遊びや簡単クッキングを地域の民生児童委員さんと一緒に楽しもう	民生児童委員
12	2月3日(土)	じどうかんまつりの ポスターをかこう	工夫して描き、じどうかんまつりに参加することを楽しみにしよう	個人ボランティア
13	3月17日(日)	第26回じどうかんまつり	1年間の体験や活動の成果を発表したり色々な催し物に参加し、地域ぐるみでおまつりを楽しもう	すべての関係者・ 関係機関

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第3水曜日 (児童館の清掃)
- ・おはなし広場 毎月第1水曜日 16:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔福祉を必要とする人やその方法を学び、色々な人との交流を深める〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月13日	開講式	「福祉」とは何かを考える	児童厚生員
2	7月8日	車いす体験	車いすの正しい使い方を知り、体の不自由な人の気持ちを理解する	児童館館長 児童厚生員
3	9月9日	手話を学ぼう	手話とはどういうものか学び、実際にやってみる	ボランティア講師
4	11月11日	いもほり	収穫体験をし収穫の喜びを味わう	ボランティア団体
5	1月13日	閉校式 がんばったで賞表彰	1年間で学んだことを振り返り、「福祉」とはどういうものだったかあらためて考えてみる	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔興味を持って参加し、クラブ員同士の連帯感を図る。余暇時間の活用の仕方を身につける。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
ぴよんぴよん	第2・4水曜日10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。お母さんも子育て友だちをつくろう	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会他 など
お茶っ子	第4水曜日15:30	日本の伝統文化を楽しく学ぼう	個人ボランティア
おりがみ	第2土曜日10:00	年中行事や季節を体感し伝承文化を継承する	個人ボランティア
お箏	第3土曜日13:30	お箏で合奏を楽しみ感性を育もう	個人ボランティア
ボードゲーム	第3土曜日10:30	いろいろなゲームを楽しもう	個人ボランティア
手話	第4土曜日10:30	身近で簡単な手話や手話ソングを学ぼう	個人ボランティア
卓球	第4土曜日13:30	卓球を楽しんで心身をきたえよう	個人ボランティア

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔関係機関と連携し、心身共に健やかな子育てを積極的に支援する〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時可	子育ての不安を解消し、母子の健やかな成長を支援する	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児 童 相 談	第1・3月曜日 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に取り組み、児童の健全育成を支援する	小学校 青少年室 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

- ・地域活動おのだOCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

- ・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

- ・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

- ・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和6年度 小野田児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『何事にもポジティブな小野田っ子』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔心から笑える行事を通じプラス思考の子どもを作る〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月11日(土)	クイズラリー	ゲームを通して仲間と協力し助け合う	児童厚生員
2	6月1日(土)	ポッチャを楽しもう	体を動かし、スポーツの楽しさを味わう	ボランティア講師
3	7月23日(火)	119番教室	避難訓練、防災・防火について学ぶ	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
4	夏休み (7・8月)	夏休みわくわく広場 工作など	活動に参加し、創意工夫したり、友だちや地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う	ボランティア講師 ボランティア団体 など
5	9月17日(火)	映画会	大画面で映画を楽しもう	児童厚生員
6	10月5日(土)	クッキング	食べ物に関心を持ち、自分たちで作ってみよう	地域活動おのだOC
7	11月2日(土)	クリスマス飾り作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	児童厚生員
8	12月7日(土)	作品作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	個人ボランティア
9	12月25日(水)	避難訓練	地震が起きた時を想定して、いざとなったらどうするか考えてみる	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
10	1月6日(月)	新春のつどい	新年をともに祝いみんなでゲームを楽しみおいしい七草がゆをいただく	地域活動おのだOC ボランティア講師
11	2月8日(土)	わいわいパーティー	遊びや簡単クッキングを地域の民生児童委員さんと一緒に楽しむ	民生児童委員
12	2月8日(土)	じどうかんまつりの ポスターをかこう	工夫して描き、じどうかんまつりに参加することを楽しみにしよう	個人ボランティア
13	3月16日(日)	第27回じどうかんまつり	1年間の体験や活動の成果を発表したり色々な催し物に参加し、地域ぐるみでおまつりを楽しもう	すべての関係者・ 関係機関

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ クリーンデー 毎月第3水曜日 (児童館の清掃)
- ・ おはなし広場 毎月第1水曜日 16:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔福祉を必要とする人やその方法を学び、色々な人との交流を深める〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月11日	開講式	「福祉」とは何かを考える	児童厚生員
2	7月13日	車いす体験	車いすの正しい使い方を知り、体の不自由な人の気持ちを理解する	児童館館長 児童厚生員
3	9月14日	点字を学ぼう	点字とはどういうものか学び、実際にやってみる	ボランティア講師
4	11月9日	いもほり	収穫体験をし収穫の喜びを味わう	ボランティア団体
5	1月11日	閉校式 がんばったで賞表彰	1年間で学んだことを振り返り、「福祉」とはどういうものだったかあらためて考えてみる	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔興味を持って参加し、クラブ員同士の連帯感を図る。余暇時間の活用の仕方を身につける。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
ぴよんぴよん	第2・4(水) 10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。お母さんも子育て友だちをつくろう	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会他 など
お茶っ子	第4(水) 15:30	日本の伝統文化を楽しく学ぼう	個人ボランティア
おりがみ	第2(土) 10:00	年中行事や季節を体感し伝承文化を継承する	個人ボランティア
お箏	第3(土) 13:30	お箏で合奏を楽しみ感性を育もう	個人ボランティア
ボードゲーム	第3(土) 10:30	いろいろなゲームを楽しもう	個人ボランティア
手話	第4(土) 10:30	身近で簡単な手話や手話ソングを学ぼう	個人ボランティア
卓球	第4(土) 13:30	卓球を楽しんで心身をきたえよう	個人ボランティア

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔関係機関と連携し、心身共に健やかな子育てを積極的に支援する〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時可	子育ての不安を解消し、母子の健やかな成長を支援する	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児 童 相 談	第1・3月曜日 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に取り組み、児童の健全育成を支援する	小学校 青少年室 主任児童委員

⑤ 開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

・地域活動おのだOCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業 (放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和7年度 小野田児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『人に手を差し伸べられる小野田っ子』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔感謝の気持ちを学び自分本位ではない子どもを作る〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月10日(土)	仲間作りゲーム	ゲームを通して仲間と協力し助け合う	児童厚生員
2	6月7日(土)	カローリングを楽しもう	体を動かし、スポーツの楽しさを味わう	ボランティア講師
3	7月22日(火)	H19番教室	避難訓練、防災・防火について学ぶ	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
4	夏休み (7・8月)	夏休みわくわく広場 動物ふれあい 工作など	活動に参加し、創意工夫したり、友だちや地域の人とふれあう楽しさ、協調性、自主性を養う	ボランティア講師 ボランティア団体 など
5	9月22日(月)	映画会	大画面で映画を楽しもう	児童厚生員
6	10月4日(土)	クッキング	食べ物に関心を持ち、自分たちで作ってみよう	地域活動おのだOC
7	11月1日(土)	クリスマス飾り作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	児童厚生員
8	12月6日(土)	作品作り	オリジナルの飾りを作り、完成の喜びを味わう	個人ボランティア
9	12月26日(金)	避難訓練	地震が起きた時を想定して、いざとなったらどうするか考えてみる	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
10	1月5日(月)	新春のつどい	新年をともに祝いみんなでゲームを楽しみおいしい七草がゆをいただく	地域活動おのだOC ボランティア講師
11	2月7日(土)	わいわいパーティー	遊びや簡単クッキングを地域の民生児童委員さんと一緒に楽しもう	民生児童委員
12	2月7日(土)	じどうかんまつりの ポスターをかこう	工夫して描き、じどうかんまつりに参加することを楽しみにしよう	個人ボランティア
13	3月15日(日)	第28回じどうかんまつり	1年間の体験や活動の成果を発表したり色々な催し物に参加し、地域ぐるみでおまつりを楽しもう	すべての関係者・ 関係機関

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第3水曜日 (児童館の清掃)
- ・おはなし広場 毎月第1水曜日 16:30 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔福祉を必要とする人やその方法を学び、色々な人との交流を深める〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月10日	開講式	「福祉」とは何かを考える	児童厚生員
2	7月12日	車いす体験	車いすの正しい使い方を知り、体の不自由な人の気持ちを理解する	児童館館長
3	9月13日	手話を学ぼう	手話とはどういうものか学び、実際にやってみる	ボランティア講師
4	11月8日	いもほり	収穫体験をし収穫の喜びを味わう	ボランティア団体
5	1月10日	閉校式 がんばったで賞表彰	1年間で学んだことを振り返り、「福祉」とはどういうものだったかあらためて考えてみる	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔興味を持って参加し、クラブ員同士の連帯感を図る。余暇時間の活用の仕方を身につける。〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
びよんびよん	第2・4(水)10:00	未就園児親子の子育て支援。お母さんと子どもの楽しい遊び広場。お母さんも子育て友だちをつくろう	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会他 など
お茶っ子	第4(水)15:30	日本の伝統文化を楽しく学ぼう	個人ボランティア
おりがみ	第2(土)10:00	年中行事や季節を体感し伝承文化を継承する	個人ボランティア
お箏	第3(土)13:30	お箏で合奏を楽しみ感性を育もう	個人ボランティア
ボードゲーム	第3(土)10:30	いろいろなゲームを楽しもう	個人ボランティア
手話	第4(土)10:30	身近で簡単な手話や手話ソングを学ぼう	個人ボランティア
卓球	第4(土)13:30	卓球を楽しんで心身をきたえよう	個人ボランティア

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔関係機関と連携し、心身共に健やかな子育てを積極的に支援する〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	第2・4水曜日 随時可	子育ての不安を解消し、母子の健やかな成長を支援する	保健センター 子育て支援センター 母子保健推進協議会
児 童 相 談	第1・3月曜日 随時可	関係機関との連携のもと問題の解決に取り組み、児童の健全育成を支援する	小学校 青少年室 主任児童委員

⑤開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動おのだOCとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業 (放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

事業計画書

1. 基本的事項

施設名	須恵児童館				
団体名	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会		代表者	会長 森田 純一	
団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号	設立年月日	平成 17. 3. 22	従業員数	158人
電話番号	81-0050	FAX 番号	81-0057	Eメール	sanyouonoda-syakyou@iris.ocn.ne.jp
主たる業務内容	<p>福祉活動の拠点として、次の福祉事業等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の輪づくり運動の推進（地区社協等活動支援事業、ふれあいいきいきサロン推進） ・見守りネットワーク強化（どうしちよるネット、安心キット） ・地域生活支援事業（地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人受任事業、総合相談事業、生活福祉資金等貸付事業他） ・施設運営の経営推進（障害福祉サービス事業所グリーンヒル山陽の設置経営） ・収益事業（山陽オートレース場売店事業） ・介護保険事業等の推進（居宅介護支援事業、訪問介護事業等） ・地域に開かれた社会参加事業の推進（障害者の自立支援による社会参加支援） ・その他、定款第2条に規定する事業 				
団体の運営方針	<p>本会は社会福祉法に基づいた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民の参加協力をはじめ、行政・福祉関係諸団体等との連携と協働をはかりながら、地域福祉事業及び施設運営の実施を通じて「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるまち」の実現をめざしています。</p>				
経理状況	令和元年度決算書は別紙のとおり		類似施設運営実績の有無	◎（26年）・無	

2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法(危機管理マニュアルを含む。)

社協の理念である、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり」を実践するため、地域における児童福祉の拠点として以下の内容で管理運営する。

① 地域の特色を活かした施設運営

地域の特色を活かした児童館の運営を行うため、児童館まつりをはじめとするあらゆる地域交流事業に取り組む。地域住民と協働のもと、地域の特徴や特性を生かした行事（三世代交流グラウンドゴルフ、カローリング、ホテルまつり、いもほり等）に積極的に参加する。

② 柔軟かつ迅速な対応

各館の施設長は、施設における問題を把握し柔軟かつ迅速な対応をする。トラブルの対応は児童館運営マニュアルに基づき、本会の事故・事件・苦情対策対応ガイドラインを準用する。また、諸事の対応については、「ヒヤリ・ハット記録簿」「顛末書」での報告を、また「業務日誌」等において定期的な事業の報告と情報共有に努める。

③ 人事、経理の一括管理

人事、経理については本会が一括管理することで、効率的な運営を行う。なお、本会に児童館担当職員を配置し、定期的な連絡会議を実施することにより各館の連携を図るとともに、各児童館の円滑な運営のための調整を行う。

④ 法令遵守による防火対策

全児童館において法に定められた防火管理者を選任し、各館で作成された消防計画に従って

施設の安全管理を行う。また、定期的に消火器等の点検及び防火訓練を行う。

⑤ 緊急時の安全対策

地震、火災などの自然災害やけが・病気、感染症など、迅速に対応できるよう「児童館緊急時対応マニュアル」に基づき非常時に対応。不審者侵入等の非常時は、‘さすまた’、‘蛍光クラックボール’を常備するとともに緊急ブザーを設置。このほか、定期的な救急救命講習会を実施し、設置されているAEDの使用方法をはじめとする救急救命技術を習得し、利用者が安全に利用できるよう児童館職員の責任の自覚を促す。

(添付) 児童館運営マニュアル、児童館緊急対応マニュアル

⑥ 24時間体制の防犯対策

警備保障会社と契約を行い、夜間休日を含め24時間体制で館の防犯管理を行う。

⑦ すべての利用者に配慮した施設

障がい者(児)を含め、すべての利用者に配慮した案内表示を館内に設置するとともに、万一の時に備える。また必要に応じて社協の行事保険等に加入し対処する。

⑧ 設備点検及び環境美化

設備(消防設備、浄化槽等)の日常点検、法定点検を実施するとともに、施設内外の点検・補修・清掃を職員が日常的に実施し環境美化に努める

(2) 年間の事業実施計画

別紙

(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)

① 児童館連絡会議等の開催

毎月開催する児童福祉連絡会議において、各児童館における現在の問題・課題点を把握するとともに解決のための方策を協議し、決定事項を利用者サービスに反映させる。また、その記録は全児童館共通のサービスとしてマニュアルに加筆し、日常の業務に活用する。

② 地域の意見の反映

小学校との定期的な情報交換を実施するとともに、地区社会福祉協議会、自治会協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域活動おのだ、ボランティア等の地域関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、関係者の意見を児童館事業に反映する。また、アンケートを実施しニーズの把握を行いサービスの向上に努める。

③ 職員の資質向上

効果的なOJTの実践と積極的な外部研修の参加により、継続的に職員の資質向上に努め地域のニーズに柔軟な対応ができる体制を整える。

④ 児童館だよりの発行

児童に関する情報発信の場として情報の収集に努め、適切な情報を発信する。児童館だよりにより定期的な情報発信を行う。

また市社協の広報誌「かけはし」やホームページを活用し情報発信に努める。

⑤ 児童クラブの環境整備

児童クラブの施設として、安心して利用されるよう児童クラブ指導員と情報を共有し、児童クラブのサービス向上を考慮した運営を行う。

⑥ アンケート調査の実施

利用者ニーズの把握と効果的な指定管理運営のため、年1回アンケート調査を実施

(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)

① 地域との連携

地域の関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、地域の理解と協力による児童館の運営に努める。

② 苦情対策対応ガイドラインの適用

児童館職員以外に本会に児童館に関する苦情受付担当者並びに児童館を総括する担当職員を配置し、トラブルの防止及び対処を行う。また、トラブル発生時には、本会の「苦情解決規程」に従うとともに「事故・事件・苦情対策対応ガイドライン」(別添)により迅速に対処する。

なお、担当において判断が困難な場合は、本会設置の第三者委員による協議を行い公平・公正に対処する。(添付: 苦情解決規程、事故・事件・苦情対策対応ガイドライン)

(5) 個人情報の保護措置

① 個人情報保護規程の適用

本会で運用している個人情報保護規程により個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を定め、適切に個人情報を保護・管理する。(添付: 個人情報保護規程)

② 職員教育

児童館連絡会議及び本会の役職員研修において個人情報の保護の徹底を行う。

(6) その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)

① 安心して暮らすことができる地域づくり

地区社協、福祉員の会、民生児童委員協議会等、本会の関係団体の協力を得ることにより地域の児童福祉の充実を図るとともに、帰宅時の見守りを行うなど児童が安心して暮らせる地域づくりを行う。

② 情報公開

本会の情報公開規程に基づき、透明性のある運営に努める。(添付: 情報公開規程)

3. 管理運営体制

(1) 組織及び配置職員数

別表(添付: 職員配置図)

(2) 職員(資格者等を含む。)の確保

保育士または教諭免許の有資格者を児童厚生員として2名配置

(3) 雇用の予定

欠員が生じた場合、有資格者を公募して採用試験を実施のうえ決定

(4) 職員研修の方針

- ・児童厚生員1名につき年2回までの研修会参加の体制
- ・施設維持管理担当者として、防火管理者等法令上必要な資格取得及び研修会に出席
- ・「職員教育訓練受講料助成要綱」を制定し、職員の資格取得に対する意欲を喚起するための受講料一部助成を実施
- ・市社協役職員研修会に参加し自主研鑽に努める

(5) 緊急時の連絡体制

- ・市社協職員並びに児童厚生員連絡網を確立し緊急時に対応
- ・天災時の運営については、行政および市社協と連絡調整のうえ対応
- ・災害時等において行政及び市社協と協議のうえ緊急避難場所としての受け入れ対応

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

別紙

5. 施設の維持管理経費の縮減策

児童館施設と付属する備品等を長期にわたり使用維持できるよう、また管理維持のためにかかるコストを削減するため、以下のような方法で縮減を図る。

- ・長期的な施設器具の活用と安心安全な使用を継続するために必要な検証を実施

備品・消耗品等の破損や交換の際は、安心安全な施設利用を心がける中、該当備品が長期的により効果的に機能するか検証を行い、コスト面でも比較しながら将来的に最も適切とされる対応に努める。

- ・利用者の理解と施設備品保持の協力を支持される運営体制

児童クラブ利用者、一般利用者とも、公共の備品・消耗品としての適切な使用協力を呼びかけ、市社協が受託する福祉性・公益性について賛同と協力を理解いただき、さらなる利用啓発に努める。

- ・社会資源の活用と地域協働による施設保持

地域のボランティアや関係協力団体など児童館運営の主旨に理解ある方々との協働を活かし、小修繕・小規模補修に地域資源を活用することで効率よく地域性を活かした運営へと結びつける。

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

須恵

単位:千円

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	
項目	内訳						0	
収入	指定管理料	6,965	6,965	6,965	6,965	6,965	34,825	
	事業収入	まつり他	70	70	70	70	350	
	その他の収入	雑収入	1	1	1	1	5	
合計		7,036	7,036	7,036	7,036	7,036	35,180	
支出	人件費	2名嘱託	5,563	5,607	5,653	5,706	5,770	28,299
	事業費	教養娯楽費	70	70	70	70	70	350
		保険料	5	5	5	5	5	25
	管理費	水道光熱費	360	360	360	360	360	1,800
		通信運搬費	90	90	90	90	90	450
		業務委託費	276	276	276	276	276	1,380
		保守料	60	60	60	60	60	300
	事務費	福利厚生費	30	30	30	30	30	150
		旅費交通費	4	4	4	4	4	20
		研修研究費	22	22	22	22	22	110
		事務消耗品費	160	160	160	160	160	800
		印刷製本費	70	70	70	70	70	350
		修繕費	222	221	221	221	221	1,106
		手数料	2	2	2	2	2	10
		租税公課	5	5	5	5	5	25
		雑支出	1	1	1	1	1	5
	合計		6,940	6,983	7,029	7,082	7,146	35,180
収支差額		96	53	7	-46	-110	0	

※消費税及び地方消費税の額については、10%で計算してください。

令和 3年度 須恵児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『 コロナに負けず、オリンピックを体感して世界を知ろう!! 』

①月例事業 事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔チャレンジする力を伸ばす〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月 1日(土)	マジックショー	マジックショーを楽しむ	個人ボランティア
2	6月 5日(土)	英語で遊ぼう!	遊びや絵本の読み聞かせを通して外国の文化を知る	個人ボランティア
3	7月 3日(土)	オリンピック応援グッズ万国旗を作ろう	いろいろな国と国旗を知り、オリンピックに興味・関心を持つ	児童厚生員
4	8月 7日(土)	オリンピックを応援しよう!!	いろいろな国の人を知り、一緒に応援してオリンピックを盛り上げる	児童厚生員
5	9月 4日(土)	ネイチャーゲーム	自然に親しみ楽しむ	個人ボランティア
6	10月 2日(土)	グラウンドゴルフ大会 or お月見・お茶会	ルールを守ってみんなで楽しむ 日本の伝統文化に親しむ	地域老人クラブ 個人ボランティア
7	11月 8日(月) (須恵小 代休予定)	冬のお楽しみ会	絵本の読み聞かせや、人形劇を楽しむ	すえおはなしの会
8	12月 5日(月)	第26回須恵児童館まつり 改め すえFun×2 フェスタ (ファンファン)	いろいろな遊びや体験を楽しむ 地域・各団体との協働 児童館クラブの成果・作品の発表展示	各地域団体・ボランティア・保護者
9	1月 8日(土)	新春のつどい	七草がゆの由来を知り、実際に食べてみよう	児童厚生員
10	2月 26日(土)	民生児童委員さんと遊ぼう	地域の方と一緒に遊び、季節の文化を学ぶ	民生児童委員
11	3月 5日(土)	おひなさまコンサート	歌や楽器の演奏を楽しむ	個人ボランティア

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回 (7月119番教室)
- ・クリーンデー 毎月第1水曜日 (児童館の清掃)
- ・すえお話の会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔 様々な立場の人を知り、コミュニケーションの手段を学ぶ 〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月26日(土)	開講式～手話で歌おう～	聴覚障害者の言葉『手話』を学ぶ	社協職員 児童厚生員
2	7月24日(土)	ニュースポーツを体験(ポッチャ) ～パラリンピックについて	身体が不自由な人も一緒にできる スポーツを知る	社協職員 児童厚生員
3	8月13日(土)	地域のお祭りに協力しよう	盆踊りの笹飾りの製作、飾りつけ を通し地域の行事に参加・協力を する	須恵校区ふるさと づくり協議会
4	9月25日(土)	赤い羽根共同募金ってなあに	赤い羽根共同募金の配布物作成 作業を通し、募金がどのように行わ れているかを知る	社協職員
5	10月23日(土)	お年寄りの体験をしてみよう	高齢者の疑似体験を通し、高齢の 方の変りを知り、接し方を考え る	児童厚生員
6	12月25日(土)	閉講式～アイマスク	視覚障害者の体験を通して視覚障 害のある方の生活を知る	児童厚生員

※8月『地域の行事に協力しよう』の実施時期はふるさとづくり協議会との話し合いが必要

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔 興味のあることに最後まで取り組む 〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
ぴよぴよ	第1・4水曜日 第2月・第3水曜日	親子でスキンシップ・子育て支援	児童厚生員 子育て支援センター
将 棋	毎月第1土曜日	将棋のルールを学ぶ	個人ボランティア
生け花	毎月第2土曜日	花に親しみ、日本の伝統文化を学ぶ	池坊小野田支部
手作り	偶数月第4土曜日	創造力を働かせ、テーマに沿った作品を 作る	児童厚生員
折り紙	毎月第3土曜日	折り紙の楽しさを知る	個人ボランティア
銭太鼓	奇数月第2土曜日	伝統文化の銭太鼓の演奏の仕方を学ぶ	銭太鼓保存会 山口支部
伝承あそび	毎月第3土曜日	昔から伝わる遊びを知る	地域の老人クラブ
科学あそび	偶数月第2土曜日	科学あそびを通して楽しく学ぶ	個人ボランティア

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔問題を早期に発見し、ネットワークを生かして解消、改善に努める〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎月第1・3・4水曜日10:00～ 毎月第2月曜日10:00～	発達過程での心配事など相談にのる	民生児童委員 保健センター・母推
児 童 相 談	毎週金曜日 随時	児童に関するあらゆる相談を聞く	小学校・主任児童委員 市子育て支援課

⑤開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域の各団体との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和 4年度 須恵児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『 伝統文化・芸能を知り、楽しむ 』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔日本の伝統文化・芸能を知る・親しむ〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月第1土曜日	須恵校区を知ろう	自分達の住んでいる所(須恵校区)に興味や関心を持つ	個人ボランティア
2	6月第2土曜日	生け花公開講座	伝統文化の生け花を知る	池坊 小野田支部
3	7月第1土曜日	須恵太鼓に挑戦	演奏を聴いて、実際に太鼓をたたき学ぶ	須恵太鼓保存会
4	8月第1土曜日	陶芸教室	土の感触を味わい作品づくりを楽しむ	個人ボランティア
5	9月第1土曜日	筆であそぼう	書道に親しみ、一文字アートを楽しむ	個人ボランティア
6	10月第1土曜日	グラウンドゴルフ大会	ルールを守ってみんなで楽しむ	地域老人クラブ
7	12月第1日曜日	すえFun×2フェスタ (ファンファン)	いろいろな遊びや体験を楽しむ 地域・各団体との協働 児童館クラブの成果・作品の発表 展示	各地域団体・ボランティア・保護者
8	12月第4土曜日	お正月飾りを作ろう	自分なりに工夫し、お正月飾りを作る	児童厚生員
9	1月第4土曜日	お坊さんめぐり	百人一首を知り、ルールを守って楽しむ	児童厚生員
10	2月第1土曜日	和楽器演奏会	和楽器の演奏を楽しみ、ふれる	個人ボランティア
11	3月第1土曜日	民生児童委員さんと遊ぼう	季節の文化(ひな祭り)を楽しむ	民生児童委員

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回 (7月119番教室)
- ・クリーンデー 毎月第1水曜日 (児童館の清掃)
- ・すえお話の会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

ふれあい体験スクール

本年度の目標〔 わたしたちができる福祉・ボランティア 〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月第4土曜日	開講式ボランティアとは	私たちに何ができるのか	社協職員 児童厚生員
2	6月第4土曜日	奉仕活動	身近にできる事、ボランティア体験をする	児童厚生員
3	7月第4土曜日	絵手紙づくり	身近な人に暑中見舞い状を送る	個人ボランティア
4	8月第4土曜日	ふれあいマップづくり	地域の福祉施設を知る	児童厚生員
5	9月第2土曜日	プレゼントを作る	(敬老の日) 近くの老人ホームにプレゼント	児童厚生員
6	11月 (須恵小 代休予定)	人権について	いじめをしないで、友達と仲良く	人権擁護委員
7	12月第4土曜日	閉講式 クリーン大作戦	ボランティア活動	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔 興味のあることに最後まで取り組む 〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
びよびよ	第1・4水曜日 第2月・第3水曜日	親子でスキンシップ・子育て支援	児童厚生員 子育て支援センター
将 棋	毎月第1土曜日	将棋のルールを学ぶ	個人ボランティア
生け花	毎月第2土曜日	花に親しみ、日本の伝統文化を学ぶ	池坊 小野田支部
手作り	偶数月第4土曜日	創造力を働かせ、テーマに沿った作品を作る	児童厚生員
折り紙	毎月第3土曜日	折り紙の楽しさを知る	個人ボランティア
銭太鼓	奇数月第2土曜日	伝統文化の銭太鼓の演奏の仕方を学ぶ	銭太鼓保存会 山口支部
伝承あそび	毎月第3土曜日	昔から伝わる遊びを知る	地域の老人クラブ
科学あそび	偶数月第2土曜日	科学あそびを通して楽しく学ぶ	個人ボランティア

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔問題を早期に発見し、ネットワークを生かして解消、改善に努める〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎月第1・3・4水曜日10:00～ 毎月第2月曜日10:00～	発達過程での心配事など相談にのる	民生児童委員 保健センター・母推
児 童 相 談	毎週金曜日 随時	児童に関するあらゆる相談を聞く	小学校・主任児童委員 市子育て支援課

⑤開故事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域の各団体との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和 5年度 須恵児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『 楽しく体験、いきいき 創ろう 』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔 体験できる企画で楽しく学習しよう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月第2土曜日	フラワーアレンジメント	お花を生ける楽しさを知ろう	池坊 小野田支部
2	5月第4土曜日	楽しく学ぶ交通安全教室	交通ルールを学ぶ	児童厚生員
3	6月第1土曜日	畑を作ろう～緑のカーテン、サツマイモの植え付け	サツマイモ、ゴーヤの植え付けを体験する	児童厚生員
4	7月第1土曜日	フラダンス体験	ハワイの踊りフラダンスを踊ってみよう	個人ボランティア
5	8月第1土曜日	夏休み実験教室	科学に親しむ	個人ボランティア
6	夏休み中	119番教室	災害時の避難訓練	山陽小野田消防署
7	9月第1土曜日	子ども防災教室	水も電気もない状況になったらどうしたらいいのかな…?	地域の防災士
8	10月第4土曜日	収穫の秋 エコエコクッキング!	おいもを使ってスイートポテト作りをしよう!	児童厚生員
9	11月第1土曜日	音楽であそぼう	ハンドベルや楽器を使って音楽を楽しもう	個人ボランティア
10	12月第1日曜日	すえFun×2フェスタ (ファンファン)	いろいろな遊びや体験を楽しむ 地域・各団体との協働 児童館クラブの成果・作品の発表展示	各地域団体・ボランティア・保護者
11	1月 5日	たこ作りをしよう	お正月あそび「たこ」を作って楽しく遊ぼう	児童厚生員
12	2月第1土曜日	ハンドメイド体験	自分なりに工夫し完成させる喜びを味わう	児童厚生員
13	3月第1土曜日	おひなさま お茶会	地域の方と交流、伝統文化に親しむ	個人ボランティア

その他の月例行事

- ・ 避難訓練 毎月1回 (119番教室…時期を検討)
- ・ クリーンデー 毎月第1水曜日 (児童館の清掃)
- ・ すえお話の会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一人として、福祉の心を育むことを目標とする。

ふれあい体験スクール

本年度の目標〔人と人とのつながりを大切にする〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月第4土曜日	開講式～車イス体験	身体の不自由な人に出会ったらどうしたらいいか体験から学ぶ	厚生児童員
2	7月第4土曜日	子どもエコ教室	夏、クーラーは当たり前？自分達でできるエコな工夫を学ぶ	環境アドバイザー
3	8月第4土曜日	地域の行事に協力しよう	盆踊りの笹飾りの製作・飾りつけを通し、地域の行事に協力する	須恵校区ふるさとづくり協議会
4	9月第4土曜日	昔のあそびを楽しもう	三世代交流	地域老人クラブ
5	10月第1土曜日	赤い羽根共同募金に協力しよう	赤い羽根共同募金の作業を通して募金の大切さを学ぶ	社協職員 児童厚生員
6	11月第4土曜日	奉仕活動～クリーン大作戦	ボランティア体験 児童館まわりをきれいにしよう	児童厚生員
7	1月第4土曜日	閉講式～手が使えないってどういうこと？	手が使えなくなったら…どうしたらいいのでしょうか 実際に体験し考える	児童厚生員

※8月『地域の行事に協力しよう』の実施時期はふるさとづくり協議会との話し合いが必要

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔 興味のあることに最後まで取り組む 〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
ぴよぴよ	第1・4水曜日 第2月・第3水曜日	親子でスキンシップ・子育て支援	児童厚生員 子育て支援センター
将 棋	毎月第1土曜日	将棋のルールを学ぶ	個人ボランティア
生け花	毎月第2土曜日	花に親しみ、日本の伝統文化を学ぶ	池坊 小野田支部
手作り	偶数月第4土曜日	創造力を働かせ、テーマに沿った作品を作る	児童厚生員
折り紙	毎月第3土曜日	折り紙の楽しさを知る	個人ボランティア
銭太鼓	奇数月第2土曜日	伝統文化の銭太鼓の演奏の仕方を学ぶ	銭太鼓保存会
わいわいクラブ (ゲーム&シネマ)	奇数月第3土曜日	ルールやマナーを守ってみんなでわいわい ガヤガヤ楽しもう	児童厚生員
科学あそび	偶数月第2土曜日	科学あそびを通して楽しく学ぶ	個人ボランティア

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標（問題を早期に発見し、ネットワークを生かして解消、改善に努める）

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎月第1・3・4水曜日10:00～ 毎月第2月曜日10:00～	発達過程での心配事など相談 にのる	民生児童委員 保健センター・母推
児 童 相 談	毎週金曜日 随時	児童に関するあらゆる相談を 聞く	小学校・主任児童委員 市子育て支援課

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域の各団体との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和 6年度 須恵児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『地元発見!～自分たちのふるさとを知ろう～』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔親子で一緒に参加しよう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月第2土曜日	須恵校区クイズ Part1	知っているようで知らない須恵校区について一緒に考えてみよう	児童厚生員
2	6月第2土曜日	須恵校区クイズ Part2	須恵校区の危険な所について一緒に考えてみよう	児童厚生員
3	7月第4土曜日	陶芸にチャレンジ	土にふれ、創作。作品の出来上がりにより期待感をもつ	小野田陶芸同好会
4	7月中旬	交通安全教室	夏休み前に正しい交通ルールを学ぶ	小野田警察署
5	8月第1土曜日	つくってみよう	エコクラフトを使って夏休みの作品を作ろう	ボランティア
6	9月第1土曜日	音の宅急便	芸術の秋。いろいろな楽器の音色を楽しむ	音楽グループ
7	10月第1土曜日	ネイチャーゲーム	いろいろな秋の自然に親しむ	児童厚生員
8	11月(学校の代 休で実施)	119番教室	災害時の避難訓練	小野田消防署
9	11月第4日曜日	すえFun×2フェスタ (ファンファン)	いろいろな遊びや体験を楽しむ 地域・各団体との協働 児童館クラブの成果・作品の発表 展示	各地域団体・ボランティ ア・保護者
10	12月第3土曜日	冬のおたのしみ会 (クリスマス会)	クリスマス飾り作り、ピング大会 楽しいショータイム	児童厚生員
11	1月第2土曜日	昔の遊びをたのしもう	いろいろな昔の遊びを楽しむ	児童厚生員
12	2月第1土曜日	自分の身体を知ろう	「ウンチ」について知り、食の大 切さを学ぶ	ヤクルト
13	3月第1土曜日	おひなさまパーティー	地域の方と交流 伝統行事を楽し む	民生児童委員

※交通安全教室…時期を検討

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第1水曜日 (児童館の清掃)
- ・すえお話の会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

② 定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

ふれあい体験スクール

本年度の目標〔優しい心を育む〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月第4土曜日	仲間作りゲーム	ルールを守って遊ぶ中で、仲間作りや仲間の大切さに気付かせる	児童厚生員
2	6月第4土曜日	点字を学ぼう	視覚障害者の言葉『点字』について学ぶ	スズランの会
3	7月第4土曜日	廃材を使って遊ぶ	工夫して遊べることの大切さ、楽しさを味わう	環境アドバイザー
4	8月第4土曜日	アイマスクを使って	視覚障害者の体験を通して、障害のある方の生活を知る	児童厚生員
5	9月第4土曜日	ニュースポーツを知る	身障者でもできるスポーツを知る	社協職員 児童厚生員
6	10月第4土曜日	Fun×2フェスタのポスターをかこう	フェスタを楽しみにしながら工夫してかく	児童厚生員
7	11月第4土曜日	クリーン大作戦	児童館まわりをきれいにしよう!	児童厚生員
8	1月第4土曜日	閉講式 ～子どもエコ教室	身近なエコ、自分が出来る事、学んだ事を考えてみる	児童厚生員

③ クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔興味のあることに最後まで取り組む〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
ぴよぴよ	第1・4水曜日 第2月・第3水曜日	親子でスキンシップ・子育て支援	児童厚生員 子育て支援センター
将 棋	毎月第1土曜日	将棋のルールを学ぶ	個人ボランティア
生け花	毎月第2土曜日	花に親しみ、日本の伝統文化を学ぶ	池坊 小野田支部
手作り	偶数月第4土曜日	創造力を働かせ、テーマに沿った作品を作る	児童厚生員
折り紙	毎月第3土曜日	折り紙の楽しさを知る	個人ボランティア
銭太鼓	奇数月第2土曜日	伝統文化の銭太鼓の演奏の仕方を学ぶ	銭太鼓保存会 山口支部
わいわいクラブ (ゲーム&シネマ)	奇数月第3土曜日	ルールやマナーを守ってわいわいガヤガヤみんなで楽しもう	児童厚生員

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔問題を早期に発見し、ネットワークを生かして解消、改善に努める〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎月第1・3・4水曜日10:00～ 毎月第2月曜日10:00～	発達過程での心配事など相談 にのる	民生児童委員 保健センター・母推
児 童 相 談	毎週金曜日 随時	児童に関するあらゆる相談を 聞く	小学校・主任児童委員 市子育て支援課

⑤ 開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

・地域の各団体との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業 (放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

令和 7年度 須恵児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『世界の国から こんにちは!』

① 月例事業 事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔 児童館行事を通して、幅広い年齢層の方と触れ合おう 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月第4水曜日	クロネコヤマト こども交通安全教室	交通ルールを守ることの大切さを学ぶ	クロネコヤマト
2	6月第2土曜日	フラワーアレンジメント	お花を生ける楽しさを知ろう	池坊 小野田支部
3	7月第4土曜日	英語のゲームを楽しもう	ゲームを通じて英語に触れよう	個人ボランティア
4	8月第1土曜日	親子工作教室	親子で作品作り	個人ボランティア
5	8月第4土曜日	児童館シアター	外国の映画をみてみよう 夏休みのお楽しみ映写会	児童厚生員
6	9月第1土曜日	お月見お茶会	茶道を通して日本の伝統文化を学ぼう	児童厚生員
7	10月第4土曜日	わくわくクッキング	外国の料理に挑戦してみよう	児童厚生員
8	時期未定	119番教室	災害時の避難訓練を学ぶ	山陽小野田消防署
9	11月第4日曜日	すえFun×2フェスタ (ファンファン)	いろいろな遊びや体験を楽しむ 地域・各団体との協働 児童館クラブの成果・作品の発表 展示	各地域団体・ボラン ティア・保護者 児童厚生員
10	12月第2土曜日	冬のお楽しみ劇場	紙芝居や人形劇を楽しむ	すえおはなしの会
11	1月第1土曜日	外国のお正月って?	外国の行事について知る	個人ボランティア 児童厚生員
12	2月第1土曜日	親子で バレンタインクッキング	親子で作る楽しさ、食の大切さを学ぶ	民生児童委員
13	3月第1土曜日	チャレンジ ザ・工作	身近な材料を使って、おもちゃを作ってあそぶ	児童厚生員

※ 119番教室…時期を検討

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第1水曜日 (児童館の清掃)
- ・すえお話の会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

② 定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得て、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

ふれあい体験スクール

本年度の目標〔福祉について興味や関心を持つ〕

	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月第4土曜日	カルタで学ぶエコ活動	カルタを通していろいろなエコ活動について学ぶ	児童厚生員
2	7月第4土曜日	ポスター作りをする	8月の地域行事PRのお手伝いを通してまつりを楽しみにする	児童厚生員
3	8月第4土曜日	地域の行事に協力しよう	盆踊りの笹飾りの製作、飾りつけを通して地域の行事に参加・協力をする	須恵校区ふるさとづくり協議会
4	9月第4土曜日	ニュースポーツを知る	身障者でもできるスポーツを知る	社協職員 児童厚生員
5	10月第4土曜日	車イスを使って	身体の不自由な人に出会ったらどうしたらいいか体験から学ぶ	児童厚生員
6	11月第1土曜日	クリーン大作戦	ボランティア体験 児童館回りをきれいにしよう	児童厚生員
7	12月第4土曜日	閉講式 マークで学ぶ身近な福祉	身の回りにあるマークから福祉について学習する	児童厚生員

※8月「地域の行事に協力しよう」の実施時期はふるさとづくり協議会との話し合いが必要

③ クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質を伸ばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔興味のあることに最後まで取り組む〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
ぴよぴよ	第1・4水曜日 第2月・第3水曜日	親子でスキンシップ・子育て支援	児童厚生員 子育て支援センター
将 棋	毎月第1土曜日	将棋のルールを学ぶ	個人ボランティア
生け花	毎月第2土曜日	花に親しみ、日本の伝統文化を学ぶ	池坊 小野田支部
手作り	偶数月第4土曜日	創造力を働かせ、テーマに沿った作品を作る	児童厚生員
折り紙	毎月第3土曜日	折り紙の楽しさを知る	個人ボランティア
銭太鼓	奇数月第2土曜日	伝統文化の銭太鼓の演奏の仕方を学ぶ	銭太鼓保存会 山口支部
わいわいクラブ (ゲーム&シネマ)	奇数月第3土曜日	ルールやマナーを守って、わいわいガヤガヤみんなで楽しもう	児童厚生員

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔問題を早期に発見し、ネットワークを生かして解消、改善に努める〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎月第1・3・4水曜日10:00～ 毎月第2月曜日10:00～	発達過程での心配事など相談 にのる	民生児童委員 保健センター・母推
児 童 相 談	毎週金曜日 随時	児童に関するあらゆる相談を 聞く	小学校・主任児童委員 市子育て支援課

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域の各団体との協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をとともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受入れ

事業計画書

1. 基本的事項

施設名	赤崎児童館				
団体名	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会		代表者	会長 森田 純一	
団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号	設立年月日	平成17.3.22	従業員数	158人
電話番号	81-0050	FAX番号	81-0057	Eメール	sanyouonoda-syakyou@iris.ocn.ne.jp
主たる業務内容	<p>福祉活動の拠点として、次の福祉事業等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の輪づくり運動の推進（地区社協等活動支援事業、ふれあいいいきサロン推進） ・見守りネットワーク強化（どうしちよるネット、安心キット） ・地域生活支援事業（地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人受任事業、総合相談事業、生活福祉資金等貸付事業他） ・施設運営の経営推進（障害福祉サービス事業所グリーンヒル山陽の設置経営） ・収益事業（山陽オートレース場売店事業） ・介護保険事業等の推進（居宅介護支援事業、訪問介護事業等） ・地域に開かれた社会参加事業の推進（障害者の自立支援による社会参加支援） ・その他、定款第2条に規定する事業 				
団体の運営方針	<p>本会は社会福祉法に基づいた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民の参加協力をはじめ、行政・福祉関係諸団体等との連携と協働をはかりながら、地域福祉事業及び施設運営の実施を通じて「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるまち」の実現をめざしています。</p>				
経理状況	令和元年度決算書は別紙のとおり		類似施設運営実績の有無	有（26年）・無	

2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法（危機管理マニュアルを含む。）

社協の理念である、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり」を実践するため、地域における児童福祉の拠点として以下の内容で管理運営する。

① 地域の特色を活かした施設運営

地域の特色を活かした児童館の運営を行うため、児童館まつりをはじめとするあらゆる地域交流事業に取り組む。地域住民と協働のもと、地域の特徴や特性を生かした行事（三世代交流グラウンドゴルフ、カローリング、ホテルまつり、いもほり等）に積極的に参加する。

② 柔軟かつ迅速な対応

各館の施設長は、施設における問題を把握し柔軟かつ迅速な対応をする。トラブルの対応は児童館運営マニュアルに基づき、本会の事故・事件・苦情対策対応ガイドラインを準用する。また、諸事の対応については、「ヒヤリ・ハット記録簿」「顛末書」での報告を、また「業務日誌」等において定期的な事業の報告と情報共有に努める。

③ 人事、経理の一括管理

人事、経理については本会が一括管理することで、効率的な運営を行う。なお、本会に児童館担当職員を配置し、定期的な連絡会議を実施することにより各館の連携を図るとともに、各児童館の円滑な運営のための調整を行う。

④ 法令遵守による防火対策

全児童館において法に定められた防火管理者を選任し、各館で作成された消防計画に従って

施設の安全管理を行う。また、定期的に消火器等の点検及び防火訓練を行う。

⑤ 緊急時の安全対策

地震、火災などの自然災害やけが・病気、感染症など、迅速に対応できるよう「児童館緊急時対応マニュアル」に基づき非常時に対応。不審者侵入等の非常時は、'さすまた'、'蛍光クラックボール'を常備するとともに緊急ブザーを設置。このほか、定期的な救急救命講習会を実施し、設置されているAEDの使用方法是はじめとする救急救命技術を習得し、利用者が安全に利用できるよう児童館職員の責任の自覚を促す。

(添付：児童館運営マニュアル、児童館緊急対応マニュアル)

⑥ 24時間体制の防犯対策

警備保障会社と契約を行い、夜間休日を含め24時間体制で館の防犯管理を行う。

⑦ すべての利用者に配慮した施設

障がい者(児)を含め、すべての利用者に配慮した案内表示を館内に設置するとともに、万一の時に備える。また必要に応じて社協の行事保険等に加入し対処する。

⑧ 設備点検及び環境美化

設備(消防設備、浄化槽等)の日常点検、法定点検を実施するとともに、施設内外の点検・補修・清掃を職員が日常的に実施し環境美化に努める。

(2) 年間の事業実施計画

別紙

(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)

① 児童館連絡会議等の開催

毎月開催する児童福祉連絡会議において、各児童館における現在の問題・課題点を把握するとともに解決のための方策を協議し、決定事項を利用者サービスに反映させる。また、その記録は全児童館共通のサービスとしてマニュアルに加筆し、日常の業務に活用する。

② 地域の意見の反映

小学校との定期的な情報交換を実施するとともに、地区社会福祉協議会、自治会協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域活動おのだ、ボランティア等の地域関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、関係者の意見を児童館事業に反映する。また、アンケートを実施しニーズの把握を行いサービスの向上に努める。

③ 職員の資質向上

効果的なOJTの実践と積極的な外部研修の参加により、継続的に職員の資質向上に努め地域のニーズに柔軟な対応ができる体制を整える。

④ 児童館だよりの発行

児童に関する情報発信の場として情報の収集に努め、適切な情報を発信する。児童館だよりにより定期的な情報発信を行う。

また市社協の広報誌「かけはし」やホームページを活用し情報発信に努める。

⑤ 児童クラブの環境整備

児童クラブの施設として、安心して利用されるよう児童クラブ指導員と情報を共有し、児童クラブのサービス向上を考慮した運営を行う。

⑥ アンケート調査の実施

利用者ニーズの把握と効果的な指定管理運営のため、年1回アンケート調査を実施

(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)

<p>① 地域との連携</p> <p>地域の関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、地域の理解と協力による児童館の運営に努める。</p> <p>② 苦情対策対応ガイドラインの適用</p> <p>児童館職員以外に本会に児童館に関する苦情受付担当者並びに児童館を総括する担当職員を配置し、トラブルの防止及び対処を行う。また、トラブル発生時には、本会の「苦情解決規程」に従うとともに「事故・事件・苦情対策対応ガイドライン」(別添)により迅速に対処する。</p> <p>なお、担当において判断が困難な場合は、本会設置の第三者委員による協議を行い公平・公正に対処する。(添付：苦情解決規程、事故・事件・苦情対策対応ガイドライン)</p>
<p>(5) 個人情報の保護措置</p> <p>① 個人情報保護規程の適用</p> <p>本会で運用している個人情報保護規程により個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を定め、適切に個人情報を保護・管理する。(添付：個人情報保護規程)</p> <p>② 職員教育</p> <p>児童館連絡会議及び本会の役職員研修において個人情報の保護の徹底を行う。</p>
<p>(6) その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)</p> <p>① 安心して暮らすことができる地域づくり</p> <p>地区社協、福祉員の会、民生児童委員協議会等、本会の関係団体の協力を得ることにより地域の児童福祉の充実を図るとともに、帰宅時の見守りを行うなど児童が安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>② 情報公開</p> <p>本会の情報公開規程に基づき、透明性のある運営に努める。(添付：情報公開規程)</p>

3. 管理運営体制

<p>(1) 組織及び配置職員数</p> <p>別表(添付：職員配置図)</p>
<p>(2) 職員(資格者等を含む。)の確保</p> <p>保育士または教諭免許の有資格者を児童厚生員として2名配置</p>
<p>(3) 雇用の予定</p> <p>欠員が生じた場合、有資格者を公募して採用試験を実施のうえ決定</p>
<p>(4) 職員研修の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童厚生員1名につき年2回までの研修会参加の体制 ・施設維持管理担当者として、防火管理者等法令上必要な資格取得及び研修会に出席 ・「職員教育訓練受講料助成要綱」を制定し、職員の資格取得に対する意欲を喚起するための受講料一部助成を実施 ・市社協役職員研修会に参加し自主研鑽に努める
<p>(5) 緊急時の連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協職員並びに児童厚生員連絡網を確立し緊急時に対応 ・天災時の運営については、行政および市社協と連絡調整のうえ対応 ・災害時等において行政及び市社協と協議のうえ緊急避難場所としての受け入れ対応

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

別紙

5. 施設の維持管理経費の縮減策

児童館施設と付属する備品等を長期にわたり使用維持できるよう、また管理維持のためにかかるコストを削減するため、以下のような方法で縮減を図る。

- ・ 長期的な施設器具の活用と安心安全な使用を継続するために必要な検証を実施

備品・消耗品等の破損や交換の際は、安心安全な施設利用を心がける中、該当備品が長期的により効果的に機能するか検証を行い、コスト面でも比較しながら将来的に最も適切とされる対応に努める。

- ・ 利用者の理解と施設備品保持の協力を支持される運営体制

児童クラブ利用者、一般利用者とも、公共の備品・消耗品としての適切な使用協力を呼びかけ、市社協が受託する福祉性・公益性について賛同と協力を理解いただき、さらなる利用啓発に努める。

- ・ 社会資源の活用と地域協働による施設保持

地域のボランティアや関係協力団体など児童館運営の主旨に理解ある方々との協働を活かし、小修繕・小規模補修に地域資源を活用することで効率よく地域性を活かした運営へと結びつける。

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

赤崎

単位:千円

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	
	項目						0	
収入	指定管理料	6,774	6,774	6,774	6,774	6,774	33,870	
	事業収入	まつり他	90	90	90	90	450	
	その他の収入	雑収入	1	1	1	1	5	
合計		6,865	6,865	6,865	6,865	6,865	34,325	
支出	人件費	2名嘱託	5,329	5,373	5,419	5,472	5,518	27,111
	事業費	教養娯楽費	90	90	90	90	90	450
		保険料	5	5	5	5	5	25
	管理費	水道光熱費	252	252	252	252	252	1,260
		通信運搬費	80	80	80	80	80	400
		業務委託費	389	389	389	389	389	1,945
		保守料	50	50	50	50	50	250
	事務費	福利厚生費	30	30	30	30	30	150
		旅費交通費	4	4	4	4	4	20
		研修研究費	22	22	22	22	22	110
		事務消耗品費	120	120	120	120	120	600
		印刷製本費	70	70	70	70	70	350
		修繕費	322	323	323	323	323	1,614
		手数料	2	2	2	2	2	10
		租税公課	5	5	5	5	5	25
		雑支出	1	1	1	1	1	5
	合計		6,771	6,816	6,862	6,915	6,961	34,325
収支差額		94	49	3	-50	-96	0	

※消費税及び地方消費税の額については、10%で計算してください。

令和3年度 赤崎児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『 ふれあい拠点の児童館 』

① 月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔 行事を通して、世代間の交流を深める 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	緑のカーテンづくり	植物を植えることにより、生長に興味や関心をもつ	吉本 早苗
2	6月	レクレーション	ゲームを通じて仲間をつくることができ、楽しさを知る	三上 愛子
3	7月	夏休み工作教室	モノづくりの創造性を養う	個人ボランティア
4	8月	そうめん流し	行事に参加し、地域団体との交流を深める	地域活動あかさき
5	8月	実験教室	化学に親しみ、関心を持つようになる	山口東京理科大学
6	9月	秋のコンサート	聴くことにより、情緒豊かな心を育む	ビリーブ赤崎
7	10月	グラウンドゴルフ大会	三世代交流を通じて、存分に体を動かす	グラウンドゴルフ講師
8	10月	119番教室	約束ごとを守りながら、命を守る行動を学ぶ	宇部・山陽小野田消防署
9	11月	料理教室	食の大切さを知り、季節の野菜に興味をもつ	食生活改善推進協議会
10	12月	お楽しみ会	人形劇・ビンゴなどを楽しみ楽しく過ごす	すえおはなしの会
11	1月	新春の集い	新春を祝いマジックショーを楽しむ	個人ボランティア
12	2月	お菓子づくり	お菓子づくりの楽しさを知り、作ることに興味を持つ	児童厚生員
13	3月	児童館まつり	児童館まつりで発表し、地域の人などに見てもらい自信につなげる いろいろな催物に参加して楽しむ	地域活動あかさき

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・グリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・赤崎おはなしの会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔助け合いの気持ちを持つ〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月	開講式・高齢者疑似体験	高齢者の日常生活の体験	市社協
2	7月	アイマスク	視覚障がい者の日常の体験	市社協 児童厚生員
3	8月	車椅子体験	車椅子の使い方を学ぶ	児童厚生員
4	9月	敬老会プレゼント作り	高齢者を尊敬し長寿を祝う	児童厚生員
5	10月	点字教室	点字を学ぶ	個人ボランティア
6	12月	年賀状作り	心を込めて書く	個人ボランティア
7	1月	開講式	一年間の体験を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心をもち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔自分の特技を伸ばそう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1(土) 10:00～	折り紙を通して季節や行事を体感する	個人ボランティア
いけばな	第2(土) 13:30～	日本の伝統文化を学ぶ	個人ボランティア
グラウンドゴルフ	第3(土) 10:00～	ルールを守り楽しくプレーする	個人ボランティア
工作	第3(土) 13:30～	身近な素材を使って作る	児童厚生員
リズム遊び	第1(水) 15:30～	リズムを楽しむ	ピリープ
ぽっぽ	毎週(水) 10:00～	親子の交流	子育て支援センター 母子保健推進協議会 保健師

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔 相談しやすい環境を作る 〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日10:00～	幼児に関する相談を受ける	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会
児 童 相 談	毎週火曜日15:00～	児童に関する相談を受ける	

⑤ 開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥ その他業務

・地域活動あかさきとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和4年度 赤崎児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『 地域と歩む児童館 』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔 行事を通して、世代間の交流を深める 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	レクリエーション	集団生活での仲間づくりを楽しむ	三上愛子
2	6月	ネイチャーゲーム	自然とふれあいながらゲームを楽しむ	富田輝美
3	7月	夏休み工作教室	簡単な製作を楽しむ	個人ボランティア
4	8月	そうめん流し	行事に参加し、地域団体との交流を深める	地域活動あかさき
5	8月	マジックショー	友達と共感しながらマジックを楽しみ興味をもつ	阿野 正義
6	9月	秋のコンサート	音楽を聴き、情緒豊かな心を育む	コール赤崎
7	10月	グラウンドゴルフ大会	三世代交流を通じて、存分に体を動かす	グラウンドゴルフ講師
8	10月	119番教室	避難訓練の約束ごとを理解し、誘導者の指示に従って安全な行動をとる	宇部・山陽小野田消防署
9	11月	料理教室	食の大切さ・作る楽しさを知る	食生活改善推進協議会
10	12月	お楽しみ会	イベントに参加し、友達、地域の人と触れあう	須恵おはなしの会
11	1月	新春の集い	大正琴の音色を楽しむ	琴伝流大正琴
12	2月	お菓子づくり	お菓子づくりの楽しさを学ぶ	児童厚生員
13	3月	児童館まつり	友達や保護者、地域の人がいる中で発表し、自信につなげる いろいろな催物に参加して楽しむ	地域活動あかさき

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・赤崎おはなしの会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔助け合いの気持ちを持つ〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月	開講式・手話	手話を習う	市社協
2	7月	国際交流	留学生とふれあう異文化を知る	嶋田千里
3	8月	アイマスク体験	視覚障がい者の日常生活の体験	市社協 児童厚生員
4	9月	敬老会プレゼント作り	高齢者を尊敬し長寿を祝う	児童厚生員
5	10月	エコ教室	エコの大切を学ぶ	曾我邦雄
6	12月	年賀状作り	心を込めて書く	山形勝之
7	1月	閉講式	1年間を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心をもち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔自分の特技を伸ばそう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1(土) 10:00~	折り紙を通して季節や行事を体感する	個人ボランティア
いけばな	第2(土) 13:30~	日本の伝統文化を学ぶ	個人ボランティア
グラウンドゴルフ	第3(土) 10:00~	ルールを守り楽しくプレーする	個人ボランティア
工作	第3(土) 13:30~	身近な素材を使って作る	児童厚生員
リズム遊び	第1(水) 15:30~	リズムを楽しむ	ビリーブ
ぼっぼ	毎週(水) 10:00~	親子の交流	子育て支援センター 母子保健推進協議会 保健師

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔 相談しやすい環境を作る 〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日10:00～	幼児に関する相談を受ける	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会
児 童 相 談	毎週火曜日15:00～	児童に関する相談を受ける	

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動あかさきとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をとともに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和5年度 赤崎児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『 こどもの居場所としての児童館 』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔 行事を通して、世代間の交流を深める 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	苗植え体験 (さつま芋)	苗植えを行い、生長する事に、興味や関心をもつ	吉本早苗
2	6月	手芸	指先を使って、やり方を学び出来る喜びを知る。	児童厚生員
3	7月	理科大学化学教室	化学の不思議を体験する	山口東京理科大学
4	8月	そうめん流し	そうめん流しで交流を深める	地域活動あかさき
5	8月	夏休み工作	創造力を培う	個人ボランティア
6	9月	秋のコンサート	情緒豊かな心を育む	コール赤崎
7	10月	グラウンドゴルフ大会	三世代交流を通じて、存分に体を動かす	グラウンドゴルフ講師
8	10月	119番教室	交通安全指導や避難訓練をくりかえし取り組むことで自分の命を守る大切さを知る	宇部・山陽小野田消防署
9	11月	料理教室	食べ物の名前を知り、食育に関心をもつ	食生活改善推進協議会
10	11月	マジックショー	友達と共感しながらマジックを楽しみ興味をもつ	阿野正義
11	12月	お楽しみ会	人形劇・ピンゴを楽しみ、地域の方と触れ合う	須恵おはなしの会
12	1月	新春の集い	二胡演奏を觀賞し、楽器の音色にふれる	尾山玲子
13	2月	お菓子づくり	お菓子作りを学ぶ	児童厚生員
14	3月	児童館まつり	友達や保護者、地域の人がいる中で発表し、自信につなげる いろいろな催物に参加して楽しむ	地域活動あかさき

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・赤崎おはなしの会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔助け合いの気持ちを持つ〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月	開講式・高齢者疑似体験	思いやりこころを育む	市社協
2	7月	車椅子体験	車椅子について学び扱い方を知る	市社協 児童厚生員
3	8月	点字教室	点字について学び体験をする	すずらんの会
4	9月	敬老会プレゼント作り	心込めたプレゼントをつくり、優しい心を育む	児童厚生員
5	10月	共同募金啓発活動	作業を通し赤い羽根の仕組みを学ぶ	児童厚生員
6	12月	年賀状作り	年賀状作成しながら、届いた相手への気持ちを考える	山形勝之
7	1月	閉講式	1年間を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心をもち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔自分の特技を伸ばそう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1(土) 10:00~	折り紙を通して季節や行事を体感する	個人ボランティア
いけばな	第2(土) 13:30~	日本の伝統文化を学ぶ	個人ボランティア
グラウンドゴルフ	第3(土) 10:00~	ルールを守り楽しくプレーする	個人ボランティア
工作	第3(土) 13:30~	身近な素材を使って作る	児童厚生員
リズム遊び	第1(水) 15:30~	リズムを楽しむ	ビリーブ
ぽっぽ	毎週(水) 10:00~	親子の交流	子育て支援センター 母子保健推進協議会 保健師

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔 相談しやすい環境を作る 〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日10:00～	幼児に関する相談を受ける	子育て支援センター 保健師
児 童 相 談	毎週火曜日15:00～	児童に関する相談を受ける	母子保健推進協議会

⑤開放事業

事業のねらい

- ・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。
- ・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

- ・地域活動あかさきとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

- ・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

- ・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

- ・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和6年度 赤崎児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『遊んで学ぶ児童館』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔 行事を通して、世代間の交流を深める 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	レクリエーション	遊びの中で関わり方を知り、仲間をつくる	三上愛子
2	6月	ネイチャーゲーム	自然を五感で感じて植物に触れ合う	富田輝美
3	7月	夏休み工作教室	創造力を養う	児童厚生員
4	8月	そうめん流し	行事に参加し、地域団体との交流を深める	地域活動あかさき
5	8月	マジックショー	マジックを見て興味・関心を示し楽しむ	阿野正義
6	9月	秋のコンサート	音楽を聴き、情緒豊かな心を育む	コール赤崎
7	10月	グラウンドゴルフ大会	地域の人にルールを教わりながら、スコアを友達と競い楽しむ	グラウンドゴルフ講師
8	10月	119番教室	防災意識を高めるために、映像や消防職員の話をきく	宇部・山陽小野田市消防署
9	11月	料理教室	色とりどりとなるように食材を知り、視覚で楽しむ	食生活改善推進協議会
10	12月	お楽しみ会	催し物に参加し、地域の人とふれあう	須恵おはなしの会
11	1月	新春の集い	コンサートを開催し、音楽を楽しむ	ビリーブ
12	2月	お菓子づくり	お菓子づくりの楽しさを学ぶ	児童厚生員
13	3月	児童館まつり	児童館まつりで発表し、地域の人などに見てもらい自信につなげる いろいろな催物に参加して楽しむ	地域活動あかさき

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・赤崎おはなしの会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔助け合いの気持ちを育む〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月	開講式・手話	手話を習い、興味・関心をもつ	市社協
2	7月	アイマスク体験	視覚障害体験をすることにより、危ない箇所等を知る	市社協 児童厚生員
3	8月	夏休みエコ教室	モノづくりを通じてリサイクル品でも製作できることを知る	曾我邦雄
4	9月	敬老会プレゼント作り	お年寄りを尊敬し長寿を祝う	児童厚生員
5	10月	国際交流	世界のハロウィンを知る	嶋田千里・留学生
6	12月	年賀状作り	心を込めて書き、出来上がった喜びを知る	山形勝之
7	1月	閉講式	一年間を振り返る	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心を持ち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔自分の特技を伸ばそう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1(土) 10:00~	折り紙を通して季節や行事を体感する	個人ボランティア
いけばな	第2(土) 13:30~	日本の伝統文化を学ぶ	個人ボランティア
グラウンドゴルフ	第3(土) 10:00~	ルールを守り楽しくプレーする	個人ボランティア
工作	第3(土) 13:30~	身近な素材を使って作る	児童厚生員
リズム遊び	第1(水) 15:30~	リズムを楽しむ	ビリーブ
ぼっぼ	毎週(水) 10:00~	親子の交流	子育て支援センター 母子保健推進協議会 保健師

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔 相談しやすい環境を作る 〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日10:00～	幼児に関する相談を受ける	子育て支援センター 保健師
児 童 相 談	毎週火曜日15:00～	児童に関する相談を受ける	母子保健推進協議会

⑤開故事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動あかさきとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和7年度 赤崎児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『体験を活かし心豊かな児童館』

①月例事業

事業のねらい

子どもの発達を促す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔 行事を通して、世代間の交流を深める 〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	レクリエーション	仲間づくり及び連帯感を通じてルールを学ぶ	三上愛子
2	6月	英語で遊ぼう	英語に親しみ、簡単な言語を話す	嶋田千里
3	7月	化学実験	化学の不思議を体験し、興味・関心をもつ	山口東京理科大学
4	8月	そうめん流し	そうめん流しを通じて、地域の方と交流を深める	地域活動あかさき
5	8月	夏休み工作教室	創造力を高めて出来上がった喜びを味わう	児童厚生員
6	9月	秋のコンサート	情緒豊かな心を育む	コール赤崎
7	10月	グラウンドゴルフ大会	地域の人にルールを教わりながら、スコアを友達と競い楽しむ	グラウンドゴルフ講師
8	10月	119番教室	防災意識を高めるために、映像や消防職員の話をきく命の大切さを学ぶ	宇部・山陽小野田消防署
9	11月	料理教室	食材の特徴を学び、触れて味わう	食生活改善推進協議会
10	11月	マジックショー	友達と共感しながら楽しみ、興味をもつ	阿野正義
11	12月	お楽しみ会	催し物に参加し、地域の人とふれあう	須恵おはなしの会
12	1月	新春の集い	大正琴に親しみ、音色を聴き五感で感じる	琴伝流大正琴
13	2月	お菓子づくり	お菓子づくりの楽しさを学ぶ	児童厚生員
14	3月	児童館まつり	児童館まつりで発表し、地域の人などに見てもらい自信につなげる いろいろな催し物に参加して楽しむ	地域活動あかさき

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2水曜日 (児童館の清掃)
- ・赤崎おはなしの会 毎月第3水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

②定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子ども達が地域の一員として、福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔助け合いの気持ちを持つ〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	6月	開講式・高齢者疑似体験	思いやりの気持ちを育てる	市社協
2	7月	車椅子体験	車椅子の使い方を	児童厚生員
3	8月	夏休みエコ教室	エコの大切さを学ぶ	吉本早苗
4	9月	敬老会プレゼント作り	お年寄りを尊敬し長寿を祝う	児童厚生員
5	10月	障害スポーツ体験	障害スポーツを学ぶ	市社協
6	12月	年賀状作り	心を込めて書く	山形勝之
7	1月	閉講式	1年間を振り返ってみよう	児童厚生員

③クラブ活動事業

事業のねらい

子ども達が、幅広い事柄に興味関心をもち、活動に参加することによって、仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせたボランティアの協力により、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔自分の特技を伸ばそう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
折り紙	第1(土) 10:00~	折り紙を通して季節や行事を体感する	個人ボランティア
いけばな	第2(土) 13:30~	日本の伝統文化を学ぶ	個人ボランティア
グラウンドゴルフ	第3(土) 10:00~	ルールを守り楽しくプレーする	個人ボランティア
工作	第3(土) 13:30~	身近な素材を使って作る	児童厚生員
リズム遊び	第1(水) 15:30~	リズムを楽しむ	ビリーブ
ぽっぽ	毎週(水) 10:00~	親子の交流	子育て支援センター 母子保健推進協議会 保健師

④相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、発達過程に合わせて、子どもの様々な悩みごとに応える体制をとる。また、各専門家や関係機関との連携を図り、保護者等からの相談も受け入れ子育てを支援する。

本年度の重点目標〔 相談しやすい環境を作る 〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
幼 児 相 談 (育児相談)	毎週水曜日10:00～	幼児に関する相談を受ける	子育て支援センター 保健師 母子保健推進協議会
児 童 相 談	毎週火曜日15:00～	児童に関する相談を受ける	

⑤開放事業

事業のねらい

・子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を育成するため、児童館を拠点として多くの地域の団体、ボランティアを受け入れることを図る。

・子どもたちが主体的に遊べるように、館が有する施設及び用具を提供する。また、必要に応じて児童厚生員が遊びを援助し、児童の健全育成を図る。

⑥その他業務

・地域活動あかさきとの協働

地域住民の組織活動を通じて、地域の児童福祉の向上、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動、親子や世代間の交流・文化活動、その他児童健全育成に関する活動等をとむに行う。

・広報活動

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

(毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、子育てブログ等への投稿など)

・保育委託事業(放課後児童クラブ)

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

事業計画書

1. 基本的事項

施設名	本山児童館			代表者	会長 森田 純一	
団体名	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会			設立年月日	平成 17. 3. 22	従業員数 158人
団体所在地	山陽小野田市千代町一丁目2番28号			Eメール	sanyouonoda-syakyou@iris.ocn.ne.jp	
電話番号	81-0050	FAX番号	81-0057			
主たる業務内容	<p>福祉活動の拠点として、次の福祉事業等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の輪づくり運動の推進（地区社協等活動支援事業、ふれあいいきいきサロン推進） ・見守りネットワーク強化（どうしちよるネット、安心キット） ・地域生活支援事業（地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人受任事業、総合相談事業、生活福祉資金等貸付事業他） ・施設運営の経営推進（障害福祉サービス事業所グリーンヒル山陽の設置経営） ・収益事業（山陽オートレース場売店事業） ・介護保険事業等の推進（居宅介護支援事業、訪問介護事業等） ・地域に開かれた社会参加事業の推進（障害者の自立支援による社会参加支援） ・その他、定款第2条に規定する事業 					
団体の運営方針	<p>本会は社会福祉法に基づいた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民の参加協力をはじめ、行政・福祉関係諸団体等との連携と協働をはかりながら、地域福祉事業及び施設運営の実施を通じて「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるまち」の実現をめざしています。</p>					
経理状況	令和元年度決算書は別紙のとおり		類似施設運営実績の有無	◎（26年）・無		

2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法(危機管理マニュアルを含む。)

社協の理念である、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり」を実践するため、地域における児童福祉の拠点として以下の内容で管理運営する。

① 地域の特色を活かした施設運営

地域の特色を活かした児童館の運営を行うため、児童館まつりをはじめとするあらゆる地域交流事業に取り組む。地域住民と協働のもと、地域の特徴や特性を生かした行事（三代交流グラウンドゴルフ、カローリング、ホテルまつり、いもほり等）に積極的に参加する。

② 柔軟かつ迅速な対応

各館の施設長は、施設における問題を把握し柔軟かつ迅速な対応をする。トラブルの対応は児童館運営マニュアルに基づき、本会の事故・事件・苦情対策対応ガイドラインを準用する。また、諸事の対応については、「ヒヤリ・ハット記録簿」「顛末書」での報告を、また「業務日誌」等において定期的な事業の報告と情報共有に努める。

③ 人事、経理の一括管理

人事、経理については本会が一括管理することで、効率的な運営を行う。なお、本会に児童館担当職員を配置し、定期的な連絡会議を実施することにより各館の連携を図るとともに、各児童館の円滑な運営のための調整を行う。

④ 法令遵守による防火対策

全児童館において法に定められた防火管理者を選任し、各館で作成された消防計画に従って

施設の安全管理を行う。また、定期的に消火器等の点検及び防火訓練を行う。

⑤ 緊急時の安全対策

地震、火災などの自然災害やけが・病気、感染症など、迅速に対応できるよう「児童館緊急時対応マニュアル」に基づき非常時に対応。不審者侵入等の非常時は、‘さすまた’、‘蛍光クラックボール’を常備するとともに緊急ブザーを設置。このほか、定期的な救急救命講習会を実施し、設置されているAEDの使用方法をはじめとする救急救命技術を習得し、利用者が安全に利用できるよう児童館職員の責任の自覚を促す。

(添付：児童館運営マニュアル、児童館緊急対応マニュアル)

⑥ 24時間体制の防犯対策

警備保障会社と契約を行い、夜間休日を含め24時間体制で館の防犯管理を行う。

⑦ すべての利用者に配慮した施設

障がい者(児)を含め、すべての利用者に配慮した案内表示を館内に設置するとともに、万一の時に備える。また必要に応じて社協の行事保険等に加入し対処する。

⑧ 設備点検及び環境美化

設備(消防設備、浄化槽等)の日常点検、法定点検を実施するとともに、施設内外の点検・補修・清掃を職員が日常的に実施し環境美化に努める

(2) 年間の事業実施計画

別紙

(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)

① 児童館連絡会議等の開催

毎月開催する児童福祉連絡会議において、各児童館における現在の問題・課題点を把握するとともに解決のための方策を協議し、決定事項を利用者サービスに反映させる。また、その記録は全児童館共通のサービスとしてマニュアルに加筆し、日常の業務に活用する。

② 地域の意見の反映

小学校との定期的な情報交換を実施するとともに、地区社会福祉協議会、自治会協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域活動おのだ、ボランティア等の地域関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、関係者の意見を児童館事業に反映する。また、アンケートを実施しニーズの把握を行いサービスの向上に努める。

③ 職員の資質向上

効果的なOJTの実践と積極的な外部研修の参加により、継続的に職員の資質向上に努め地域のニーズに柔軟な対応ができる体制を整える。

④ 児童館だよりの発行

児童に関する情報発信の場として情報の収集に努め、適切な情報を発信する。児童館だよりにより定期的な情報発信を行う。

また市社協の広報誌「かけはし」やホームページを活用し情報発信に努める。

⑤ 児童クラブの環境整備

児童クラブの施設として、安心して利用されるよう児童クラブ指導員と情報を共有し、児童クラブのサービス向上を考慮した運営を行う。

⑥ アンケート調査の実施

利用者ニーズの把握と効果的な指定管理運営のため、年1回アンケート調査を実施

(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)

<p>① <u>地域との連携</u></p> <p>地域の関係者の参加による児童館運営委員会を開催し、地域の理解と協力による児童館の運営に努める。</p> <p>② <u>苦情対策対応ガイドラインの適用</u></p> <p>児童館職員以外に本会に児童館に関する苦情受付担当者並びに児童館を総括する担当職員を配置し、トラブルの防止及び対処を行う。また、トラブル発生時には、本会の「苦情解決規程」に従うとともに「事故・事件・苦情対策対応ガイドライン」(別添)により迅速に対処する。</p> <p>なお、担当において判断が困難な場合は、本会設置の第三者委員による協議を行い公平・公正に対処する。(添付：苦情解決規程、事故・事件・苦情対策対応ガイドライン)</p>
<p>(5) <u>個人情報の保護措置</u></p> <p>① <u>個人情報保護規程の適用</u></p> <p>本会で運用している個人情報保護規程により個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を定め、適切に個人情報を保護・管理する。(添付：個人情報保護規程)</p> <p>② <u>職員教育</u></p> <p>児童館連絡会議及び本会の役職員研修において個人情報の保護の徹底を行う。</p>
<p>(6) <u>その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)</u></p> <p>① <u>安心して暮らすことのできる地域づくり</u></p> <p>地区社協、福祉員の会、民生児童委員協議会等、本会の関係団体の協力を得ることにより地域の児童福祉の充実を図るとともに、帰宅時の見守りを行うなど児童が安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>② <u>情報公開</u></p> <p>本会の情報公開規程に基づき、透明性のある運営に努める。(添付：情報公開規程)</p>

3. 管理運営体制

<p>(1) <u>組織及び配置職員数</u></p> <p>別表 (添付：職員配置図)</p>
<p>(2) <u>職員(資格者等を含む。)の確保</u></p> <p>保育士または教諭免許の有資格者を児童厚生員として2名配置</p>
<p>(3) <u>雇用の予定</u></p> <p>欠員が生じた場合、有資格者を公募して採用試験を実施のうえ決定</p>
<p>(4) <u>職員研修の方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童厚生員1名につき年2回までの研修会参加の体制 ・施設維持管理担当者として、防火管理者等法令上必要な資格取得及び研修会に出席 ・「職員教育訓練受講料助成要綱」を制定し、職員の資格取得に対する意欲を喚起するための受講料一部助成を実施 ・市社協役職員研修会に参加し自主研鑽に努める
<p>(5) <u>緊急時の連絡体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協職員並び児童厚生員連絡網を確立し緊急時に対応 ・天災時の運営については、行政および市社協と連絡調整のうえ対応 ・災害時等において行政及び市社協と協議のうえ緊急避難場所としての受け入れ対応

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

別紙

5. 施設の維持管理経費の縮減策

児童館施設と付属する備品等を長期にわたり使用維持できるよう、また管理維持のためにかかるコストを削減するため、以下のような方法で縮減を図る。

- ・ 長期的な施設器具の活用と安心安全な使用を継続するために必要な検証を実施

備品・消耗品等の破損や交換の際は、安心安全な施設利用を心がける中、該当備品が長期的により効果的に機能するか検証を行い、コスト面でも比較しながら将来的に最も適切とされる対応に努める。

- ・ 利用者の理解と施設備品保持の協力を支援される運営体制

児童クラブ利用者、一般利用者とも、公共の備品・消耗品としての適切な使用協力を呼びかけ、市社協が受託する福祉性・公益性について賛同と協力を理解いただき、さらなる利用啓発に努める。

- ・ 社会資源の活用と地域協働による施設保持

地域のボランティアや関係協力団体など児童館運営の主旨に理解ある方々との協働を活かし、小修繕・小規模補修に地域資源を活用することで効率よく地域性を活かした運営へと結びつける。

4. 収支計画(令和3年4月1日から令和8年3月31日)

本山

単位:千円

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	
	項目						0	
収入	指定管理料	6,959	6,959	6,959	6,959	6,959	34,795	
	事業収入	まつり他	65	65	65	65	325	
	その他の収入	雑収入	1	1	1	1	5	
合計		7,025	7,025	7,025	7,025	7,025	35,125	
支出	人件費	2名嘱託	5,220	5,451	5,492	5,533	5,573	27,269
	事業費	教養娯楽費	65	65	65	65	65	325
		保険料	5	5	5	5	5	25
	管理費	水道光熱費	370	370	370	370	370	1,850
		通信運搬費	60	60	60	60	60	300
		業務委託費	460	460	460	460	460	2,300
		保守料	145	145	145	145	145	725
	事務費	福利厚生費	30	30	30	30	30	150
		旅費交通費	4	4	4	4	4	20
		研修研究費	22	22	22	22	22	110
		事務消耗品費	100	100	100	100	100	500
		印刷製本費	70	70	70	70	70	350
		修繕費	233	232	232	232	232	1,161
		手数料	2	2	2	2	2	10
		租税公課	5	5	5	5	5	25
		雑支出	1	1	1	1	1	5
	合計		6,792	7,022	7,063	7,104	7,144	35,125
	収支差額		233	3	-38	-79	-119	0

※消費税及び地方消費税の額については、10%で計算してください。

令和3年度 本山児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『たのしいふれあいの輪を広げよう』

① 月例事業

事業のねらい

人間の発達に果す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔責任ある行動のとれる子どもの育成〕

回	月日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月22日(土)	三世代ふれあい遊び	昔ながらの懐かしい遊びを楽しむ	本山っ子サポートクラブ
2	6月5日(土)	夏野菜を育てよう	野菜を植えて成長を楽しむ	児童厚生員
3	7月	110番教室	安心安全な生活を学ぶ	小野田警察署
4	7月29日(木)	エコ体験教室	ゲーム感覚でエコ体験を楽しむ	こどもエコクラブ 応援団
5	8月	理科大生と遊ぼう	化学の不思議を体験しよう	山口東京理科大
6	8月	119番教室	避難訓練・防災防火教育を学ぶ	宇部小野田消防組合 小野田消防署 予防係
7	8月21日(土)	児童館夏まつり	地域の方とのふれあい交流を楽しむ	地域・中学生ボランティア
8	9月	ふれあい動物広場	動物とのふれあいを楽しむ	県動物愛護センター
9	10月23日(土)	カローリング大会	ニュースポーツを体験しよう	児童厚生員
10	11月21日(日)	児童館まつり	一年間の活動紹介とふれあい、 交流を深める	地域・団体・個人 ボランティア
11	11月30日(火)	人形劇	楽しいお話でやさしい心を育てよう	すえおはなしの会
12	12月11日(土)	クリスマスリースつくり	自然の素材を生かしてリースを作る	個人ボランティア
13	12月24日(金)	クリスマス会(クリスマスソング・くじ引き)	クリスマス行事を楽しむ	MSC共催
14	1月6日(木)	新春のつどい(正月遊び・七草粥)	新年を祝い、地域の方と正月遊びを楽しむ	地区社協・MSC共催
15	2月5日(土)	クッキング教室	楽しくお菓子づくり	個人ボランティア
16	3月24日(木)	春休み映画会	みんなで映画を楽しむ	児童厚生員

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2月曜日 (児童館の清掃)
- ・すみれお話の会 毎月第4水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

② 定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子供達が地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔まごころを持って人に接し言葉使いや態度に気をつける〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月 8日(土)	開講式 ふれあいゲーム	楽しくふれあって仲間作り	児童厚生員
2	6月 5日(土)	車イスを体験しよう	車椅子について学び扱い方を知る	児童厚生員
3	7月 3日(土)	点字を学ぼう	点字について学び体験しよう	団体ボランティア
4	8月 7日(土)	七夕飾り教室に参加しよう	地域行事に参加し地域の人とふれあう	本山公民館
5	9月 4日(土)	地域の行事に協力しよう	地域行事のポスターを描いて地域に協力する奉仕の心を育む	個人ボランティア
6	10月 2日(土)	児童館まつりのポスターを描こう	まつりに多くの人々が来られるように知らせる	個人ボランティア
7	11月 6日(土)	手話を学ぼう	手話でコミュニケーションの取り方を学ぼう	個人ボランティア
8	12月 4日(土)	ふれあいパーティー 閉校式	一年間の体験を発表しよう	児童厚生員

③ クラブ活動事業

事業のねらい

幅広い事柄に興味関心を持ち、参加することによって仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせ、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔学ぶ意識を持ち、主体的に取り組む児童の育成〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
おりがみ	第1 (土) 10:00~	折り紙で作る楽しさを知る	個人ボランティア
レクリエーション	第2 (土) 10:00~	楽しく踊ってゲームもしよう	個人ボランティア
フラダンス	第2 (土) 13:30~	音楽に合わせて、楽しく体を動かそう	個人ボランティア
楽しいお茶	第3 (土) 10:00~	お茶の作法を学び生活に生かそう	池坊小野田支部
楽しい生け花	第3 (土) 11:00~	お花の美しさを感じ楽しく生けよう	池坊小野田支部
絵画	第4 (土) 13:30~	絵を描いて表現力を豊かにしよう	個人ボランティア
キラキラキッズ	第2・3・4 (金) 10:00~	友達やお母さんと楽しく遊ぼう	母子保健推進員・保健師・子育て支援センター
将棋	第1 (水) 15:00~	ルールを覚えて将棋の楽しさを知る	個人ボランティア
ハンドベル	第3 (水) 15:00	ハンドベルで演奏してみよう	児童厚生員

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、さまざまな悩みごとに応える体制をとる。発達過程に合わせ各専門家や関係機関との連携を密にし、同時に保護者からの相談も受け入れる体制づくりを図る。

本年度の重点目標〔専門機関との連携の強化・研修〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
育児相談	火 午前中	育児全般の子育て支援	保健師
児童相談	水 午前中	児童全般の子育て支援	主任児童委員 民生児童委員
幼児相談	金 午前中	幼児全般の子育て支援	子育て支援センター 母子保健推進員

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を活性化させるため、児童館を拠点として多くの地域の大人の力を集結させることを受け入れることを図る。

クラブ活動以外の幼児～大人までの受け入れも実施

⑥ その他業務

・ 地域活動おのだM・S・C（本山っ子サポートクラブ）との業務提携

児童健全育成のために母親をはじめとする地域住民の組織活動を通じて、家庭児童の福祉の向上に資するとともに児童館運営の充実発展を図る。
家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動・その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・ 広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

（毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など）

・ 保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・ 児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和4年度 本山児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『様々な文化やスポーツにふれ、豊かな心を育もう!』

① 月例事業

事業のねらい

人間の発達に果す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔季節感のある伝統行事の取り組み〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	三世代ふれあい遊び	昔ながらの懐かしい遊びを楽しむ	本山っ子サポートクラブ
2	6月	人形劇	楽しいお話でやさしい心を育てよう	すえおはなしの会
3	7月	110番教室	安心安全な生活を学ぶ	小野田警察署
4	7月	夏休み陶芸教室	創意工夫して陶芸を楽しもう	小野田陶芸同好会
5	8月	理科大生と遊ぼう	化学の不思議を体験しよう	山口東京理科大
6	8月	119番教室	避難訓練・防災防火教育を学ぶ	宇部小野田消防組合 小野田消防署 予防係
7	8月20日(土)	児童館夏まつり	地域の方とのふれあい交流を楽しむ	地域・中学生ボランティア
8	9月	知ってる?ポッチャ	ニュースポーツを体験しよう	個人ボランティア
9	10月	ネイチャーゲーム	自然を感じながらゲームを楽しむ	個人ボランティア
10	11月13日(日)	児童館まつり	一年間の活動紹介とふれあい、地域の方と交流を深める	地域・団体・個人 ボランティア
11	11月	クリスマスリース作り	自然の素材を生かしてリースを作る	個人ボランティア
12	12月	クリスマス会(クリスマスソング・くじ引き)	クリスマス行事を楽しむ	MSC共催
13	1月	新春のつどい (お正月遊び・七草粥)	新年を祝い、地域の方と正月遊びを楽しむ	地区社協・MSC共催
14	1月	グッキング教室	楽しくお菓子づくり	個人ボランティア
15	2月	ひなまつり	伝統文化に触れ、行事を楽しむ	児童厚生員
16	3月	工作教室	創意工夫して、完成の喜びを味わう	個人ボランティア

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2月曜日 (児童館の清掃)
- ・すみれお話の会 毎月第4水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

② 定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子供達が地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール
本年度の目標 [いろいろな体験を通して多くの人とふれあおう]

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月 7日(土)	開講式 ふれあいゲーム	楽しくふれあって仲間作り	児童厚生員
2	6月 4日(土)	点字を学ぼう	点字について学び体験しよう	団体ボランティア
3	7月 9日(土)	手話を学ぼう	手話でコミュニケーションのとり方を学ぼう	団体ボランティア
4	8月 6日(土)	七夕飾り教室に参加しよう	地域行事に参加し地域の人とふれあう	本山公民館
5	9月 3日(土)	地域の行事に協力しよう	地域行事のポスターを描いて地域に協力する奉仕の心を育む	個人ボランティア
6	10月 8日(土)	アイマスクを使って	目の見えない人の気持ちを知ろう	団体ボランティア
7	11月26日(土)	お礼状を書こう	お世話になった人にお礼状を書き感謝の気持ちを表現する	個人ボランティア
8	12月 3日(土)	ふれあいパーティー 開講式	一年間の体験を発表しよう	児童厚生員

③ クラブ活動事業

事業のねらい

幅広い事柄に興味関心をもち、参加することによって仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせ、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標 [クラブ員の自覚を持ち、楽しく活動する]

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
おりがみ	第1 (土) 10:00~	折り紙で作る楽しさを知る	個人ボランティア
レクリエーション	第2 (土) 10:00~	楽しく踊ってゲームもしよう	個人ボランティア
フラダンス	第2 (土) 13:30~	音楽に合わせて、楽しく体を動かそう	個人ボランティア
楽しいお茶	第3 (土) 9:30~	お茶の作法を学び生活に生かそう	池坊小野田支部
楽しい生け花	第3 (土) 10:30~	お花の美しさを感じ楽しく生けよう	池坊小野田支部
絵画	第4 (土) 13:30~	絵を描いて表現力を豊かにしよう	個人ボランティア
キラキラキッズ	第2・3・4 (金) 10:00~	友達やお母さんと楽しく遊ぼう	母子保健推進員・保健師・子育て支援センター
将棋	第1 (水) 15:00~	ルールを覚えて将棋の楽しさを知る	個人ボランティア
ハンドベル	第3 (水) 15:00~	ハンドベルを演奏してみよう	児童厚生員

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、さまざまな悩みごとに応える体制をとる。発達過程に合わせ各専門家や関係機関との連携を密にし、同時に保護者からの相談も受け入れる体制づくりを図る。

本年度の重点目標〔広報活動の強化〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
育児相談	火 午前中	育児全般の子育て支援	保健師
児童相談	水 午前中	児童全般の子育て支援	主任児童委員 民生児童委員
幼児相談	金 午前中	幼児全般の子育て支援	子育て支援センター 母子保健推進員

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を活性化させるため、児童館を拠点として多くの地域の大人の力を集結させることを受け入れることを図る。

クラブ活動以外の幼児～大人までの受け入れも実施

⑥ その他業務

・地域活動おのだM・S・C（本山っ子サポートクラブ）との業務提携

児童健全育成のために母親をはじめとする地域住民の組織活動を通じて、家庭児童の福祉の向上に資するとともに児童館運営の充実発展を図る。

家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動・その他児童健全育成に関する活動等をともに行う。

・広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

（毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など）

・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和5年度 本山児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『もっと楽しいふれあいの輪を広げよう』

① 月例事業

事業のねらい

人間の発達に果す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔遊びやふれあいを通して仲間意識を育てよう〕

回	月日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	三世代ふれあい遊び	昔ながらの懐かしい遊びを楽しむ	本山っ子サポートクラ
2	6月	ネイチャーゲーム	自然を感じながらゲームを楽しむ	団体ボランティア
3	7月	110番教室	安心安全な生活を学ぶ	小野田警察署
4	7月	エコ体験教室	ゲーム感覚でエコ体験を楽しむ	こどもエコクラブ応援団
5	8月	理科大生と遊ぼう	化学の不思議を体験しよう	山口東京理科大
6	8月	119番教室	避難訓練・防災防火教育を学ぶ	宇部小野田消防組合 小野田消防署 予防係
7	8月19日(土)	児童館夏まつり	地域の方とのふれあい、交流を楽しむ	地域・中学生ボランティア
8	9月	人形劇	楽しいお話しでやさしい心を育てよう	すえおはなしの会
9	10月	カローリング大会	ニュースポーツを体験しよう	児童厚生員
10	11月19日(日)	児童館まつり	児童館の活動紹介とふれあい、地域の方と交流を深める	地域・団体・個人・ボランティア
11	12月	クリスマスリース作り	自然の素材を生かしてリースを作る	個人ボランティア
12	12月	クリスマス会	楽しいお話やゲームで交流を楽しむ	地域活動おのだM・C すみれおはなしの会
13	1月 6日(土)	新春のつどい	日本の伝統文化に触れ新年を皆で祝う	地区社協 M・S・C共催
14	2月	クッキング教室	楽しくお菓子づくり	個人ボランティア
15	3月	春休み映画会	映画鑑賞で豊かな心を育もう	児童厚生員

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2月曜日 (児童館の清掃)
- ・すみれお話の会 毎月第4水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

② 定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子供達が地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔きまりを守り、人に迷惑をかけない〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月13日(土)	開講式 ふれあいゲーム	楽しくふれあって仲間作り	児童厚生員
2	6月 3日(土)	クリーン作戦	地域のゴミ拾い・清掃	地域ボランティア
3	7月 8日(土)	手話を学ぼう	手話でコミュニケーションのとり方を学ぼう	団体ボランティア
4	8月 5日(土)	七夕飾り教室に参加しよう	地域行事に参加し地域の人とふれあう	本山公民館
5	9月 9日(土)	地域の行事に協力しよう	地域行事のポスターを描いて地域に協力する奉仕の心を育む	個人ボランティア
6	10月 7日(土)	アイマスクを使って	目の見えない人の気持ちを知ろう	団体ボランティア
7	11月25日(土)	感謝の気持ちをもとう	身近な人の仕事を知り感謝をする	個人ボランティア
8	12月 9日(土)	ふれあいパーティー 閉講式	一年間の体験を発表しよう	児童厚生員

③ クラブ活動事業

事業のねらい

幅広い事柄に興味関心をもち、参加することによって仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせ、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔内容の充実につとめ個性の伸長を図ろう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
おりがみ	第1(土)10:00~	折り紙で作る楽しさを知る	個人ボランティア
レクリエーション	第2(土)10:00~	楽しく踊ってゲームもしよう	個人ボランティア
フラダンス	第2(土)13:30~	音楽に合わせて、楽しく体を動かそう	個人ボランティア
楽しいお茶	第3(土)10:00~	お茶の作法を学び生活に生かそう	池坊小野田支部
楽しい生け花	第3(土)11:00~	お花の美しさを感じ楽しく生けよう	池坊小野田支部
絵画	第4(土)13:30~	絵を描いて表現力を豊かにしよう	個人ボランティア
キラキラキッズ	第2・3・4(金)10:00~	友達やお母さんと楽しく遊ぼう	母子保健推進員・保健師・子育て支援センター
将棋	第1(水)15:00~	楽しく将棋をしよう	個人ボランティア
ハンドベル	第3(水)15:00~	ハンドベルで演奏してみよう	児童厚生員

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、さまざまな悩みごとに応える体制をとる。発達過程に合わせて各専門家や関係機関との連携を密にし、同時に保護者からの相談も受け入れる体制づくりを図る。

本年度の重点目標〔ほっとできる相談室の環境構成〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
児童相談	水 午前中	児童全般の子育て支援	主任児童委員 民生児童委員
幼児相談	金 午前中	幼児全般の子育て支援	子育て支援センター 母子保健推進員

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を活性化させるため、児童館を拠点として多くの地域の大人の力を集結させることを受け入れることを図る。

クラブ活動以外の幼児～大人までの受け入れも実施

⑥ その他業務

・地域活動おのだM・S・C（本山っ子サポートクラブ）との業務提携

児童健全育成のために母親をはじめとする地域住民の組織活動を通じて、家庭児童の福祉の向上に資するとともに児童館運営の充実発展を図る。
家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動・その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

（毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など）

・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和6年度 本山児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『 いっぱい知って いっぱい感動 』

① 月例事業

事業のねらい

人間の発達に果す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔学習の成果を喜び、感謝の心をもとう〕

回	月 日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	三世代ふれあい遊び	昔ながらの懐かしい遊びを楽しむ	本山っ子サポートクラブ
2	6月	ネイチャーゲーム	自然を感じながらゲームを楽しむ	個人ボランティア
3	7月	110番教室	安心安全な生活を学ぶ	小野田警察署
4	7月	ふれあい動物広場	動物との触れ合いを楽しむ	県動物愛護センター
5	8月	理科大生と遊ぼう	化学の不思議を体験しよう	山口東京理科大
6	8月	119番教室	避難訓練・防災防火教育を学ぶ	宇部小野田消防組合 小野田消防署 予防係
7	8月24日(土)	児童館夏まつり	地域の方とのふれあい、交流を深める	地域・中学生ボランティア
8	10月	ポッチャ大会	ルールを学びスポーツを楽しむ	個人ボランティア
9	11月17日(日)	児童館まつり	一年間の活動紹介とふれあい、交流を深める	地域・団体・個人 ボランティア
10	12月	クリスマスリースづくり	自然の素材を生かしてリースを作る	個人ボランティア
11	12月	クリスマス会(くじ引き)	クリスマス行事を楽しむ	MSC共催
12	1月 6日(月)	新春のつどい(お正月遊びと七草粥)	新年を祝い、地域の方と正月遊びを楽しむ	地区社協・MSC共催
13	2月	クッキング教室	楽しくお菓子づくり	個人ボランティア
14	3月	春休み映画会	みんなで映画を楽しむ	児童厚生員

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2月曜日 (児童館の清掃)
- ・すみれお話の会 毎月第4水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

② 定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子供達が地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔生命を大切にし、いつも健康や安全に気をつける〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1	5月11日(土)	開講式 ふれあいゲーム	楽しくふれあって仲間作り	児童厚生員
2	6月 8日(土)	点字を学ぼう	点字について学び体験しよう	団体ボランティア
3	7月 6日(土)	手話を学ぼう	手話でコミュニケーションのとり方を学ぼう	団体ボランティア
4	8月10日(土)	七夕飾り教室に参加しよう	地域行事に参加し地域の人とふれあう	本山公民館
5	9月 7日(土)	地域の行事に協力しよう	地域行事のポスターを描いて地域に協力する奉仕の心を育む	個人ボランティア
6	10月 5日(土)	アイマスクを使って	目の見えない人の気持ちを知ろう	団体ボランティア
7	11月 2日(土)	お礼状を書こう	お世話になった人にお礼状を書き感謝の気持ちを表現する	個人ボランティア
8	12月 7日(土)	ふれあいパーティー 閉講式	一年間の体験を発表しよう	児童厚生員

③ クラブ活動事業

事業のねらい

幅広い事柄に興味関心をもち、参加することによって仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせ、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔学んだ事を喜び、次回に向けての意欲づけ〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
おりがみ	第1 (土) 10:00~	折り紙で作る楽しさを知る	個人ボランティア
レクリエーション	第2 (土) 10:00~	楽しく踊ってゲームもしよう	個人ボランティア
フラダンス	第2 (土) 13:30~	音楽に合わせて、楽しく体を動かそう	個人ボランティア
楽しいお茶	第3 (土) 9:30~	お茶の作法を学び生活に生かそう	池坊小野田支部
楽しい生け花	第3 (土) 10:30~	お花の美しさを感じ楽しく生けよう	池坊小野田支部
絵画	第4 (土) 13:30~	楽しく絵を描こう	個人ボランティア
キラキラキッズ	第2・3・4 (金) 10:00~	友達やお母さんと楽しく遊ぼう	母子保健推進員・保健師・子育て支援センター
将棋	第1 (水) 15:00~	ルールを覚えて将棋の楽しさを知る	個人ボランティア
ハンドベル	第3 (水) 15:00~	ハンドベルで演奏してみよう	児童厚生員

④ 相談業務 業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、さまざまな悩みごとに応える体制をとる。発達過程に合わせ各専門家や関係機関との連携を密にし、同時に保護者からの相談も受け入れる体制づくりを図る。

本年度の重点目標（相談しやすいスタッフの心がけ）

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
育児相談	火 午前中	育児全般の子育て支援	保健師
児童相談	水 午前中	児童全般の子育て支援	主任児童委員 民生児童委員
幼児相談	金 午前中	幼児全般の子育て支援	子育て支援センター 母子保健推進員

⑤ 開放事業 事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を活性化させるため、児童館を拠点として多くの地域の大人の力を集結させることを受け入れることを図る。

クラブ活動以外の幼児～大人までの受け入れも実施

⑥ その他業務

・地域活動おのだM・S・C（本山っ子サポートクラブ）との業務提携

児童健全育成のために母親をはじめとする地域住民の組織活動を通じて、家庭児童の福祉の向上に資するとともに児童館運営の充実発展を図る。

家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動・その他児童健全育成に関する活動等とともに図る。

・広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

（毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など）

・保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・児童厚生員養成 実習生の受け入れ

令和7年度 本山児童館 事業実施計画

本年度のスローガン『いきいきと積極的に夢に向かって挑戦しよう』

① 月例事業

事業のねらい

人間の発達に果す遊びと体験学習を盛り込み、体力づくりや情操の深化をはかる。

本年度の目標〔何事も最後までねばり強くやり通す〕

回	月日	内 容	実施目標・ねらい	協力団体・協力者
1	5月	三世代ふれあい遊び	昔ながらの懐かしい遊びを楽しむ	本山っ子サポートクラブ
2	6月	人形劇	楽しいお話でやさしい心を育てよう	すえおはなしの会
3	7月	エコ体験教室	ゲーム感覚でエコ体験を楽しむ	こどもエコクラブ 応援団
4	7月	110番教室	安心安全な生活を学ぶ	小野田警察署
5	7月	夏休み陶芸教室	創意工夫をして作る楽しさを味わう	小野田陶芸同好会
6	8月	理科大生と遊ぼう	化学の不思議を体験しよう	山口東京理科大
7	8月	119番教室	避難訓練・防災防火教育を学ぶ	宇部小野田消防組合 小野田消防署 予防係
8	8月23日(土)	児童館夏まつり	地域の方とのふれあい、交流を学ぶ	地域・中学生ボランティア
9	9月	お楽しみ映画会	大画面で映画を楽しむ	児童厚生員
10	10月	カローリング大会	ニュースポーツを体験しよう	児童厚生員
11	11月16日(日)	児童館まつり	一年間の活動紹介と地域の人と、ふれあい交流を深める	地域・団体・個人 ボランティア
12	12月	クリスマスリース作り	自然の素材を生かしてリースを作る	個人ボランティア
13	12月	クリスマス会(くじ引き)	クリスマス行事を楽しむ	MSC共催
14	1月 6日(火)	新春のつどい(お正月遊びと七草粥)	新年を祝い、地域の方と正月遊びを楽しむ	地区社協・MSC共催
15	1月	クッキング教室	楽しくお菓子づくり	個人ボランティア
16	3月	春休み映画会	みんなで映画を楽しむ	児童厚生員

その他の月例行事

- ・避難訓練 毎月1回
- ・クリーンデー 毎月第2月曜日 (児童館の清掃)
- ・すみれお話の会 毎月第4水曜日 (紙芝居・絵本の読み聞かせ)

② 定例事業

事業のねらい

社会福祉協議会をはじめとする福祉分野の専門家・関係団体の協力を得、子供達が地域の一員としての福祉の心を育むことを目標とする。

・ふれあい体験スクール

本年度の目標〔生命を大切に、いつも健康や安全に気をつける〕

回	月 日	内 容	テーマごとのねらい	協力団体・協力者
1.	5月10日(土)	開講式 ふれあいゲーム	楽しくふれあって仲間作り	児童厚生員
2	6月 7日(土)	点字を学ぼう	点字について学び体験しよう	団体ボランティア
3	7月 5日(土)	手話を学ぼう	手話でコミュニケーションのとり方を学ぼう	団体ボランティア
4	8月 9日(土)	七夕飾り教室に参加しよう	地域行事に参加し地域の人とふれあう	本山公民館
5	9月 6日(土)	地域の行事に協力しよう	地域行事のポスターを描いて地域に協力する奉仕の心を育む	個人ボランティア
6	10月 4日(土)	アイマスクを使って	目の見えない人の気持ちを知ろう	団体ボランティア
7	11月 8日(土)	お礼状を書こう	お世話になった人にお礼状を書き感謝の気持ちを表現する	個人ボランティア
8	12月 6日(土)	ふれあいパーティー 閉講式	一年間の体験を発表しよう	児童厚生員

③ クラブ活動事業

事業のねらい

幅広い事柄に興味関心をもち、参加することによって仲間づくりや子どもの居場所づくりに応える。また地域住民をはじめ、豊富な知識や技能を持ち合わせ、子どもの資質をのばし、豊かな心を育てる。

本年度の目標〔共通の意識や関心を高めよう〕

クラブ名	実施日及び時間	クラブごとのねらい	協力団体・協力者
おりがみ	第1 (土) 10:00~	折り紙で作る楽しさを知る	個人ボランティア
レクリエーション	第2 (土) 10:00~	楽しく踊ってゲームもしよう	個人ボランティア
フラダンス	第2 (土) 13:30~	音楽に合わせて、楽しく体を動かそう	個人ボランティア
楽しいお茶	第3 (土) 9:30~	お茶の作法を学び生活に生かそう	池坊小野田支部
楽しい生け花	第3 (土) 10:30~	お花の美しさを感じ楽しく生けよう	池坊小野田支部
絵画	第4 (土) 13:30~	絵を描いて表現力を豊かにしよう	個人ボランティア
キラキラキッズ	第2・3・4 (金) 10:00~	友達やお母さんと楽しく遊ぼう	母子保健推進員・保健師・子育て支援センター
将棋	第1 (水) 15:00~	ルールを覚えて将棋の楽しさを知る	個人ボランティア
ハンドベル	第3 (水) 15:00~	ハンドベルで演奏してみよう	児童厚生員

④ 相談業務

業務のねらい

子どもをとりまく環境の変化に応じ、さまざまな悩みごとに応える体制をとる。発達過程に合わせ各専門家や関係機関との連携を密にし、同時に保護者からの相談も受け入れる体制づくりを図る。

本年度の重点目標〔広報活動の強化〕

内 容	実施日及び時間	内容ごとのねらい	協力団体・協力者
育児相談	火 午前中	育児全般の子育て支援	保健師
児童相談	水 午前中	児童全般の子育て支援	主任児童委員 民生児童委員
幼児相談	金 午前中	幼児全般の子育て支援	子育て支援センター 母子保健推進員

⑤ 開放事業

事業のねらい

子どもの居場所づくりを推進すると同時に、地域教育力を活性化させるため、児童館を拠点として多くの地域の大人の力を集結させることを受け入れることを図る。

クラブ活動以外の幼児～大人までの受け入れも実施

⑥ その他業務

・ 地域活動おのだM・S・C（本山っ子サポートクラブ）との業務提携

児童健全育成のために母親をはじめとする地域住民の組織活動を通じて、家庭児童の福祉の向上に資するとともに児童館運営の充実発展を図る。

家庭養育に関する研修活動・児童の事故防止のための奉仕活動・その他児童健全育成に関する活動等をもに行う。

・ 広報活動の推進

市民の幅広い利用と理解を得るため、関係機関やマスコミとの連携を密に保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を積極的に行う。

（毎月児童館だより発行、各情報誌掲載、新聞取材依頼、市・社協ホームページへの掲載、市子育てブログ等への投稿など）

・ 保育委託事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館併設の児童クラブ室を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

・ 児童厚生員養成 実習生の受け入れ

児童館 運営マニュアル

平成27年 4月 1日

平成30年 4月 1日改訂

山陽小野田市社会福祉協議会

目 次

施設運営

1. 施設利用	1
(1) 休館日	
(2) 開館時間	
(3) 利用対象者	
2. 児童への対応	1
(1) 児童館利用登録票・児童館利用登録台帳	
(2) 来館児童の確認	
(3) 事故防止	
(4) 利用者の荷物の管理	
(5) 事務室への入室	
(6) 飲食	
(7) 遊具等の片付け	
(8) 館外活動	
(9) 地域・学校との連携	
3. 警備	2
(1) 警備	
(2) 鍵	
4. 清掃・ゴミ処分	2
(1) 清掃	
(2) 粗大ゴミ処分	
5. 備品管理	3
(1) 備品の管理	
(2) 備品管理台帳	
6. 個人情報の慎重な取り扱いとプライバシーの保護に関する事	3
7. 児童館集会室の外部利用等	3
8. 児童虐待の対応	3
9. 苦情対応	4
10. 緊急時、災害時の対応	4
11. その他	4

事務手続き

1. 職員管理	6
2. 児童館運営関係	6
3. 月はじめの提出物	6
4. 児童館で保管する文書	7
5. 公印について	7
6. 文書発信者	7
7. 文書の保管	8

施設運営

1. 施設利用

①休館日

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
1月2日同月3日及び12月29日から同月31日まで
- ・木曜日（児童クラブを除く）
- ・第3日曜日
- ・市長が必要と認める日

②開館時間

- ・午前8時30分～午後5時

③利用対象者

- ・児童福祉法（第4条）が示す児童（満18歳未満）を対象とする。なお、乳幼児は安全面の観点からも保護者の同伴が必要である。

2. 児童への対応

①児童館利用登録票・児童館利用登録台帳

- ・児童館利用児童の緊急連絡用に使用するため、初めて来館した児童に「児童館利用登録票」を記入してもらい、それを「児童館利用登録台帳」に転記して児童館で保管する。記入することが出来ない児童は職員が記帳を行う。

②来館児童の確認

- ・来館人数の把握と来館状況確認をするため、来館児童に「なまえをかこう」への記入をお願いする。

③事故防止

- ・利用者に対し常に目を配り、事故につながるような危険な遊びを行わないよう注意する。なお、事故等につながりかねないケースの場合、職員はヒヤリハット記録簿（様式6）に記入し社協へ提出する。

④利用者の荷物の管理

- ・利用者の私物は自分で管理するように指導し、児童館では物を預からない。また、大切な遊具等は持って来ないように指導する。

⑤事務室への入室

- ・けがの応急手当など必要な場合以外は利用者を事務室には入室させない。

⑥飲食

- ・食事をとる場合、各館の状況等に合わせた利用にご協力いただくよう努める。

⑦遊具等の片付け

- ・遊具等は使用したら片付ける習慣をつけるよう指導する。また、遊具の破損等は

適宜確認し必要に応じて修理、消毒、廃棄を行い利用者が安全、清潔に利用できるよう心がける。

⑧館外活動

- ・ 児童館行事、クラブ活動において、館外で活動する場合は、安全面に留意して行事の目的・日程・予定参加者数・引率者・移動手段等事前に計画をたて起案後実施する。
- ・ 市内で行われる、行事・発表会等で児童館のクラブが参加し発表、演技、演奏等する場合は、クラブ講師から文書により保護者へ出欠席を確認し、利用者の判断に任せる。会場までの送迎は保護者に任せ、職員は引率しない。

⑨地域・学校との連携

- ・ 地域団体、学校の委員、役員等を依頼された場合は、社協会長宛てに委嘱依頼を受け、業務として取扱う決着を得る。(新規に委嘱された場合、館長が変わった場合)
- ・ 役職を受けた団体、委員会等の会議、行事、研修会等の出席は、案内文書の提出を受ける。

3. 警備

①警備

- ・ 閉館時の施設警備は警備会社と契約されている。警備中に異常が発生し職員の立ち会いが必要な場合は、速やかに児童館へ出向く。
- ・ 館長・児童厚生員の異動等があれば、職員の連絡先と連絡順位を警備会社へ必ず連絡する。

②鍵

- ・ 各児童厚生員が児童館玄関および警備解除の鍵を保有する。また、社協担当者、市担当課がそれぞれ保管する。
- ・ 異動、退職等で鍵の保有者の変更が有る場合、「児童館・児童クラブ室鍵管理状況」を更新し、鍵の保有者を記録する。
- ・ 鍵の紛失等で新たに鍵の複製を作成する場合は、鍵の管理責任者(社協担当課長)に報告し許可を得る。
- ・ 異動による鍵の取り扱い
(児童館館長が異動・退職の場合) 辞令交付式の前後に、鍵管理責任者に鍵を返納し、鍵を新館長が受取る。

4. 清掃・ゴミ処分

①清掃

- ・ 毎日、館内、館の周辺の清掃を行い清潔を保つようにする。また、館周辺の危険箇所及び不審物等の点検を同時に行う。

②粗大ゴミ処分

- ・年二回各館の粗大ゴミをまとめて処分する。(6月・1月)

5. 備品管理

①備品の管理

- ・児童館の備品については日頃から点検・整備を行い修繕が必要な場合は社協担当者に報告する。

②備品管理台帳

- ・備品の新規登録や処分、保管転換する場合は「備品管理規程」に従って備品管理台帳を更新して管理し、毎年5月末日までに社協事務局長に報告する。

6. 個人情報の慎重な取り扱いとプライバシーの保護に関すること

- ・個人情報が記載されている名簿等は、個人情報を取り扱うことから、その重要性を認識し、漏洩することないように「個人情報の保護に関する法律」及び「山陽小野田市個人情報保護に関する条例」に従い、細心の注意のうえ適切な管理を行うものとする。(児童館利用登録票、児童館利用登録台帳、児童館クラブ会員名簿、クラブ講師名簿等)
- ・個人情報が記載されている名簿等は職員以外が見られないよう配慮して保管し、館外への持ち出しはしない。
- ・個人情報の流出には十分注意し目的以外の使用は禁止する。また、退職後も在職中に知り得た情報は漏洩しない。
- ・児童の住所や電話番号の問い合わせには原則応じない。
- ・館便りや掲示物などに、児童の氏名、写真を掲載する場合は、個人情報に十分配慮する。

7. 児童館集会室の外部利用

児童健全育成に関わる子ども会、育友会、地域活動などは児童館集会室を利用できる。ただし以下の場合には利用できない。

- ① 建物または付属物を損傷する恐れがあるとき
- ② 秩序を乱すおそれがあるとき
- ③ 管理上支障があるとき
- ④ 営利目的の商行為
- ⑤ 飲食酒を目的とする集会
- ⑥ 政治及び宗教活動を目的とする集会

8. 児童虐待の対応

- ・虐待の疑いがある児童がいた場合・外部からの情報が寄せられた場合
該当する児童の氏名、状況、情報提供者と児童(家庭環境)、情報提供者の連絡先など詳しく聞き取り、記録する。職員で注意深く観察し、児童との会話の中から聞き取りをして虐待を受けているかどうか判断する。
判断は職員1人で行うのではなく、職員間で意見交換を行い判断する。

- ・虐待で負傷した児童が助けを求めてきた時
児童から状況を詳しく話を聴き取り、虐待による負傷と判断された場合は、救急車を呼ぶ。(けがが軽度の場合は職員が対応)

○虐待が疑われる場合、社協に速やかに報告し、以下の順に関係機関へ連絡する。

- ①社協担当課
- ②市担当課（担当者）※児童家庭相談員に連絡が行く
- ③学校

○児童相談所への通告

- ・社協に報告した後、相談カード（福祉総合相談事業）（様式 23）に記録し社協担当者へ提出する。なお、児童相談所への通告については市担当課から報告される。

9. 苦情対応

- ・児童館には、利用者に限らず、地域からの苦情・要望について対応するため、苦情解決責任者、苦情対応担当者、苦情受付担当者、第三者委員を設置している。

苦情解決責任者	事務局長
苦情対応担当者（社協）	担当課職員
苦情受付担当者（児童館）	各館長
第三者委員	会長が任命した者

- ・苦情・要望の受付窓口について、利用者に分かりやすく掲示し周知する。
- ・苦情・要望を受け付けた場合は、内容をよく聴き取り速やかに「相談・苦情受付簿」（様式 21）で苦情対応担当者へ報告する。
- ・投書などの苦情についても受け付け苦情規定に準じる。

10. 緊急時、災害時の対応

- ・「児童館緊急時対応マニュアル」に則して対応する。
- ・怪我、事故を伴う場合、社協担当者には「受付・報告書（事故・事件）」（様式 13）と市担当課に「放課後児童クラブ事故報告書」（様式 14）をすみやかに提出し報告する。

11. その他

- ・チラシ、ポスター館内掲示の依頼
通常児童館に協力いただいている地域の団体で、営利目的でなければ各館の判断で掲示する。その場合、児童館の公益性を考慮する。児童館で判断できない場合は、社協担当課に報告し相談する。

- ・ 児童館におけるボランティア活動の申込み
 児童館に直接ボランティアの申込みがあれば、内容を聴き取り、児童館での活動上の注意事項を説明し、社協のボランティア担当と調整する。(登録手続き)
- ・ 利用者が施設・遊具等を破損した場合の対応
 利用者が児童館の施設・物品を破損した場合、保険対応できない。保護者に連絡をとり弁償を促す。社協へ「受付・報告書」(様式13)で報告をする。
- ・ 業務として認めるもの
 行政や地区社協、地域活動、公民館等の総会など、児童館の業務として各種団体の会合等に出席する場合は、あらかじめ対象となる会合の出席について、業務として対応することを社協担当課に申し出ておくこととする。
 なお、個人的に、構成メンバーとなっている場合や、上記以外の団体行事は、協力事業とは認めないものとする。
- ・ 時間外勤務手当
 平日の夜等、勤務を延長した場合・・・会議等の出席に対して時間外手当を付与する。(児童館厚生員のみに対しての例外付与)
 公休日として予定していた日に出勤した場合、振替えることができる。
 但し、公休日に3時間30分未満勤務した場合、振替休日とならないため、平日の夜と同じく時間外手当を付与するものとする。
- ・ 文書等にて正式に出席の依頼があった場合または社協が行事の共催になっている場合
 これらは業務とする。出席する場合、代休および時間外手当を支給する。
 出席する際には、事前に時間外伺いを所属長へ提出すること。

事務手続き

1. 職員管理

【年度始め提出】

- (1) 職員雇用契約書（契印 上は社協へ提出、下は控えとして個人で保管）
- (2) 自動車使用登録申請書（任意保険書写し添付）（様式 15）
- (3) 通勤届（異動のあった職員のみ）

【随時】

- (4) 休暇届（様式 16）
- (5) 夏期休暇伺（6 日分）（様式 16）
- (6) 出張伺い及び命令書 復命書（市外の場合：出張伺い命令書が必要）
研修は年間一人 2 回程度（様式 17）

【毎月】

- (7) 休暇予定表 10 日前までに提出
- (8) 出勤簿（様式 10. 11）
- (9) 安全点検表（様式 2）

2. 児童館運営関係

- (1) 現金日報 毎月 4 日までに精算（様式 30）
- (2) 物品購入伺（消耗品、修繕 3 万円以内の場合）（様式 25）
※高額の商品購入、高額な修繕の場合は、事前に社協へ相談
窓口日報
- (3) 事業伺書（経費収支） 児童館まつり、夏まつり（様式 24）
- (4) 備品管理台帳（様式 24）
毎年度更新し、5 月末までに社協担当課へ提出
- (5) 指定管理契約関係
「当該年度 年間予定表」「当該年度 事業計画」「前年度 年間事業実施報告・年間利用者数」各 3 部 5 月館長会議時に社協担当課へ提出
- (6) 出張伺いおよび命令書 研修は年間一人 2 回程度（様式 17）

3. 月始めの提出物

- (1) 出勤簿（様式 27）
- (2) 時間外勤務伺い及び命令書（様式 17）
「予定時間」「理由」に記入し伺いをたてる。終了後は実施時間等を記入し、出席したことを報告する。
- (3) 児童館月事業実績報告書（様式 10）
- (4) 利用者・利用者外入館者状況（様式 11）
- (5) 児童館日誌（様式 12）

4. 児童館で保管する文書

- (1) 行事録
- (2) 児童館利用者登録台帳
- (3) 児童館日誌
- (4) 児童館月事業実績報告書
- (5) 利用者・利用者外入館者状況
- (6) クラブ参加者出席簿
- (7) 名前をかこう
- (8) 公文書
- (9) 現金日報 (写)
- (10) 職員緊急時連絡先

5. 公印 (会長印) について

次の場合、本所または支所の「公印使用簿」に記帳し会長印を使用する。

- ① 児童館まつり お礼状 (案内文は公印省略)
- ② 公民館使用減免申請 (小学校体育館使用減免申請は市担当者に依頼する)
- ③ 食品臨時営業所 (保健所)

6. 文書発信者

対外的な文書の発信者は以下のようにする。

(相手に礼を尽くす文書)

・公印を押す場合 (例) 児童館まつりお礼状

社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会 長 ○ ○ ○ ○

・公印を押さない場合 (例) 児童館まつり案内状、
月例行事・クラブ講師依頼文、お礼状

社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会 長 ○ ○ ○ ○
[公 印 省 略]

(事務連絡的な文書) 児童館まつり打合せ案内文

	事 務 連 絡
	令和〇年〇月 〇日
〇〇 様	
	社会福祉法人
	山陽小野田市社会福祉協議会
	〇〇児童館 館長
	〇〇 〇〇

7. 文書の保管

児童館の主な書類は、5年を保管期間とする。保管期間を過ぎた文書で個人情報の記載されたものは、シュレッダーにかけて処分する。

		様式名	ページ
様式	1	なまえをかこう	10
様式	1	児童館利用者登録台帳	11
様式	1	児童館利用者登録票	12
様式	2	安全点検表	13
様式	3	救急箱内リスト	15
様式	4	緊急時連絡先一覧	16
様式	6	ヒヤリ・ハット記録簿	17
様式	10	児童館月事業実施報告書	18
様式	11	利用者・利用者外入館者状況	19
様式	12	児童館日誌	20
様式	12	児童館日誌決裁欄	21
様式	13	受付・報告書(事故・事件)	22
様式	14	放課後児童クラブ事故報告書	23
様式	15	自動車使用登録申請書	24
様式	16	休暇届	25
様式	16	夏季休暇伺	26
様式	17	出張伺い及び命令書	27
様式	20	放課後児童健全育成事業 事故報告様式	30
様式	21	相談・苦情受付簿	32
様式	23	相談カード	33
様式	24	事業伺書(経費収支)	34
様式	24	備品管理台帳	35
様式	24	物品処分書	36
様式	25	物品購入伺	37
様式	26	時間外勤務伺い及び命令書	38
様式	28	善意銀行物品寄附受付書	39
様式	30	現金日報	40

なまえをかこう！

()児童館 NO.

じどうかんにあそびにきたひとは、あそびにきたひとなまえをかいてね。

はじめて あそびにきたひとは、せんせいのところへいきましょう。

	あそびにきたひ	なまえ	がっこう		あそびにきたひ	なまえ	がっこう
1	が月 日		幼・小・中・高・大	11	が月 日		幼・小・中・高・大
2	が月 日		幼・小・中・高・大	12	が月 日		幼・小・中・高・大
3	が月 日		幼・小・中・高・大	13	が月 日		幼・小・中・高・大
4	が月 日		幼・小・中・高・大	14	が月 日		幼・小・中・高・大
5	が月 日		幼・小・中・高・大	15	が月 日		幼・小・中・高・大
6	が月 日		幼・小・中・高・大	16	が月 日		幼・小・中・高・大
7	が月 日		幼・小・中・高・大	17	が月 日		幼・小・中・高・大
8	が月 日		幼・小・中・高・大	18	が月 日		幼・小・中・高・大
9	が月 日		幼・小・中・高・大	19	が月 日		幼・小・中・高・大
10	が月 日		幼・小・中・高・大	20	が月 日		幼・小・中・高・大

児童館利用者登録台帳

様式1
NO.

登録年月日	氏名	住所	男・女	幼・保・学校名	学年	電話	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

児童館利用者登録票

児童館利用者登録票

登録年月日		登録年月日	
名前		名前	
住所		住所	
性別	男 女	性別	男 女
学校(幼稚園・保育園)		学校(幼稚園・保育園)	
学年		学年	
電話番号		電話番号	
備考		備考	

児童館利用者登録票

児童館利用者登録票

登録年月日		登録年月日	
名前		名前	
住所		住所	
性別	男 女	性別	男 女
学校(幼稚園・保育園)		学校(幼稚園・保育園)	
学年		学年	
電話番号		電話番号	
備考		備考	

児童館利用者登録票

児童館利用者登録票

登録年月日		登録年月日	
名前		名前	
住所		住所	
性別	男 女	性別	男 女
学校(幼稚園・保育園)		学校(幼稚園・保育園)	
学年		学年	
電話番号		電話番号	
備考		備考	

児童館利用者登録票

児童館利用者登録票

登録年月日		登録年月日	
名前		名前	
住所		住所	
性別	男 女	性別	男 女
学校(幼稚園・保育園)		学校(幼稚園・保育園)	
学年		学年	
電話番号		電話番号	
備考		備考	

児童館利用者登録票

児童館利用者登録票

登録年月日		登録年月日	
名前		名前	
住所		住所	
性別	男 女	性別	男 女
学校(幼稚園・保育園)		学校(幼稚園・保育園)	
学年		学年	
電話番号		電話番号	
備考		備考	

児童クラブ安全点検表

様式2

点検年月日			
令和	年	月	日
担当者			

点検項目	チェック欄		
児童クラブ室			
1. 床板の不具合（破損、くぎ、はがれなど）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
2. 床が滑りやすい	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
3. ドアの不具合（蝶番、ノブ、ガラス・ドアクロ ーザー・あおり止め）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
4. ドアに手指を挟む危険	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
5. 窓・窓ガラスの破損・ひび割れ	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
6. 掲示物（額縁・作品）の固定不全	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
7. つり下げた物品（電灯・ブラインドなど）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
8. いす・机の不具合（ささくれ・ネジのゆるみ・ 抜け落ち）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
9. 書棚・収納棚などの転倒の危険	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
10. 書棚・収納棚などからの落下物（テレビ・収 納物など）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
11. 内壁の剥離	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
12. 壁面に飛び出たフック・くぎ	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
13. 室内遊具・玩具・運動用具の不具合（部品の緩 み・破損・亀裂など）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
14. 遊具・器具の収納状況の危険（落下・倒壊・よ じ登りなど）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
便 所			
1. 床が滑りやすい	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
2. ドアの蝶番・鍵・ノブなどの不具合	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
3. 衛生状態	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）

手洗い場			
1. 蛇口（部品の緩みなど）	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
2. 周辺がすべりやすい	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
3. 排水の不良	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
固定遊具（学校グラウンドなど）			
1. 鋭利な先端・角・縁	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
2. 突起・ひっかかり	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
3. 手・足、首がはさみこまれるような開口部・隙間	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
4. 腐れ・ひび割れ・砕け	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
5. 遊具の一部やネジの緩み・消失	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）
6. ガラス・金属片やごみの散乱	有	無	改善・使用禁止・その他（ ）

※各児童クラブの実状にあわせたチェック項目の変更可能

救急箱内（ファーストエイドキット）リスト

様式 3

1	滅菌カットガーゼ
2	脱脂綿
3	はさみ
4	ピンセット
5	サージカルテープ
6	ペンライト
7	体温計
8	綿棒
9	包帯
10	毛抜き
11	バンソウコウ
12	爪切り
13	ポリ手袋
14	消毒薬

※各児童クラブの実状に合わせて追加可

緊急時連絡先一覧

様式 4

社協	山陽小野田市社協 本所	81-0050
	山陽小野田市社協 支所	72-1813
学校	小学校	
消防	小野田消防署	83-0119
市	市役所	82-1111
	子育て支援課	82-1207
	危機管理室	82-1122
警察	山陽小野田警察署	84-0110
	交番 (もしくは駐在所)	
病院		
タクシー		
協力体制	児童クラブ	
	児童クラブ	

※各児童クラブで作成

課長	課長補佐	係長	係員	担当	厚生員・支援員

ヒヤリ・ハット記録簿

発生： 令和 年 月 日 () 時頃 児童館・クラブ名 _____ 場 所 _____ 記載者 _____ 記載日 令和 年 月 日 ()
どのような内容か
どう対応したか
原因は？
その後の対応

児童館月事業実施報告書

様式10

(令和 年 月分)

児童館

開館日数	日	利用者数	名	利用者累計	名
事業	月例行事	行事名		実施日・曜日	参加者数
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
			合計	名	
定例教室			日	名	
クラブ活動				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				日()	名
				合計	名
相談事業	幼児相談			件	名
	児童相談			件	名
	児童館活動・施設利用等について			件	名
地域活動	行事打合せ、準備など			件	名
上記以外の一般利用者			合計	名	
広報活動	児童館だより(新学期号)				部
	クラブ等講師依頼状				部
児童館活動 参加者外入館者	児童クラブ出席者	(当月	名・当月迄の累計	名)	
	視察等来館	(当月	名・当月迄の累計	名)	

利用者・利用者外入館者状況

(令和 年 月分)

児童館 ()

日	曜日	備考	未就 幼保	小学生	中学生	高校生	大人	合計	利用者外 入館者
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
合 計									
当月開館日数 日					休 館 日				
当月利用者数 人					臨時休館日				
当月日平均利用者数 人					当月利用者外入館者				
当月迄の累計利用者数 人					当月迄の利用者外入館者				

利用者外入館者：実習、トイレ利用、業者、市・県職員、社協職員、視察、児童クラブ関係
 (ただし、児童クラブ入所説明会は利用者)

月日(曜日)	時 間	内 容	人数、その他
月 日 (月)			
月 日 (火)			
月 日 (水)			
月 日 (木)			
月 日 (金)			
月 日 (土)			
月 日 (日)			

事務局長	事務局次長	課長	課長補佐	係長	担当係	館長

児童館

業務日誌（ 月分）報告

標記の件について、別紙のとおり報告いたします。

記

自 令和 年 月 日

～ 至 令和 年 月 日

受付・報告書（事故・事件）

様式 13

区分	事故 事件 その他（ ）		
受付方法	来所	電話	文書 職員聞き取り その他（ ）
報告書作成者	所属（担当）（ ）		
	氏名		
作成日時	令和	年	月 日（ ）
件名（要旨）			
相手方の 氏名・住所	氏名		男・女（ ）歳
	住所		電話（ ） —
状況内容（発生日時記入）			
職員の対処・処 置・経過			

放課後児童クラブ事故報告書

様式 14

山陽小野田市こども福祉課 宛

令和 年 月 日

このことについて、下記のとおり報告します。

記

報告者氏名		児童クラブ名	児童クラブ
児童氏名		児童年齢	歳
児童小学校	小学校	児童学年	年生
クラブ実施場所 (いずれかに○)	・ 児童館 ・ 学校の余裕教室 ・ 学校敷地内専用施設		
事故発生日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
事故発生場所			
事故発生時の状況 (詳しく記入すること)			
事故時の対応			
児童の病状等			
医療機関			

事務局長	事務局次長	総務課長	総務課長補佐	総務係長	総務主任	担当	支所長・施設長

令和 年 月 日申請

自動車使用登録申請書

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
 会長 森田 純一 様

所属			氏名			
住所			生年月日	年	月	日
事由	1、新規（車両変更含） 2、保険更新 3、その他（ ）					
車種	1、普通乗用 2、軽四乗用 3、普通貨物 4、軽四貨物 5、その他（ ）					
車名		登録 番号		在職 年数	年	
運転免許 取得	年	月	日	免許 番号	四輪 運転歴	年
対人保険 対物保険 契約	別添のとおり (対人；5000万円以上、 対物；100万円以上の加入)					
その他						
※ 適・否	(事由)					

- (注) 1、この申請には、対人・対物任意保険契約書の写しを添付すること。
 2、この申請は、毎年手続きをすること。ただし、異動を生じた場合は、その都度手続きをしなければならない。
 3、※欄は、記入しないこと。

(H26.4.1改正)

休 暇 届						
常務 局長	次長	課長	課長補佐	係長	担当	館長 管理者
氏 名	所属 ()				印	
	有給休暇		無給休暇	欠 勤		
種 類	年次休暇	特別休暇				
	期 間	令和 年 月 日 ()			時 分から	
令和 年 月 日 ()				時 分まで		
日間		時間				
理 由	□代休・振休の場合					
	_____月_____日 (____) _____の休みとして					
令和 年 月 日 提出						

休 暇 届						
常務 局長	次長	課長	課長補佐	係長	担当	館長 管理者
氏 名	所属 ()				印	
	有給休暇		無給休暇	欠 勤		
種 類	年次休暇	特別休暇				
	期 間	令和 年 月 日 ()			時 分から	
令和 年 月 日 ()				時 分まで		
日間		時間				
理 由	□代休・振休の場合					
	_____月_____日 (____) _____の休みとして					
令和 年 月 日 提出						

夏 季 休 暇 伺

事務局長	次長	支所長	課長	課長補佐	係長	担当	館長
所 属			氏 名				印
申請日	令和 年 月 日 ()		午前 ・ 午後 ・ 1日 ※ <u>いづれかに○で囲む</u>				
令和 年 月 日 提出							

夏 季 休 暇 伺

事務局長	次長	支所長	課長	課長補佐	係長	担当	館長
所 属			氏 名				印
申請日	令和 年 月 日 ()		午前 ・ 午後 ・ 1日 ※ <u>いづれかに○で囲む</u>				
令和 年 月 日 提出							

出張伺い及び命令書				復 命 書			
伺い年月日 令和 年 月 日		会長		復命年月日 令和 年 月 日		会長	
出張公務の内容				出張の概要			
出張地名 (箇所)							
出発予定日 平成		泊 日		出発年月日 令和		泊 日	
帰社予定日 平成				帰社年月日 令和			
交通機関 (往復 ・ 片道) 鉄道・航空機関 公用車 (使用車種 ;) 私用車 その他				支所長・施設長			
出張者役職氏名				担当課長			
※概算旅費 (別紙明細書参照)				課長補佐			
交通費用 円		日 当 円		係長		係長	
宿泊費 円		合 計 円		管理者			
(備考) 研修会参加費・会費 円 (前渡金)				上記のとおり復命します。			
※概算旅費支払 令和 年 月 日				出張職員氏名			

※欄は記載しないでください。

出張旅費精算書

令和 年 月 日 支払

出張期間	令和 年 月 日 出発 令和 年 月 日 帰社	行先		用務			
職員氏名	鉄道・航空運賃 往・復	車馬賃	宿泊料	日当	概算旅費 支払済額	差引支払額	領収印

放課後児童健全育成事業 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください

事故報告日				報告回数					
自治体名				事業所名					
所在地				事業開始年月日					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				事業者					
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計		
放課後児童支援員等数				名	うち補助員数		名		
うち放課後児童支援員数				名					
クラブの実施場所	<input type="checkbox"/> 学校の余裕教室・ <input type="checkbox"/> 学校敷地内専用施設・ <input type="checkbox"/> 児童館・ <input type="checkbox"/> その他()								
建物その他の設備の規模および構造	専用区画	m ²	1人当たり	m ²	その他	m ²	合計	m ²	
	建物の構造:			造	建物の階数:		階	建の	階
発生時の体制	児童数		名	放課後児童支援員等数		名	うち放課後児童支援員数		名
事故発生日				事故発生時間帯					
児童の年齢	学年				利用開始年月日				
児童の性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】								
	【病状】								
	【既往症】					病院名			
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)									
当該事故に特徴的な事項									
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)									

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
 ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
 ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
 ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

放課後児童健全育成事業 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】		
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄)		
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	職員配置	(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
環境面 (育成支援の状況等)	育成支援の状況			
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
人的面 (放課後児童支援員等の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄)		
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄)		
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。				

《事故報告様式送付先》

●厚生労働省子ども家庭局 保育課(子育て支援課)健全育成推進室(FAX:03-3595-2749 Email:olubsenmon@mhlw.go.jp)

(こちらへも報告してください)

●消費者庁消費者安全課 (FAX:03-3507-9290 Email:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

相談・苦情受付簿

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

受付日	年 月 日 ()	受付担当者
相談者氏名	・匿名希望 する・しない ・投書	
相談者住所	・電話番号	
苦情・相談の内容		
事実確認		
・第三者委員への報告を希望 する ・ しない		
・第三者委員の助言、立会いを希望 する ・ しない		
・相談受付担当者から苦情解決責任者・第三者委員への報告 年 月 日		
・苦情解決責任者・第三者委員から相談者への受付確認の報告 年 月 日		
対応の内容・経過		
対応の成果・結果		
第三者委員からの助言等		
解決後の確認		
	苦情解決責任者	印 確認日 年 月 日

会 長	常 務	局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	主 任		館 長

支所長・施設長	課 長	課長補佐	係 長	主 任

会計担当	
------	--

事 業 伺 書 (経費収支)

令和 年 月 日 起案

起案者 () (印)

◇ 会計及び予算科目 (本 所 ・ 山陽支所)

(一 般) 会 計 () 経理区分

大 () ・ 中 () ・ 小 ()

節 () 予算額 (千円)

◇ 事業名 ()

◇ 実施日 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

◇ 事業経費概算内訳【収入(参加負担金等)が見込まれるものは収入見込み額を記入】

《収入》

経費名	内訳	数	単価	計
収入合計				

《支出》

経費名	内訳	数	単価	計
支出合計				

物 品 処 分 書

令和 年 月 日

市社協事務局長 様

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
管理責任者・管理責任補助者

印

下記のとおり処分します。

種別 (大分類)		区分 (中分類)									
品 名	規 格	備品番号	数量	取得年月日	取得金額	処 分 理 由					
総務課	課 長	課長補佐	係 長	係 員	備品台帳	担 当 課	課 長	課長補佐	係 長	係 員	備品台帳

(注) 二部作成し、一部は担当課、一部は総務課が保管する

会 長	常 務	局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	主 任		館 長

支所長・施設長	課 長	課長補佐	係 長	主 任

会計担当	
------	--

H28.4.1 改訂

物 品 購 入 伺

[備品購入・消耗品]

令和 年 月 日 起案

所属

氏名

使途目的【 】

◇ 購入品目

購入品目	商 品	数 量	単 価	合 計
使途予定金額合計				

※ 備品購入については、見積書を添付すること

◇会計及び予算科目 () 会計 () 事業経理

大 () 中 () 小 ()

摘要 ()

【予算額 千円：残額 円】

◇支出予定日 令和 年 月 日 ()

令和 年 月分 時間外勤務伺い及び命令書

No. _____

所属		職務名		職員氏名		代休扱い		時間外		深夜時外		検認印	区分		
日	曜日	予定時間	理由	命令・承認印		実施時間	25 100		125 100		150 100		所属長	児童館	クラブ
				所属長・担当	館長		h	m	h	m	h	m			
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
		: ~ :				: ~ :									
合 計															
							事務局長	次 長	総務課長	課長補佐	総務係長	総務主任	総務係		館長

219

※延長保育については、命令・承認印は省略

善意銀行物品寄附受付書

様式28

令和 年 月 日

物品名・数量	
住 所 (自治会名)	
ふりがな	
氏 名	
社協広報誌の掲載	する ・ しない

受付場所	() 児童館 ・ 児童クラブ
受 付 者	

善意銀行物品寄附受付書

令和 年 月 日

物品名・数量	
住 所 (自治会名)	
ふりがな	
氏 名	
社協広報誌の掲載	する ・ しない

受付場所	() 児童館 ・ 児童クラブ
受 付 者	

児童館・児童クラブ 緊急時対応マニュアル

平成27年 4月 1日

平成30年 4月 1日改訂案

山陽小野田市社会福祉協議会

目 次

1. けが人・病人発生時	1
ひきつけ発生時の対応	3
2. 不審者発生時	4
3. 地震・津波発生時	6
4. 支援時風水害発生の場合	7
5. 火災発生の場合	16
6. 弾道ミサイル発射に係る対応	17
関係防災情報一覧	18
災害時避難場所	19
緊急持出品リスト	19
臨時休館・臨時休所の場合の対応について	20
児童館・児童クラブ連絡網	21
7. 感染症の集団的流行の場合	22
(別表) 学校感染症	
8. 小学校で途中下校となった場合	24

緊急時対応マニュアル（1. けが人・病人発生時）

けが人・病人発生

↓
子どもの容体と発生状況をチェックする

（打撲については内出血・骨折も確認する）

容体 （ 支援員が見たり触れたりして確認し、必要があれば応急処置 ）

- 顔色・唇・皮膚の色 胸の動き・呼吸 外傷・出血 手足を動かせるか
腫れ・変形 熱 意識 嘔吐 脈の乱れ など

発生時の状況把握 （ 本人や周囲にいた人から聴き取る ）

いつ？

どこで？

誰が？

何を？

どうして？

どうした？

軽度

ちょっとした切り傷
少し気分が悪い

安静にさせて様子を見る

容体が改善され
ない場合、保護
者へ連絡して迎
えを要請

容体が改善され
た場合、児童を
帰宅させる

保護者へ連絡

大きなけがの発生の場合、他の児童を
安全な場所に移動させる、けがの状況
を見せないなどの配慮をする。

重度

骨折等

保護者へ連絡

保護者が迎え、病
院へ連れて行く

保護者と連絡が取
れない、または搬
送を頼まれる

支援員が搬送
タクシーを利用

深刻

大出血/心停止/ひどい熱傷
呼吸停止/中毒/意識障害

119番通報

- ①火事ではなく救急
- ②館の所在地
- ③性別・年齢
- ④発生状況
- ⑤患者の容体を的確に伝える

救急車による搬送
支援員の付き添い

保護者へ連絡

社協担当者へ報告→社協から市担当課へ報告

※ 判断に迷ったら、社協担当者へ連絡して指示を受ける。 Tel 81-0050

(普段から心がけること)

- (1) 児童の安全を第一に心がけ、冷静に対処する。
- (2) 救急用品の置き場所を職員全員で把握しておく。
- (3) 救急用品は、在庫数や使用期限について定期的にチェックし、早めに補充する。

(緊急時応援体制)

緊急の場合に限り、学校、社協、他の児童館(児童館併設の児童クラブの場合)に応援を要請する。

その場合は次の表に従う。

学校	各校区の小学校または中学校(高千帆)	
社協	本所	本山、赤崎、須恵、小野田
		有帆、高千帆、高泊、山陽地区児童クラブ
他の児童館	Aブロック	本山、赤崎
	Bブロック	須恵、小野田、高泊
	Cブロック	有帆、高千帆

※平日は、学校または社協へ応援を要請する。

事故発生が土曜日で、他館に要請する場合は各ブロック内で行う。

要請があった館は必要に応じて休館にし、応援する。

(判断)

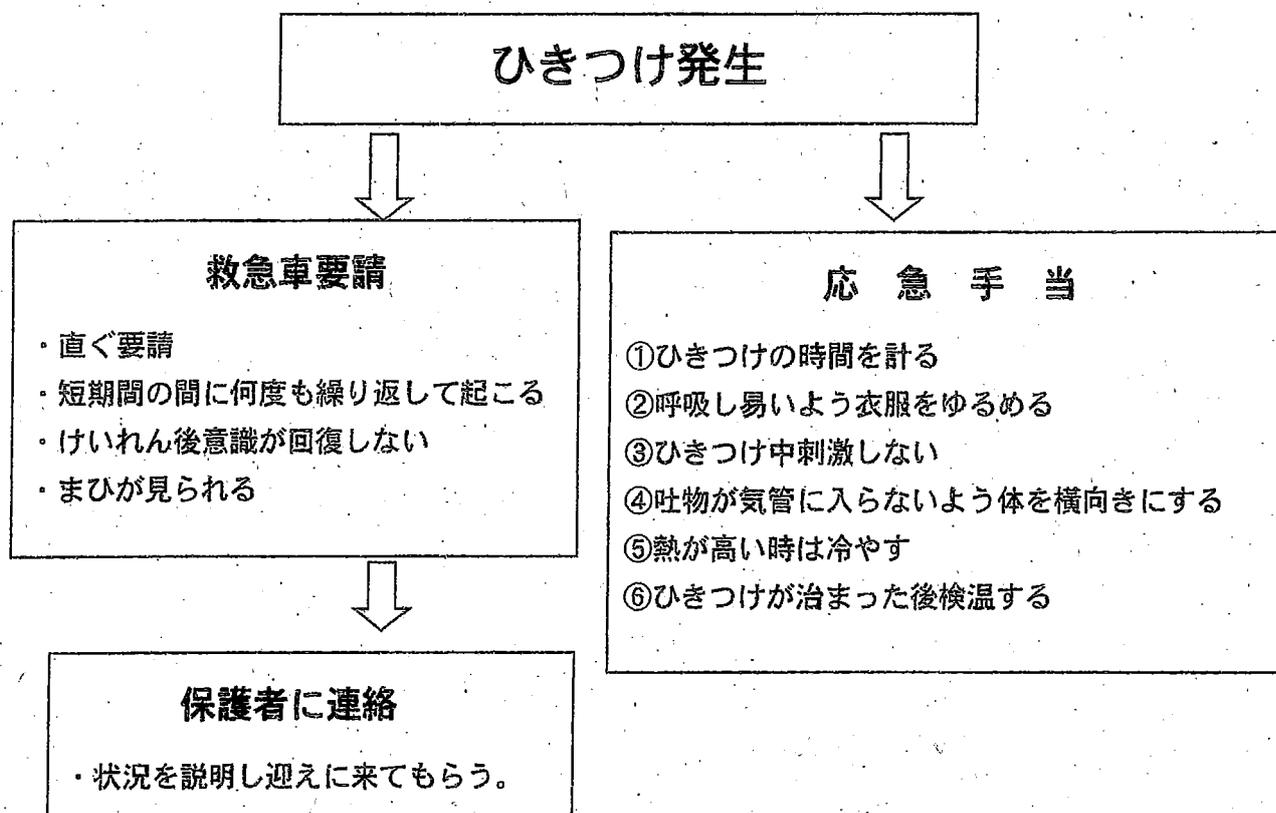
症状については、決して1人で判断せず、必ず複数の支援員で判断する。

(保護者への報告)

保護者と連絡がついて迎えに来られたときは、保護者に再度発生時の状況等必要な情報を説明して児童を引き渡す。

怪我、事故を含む場合は、社協に報告後、すみやかに社協用「受付・報告書(事故・事件)」(様式13)と市担当課に「放課後児童クラブ事故報告書」(様式14)を記入し提出する。

ひきつけ発生時の対応



※職員1名は電話し、1名は児童の傍にいて応急処置を行う

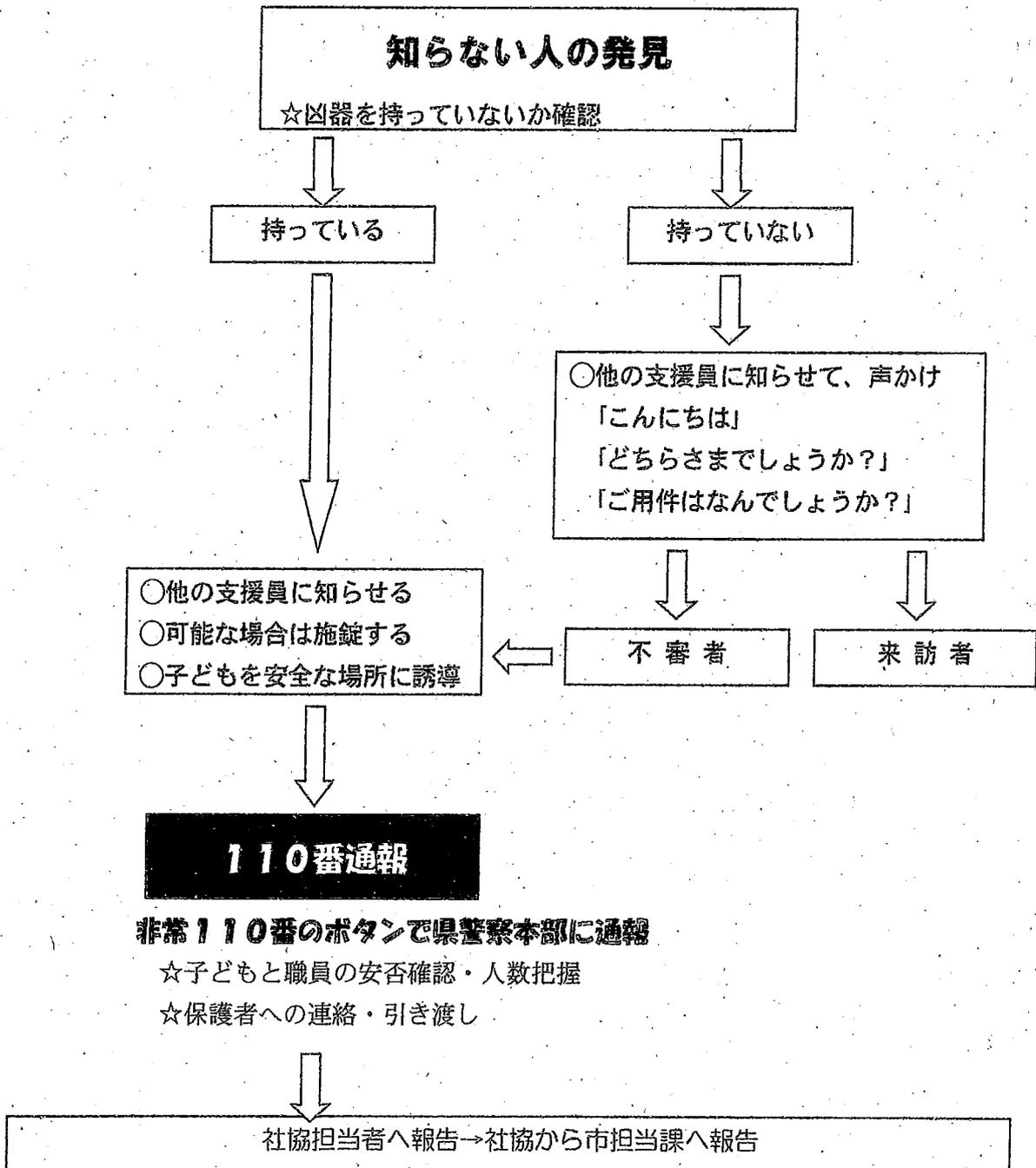
あわてず、冷静に行動すること

～ひきつけの症状～

- ・手足をがたがた震わせる
- ・手足が突っ張る
- ・歯をくいしばる
- ・目をつりあげる

緊急時対応マニュアル（2. 不審者発生時）

（不審者が施設内に現れたら）



(普段から心がけること)

- ◆ どのような場合も児童の安全確保を第一に考えて対応する。
- ◆ 支援中は厚生員、支援員が子どもの安全に目を配る。
- ◆ 不測の事態に備えて、支援員全員が防犯や救急の用具の所在を確認しておく。
- ◆ 病院、警察署など緊急連絡先の電話番号は支援員がわかる場所に掲示する。
また、病院、交番（もしくは駐在所）の所在を支援員で確認しておく。

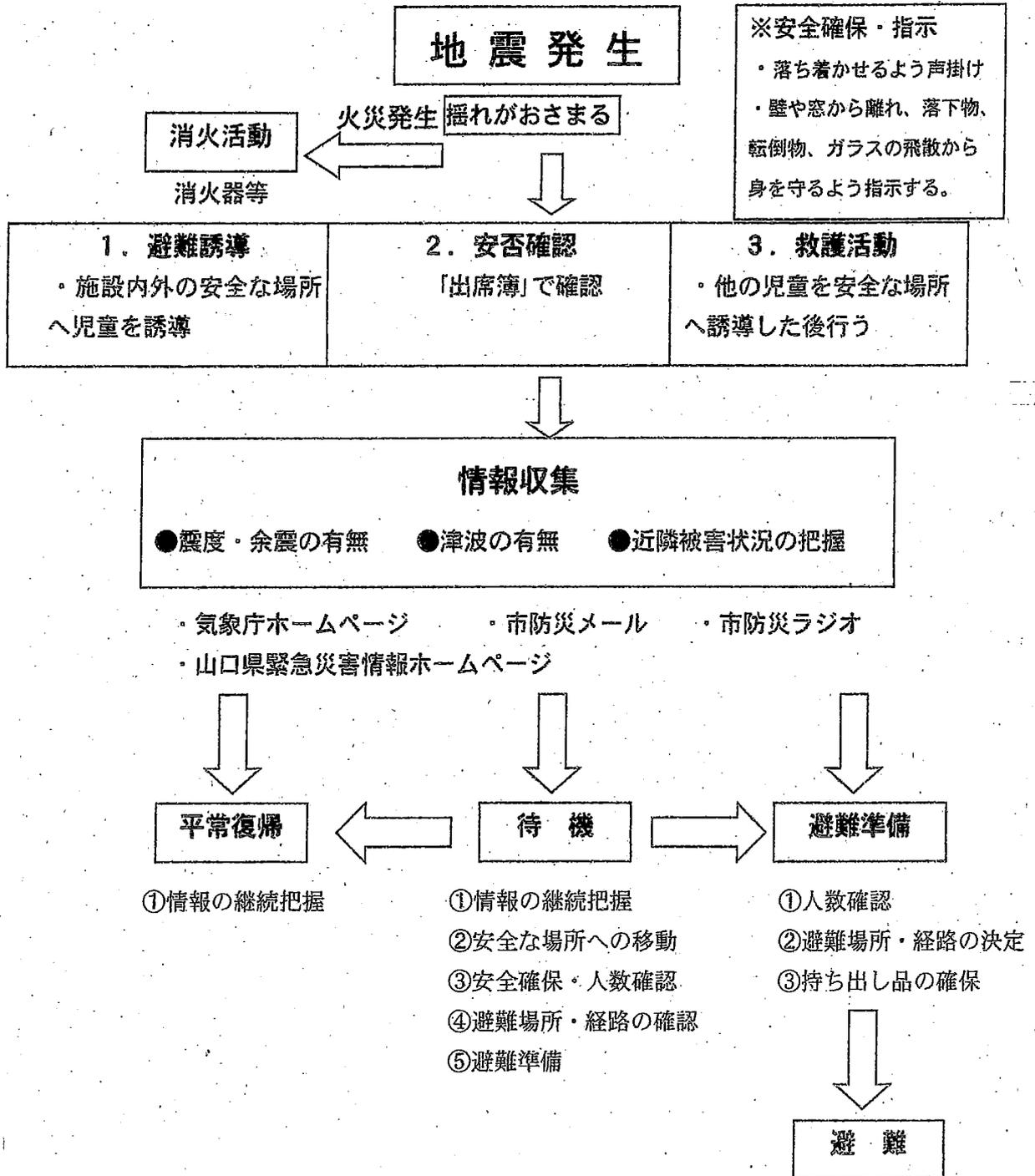
(不審者情報が市担当課から入ったら)

- ◆ 校区内、隣接校区内に不審者が現れた時
学校が臨時に集団下校措置をとった場合は、徒歩で帰る児童の保護者へ連絡をとり集団下校で帰らせるか、迎えを要請する。
学校がない日は、社協担当課に報告し指示を得て、徒歩で帰る子どもの保護者へ連絡をとり、迎えを要請する。

(シフトの関係で支援員が少ない時の応援体制)

- ◆ けが・病人発生時の対応に準ずる。

緊急時対応マニュアル（3. 地震・津波発生時）

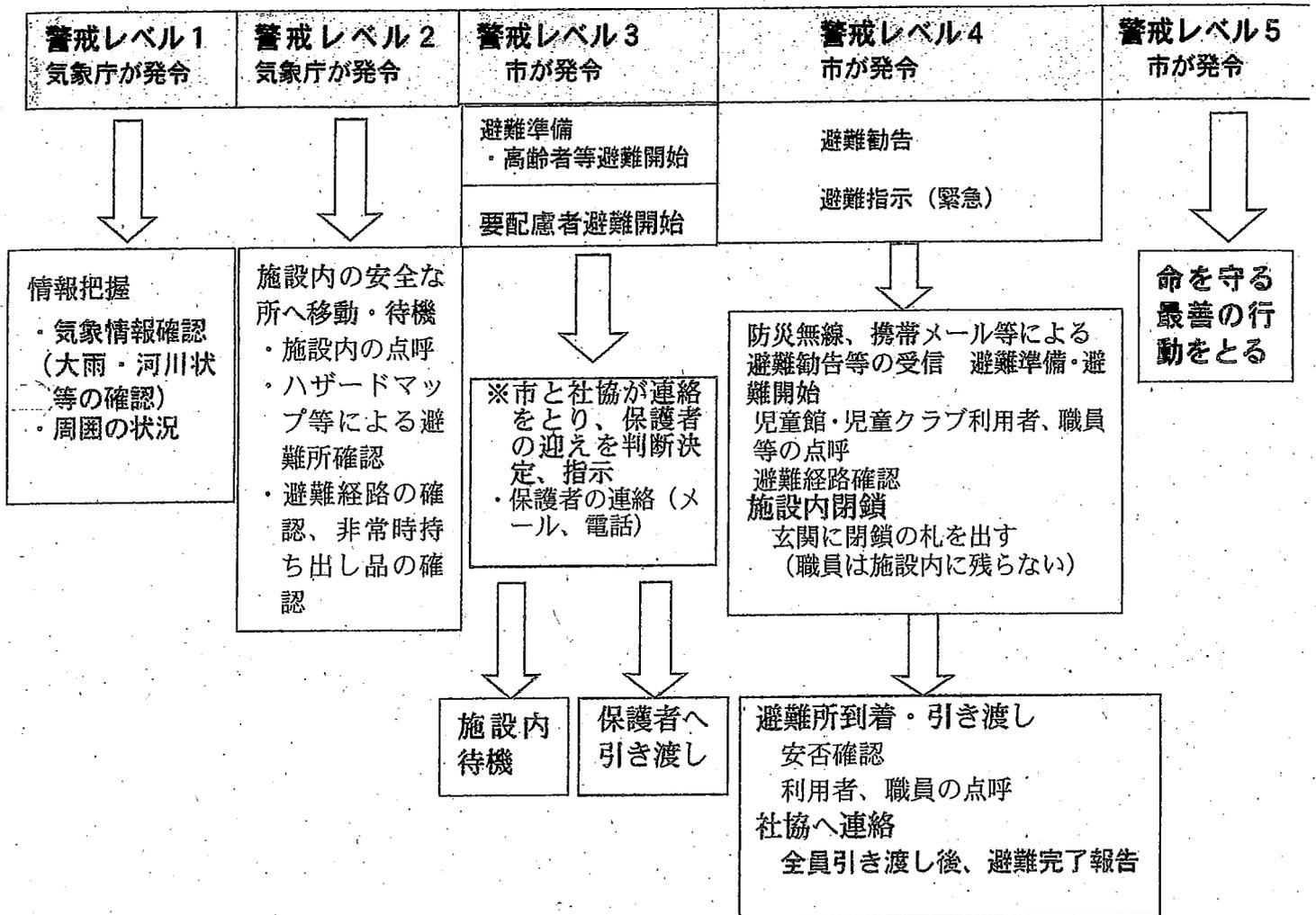


<p>避難場所 ①</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安否確認 ●保護者への連絡・引き渡し ●社協担当課へ連絡 	<p>避難場所 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安否確認 ●保護者への連絡・引き渡し ●社協担当課へ連絡
--	--

全児童館・各クラブ共通

R2.9

緊急時対応マニュアル (4. 支援時風水害発生の場合)



※保護者の迎えを要請し、待つ間に危険が迫った場合、職員間の判断により避難を決定し、開始。社協、保護者へ連絡をする。
 ※落ち着いたら施設の内外点検の見回りをして、点検結果を社協に連絡する。

避難場所

小学校
 公民館

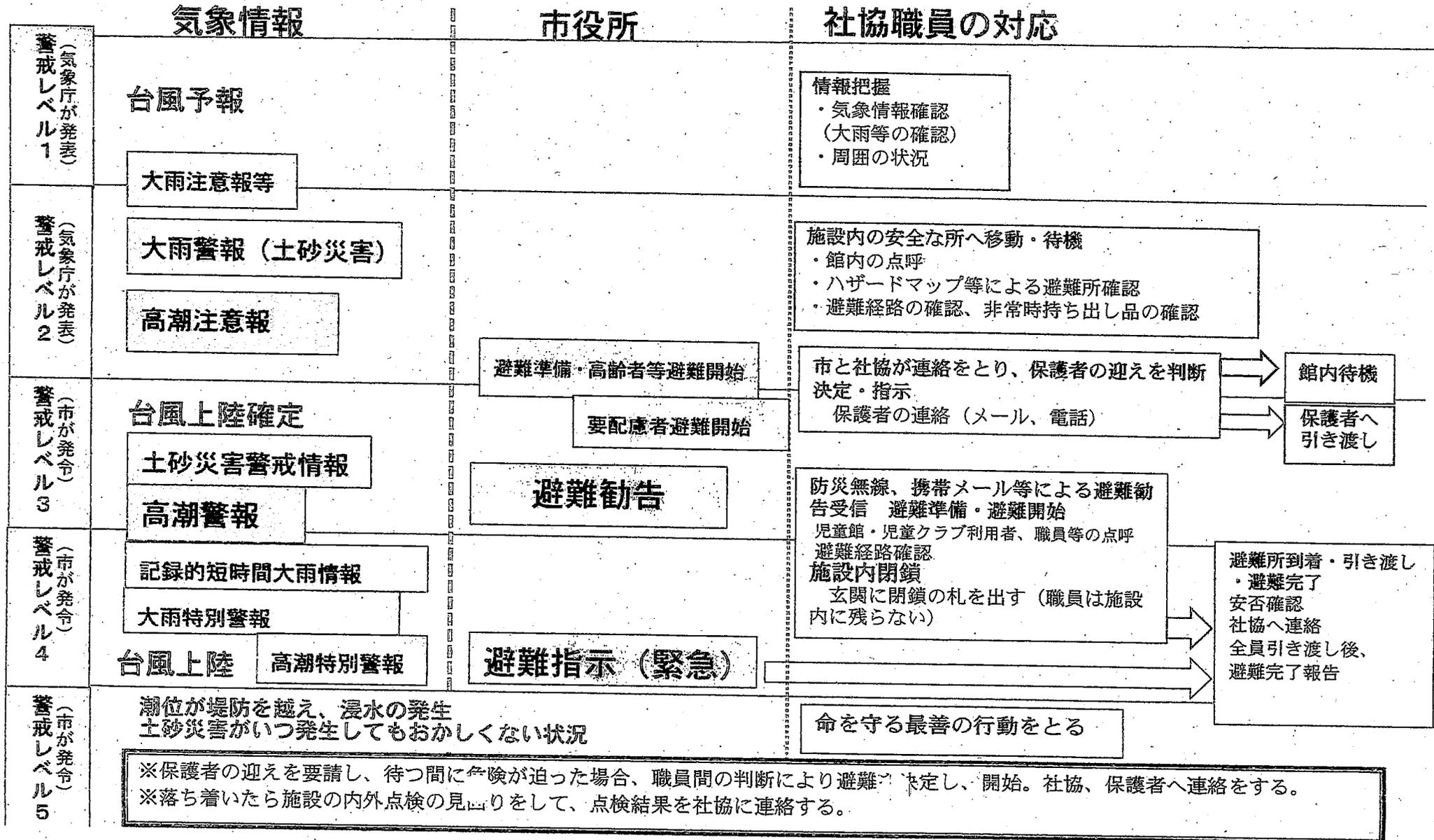
※避難場所が変更する場合もあるので、避難する場合は、事前に確認を！！

台風高潮、土砂災害の場合

避難場所

赤崎小学校 88-0139 ※避難場所が変更する場合もあるので、
 竜王中学校 88-0198 避難する場合は、事前に確認を！！
 赤崎公民館 88-0162

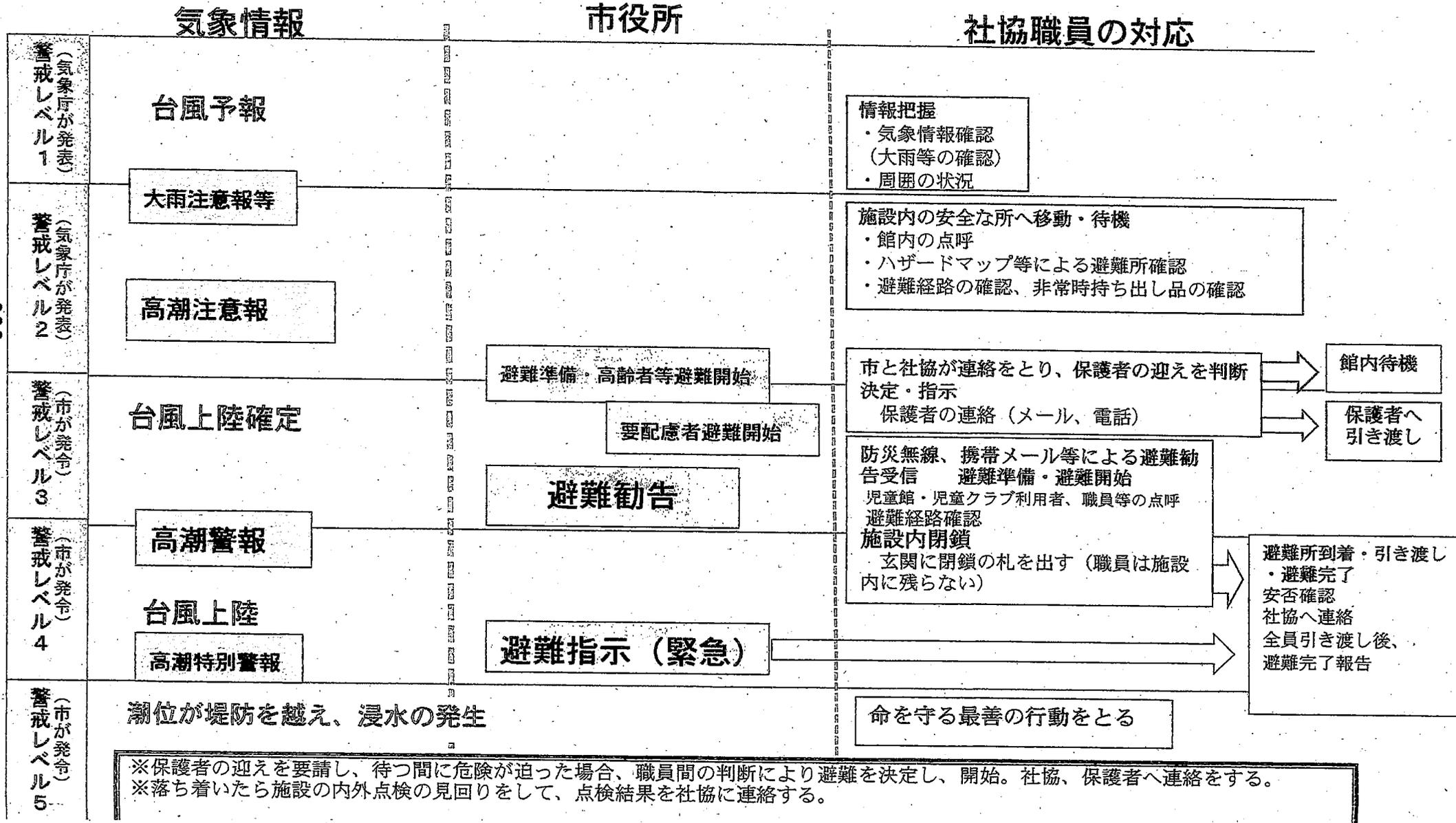
232



避難場所
 須恵小学校 84-5208 ※避難場所が変更する場合もあるので、避難する場合は、事前に確認を！！
 83-2065
 小野田中学校 83-2576
 須恵公民館 83-3360

台風高潮の場合

233



※保護者の迎えを要請し、待つ間に危険が迫った場合、職員間の判断により避難を決定し、開始。社協、保護者へ連絡をする。
 ※落ち着いたら施設の内外点検の見回りをして、点検結果を社協に連絡する。

緊急時対応マニュアル (4. 支援時風水害発生の場合)

津波の場合

※大津波警報(特別警報)・津波警報・注意報は、マグニチュード8を超える巨大地震などの場合に、その海域における最大級の津波を想定して発表。最初の津波警報では、予想される津波の高さは示さず、「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。
津波予想高は、第2報以降で公表。

警報・注意報の分類		予報される津波の高さ		
		高さの区分	数値での発表	巨大地震の場合の表現
特別警報	大津波	10m < 高さ	10m越	巨大
		5 m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
警報	津波	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報		20 c m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)



津波注意報

大津波警報

津波警報

強い地震
長時間の揺れ

施設内の安全な所へ移動
 ・児童館・児童クラブ利用者、職員点呼
 ・避難経路の確認、非常時持ち出し品の確認

防災無線、携帯メール等による避難勧告受信
 児童館・児童クラブ利用者(安全確認)
 職員等の点呼
 避難経路確認後すぐ避難
施設内閉鎖
 玄関に閉鎖・避難場所の札を出す

避難場所
 小野田小学校 83-2066
 小野田中学校 83-2576
 南中川児童公園 (津波の場合)

避難所到着・引き渡し・避難完了
 安否確認
 社協へ連絡
 234 全員引き渡し後、避難完了報告

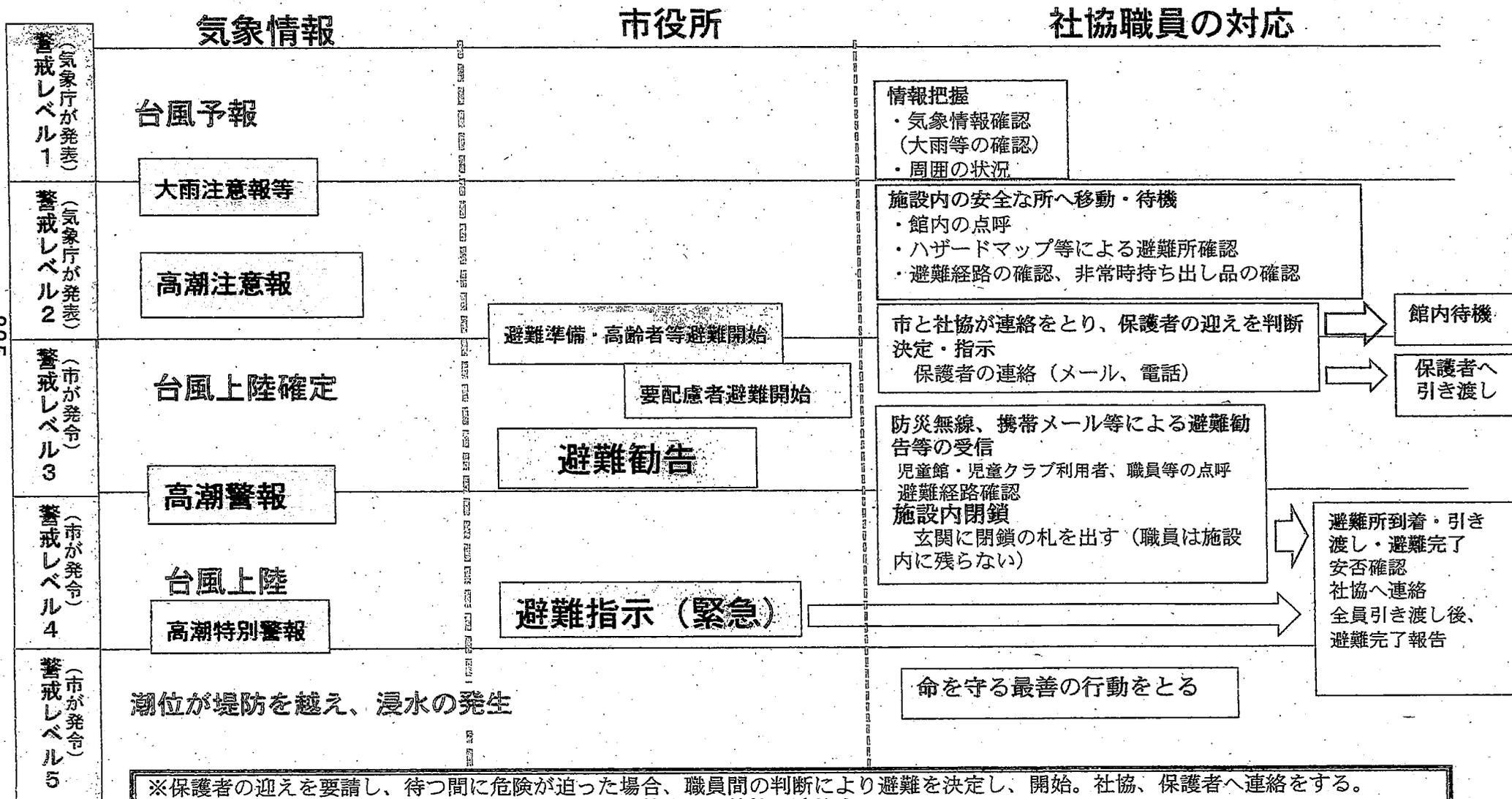
避難場所

小野田小学校 83-2066
小野田中学校 83-2576

※避難場所が変更する場合もあるので、
避難する場合は、事前に確認を！！

台風高潮の場合

235

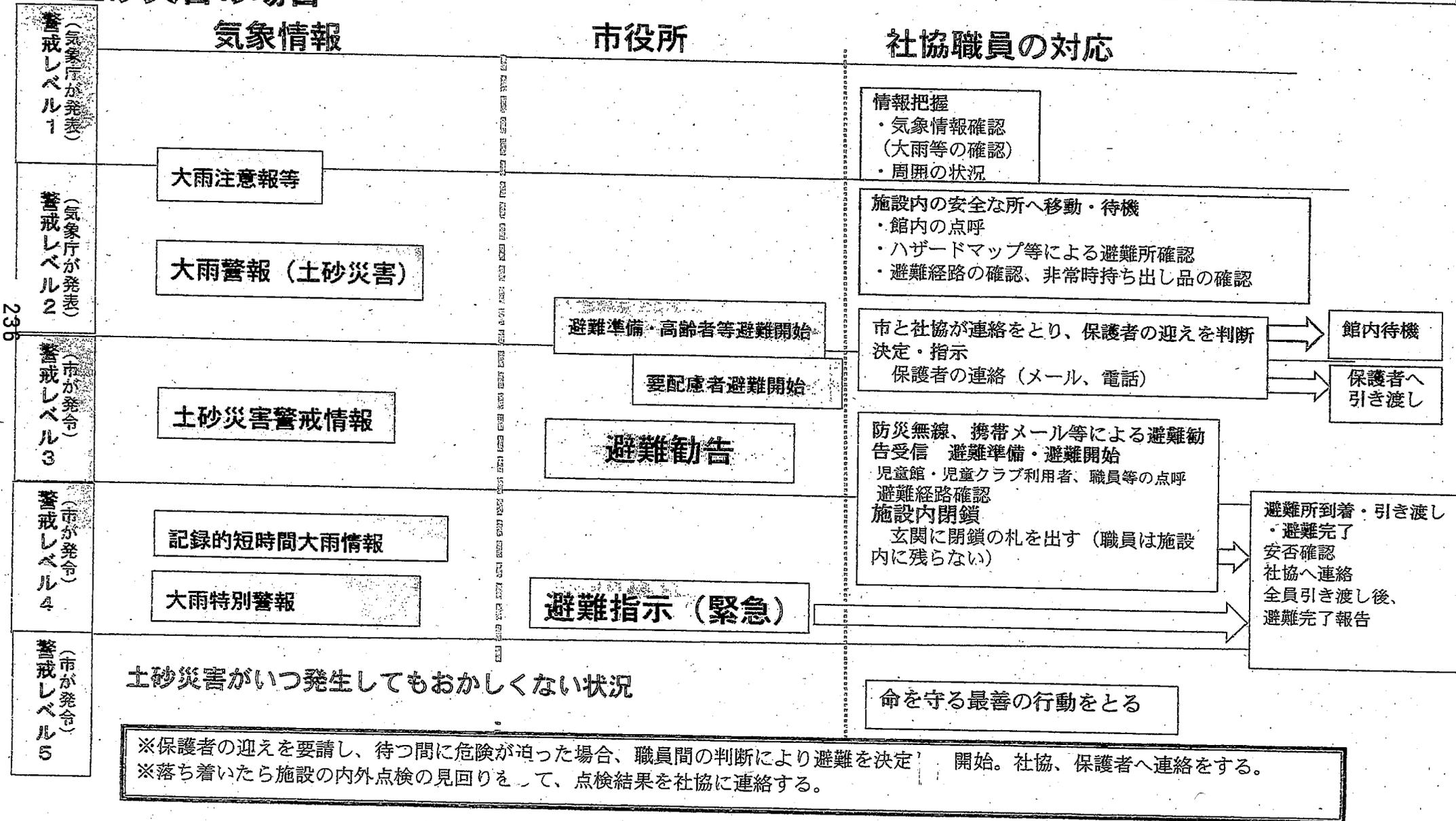


※保護者の迎えを要請し、待つ間に危険が迫った場合、職員間の判断により避難を決定し、開始。社協、保護者へ連絡をする。
 ※落ちていたら施設の内外点検の見回りをして、点検結果を社協に連絡する。

緊急時対応マニュアル (4. 支援時風水害発生の場合)

避難場所
 高泊小学校 83-2118 ※避難場所が変更する場合もあるので、避難する場合は、事前に確認を！！

土砂災害の場合



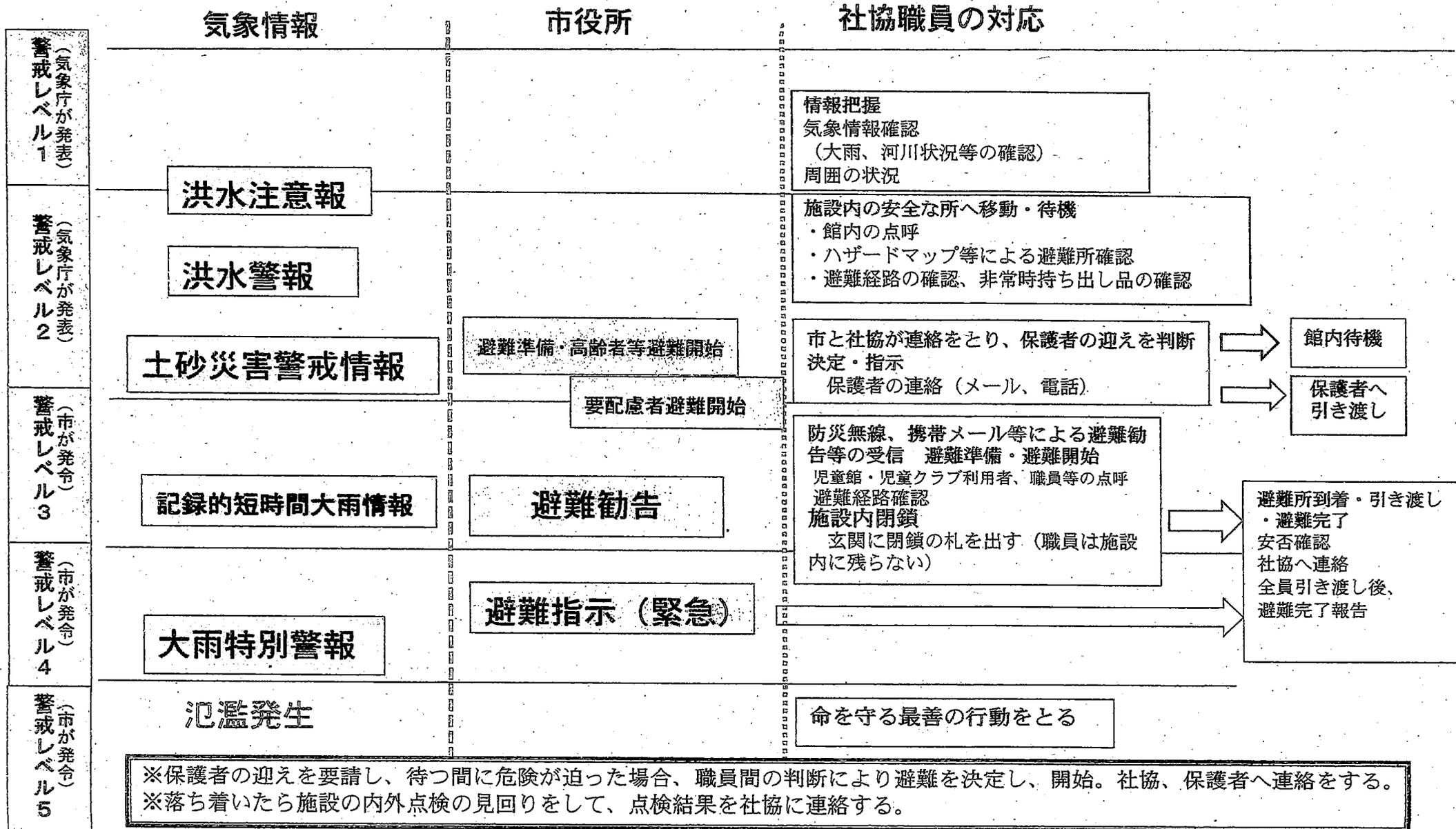
※保護者の迎えを要請し、待つ間に危険が迫った場合、職員間の判断により避難を決定開始。社協、保護者へ連絡をする。
 ※落ち着いたら施設の内外点検の見回りをして、点検結果を社協に連絡する。

緊急時対応マニュアル (4. 支援時風水害発生の場合)

避難場所
 有帆小学校 83-2822 ※避難場所が変更する場合もあるので、
 有帆公民館 84-4090 避難する場合は、事前に確認を！！

洪水の場合

237



避難場所
 出合小学校 72-0169 ※避難場所が変更する場合もあるので、
 厚狭中学校 72-0660 避難する場合は、事前に確認を！！
 出合公民館 73-2069

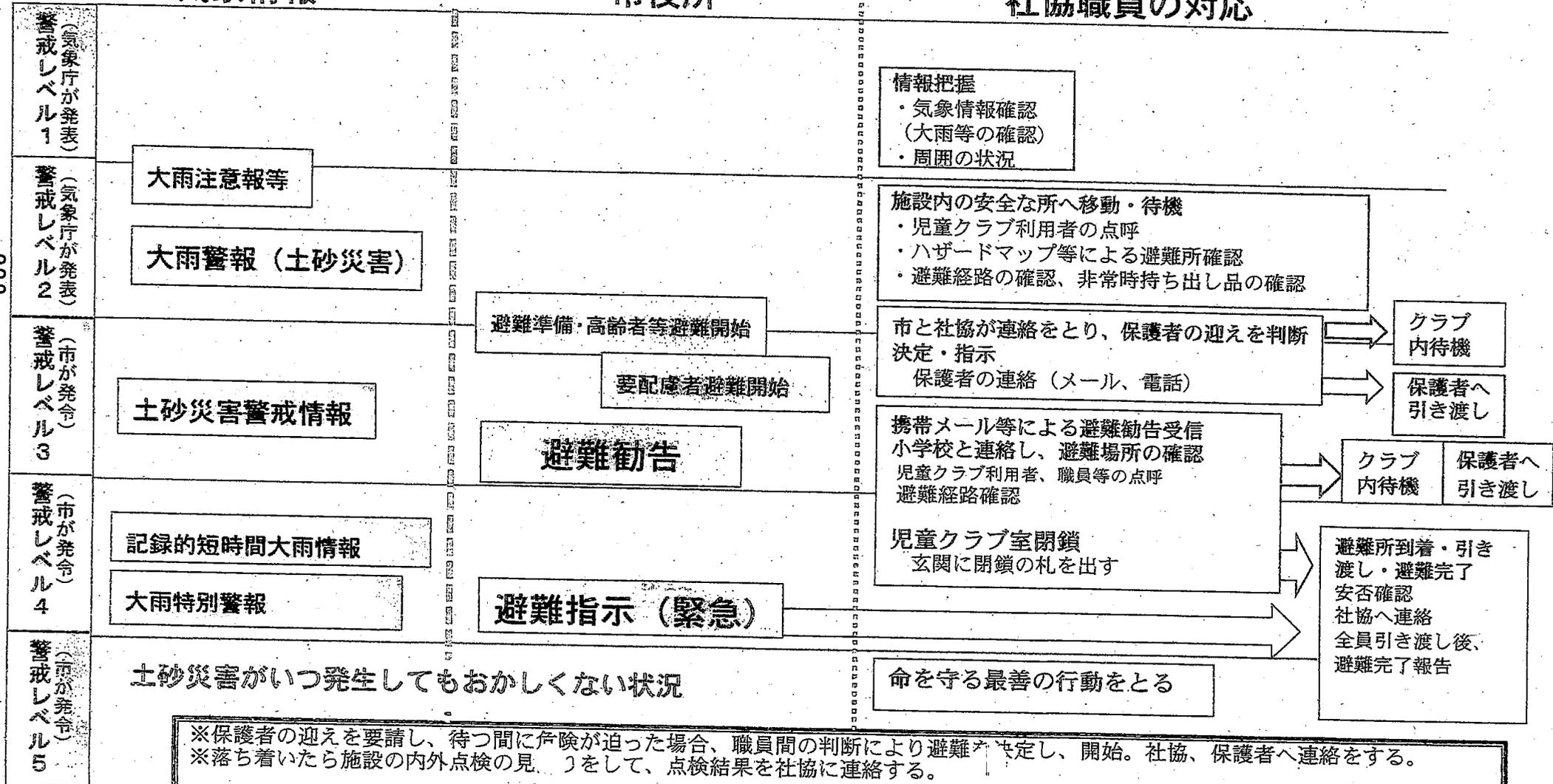
土砂災害の場合

気象情報

市役所

社協職員の対応

238



避難場所

厚陽小学校 74-8101
 厚陽中学校体育館 74-8318
 厚陽公民館 74-8400

※避難場所が変更する場合もあるので
 避難する場合は、事前に確認を！！

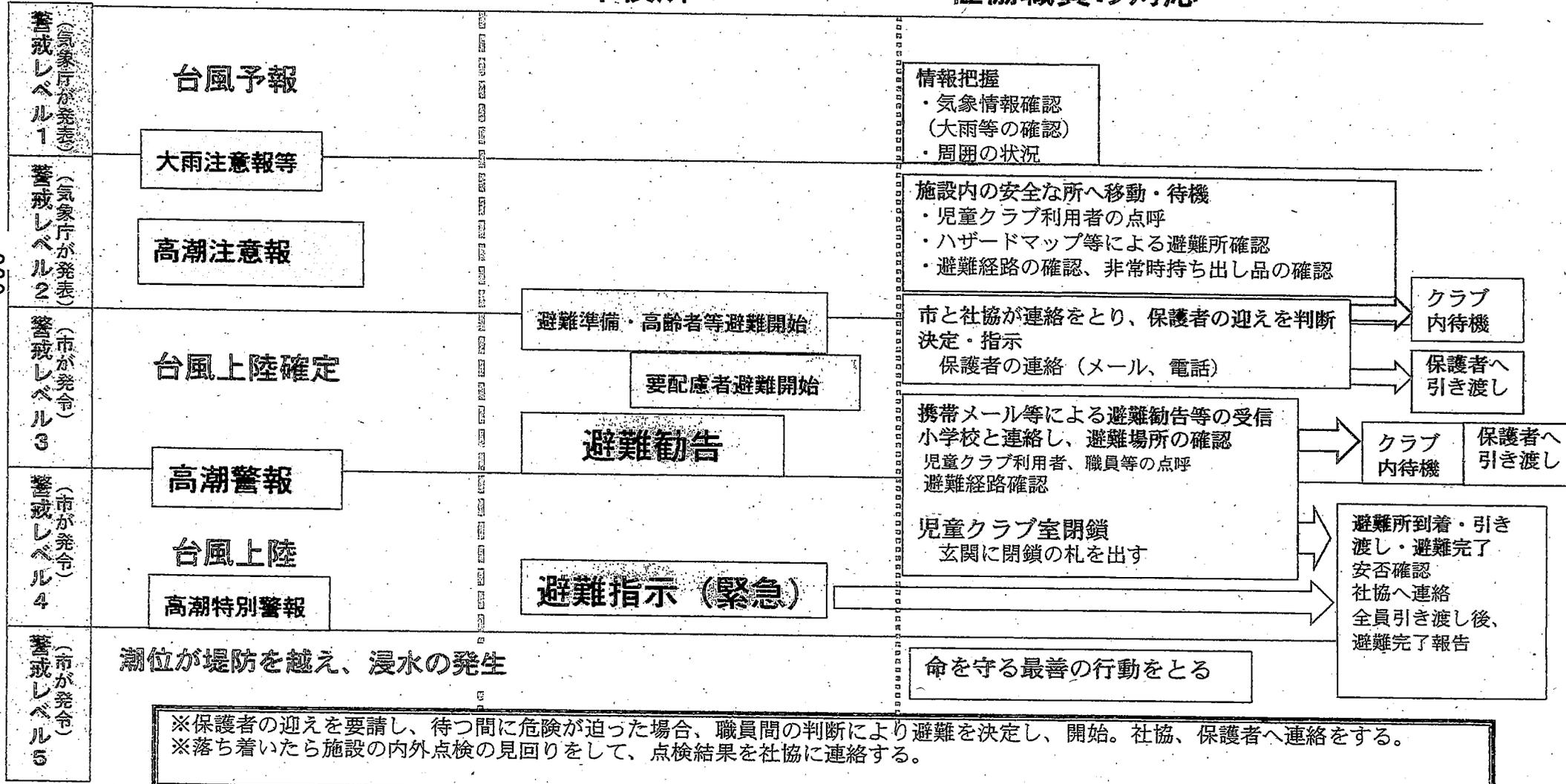
台風高潮の場合

気象情報

市役所

社協職員の対応

239



緊急時対応マニュアル（5. 火災発生の場合）

（普段から心がけること）

- ◆ 児童の安全確保を最優先に考える。
- ◆ 年1回以上避難訓練を実施する（小野田地区は児童館の実施計画に合わせる）。
- ◆ 予め役割分担を決め行動する。
- ◆ 支援員全員で非常口や消火器、火災警報装置の操作を把握しておく。
「出席簿」「保護者緊急時連絡先一覧」の持ち出しの担当も決めておく。

（火災が発生した場合）

- ◆ 避難訓練の成果を活かし、支援員が冷静に適正な避難誘導を心がける。
- ◆ 施設内に児童が取り残されないように、トイレも含めた各室内への呼びかけをする。
- ◆ 初期消火は無理をせず、危険を感じたら迷わず退避する。
- ◆ 避難が完了したら、「出席簿」で点呼し、逃げ遅れた者の有無を確認する。
- ◆ たとえボヤであっても、火災が発生したら社協担当者へ報告する。（後日、事故報告書も提出する。）

緊急時対応マニュアル(6. 弾道ミサイル発射に係る対応)

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くの建物（できれば頑丈な建物）や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）や地下街などに避難する。周囲に避難できる建物や地下街などがない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

○ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

関係防災情報一覧

情報	機関	機関名	電話番号
	社協	山陽小野田市社協 本所	81-0050
		支所	72-1813
	消防	小野田消防署	83-0119
	警察		84-0110
	市	山陽小野田市役所 危機管理室 市 担当課	82-1111 82-1122 82-1207
	県	防災危機管理課	083-933-2370
		こども政策課	083-933-2747
気象情報	気象	下関地方気象台	083-925-0177
ライフライン	電話	NTT 西日本	083-923-4281
	電気	中国電力 営業所	88-2460
	水道	山陽小野田市水道局	83-4111
	ガス		
交通情報	道路	日本道路交通情報 センター（山口情報）	083-922-6622
災害用伝言 ダイヤル			局番なしの「171」

ホームページ

【山口県防災管理課】

[http://www.bosai-yamaguchi.jp/disaster/
CUDISASTER/top/disaster.shtml](http://www.bosai-yamaguchi.jp/disaster/CUDISASTER/top/disaster.shtml)

【気象庁HP】

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

【交通情報センターHP】

<http://www.jartic.or.jp/>

_____ 児童クラブ災害時避難場所

☆ 第1 避難場所

TEL ()

第2 避難場所

TEL ()

☆ 「出席簿」、「保護者緊急時連絡先一覧」の持ち出し担当

緊急持出品リスト

	品 名	保管場所
1	保護者緊急時連絡先一覧	
2	児童クラブ出席簿	
3	救急箱	
4	タオル	
5	ティシュペーパー	
6	ビニール袋	
7	携帯電話	

臨時休館又は・臨時休所の場合の対応について

2017/08

○ 児童館臨時休館、児童クラブ臨時休所の判断

災害、感染症などで学校が臨時休校の場合、児童館、児童クラブも臨時休館(休所)とする。ただし、やむを得ず来館、通所した児童のうち、親などと連絡がつかない場合などについては、一時的な保護として保育室を解放するなど社協担当者・市担当課等と調整しながら柔軟に対応する。

○ 児童館臨時休館又は、児童クラブ臨時休所の場合の連絡系統

学校臨時休校を判断

教育委員会

臨時休館・休所を判断

市 担当課

FAXまたは、連絡網
で各館、クラブに連絡

社協 担当者

臨時休館、休所の対応

各児童館、児童クラブ

○ 臨時休館の職員勤務体制

- ・ 児童館の場合、少なくとも児童厚生員1名は通常勤務し、館の保守にあたる。勤務を予定していた他の職員は、児童の利用が無い事を確認できた時は、年休対応もできる。
- ・ 児童館の玄関は閉め、臨時休館(臨時休所)の貼り紙をし、一般利用はできない旨を表示する。

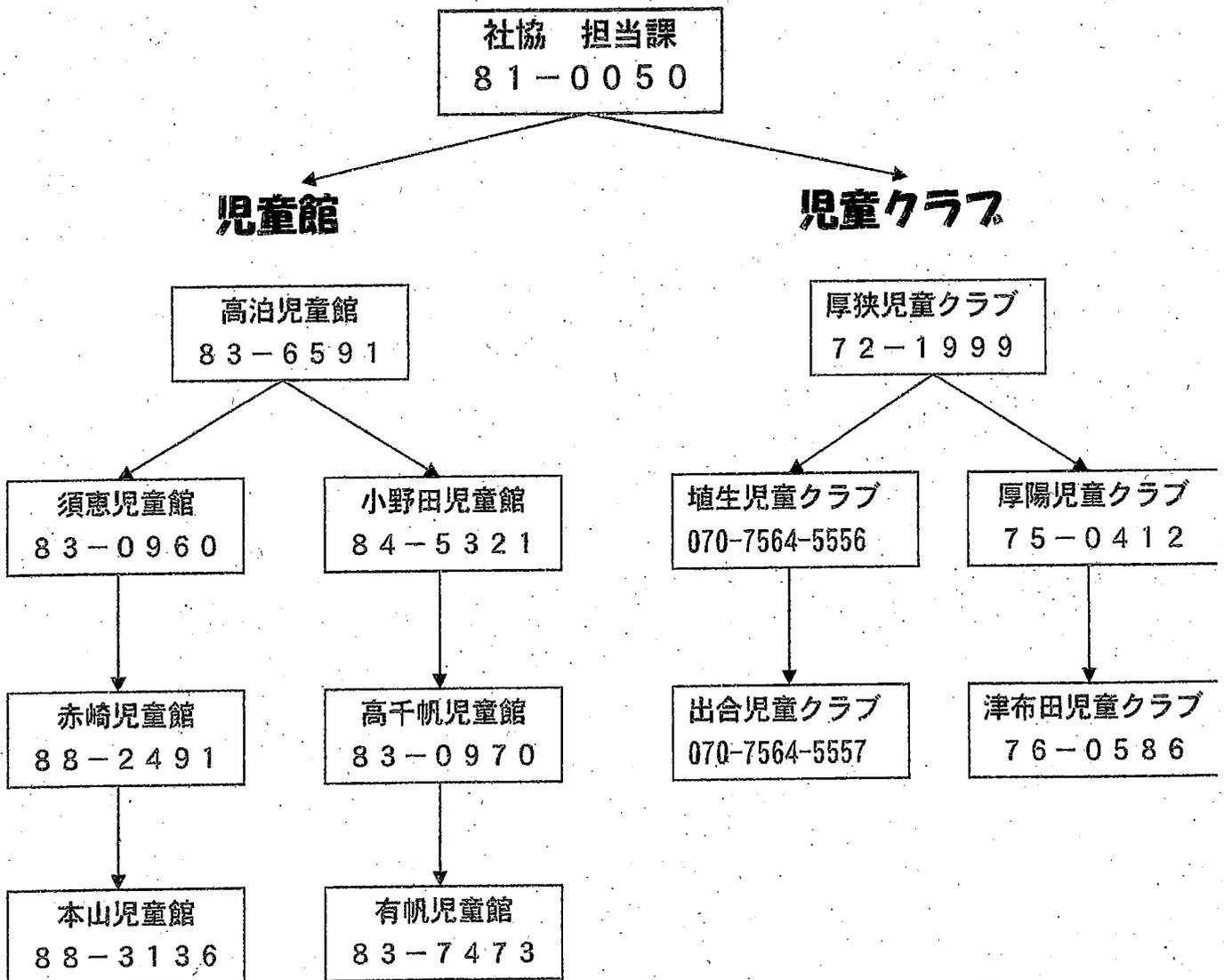
○ 児童クラブ臨時休所の職員勤務体制

- ・ 必要支援数である2名以上は出勤し、支援する児童がいないことが、確定できるまで待機する。確定した場合、年休対応もできる。
- ・ 閉所が確定したら、クラブの玄関は閉めて、臨時休所の張り紙をする。

※閉館及び閉所決定後に利用者があった場合

- ・ 児童館・児童クラブの施設へと避難させる必要がある児童がいた場合、その児童の保護者と連絡がつくまで保護対応するものとする。

児童館・児童クラブ連絡網



連絡網の最後の館、クラブは高泊児童館、厚狭児童クラブへ返してください。
高泊児童館、厚狭児童クラブは、社協担当課まで報告ください。

緊急時対応マニュアル（6. 感染症の集団的流行の場合）

（普段から心がけること）

- ◆ 施設・設備の衛生管理に心がける。特に、感染症が発生しやすい時期には、利用児童の手洗いを促す。
- ◆ 学校、地域で発生した感染症に関する情報収集を行い、保護者に情報を提供する。

（学校伝染病等の対応）

- ◆ 「児童クラブ運営マニュアル」の支援員の職務（4）安全管理に従う。

（校区の学校、保育施設等で感染症の集団的流行が発生した場合）

- ◆ 学校感染症（資料1参照）の蔓延で臨時休校になった場合、社協担当者と市担当課と休館措置の有無を協議し、とうが

（職員が感染症に罹患した場合）

- ◆ 職員自身が学校伝染病に罹患した場合も学校に準じた対応をとる。

（新型コロナウイルス感染症対策）

- ◆ 一般財団法人児童健全育成推進財団「児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を準用し対策を行う。

*** 学校感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条)**

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてはその血清亜型がH5N1であるものに限る) *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)

*** 出席停止の期間**

- 第一種の感染症・・・完全に治癒するまで
- 第二種の感染症・・・病状によりより学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

インフルエンザ ※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

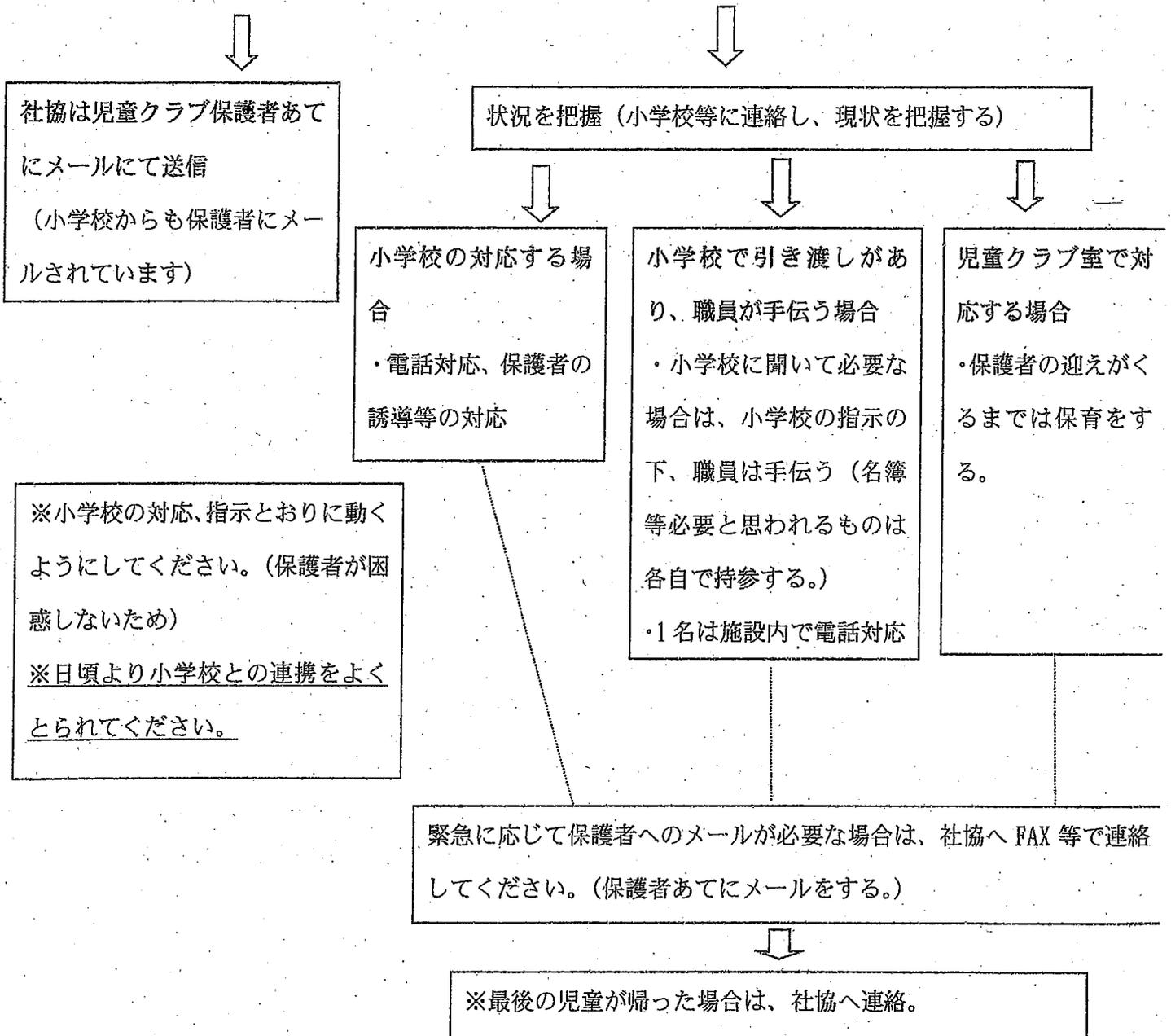
- 第三種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

○その他の場合

- ・第一種もしくは第二種の感染症患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが見られる者については学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

緊急時対応マニュアル(8. 小学校で途中下校となった場合:不審者・大雨等)

**社協・市役所・小学校から各児童クラブに
FAX・電話連絡**



※不審者確保等で、小学校から児童クラブの通常対応の申出があれば、柔軟に対応して下さい。

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
苦情解決規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第82条及び社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第1条の規定に基づき、苦情解決に関する必要な事項を定め、福祉サービスに関する利用者（以下「利用者」という。）等からの苦情の適切な解決に資するとともに福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(苦情解決責任者)

第2条 苦情解決の責任主体を明確にするため、苦情解決責任者を置く。

2 苦情解決責任者は、事務局長をもって充てる。

(苦情受付担当者)

第3条 利用者が苦情を申し出やすい環境を整えるため、苦情受付担当者を置く。

2 苦情受付担当者は、職員の中から苦情解決責任者が任命する。

(苦情受付担当者の職務)

第4条 苦情受付担当者は、次の職務を行う。

- (1) 利用者からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- (3) 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(第三者委員の設置)

第5条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員の定数・構成)

第6条 委員は、3名以上とし、中立・公正性の確保のため、次の中から選任する。

- (1) 本会の監事
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉士
- (4) 学識経験者
- (5) その他、会長が認めた者

(委員の選任手続き)

第7条 委員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の職務)

第9条 委員は、次の職務を行う。

- (1) 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- (2) 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出人への助言
- (5) 事業者への助言
- (6) 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情に係る事業の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見傾聴

(委員の報酬)

第10条 委員は、無報酬とする。ただし、費用弁償については本会の役員の報酬及び費用弁償規程により支給する。

(利用者への周知)

第11条 苦情解決責任者は、利用者に対してパンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

(苦情の受付)

第12条 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情は随時受け付ける。

2 苦情受付担当者は、苦情の受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。

- (1) 苦情の内容
- (2) 苦情申出人の希望等
- (3) 委員への報告の要否
- (4) 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの委員の助言、立ち会いの要否

3 前項の(3)及び(4)が不要の場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の報告・確認)

第13条 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び委員に報告する。ただし、苦情申出人が委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。

2 投書匿名の苦情については、委員に報告し、必要な対応を行う。

3 委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第14条 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。

- 2 苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて委員の助言を求めて話し合いを行うことができる。
- 3 委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
 - (1) 委員による苦情内容の確認
 - (2) 委員による解決案の調整、助言
 - (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
 - (4) 苦情解決責任者も委員の立ち会いを要請することができる。

(苦情解決の記録、報告)

第15条 苦情解決の記録、報告は、次により行う。

- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
- (2) 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について委員に報告し、必要な助言を受ける。
- (3) 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(解決結果の公表)

第16条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き解決結果を事業報告書等において公表する。

(解決困難な苦情の対応)

第17条 解決困難な苦情の解決は、山口県運営適正化委員会に委ねる。

(その他)

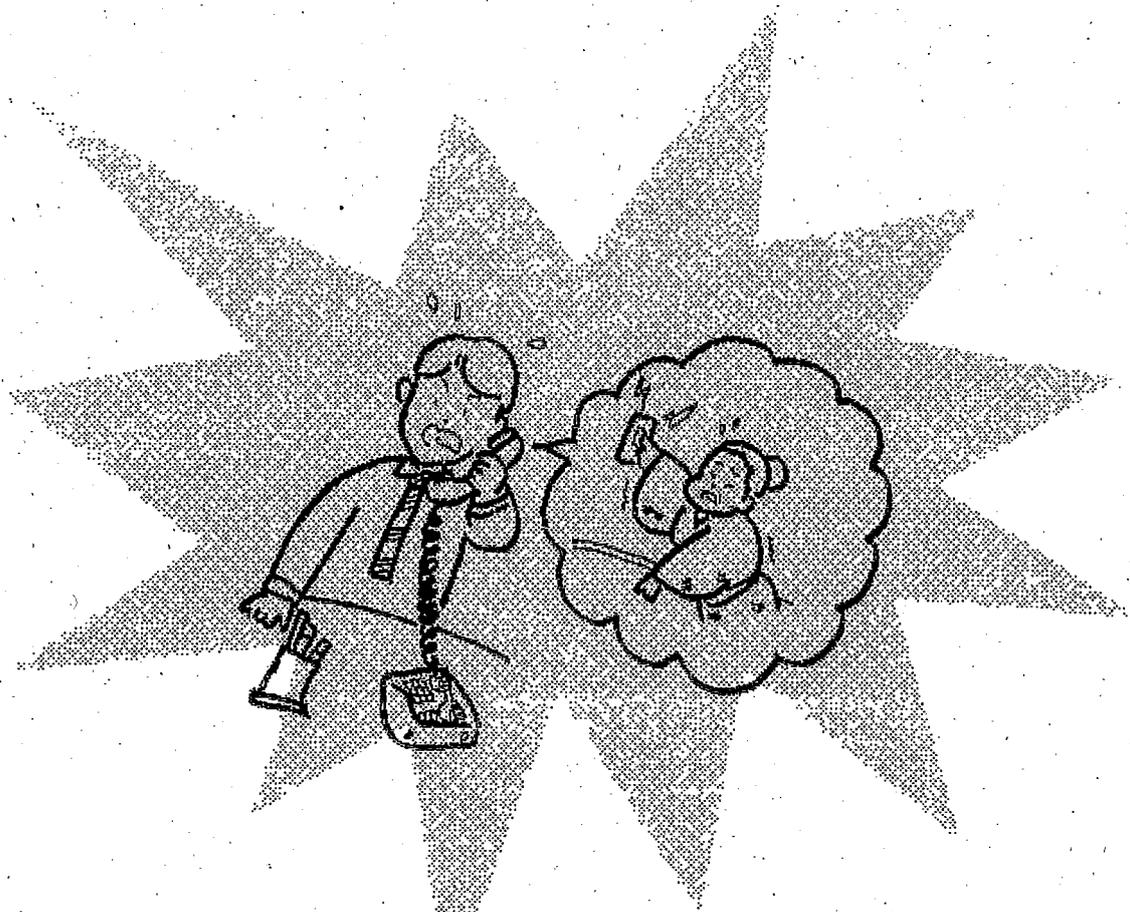
第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月18日から施行する。

事故 事件 苦情 対策・対応ガイドライン

2020 版



社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

目次

	ページ
はじめに	
★ 目的	1
★ どんなことが考えられるのか？	2
★ 心得のポイント	3
対策・対応	
★ 【事故・事件】発生対応から報告まで	4
★ 報告上の留意点	5
★ 【苦情】受付から解決に向けて	6
★ 【ヒヤリハット】どう生かしていくか	7
★ 再発防止のために	8
各種様式	
★ 受付・報告書（事故・事件・苦情）	9
★ 相談・苦情受付簿	10
★ 事故等報告〔機関用〕	11
★ 苦情申出（回答）	12
★ ヒヤリハット記録簿	13
参考資料	
★ AEDの使用「救命のリレー」	14
緊急時の連絡網	
★ 苦情対応・受付担当者	15
★ 緊急時の連絡先	16

目 的

〈事故・事件・苦情の対策・対応ガイドライン〉

はじめに

私たちの身の回りには、多くの心痛ましい事故や事件などが日々起こっています。その主な当事者としては、高齢者や児童、障がい者など社会的にリスクの高い人であり、外因的・内因的な要因によって、突発的なものから徐々に事故などへつながるケースがあり、事業所としてはまさに危機管理能力が問われる瞬間でもあります。

このような状況下、山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」）では、事故等の発生を未然に防ぐために、「安全配慮義務」という原則を遵守し、万一、事故等が発生した事態には、迅速・的確に対応処理し、被害の拡大を予防しその原因を明らかにしなければなりません。そして、このことが事故等の再発の防止につながるものと考えられます。

この「対策対応ガイドライン」は、本会が実施しています地域福祉の推進、介護保険事業や障害者・児童福祉事業など多岐にわたる業務における事態を想定し、特に人的な傷害等の事故や事件を中心に、その対応をできるだけ簡潔にまとめたものです。

また、事故等には、加害・被害や軽微なものから重大なものまであり、個人の人とらえ方でその事故等の対応に差異が生じ、結局、適切な事故解決に至らないケースも生じることになります。

だからこそ、本書は、本会職員も責任ある労働者として常日頃からの危機管理意識を高めるための一助として、事故等の再発防止のガイドラインになるものと願っています。

なお、風水害等の自然災害に対する緊急時対応のマニュアルについては、行政・関係機関等と調整し別途作成することとしています。

平成 22 年 9 月

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

どんなことが考えられるのか？

本会の業務関連において、発生の可能性が予測されるものをあげると、次のような事柄が考えられます。

- ・ 行事における主催者や参加者のケガ。または、物や設備を壊した。
- ・ ボランティア活動にかかわるケガや交通事故が起きた。
- ・ 介護サービスの提供中に、利用者の具合が急変し状態が悪くなった。
- ・ 社協職員が訪問先で器物を壊してしまった。
- ・ 中央福祉センター館内で入浴事故・転倒事故が発生した。
- ・ 業務上または、通勤途上に交通事故を起こした。
- ・ 職員が休日の行楽中、大きな人身事故を起こした。
- ・ 職員が出張中に具合が悪くなって病院にかかった。
- ・ 社協管理の建物のガラスや壁などを、故意に誰かが壊した。
- ・ 団体や個人の社協条本が対外的に漏えいし、他の個人に被害・迷惑が生じた。
- ・ 社協の車両が交通事故を起こし負傷者が出る。
- ・ パソコンがウイルスに感染し、当面、業務に使用できなくなる。
- ・ FAX自動送信時、番号を間違え入力、相手方に何度も無言電話状態となる。
- ・ 児童館の利用者がケガや病気を起こした。
- ・ 社協寄付金や会費などの苦情の電話が入る。
- ・ 社協の窓口・電話対応の悪さ等各種業務上の苦情が入る。
- ・ 職員や利用者の貴重品が盗難に遭う。
- ・ 社協事業の取組についての意見要望があった。
- ・ 社協職員間でセクハラ行為があった。
- ・ ヘルパー派遣先等で、業務中に利用者から性的な言動があった。

などが考えられます。

※ 事故には、『軽微な』ものから『重大な』ものまでありますが、一般的に『重大な』事故とは、警察の関与または医療機関の受診の必要性がある場合を言います。

心得のポイント

キーワード

『**事実と迅速さ**』で

『**報告・連絡・相談**』

を徹底する。

「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「なぜ」の 5Wを。

『報告・連絡・相談』のルールとマナー【解説】

日々の業務で、全職員がそれぞれの立場の中で、この「ホウ（報）レン（連）ソウ（相）」の必要性を感じ実践することで、仕事自体がより速く、着実なものになります。一言で言えば、「次の指示を受ける場」です。

ルール

- 指示・命令を出した人に対して行う。
- 結論をまず先に述べる。
- そのあと簡潔に5Wで説明を行う。
- 詳細については、指示・命令者からの質問に答える。
- 報告の内容については、「事実」のみを述べ、推測を加えない。
- 自分の意見は、求められてから発言する。

マナー

悪い報告（ネガティブ情報）は、緊急に対応することが必要なので、相手がいかなる状況にあっても、できるだけ速やかに行う。

事故・事件 【発生対応】 から 【報告】 まで

	主な流れ	備考
発生	できるだけ的確な判断と措置	あわてず冷静に
	協力者 を得る(通報・報告等のために)	
	直ちに 上司へ報告 をし、指示を受ける	
	的確な状況の把握と措置の判断 指揮系統を明確に (現場でのリーダーは一人)	「軽微」または「重大」の判断 現状によるが、複数の職員で判断 することが望ましい
※ 重大時	<p style="text-align: center;">重大時の対応</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>↓</p> <p>通報・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署 ・ 警察署 ・ 警備保障 ・ 関係機関 等 </div> <div style="text-align: center;"> <p>↓</p> <p>応急処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AEDの活用 (半自動除細動器) </div> </div>	※ AEDは、別紙を参照
報告	会長報告	会長報告は、事故等の程度にかかわらず、すべて報告をすること。
	内部事故検討	事故原因等確認、対応の役割分担 ※ 改善策等は、後に行うこと。
	※ 重大な場合 役員報告	
	誠意ある初動行為 をすみやかにおこなう	事実内容の確認をし、見舞・情報収集などのために、実情を鑑み 本会として相手先へ訪問など誠意ある行動に努める。
	保険会社等との連絡調整(手続き)	
	委員会・理事会へ報告	
	第三者委員へ報告	

報告上の留意点 次ページ

報告上の留意点



- 「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「なぜ」等を伝える。
- 「報告・連絡・相談」を徹底し実施する。

(実行できていない実態が多い)

- 報告は、まず「上司」へ行う。(報告により次の指示を受ける為)
- 相手方がある件では、誠意を持って相手の言い分をよく聞く。
- 報告書は、時系列的に記録したものとする。(様式は別紙)
- 推測、憶測を絶対に避け、正確かつ迅速な報告に努める。
- 日常業務の軽微な事故・事件・苦情においても、すべて所属長を通じて本会会長まで報告をする。また、業務外において生じた違反行為(交通事故等)においても同様に報告をする。
- 市の委託事業や指定管理に関する事柄は、事故等の程度を問わず、市主管部署へすみやかに必ず報告をする。ただし、緊急時は上司から電話でまず一報を行う。

苦情 【受付】から【解決】に向けて

本会では、社会福祉法第82条（抜粋「社会福祉事業の経営者による適切な苦情解決に努めなければならない。」）に基づき、社協合併後の平成17年5月に「苦情解決規程」を設置し、福祉サービスの利用者の権利擁護からの苦情の解決から福祉サービスの質の向上に努めています。また、社協事業全般に対して中立性と公正さを確保するために受付対応の第三者委員3名の設置を行っています。

『受付は職員のみみんなが窓口です』

社会福祉協議会の業務は大変幅広くなり対人関係も多岐にわたっています。しかも、苦情や要望などはとかく直接の職員には言い出しにくい面があります。したがって、基本的には「苦情受付担当者」が受付を行こととなっていますが、相談を受けた職員が窓口となりしっかりと内容を受容と傾聴で受入れ、職場全体のこととして対応します。なお、相談・苦情の受付の所定の様式「相談・苦情受付簿」（別紙）で行います。

苦情は

- ・ 利用者のニーズ
- ・ 貴重な宝 です。

『苦情処理』から『苦情解決』へ

福祉の世界では 苦情の窓口はなかった

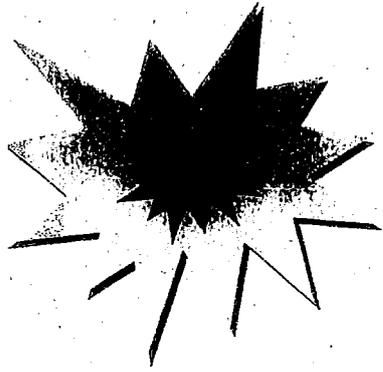
苦情処理

一般的に、苦情を「処理する」という考え方には、社会的な責任を問わないために、リスクを最大にしないところで苦情そのものをもみ消す危険性が含まれて思われます。

苦情解決

それに対し、苦情を「解決する」という考え方には、苦情を受け入れ、客観的に苦情を検証して問題があれば公正的な形で是正していくという考え方であって、公正的な第三者委員の設置と情報公開で透明性を図っていくところに意味があります。

第三者委員【篠原 佐二郎:83-6827】【町田 正勝:83-1403】【伊藤 紀子:72-0609】



ヒヤリハット

をどう生かしていくか

日々の記録は

『**転ばぬ先の杖**』です

小さな冷や汗も 逃さないつもりで

※ ヒヤリハット記録簿は別紙

ヒヤリハットとは、作業中や運転中に事故が起こりそうな状況に出会いヒヤリとしたり、ハツとしたことを記録し、その原因を全員で究明し再び事故等の要因とならないようにする安全衛生活動のことです。

『 1 : 29 : 300 』 の法則があります

それは「1件の重大事故(死亡・重傷)が発生する背景に、29件の軽傷事故と300件のヒヤリハットがある」と警告しています。

大切なことは

- ・ 小さな記録の大切さ職員で理解する。(現状では、記録による分析等がなされていない)
- ・ 今日までは、「福祉」事業は市民にとって受身的傾向であったため、関心が薄かったが、これからは、制度はもちろんのことだが、サービス利用者や市民と同じ目線で地域福祉をすすめ、みんなの声を吸い上げることが大切である。
- ・ 事故防止は、事業所として考えることという姿勢ではなく、職員個人が日頃から自分自身の課題としてとらえることが、自らを守ることにつながる。
- ・ 職場内のマニュアルやマナーが崩れると、その事業所は続かないと言われていることを肝に銘じなければならない。

再発防止のために

報告しやすいシステムづくり	
	<p>どんな小さな出来事の報告でも、大きな事故につながることから、できるだけ多くの事例を報告することが大切です。</p> <p>そのためには、報告者を処罰することを前提にするのではなく、「報告した」あるいは「報告しなければならない」というみんなが活用しやすいシステムにすることが必要です。</p>
「速やか」で拡大防止へ	
	<p>速やかな報告により、社協として適切な指示・対策がとれます。したがって、対応が遅れることにより、結果として事故やトラブル(紛争など)が拡大してしまい、解決が困難になることも予測されます。</p> <p>正確かつ迅速な「報・連・相」は、組織における生命線ともいえます。</p>
危険や事故などを「予測」する	
	<p>悪天候、災害等などで何らかに業務に支障が予測される又は危険箇所を発見した場合は、上司と相談の上、所属長の指示により早めに事業等の中止や内容変更などで、危険回避を行う。</p>
「健康管理」で事故を防ぐ	
	<p>職員の日常生活習慣にも配慮をおき、業務に支障のないように注意や指導を促していくことが必要である。本会は、幅広く多くの市民を対象とした業務や利用者へのサービス提供を行っているため、参加者等のなかで健康に不調を感じられているように思われるときは、本人に理解を得て予防に努める。また、移動手段として車両運転を行う際には、車両の始動点検など細心の配慮を行うこと。</p>

受付・報告書 (事故・事件)

区分	事故 事件 その他 ()		
受付方法	来所 電話 文書 職員聞き取り その他 ()		
報告書作成者	所属 (担当) ()		
	氏名		
作成日時	令和 年 月 日 () :		
件名 (要旨)			
相手方の 氏名・住所	氏名		男・女 () 歳
	住所		電話 () ー
状況内容			
対処・経過			
連絡先 (対応済)	(時刻も明記)		
その他			

※ 必要に応じて、別紙または資料を添付のこと。

相談・苦情受付簿

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

受付日 年 月 日 ()	受付担当者
相談者氏名	・匿名希望 する・しない ・投書
相談者住所	・電話番号
苦情・相談の内容	
事実確認	
・第三者委員への報告を希望	する・しない
・第三者委員の助言、立会いを希望	する・しない
・相談受付担当者から苦情解決責任者・第三者委員への報告	年 月 日
・苦情解決責任者・第三者委員から相談者への受付確認の報告	年 月 日
対応の内容・経過	
対応の成果・結果	
第三者委員からの助言等	
解決後の確認	
苦情解決責任者	印 確認日 年 月 日

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

事故等報告について

標記について、下記のとおりご報告します。

種別	事故 事件 苦情 その他（ ）
発生日時	令和 年 月 日（ ）
発生場所	
報告理由 (事業との関わり)	
報告内容	
参考事項 (添付資料他)	

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

苦情申出について（回答）

令和 年 月 日付けで申出のありましたあなた様からの苦情に対して、下記のとおり回答をいたします。

受付日	令和 年 月 日 ()	
申出者氏名	(ふりがな)	住所
		電話 () -
申出の内容		
回答 (改善計画等)		

ヒヤリ・ハット記録簿

発生： 令和 年 月 日 () 時頃
場 所 _____
記載者 _____
記載日 令和 年 月 日 ()
どのような内容か
どう対応したか
原因は？
その後の対応

AED の使用 救命のリレー！

(=自動体外式除細動器)

音声メッセージで

機能

電気ショックを指示

突然に心臓が止まるのは、心臓がブルブルと細かくふるえる「心室細動」によって生ずることが多く、この場合にできるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓の動きを取り戻す（「除細動」）機能を持っています。



救命処置 ↓	①	反応を確認	耳元で『大丈夫ですか』『もしもし』で肩をたたき、反応をみる。
	②	助けを呼ぶ	『誰か来て！』 『119番通報してください』 『あなたはAEDを持ってきて』
	③	気道の確保 〔舌が喉奥に落ちて、気道がふさがれ窒息しないように〕	片手を額、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先(骨のある硬い部分)に当てて、頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げる。
	④	正常な呼吸を調べる	「見て」「聞いて」「感じて」で確認 10秒以内で行う。
	⑤	人工呼吸:A	2回/約1秒
	⑥	心臓マッサージ:B	胸の真ん中を重ねた両手で圧迫 速さ … 約100回 / 分 割合 … A:B = 2回 : 30回
	⑦	心肺蘇生法の実施	⑤と⑥の組み合わせ、2:30のサイクルを救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続ける。

苦情対応・受付担当者

(令和2年4月1日)

●苦情解決責任者 事務局長 流田 幸彦

●苦情受付担当者

所 属	役 職	氏 名
本所 総務課	総務課長	吉岡 智代
山陽支所 地域福祉課 オートレース売店	山陽支所長兼地域福祉課長	小柳 朋治
地域福祉課 地域生活支援センター	センター長	森重 陽子
在宅福祉課	課長	高木 早苗
グリーンヒル山陽	施設長	光永 仁
本山児童館	館長	山田 博明
赤崎児童館	館長	土田 勉
須恵児童館	館長	岡田 栄進
小野田児童館	館長	宇家 宏治
高泊児童館	館長	長坂 日出男
高千帆児童館	館長	村川 早苗
有帆児童館	館長	上田 展弘
山陽地区児童クラブ	担当	井本 淑恵

苦情受付担当者は、受け付けた苦情(要望も含む)を速やかに苦情解決責任者(事務局長)へ報告します。このとき、苦情受付担当者の主観を交えず、事実を正確に伝えます。

また、申出人が、苦情解決責任者への報告を拒否した場合、解決につながりなくなってしまうことを申出人に伝え、匿名扱いで報告する方法も含め、できるだけ苦情解決責任者の報告に同意するよう働きかけます。

なお、投書などの苦情についても受け付けます。匿名であるからといって苦情受付担当者がその取り扱いを勝手に判断せず、必要な対応を行います。



緊急時の連絡先【関係機関】

機関等	連絡先(局線電話)	備考
市高齢福祉課		山陽小野田市役所
高齢福祉係	82-1171	"
介護保険係	82-1172	
地域包括支援センター	82-1149	
市障害福祉課		
障害福祉係	82-1170	"
障害支援係	82-1159	"
市社会福祉課		"
生活保護係	82-1176	"
地域福祉係	82-1174	"
市子育て支援課	82-1175	"
市保健センター	71-1814	山陽総合事務所併設
山陽総合事務所 国保福祉係	71-1514	
市小野田保健センター	84-1220	
宇部健康福祉センター	31-3200	
山陽小野田警察署	84-0110	
小野田消防署	83-0119	
山陽小野田市水道局	83-4111	
セコム(株)	33-5785	機械警備
総合警備保障(株)	31-4891	機械警備
亜細亜警備保障(株)	32-1369	機械警備
中小企業共済	083-922-6171	
中国電気保安協会	84-7751	
山口合同ガス	83-4495	
東芝エレベータテクノス	0120-83-2433	
オーカ装置工業	33-5555	自動ドア
西部工業	83-5456	ボイラー
山口県社会福祉協議会	083-924-2777	
山陽小野田市社会福祉協議会(山陽小野田市千代町一丁目2番28号 中央福祉センター)		
本所	81-0050、83-2344	
山陽支所	72-1813、38-8348	
グリーンヒル山陽	73-2953	
社協食売事務所	76-1690(レース場内)	

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがつて整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通

じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 本会は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
- 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- 4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適

切な監督を行うものとする。

- 4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。

以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

第12条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出た者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第13条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する従業員に委任することができる。

(苦情対応)

第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。
- 3 苦情対応の責任者は、苦情対応の業務を従業員に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第15条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(その他)

第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年5月18日から施行する。

生活福祉資金等貸付事業

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程 生活福祉資金等貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、生活福祉資金等貸付事業(以下「本事業」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項 (1)生活福祉資金 ①借入申込書 ②借用書 ③借受人及び連帯保証人の印鑑証明書 ④民生委員の調査書 ⑤市町村社協の意見書 ⑥医師の診断書又は関係機関の証明書 ⑦介護保険対象分の利用者負担額等が記載されたもの(写) ⑧健康保険証(写) ⑨住民票(写) ⑩被災証明書 ⑪福祉事務所等の意見書 ⑫貸付台帳 ⑬援助記録票 ⑭その他都道府県社協会長が必要と認める書類 (2)離職者支援資金 ①借入申込書 ②世帯の状況が明らかになる書類 ③失業前の収入状況が明らかになる書類 ④失業した時期が明らかになる書類 ⑤現在の求職状況が明らかになる書類 ⑥雇用保険の一般被保険者であった者にかかる求職者給付の受給資格が明らかになる書類 ⑦連帯保証人の資力が明らかになる書類 ⑧民生委員調査書 ⑨市町村社協の意見書 ⑩金銭消費貸借契約証書 ⑪借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 ⑫貸付台帳 ⑬その他
-----------------------------------	--

	<p>(3) 長期生活支援資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①借入申込書 ②戸籍謄本 ③世帯全員の住民票の写し ④世帯全員の市町村民税非課税証明書、又は市町村民税均等割課税証明書 ⑤建物及び土地の登記簿謄本 ⑥不動産の公図 ⑦不動産の地籍図 ⑧不動産の位置図 ⑨不動産の測量図 ⑩不動産の建物図面 ⑪不動産の固定資産課税台帳評価価格 ⑫推定相続人の同意書 ⑬民生委員調査書 ⑭福祉事務所長の意見書 ⑮継続的金銭消費貸借契約及び根抵当権設定契約書 ⑯借受人及び連帯保証人の印鑑証明書 ⑰貸付台帳 ⑱その他 <p>(4) 生活安定対策資金、法外援護資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申込書 ②借用書 ③借受人及び連帯保証人の印鑑証明書 ④民生委員の調査書 ⑤住民票(写) ⑥医師の診断書又は関係機関の証明書 ⑦福祉事務所等の意見書 ⑧貸付台帳 ⑨その他
個人情報の利用目的	<p>本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の自立の促進を図ることを目的とする。</p>

<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請・審査状況管理 ② 貸付状況管理 ③ 償還状況管理 <p>(2) 外部への提供</p> <p>貸付審査、償還業務のため、必要に応じて以下に情報を提出する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 転出入先市区町村社協 ② 転出入先市区町村社協、全社協及び都道府県社協（県を越えての転出入の場合） ③ 貸付審査等運営委員会 ④ 調査委員会 ⑤ 民生委員及び民生委員協議会 ⑥ 福祉事務所 ⑦ 保健所 ⑧ 都道府県 ⑨ 連帯保証人 ⑩ その他
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者及び本事業利用者にかかわる民生委員は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者及び本事業利用者に関わる民生委員以外には、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	
<p>本事業における苦情対応 担当者</p>	

介護支援事業

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程 介護支援事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、介護支援事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

<p>個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)</p>	<p>次の各書類に記載した事項 (1)ケアプランアセスメント票 (2)居宅サービス計画書 (3)給付管理票</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>本事業を適正かつ円滑に行い、本事業を受けることを希望する者の介護保険サービス及びその他福祉保健サービス等の利用の促進を図ることを目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1)内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成 ・サービス調整 等 <p>(2)外部への提供</p> <p>本事業利用者に内容について事前に同意を得た上で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類及び内容を調整するために、行政介護保険担当者、施設指導員、保健師、医療ソーシャルワーカー等から構成するケア会議に居宅サービス計画書(案)を提出する。 ・サービスの実施を効果的にすすめるために、本事業利用者にサービスを提供する事業者に居宅サービス計画書を提供する。 ・介護保険給付管理のために、山口県国民保険連合会に給付管理票を提出する。
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	
<p>本事業における苦情対応 担当者</p>	

地域福祉権利擁護事業

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程 地域福祉権利擁護事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、地域福祉権利擁護事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

<p>個人情報の種類 （本事業にかかわって取得・利用する個人情報）</p>	<p>次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業専門員、生活支援員が相談により把握し、記載した事項</p> <ol style="list-style-type: none">①相談受付票②訪問記録票③利用申込書④福祉・保健・医療サービスの利用状況調査票⑤契約締結判定ガイドライン⑥支払方法確認票（事前準備チェックリスト）⑦審査依頼書⑧審査結果の回答⑨契約書⑩支援計画書⑪ケース記録⑫支払依頼書・支払報告書⑬通帳の受渡簿⑭受取書⑮預かり書⑯書類等受取書⑰支援計画評価表⑱契約終了通知書⑲契約終了同意書⑳苦情受付票㉑運営適正化委員会（運営監視合議体）での監視結果㉒苦情についてのご回答㉓その他
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の自立の促進を図ることを目的とする。</p>

<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談・契約受付の管理 ② 契約書・支援計画の作成 ③ 支援計画に基づく援助に係る専門員、生活支援員との連携 <p>(2) 外部への提供</p> <p>契約時および解約時の審査、支援計画の変更、支援計画に基づく援助、専門員・生活支援員が本人への対応に困難を抱えた場合、必要に応じて以下に情報を提出する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結審査会 ② 運営適正化委員会（運営監視合議体） ③ 協力市区町村社協 ④ 民生委員及び民生委員協議会 ⑤ 福祉事務所 ⑥ 保健所 ⑦ 当該利用者が利用・入所している施設 ⑧ 当該利用者が通院・入所している施設 ⑨ 都道府県 ⑩ 推定相続人・身元引受人 ⑪ その他
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者及び本事業利用者にかかわる専門員、生活支援員は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者及び本事業利用者に関わる専門員、生活支援員以外には、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	
<p>本事業における苦情対応 担当者</p>	

心配ごと相談事業

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程 心配ごと相談事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、心配ごと相談事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

個人情報の種類 （本事業にかかわって取得・利用する個人情報）	本事業にかかわり規定する個人情報は、次の各書類に記載した事項 ・心配ごと相談カード ・専門相談カード
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の相談内容の円滑な解決を図ることを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記書類は、本事業担当者の管理のもとに保管し、上記利用目的に沿った利用を行う。また、必要に応じ、本事業利用者に事前に同意を得た上で、本事業利用者のサービス利用等のため、サービス事業者等に必要な情報を提供する。
その他の情報	本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	
本事業における苦情対応 担当者	

会員情報

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程 会員情報に関する個人情報取扱業務概要説明書

山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）個人情報保護規程第5条の規定に基づき、会員情報にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

個人情報の種類 （本事業にかかわって取得・利用する個人情報）	本会会員（一般・特別・施設団体・賛助会員） 外郭団体会員
個人情報の利用目的	本会の会員活動及び団体事務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	会員表は、本会担当者の管理のもとに保管し、上記利用目的に沿った下記の利用を行う。 (1) 会員表を保管するとともに、コンピューターに入力し、広報誌の送付等の事業運営に利用する。 (2) 会員氏名台帳を作成し、氏名、会員の種類を記載する。この会員氏名台帳の情報は社会福祉協議会職員以外に漏らしてはならない。 その他の項目は、担当者のみが管理し、他に漏らしてはならない。
その他の情報	
個人情報保護担当者	
本事業における苦情対応 担当者	

※個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等は、事業の状況に即して、具体的な名称を記載すること。

生活困窮者自立相談支援事業

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程
生活困窮者自立相談支援事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

山陽小野田市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、生活困窮者自立相談支援事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

<p>個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)</p>	<p>次の(1)(2)の書類に本事業利用者が記載した事項並びに主任相談支援員及び相談支援員が相談により把握し記載した事項</p> <p>(1) 自立相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談受付・申込書 ② インテーク・アセスメントシート ③ 支援ケース一覧 ④ プラン兼事業等利用申込書 ⑤ 評価シート ⑥ 補助ツール <p>(2) 住居確保給付金申請に伴う受付相談業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住居確保給付金申請書 ② 入居予定住宅に関する状況通知書 ③ 入居住宅に関する状況通知書 ④ 住居確保報告書 ⑤ 住居確保給付金常用就職活動状況報告書 ⑥ 住居確保給付金常用就職届 <p>その他、(1)(2)の業務にかかわり外部から取得した書類・資料の個人情報</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援業務を円滑に行うため ② 自治体に対して事業等利用申込みを行うため ③ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の各書類・資料は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、必要に応じコンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援業務 ② プランの策定・評価 <p>(2) 外部への提供</p> <p>自治体に対して事業等利用申込みを行うため及び関係機関・団体等</p>

からの支援を受けるため、例示として次の機関・団体等へ提供する。

山陽小野田市社会福祉課
山陽小野田市高齢福祉課（地域包括支援センター）
山陽小野田市障害福祉課
山陽小野田市子ども福祉課
中央児童相談所
山陽小野田市健康増進課（保健センター）
山陽小野田市生活安全課（消費生活センター）
山陽小野田市商工労働課
宇部公共職業安定所
山陽小野田市地域職業相談室
山陽小野田市シルバー人材センター
山陽小野田市教育委員会学校教育課
市内の各小中学校
山陽小野田市教育委員会社会教育課
山陽小野田市教育委員心の支援室
山陽小野田市税務課
山陽小野田市国保年金課
宇部年金事務所
山陽小野田市下水道課
山陽小野田市水道局業務課
山陽小野田市債権特別対策室
山陽小野田市社会福祉協議会
NPO 法人ワーカーズコープ「はなきりん」（就労支援準備機関）
法テラス山口
うべ若者サポートステーション
民生委員・児童委員
保護司
福祉員
自治会
山陽小野田市民病院
小野田診療所（無料・低額医療）
その他の関係する医療機関
中国電力（株）宇部営業所
山口合同ガス（株）小野田支店
日本郵便（株）小野田郵便局
日本新聞販売協会山口県支部山陽小野田店主会
山口ヤクルト販売（株）
生活共同組合コープやまぐち
明治安田生命保険相互会社山口支社
第一生命保険（株）山口支社小野田オフィス
その他の関係する NPO 法人、一般ボランティア、民間事業所

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理する情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、本会の活動に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた本会の活動を推進し、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 情報 本会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので、決裁、供覧等の手続きが終了し、本会において管理しているもの（以下「本会文書」という。）をいう。

(2) 情報の公開

本会がこの規程により、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(基本理念)

第3条 本会は、この規程の解釈及び運用に当って、次に掲げる基本理念を尊重しなければならない。

(1) 本会が保有する情報は、公開することを原則とし、公開しないことができる情報は、必要最小限にとどめること。

(2) 基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されないように最大限の配慮をすること。

(3) 市民にとって分かり易く、利用しやすい情報公開制度となるよう努めること。

(利用者の責務)

第4条 この規程により本会文書の公開を受けようとするものは、本会と一体となって情報公開制度の理念が実現されるよう努めなければならない。

2 この規程により本会文書の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用しなければならない。

(情報の公開を申し出ることができるもの)

第5条 次に掲げるものは、本会に対し本会文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）の申し出をすることができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内の学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、本会が行う事務事業に利害関係を有する者

(公開しないことができる情報)

第6条 本会は、公開の申し出に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該情報を公開しないことができる。

(1) 法令等により、非公開とされている情報

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつては、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動上の利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし次に掲げる情報を除く。

ア、人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ、市民生活に影響を及ぼす違法又は不正な行為に関する情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

ウ、ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 審議、検討、調査、研究等の意思形成過程において作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、事務事業の公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じることが明らかに認められるもの

(4) 公開することにより、人の生命、身体、健康又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(部分公開及び期間経過後の公開)

第7条 本会は、公開の申し出に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、公開の申し出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて情報を公開しなければならない。

2 本会は、前条各号のいずれかに該当する情報であっても、期間の経過により当該情報を公開しないことができる理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

(公開の申し出方法)

第8条 第5条の規定により情報の公開を申し出しようとするものは、本会に対し、次に掲げる事項を記載した情報公開申出書（様式1、以下「申出書」という。）を提出しなければならない。

(1) 名前及び住所（法人にあつては、名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者又は管理人の名前）

(2) 公開の申し出に係る情報の件名又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が定める事項

(公開の申請に対する決定等)

第9条 本会は、前条の規定による申し出があつたときは、当該申出書を受理した日から起算し

て15日以内に、当該申出に係る情報の公開の可否を決定しなければならない。

- 2 本会は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、前条の規定内容を情報公開に対する決定通知書（様式2）により通知しなければならない。
- 3 本会は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る情報に本会以外の第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

（公開の実施及び方法）

第10条 本会は、前条第1項の規定により情報を公開する旨を決定したときは、速やかに申し出者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- 2 情報の公開は、会長が定める日時及び場所において、本会文書を閲覧に供し、又はその写しを交付する方法により行うものとする。
- 3 本会は、本会文書を直接公開することにより、当該本会文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該本会文書の写しを閲覧に供することができる。

（費用負担）

第11条 情報の公開に係る手数料は無料とする。ただし本会文書の写しの交付により情報の公開を受ける場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、申し出者の負担とする。

- 2 前に規定する写しの作成に要する費用は、1枚につき20円とし、送付に要する費用は、郵送料金の額とする。

（異議の申し出）

第12条 申し出者は、第9条第1項の規定による決定について異議があるときは、会長に対し異議の申し出をすることができる。

（異議の申し出の処理）

第13条 会長は、前条の規定による異議の申し出を受理したときは、申し出者に対して情報公開異議申し出回答書を通知し、適切な処理に努めなければならない。

（任意的公開）

第14条 本会は、第5条の規定により情報の公開を申し出ることができるもの以外のものから、情報の公開の申し出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

- 2 前条の規定は、前項の申し出により情報を公開する場合について準用する。

（情報の提供）

第15条 本会は、この規程を定めるところにより情報を公開するほか、本会の事務・事業活動に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない。

（他の制度等との調整）

第16条 この規程は、法令の定めるところにより情報の公開を申し出ることができる場合につ

いては適用しない。

- 2 この規程は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については適用しない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年6月18日から施行する。

様式1

情報公開申出書

令和 年 月 日

山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純一 様

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)
電話番号

印

山陽小野田市社会福祉協議会情報公開規程第5条及び第8条の規定により、公開された情報について、適正に使用且つ個人の尊厳を遵守するとともに、みだりに公開されないよう最大限の配慮をすることを誓約し、次のとおり請求します。

請求の目的 (具体的に記入してください)																			
公開を請求する情報の件名又は内容 (具体的に記入してください)																			
請求者の区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する者 4 市内の学校に在学する者 5 前各号に掲げるもののほか、本会が行う事務事業に利害関係を有するもの 																		
市内事務所、事業所又は学校の名称 及び所在地	名 称																		
	所在地																		
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 (1枚20円)																		
本会文書の件名																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">決裁欄</td> <td style="width: 10%;">会 長</td> <td style="width: 10%;">局 長</td> <td style="width: 10%;">次 長</td> <td style="width: 10%;">課 長</td> <td style="width: 10%;">課長 補佐</td> <td style="width: 10%;">係 長</td> <td style="width: 10%;">主 任</td> <td style="width: 10%;">担 当</td> </tr> <tr> <td colspan="3">許可年月日</td> <td colspan="6">令和 年 月 日</td> </tr> </table>	決裁欄	会 長	局 長	次 長	課 長	課長 補佐	係 長	主 任	担 当	許可年月日			令和 年 月 日						
	決裁欄	会 長	局 長	次 長	課 長	課長 補佐	係 長	主 任	担 当										
許可年月日			令和 年 月 日																
備 考																			
処 理	1 公開 2 部分公開 3 非公開 4 非存在																		

(注) 太線内のみの各欄に必要事項を記入して下さい。

情報公開の申請に対する決定通知書

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者氏名)

様

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森 田 純 一

公開を請求する情報の件名又は内容

山陽小野田市社会福祉協議会情報公開規程第9条により公開について、下記のとおりいたします。

() 情報公開の申出を承諾いたします。

公開を受けた情報について下記の点について遵守願います。

・基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されないように最大限の配慮をすること。

() 情報公開の申出を承諾いたしません。

理由

()

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
職員教育訓練受講料助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員の自主学習意欲を喚起し、本会業務の能率向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、本会正規職員、嘱託職員及び臨時職員とする。

(対象要件)

第3条 この助成の対象となる教育訓練とは、国家資格・公的資格・任用資格の取得を目的とした講座等を指し、対象となる資格は別表に掲げるものとする。

2 この助成の対象となる教育訓練は、同一訓練につき、1回限りとする。

(申請)

第4条 助成の申請は、教育訓練の申込を開始するとき、当該受講料の明記された書類を添えて行うものとする。

(決定)

第5条 助成の可否は、会長が審査を行い決定する。

(範囲)

第6条 助成の範囲は、予算で定める範囲とする。

(自己負担経費)

第7条 助成の対象となる経費は、受講にかかる入学料、受講料、教材費とする。

2 他制度等の助成が受けられる場合は、当該助成費を除く自己負担経費を助成する。

(助成額の算定)

第8条 助成額の算定は、10万円を上限とし、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 現に就いている担当職務の遂行上、直接必要な教育訓練 自己負担経費の50%

(2) 現に就いている担当職務の遂行に直接関連はないが、第1条の目的に規定する教育訓練
自己負担経費の20%

(3) 助成額が4千円未満は、対象外とする。

(4) 1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(報告及び請求)

第9条 助成の申請をした者は、全課程修了または資格取得後、すみやかに報告書および助成金交

付請求書を修了書または資格取得を証明できる書類の写しを添付して提出する。

(助成金の交付)

第10条 前条に規定する書類の提出があったときは、すみやかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 次の各号に該当するときは、助成決定の取り消し又は助成金の返還を求めることがある。

- (1) 教育訓練期間中、職務専念義務違反に相当する行為があった場合。
- (2) 教育訓練のため、業務に支障を及ぼす場合。
- (3) 助成金の交付を受けて、3年以内に退職する場合。ただし、やむを得ない事由により退職する場合を除く。

(記 録)

第12条 本助成により教育訓練を修了または資格を取得したものは、教育訓練台帳に記載し、記録する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年度に開講される教育訓練については、平成22年中に申請されたものに限り、この要綱の対象とする。

附 則

この要綱は、平成31年2月27日から施行する。

別表1

国家資格…法律に基づき国が主体となって行っている試験に合格すると与えられる資格

- 例) ・社会福祉士
- ・介護福祉士

公的資格…中央官庁の認定によって実施されている試験及び社会的に評価の高い試験に合格すると与えられる資格

- 例) ・主任介護支援専門員
- ・介護支援専門員
- ・手話通訳者

任用資格…公務員等が特定の業務に任用されるときに必要な資格

- 例) ・社会福祉主事
- ・知的障害援助専門員

その他、会長が特に認めたもの。

※民間資格は、原則対象としない

民間資格…民間団体が独自に基準を設けて実施している資格

(様式第1号)

職員教育訓練受講料助成申請書

令和 年 月 日

山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純一様

所属

氏名

㊞

下記のとおり教育訓練の受講をいたしますので、職員教育訓練受講料助成要綱に基づき、申請いたします。

記

(ア) 受講科目 ()

(イ) 受講期間 年 月 日～ 年 月 日

(ウ) 受講料 _____ 円

(エ) 教育機関名 ()

(オ) 添付書類

- ・領収書の写し
- ・その他受講料のわかる資料

(様式第2号)

職員教育訓練受講料助成決定通知書

所属

氏名

様

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田 純一 ㊞

年 月 日付、職員教育訓練受講申請は、書類審査の結果、下記のとおりと致します。

記

() 非該当とする
理由【

】

() 該当とする

1. 受講科目 ()

2. 助成額 ()

(様式第3号)

職員教育訓練受講修了報告書

山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純一様

所属

氏名

下記のとおり教育訓練を修了いたしましたので、職員教育訓練受講料助成要綱に基づき、報告いたします。

記

1. 受講科目 ()
2. 受講期間 年 月 日～ 年 月 日
3. 受講料 _____ 円
4. 教育機関名 ()
5. 修了年月日 年 月 日
6. 添付書類
・ 修了証の写し
7. 請求額 _____ 円

(様式第4号)

教育訓練台帳

氏名	受講科目	受講期間	受講料	助成額	終了日

職員教育訓練受講料助成領収書

令和 年 月 日

山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純 一 様

所属

氏名

⑩

下記のとおり教育訓練受講料助成金を領収いたしました。

記

金額

円

受講科目

(

)

修了日

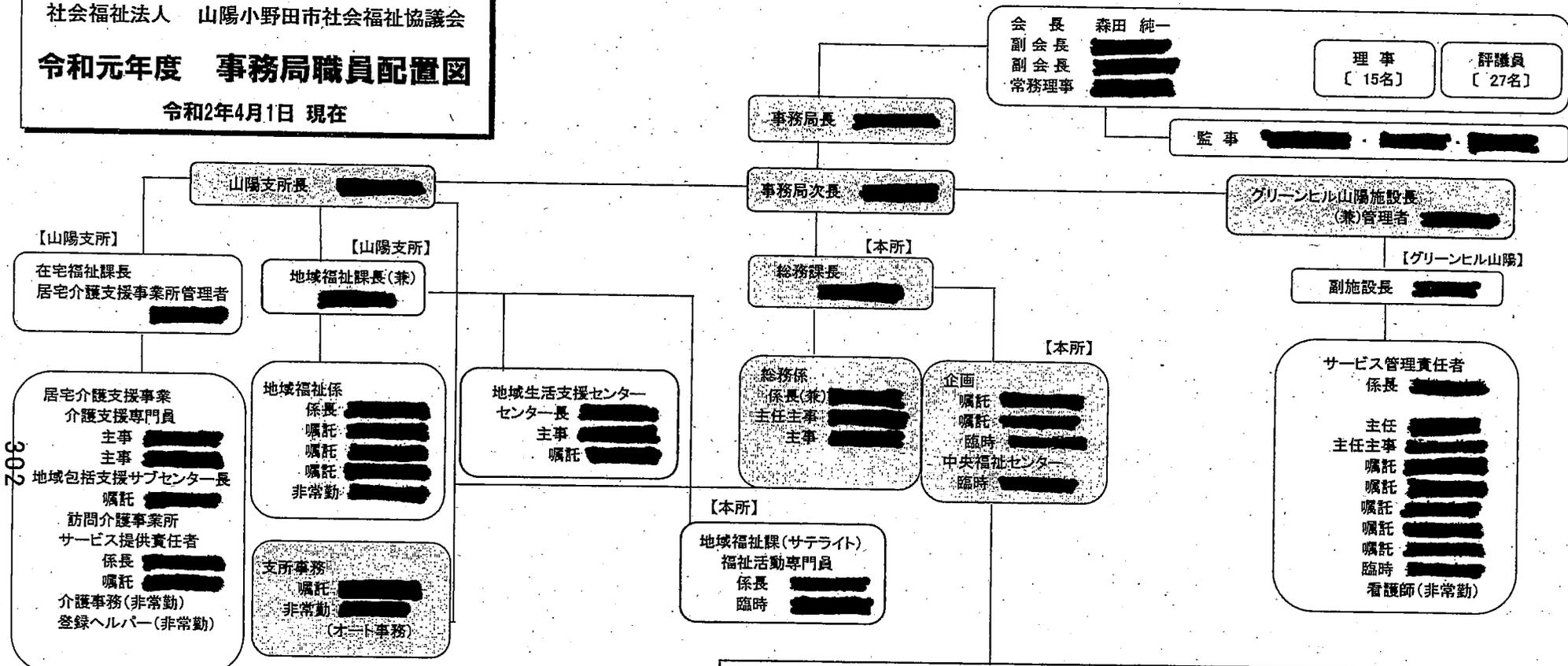
令和

年

月

日

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
令和元年度 事務局職員配置図
 令和2年4月1日 現在



本所 (中央福祉センター)
 総務課 電話 81-0050
 地域生活支援センター 電話 83-2344

山陽支所 (山陽総合福祉センター)
 地域福祉課 電話 72-1813
 地域生活支援センター 電話 38-8348
 在宅福祉課 電話 72-3000 (介護計画)
 電話 72-2845 (訪問介護)

障害福祉サービス事業所「グリーンヒル山陽」 電話 73-2953

児童館

本山児童館 電話 88-3136
 高泊児童館 電話 83-6591
 赤崎児童館 電話 88-2491
 高千帆児童館 電話 83-0970
 須恵児童館 電話 83-0960
 小野田児童館 電話 84-5321
 有帆児童館 電話 83-7479

児童クラブ (非常勤)

小野田地区: 各児童館に設置
 【本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆】

山陽地区: 各小学校に設置

302

指定管理者評価表

施設名	山陽小野田市有帆児童館					
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会					
指定期間	自	H28.4.1	至	R3.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	令和元年度			施設所管課	子育て支援課	
指定管理料	6,421,000円		税込	評価年月日	R2.6.30	
利用料金制度	なし			アンケート	実施	
選定方法	公募			単独指定回数		

I サービス履行の確認

項目		1次	2次	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	適切
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	適切
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	職員が毎日実施。クリーンデーは児童も参加
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	機械警備、鍵は適切に管理
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	適切に管理している。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	個人情報の管理は適切か	3	3	キャビネットに保管
	現金の管理は適切か	3	3	手提げ金庫で管理。毎月2万円月末に社協で精算
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	-	なし
	修繕は適切に行われたか	3	3	適切
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	2	遅延や不備が多い
	人員配置等	人員配置は適切か	3	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	3	児童厚生員の資格あり
労働条件は適切か		3	3	適切
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	3	定期的に各種研修へ参加

II サービスの質の評価

項目		1次	2次	コメント欄
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	3月以降の事業はコロナの影響で休館のため実施できず
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
	施設の設定目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	2	回答数が少ない
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	社協マニュアルによる
	接客態度は良いか	3	3	良い
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に取り扱っている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	児童館だよりの発行、社協・市HPへも掲載
	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者の満足度は高い
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行っている
利用状況	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行い、新しい講座を開始している

III サービスの安定性の評価

項目		1次	2次	コメント欄
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	-	収入を求める施設ではない
	経費節減の取組は行われたか	3	3	節電など行っている

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度	施設長1名、児童厚生員2名
計 画	施設長1名、児童厚生員2名
実 績	施設長1名、児童厚生員2名

別② 利用状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
児童館利用者数	2,891	2,849	-	2,524	▲ 11.4%
合 計	2,891	2,849	0	2,524	

評価

利用評価
2

備考	令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館
----	---------------------------

別③ 収入状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
指定管理委託料	6,362,000	6,362,000	6,421,000	6,421,000	0.9%
合 計	6,362,000	6,362,000	6,421,000	6,421,000	

評価
できない

収入評価
—

備考	
----	--

別④ 支出状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
人件費	3,807,009	4,429,758	5,155,000	4,951,970	11.8%
事業費	295,695	299,562	299,000	325,748	8.7%
事務費	799,552	763,385	868,000	1,043,533	36.7%
合 計	4,902,256	5,492,705	6,322,000	6,321,251	

評価

支出評価
2

備考	
----	--

収支評価
4

総合評価
95 / 100

指定管理者評価表

施設名	山陽小野田市高千帆児童館					
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会					
指定期間	自	H28.4.1	至	R3.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	令和元年度			施設所管課	子育て支援課	
指定管理料	6,171,000円		税込	評価年月日	R2.6.30	
利用料金制度	なし			アンケート	実施	
選定方法	公募			単独指定回数		

I サービス履行の確認

	項目	1次	2次	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	適切
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	適切
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	職員が毎日実施。クリーンデーは児童も参加
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	機械警備、鍵は適切に管理
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	適切に管理している。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	個人情報の管理は適切か	3	3	鍵のかかるキャビネットに保管
	現金の管理は適切か	3	3	手提げ金庫で管理。毎月2万円月末に社協で精算
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	-	なし
	修繕は適切に行われたか	3	3	適切
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	2	遅延や不備が多い
	人員配置等	人員配置は適切か	3	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	3	児童厚生員の資格あり
労働条件は適切か		3	3	適切
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		3	3	定期的に各種研修へ参加

II サービスの質の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	3月以降の事業はコロナの影響で休館のため実施できず
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
	施設の設定目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	2	回答数が少ない
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	社協マニュアルによる
	接客態度は良いか	3	3	良い
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に取り扱っている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	児童館だよりの発行、社協・市HPへも掲載
	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者の満足度は高い
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行っている
利用状況	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行い、新しい講座を開始している

III サービスの安定性の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	-	収入を求める施設ではない
	経費節減の取組は行われたか	3	3	節電など行っている

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度	施設長1名、児童厚生員2名
計画	施設長1名、児童厚生員2名
実績	施設長1名、児童厚生員2名

別② 利用状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
児童館利用者数	5,835	5,287	-	3,344	▲ 36.8%
合 計	5,835	5,287	0	3,344	

評価

利用評価

2

備考 令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館

別③ 収入状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
指定管理委託料	6,114,000	6,114,000	6,171,000	6,171,000	0.9%
合 計	6,114,000	6,114,000	6,171,000	6,171,000	

評価

できない

収入評価

—

備考

別③ 支出状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
人件費	5,100,022	5,129,598	5,168,000	5,177,584	0.9%
事業費	404,416	328,655	336,000	343,635	4.6%
事務費	659,941	598,713	763,000	824,454	37.7%
合 計	6,164,379	6,056,966	6,267,000	6,345,673	

評価

支出評価

0

収支評価

3

備考

総合評価

92 / 100

指定管理者評価表

施設名	山陽小野田市高泊児童館					
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会					
指定期間	自	H28.4.1	至	R3.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	令和元年度			施設所管課	子育て支援課	
指定管理料	6,513,000円		税込	評価年月日	R2.6.30	
利用料金制度	なし			アンケート	実施	
選定方法	公募			単独指定回数		

I サービス履行の確認

	項目	1次	2次	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	適切
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	適切
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	職員が毎日実施。クリーンデーは児童も参加
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	機械警備、鍵は適切に管理
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	積極的に草刈りや駐車スペースの環境整備を行っている。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	個人情報の管理は適切か	3	3	キャビネットに保管
	現金の管理は適切か	3	3	手提げ金庫で管理。毎月2万円月末に社協で精算
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	-	なし
	修繕は適切に行われたか	3	3	適切
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	2	遅延や不備が多い
	人員配置等	人員配置は適切か	3	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	3	児童厚生員の資格あり
労働条件は適切か		3	3	適切
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		3	3	定期的に各種研修へ参加

II サービスの質の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	3月以降の事業はコロナの影響で休館のため実施できず
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	2	回答者に偏りがある。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	社協マニュアルによる
	接客態度は良いか	3	3	良い
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に取り扱っている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	児童館だよりの発行、社協・市HPへも掲載
	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者の満足度は高い
利用状況	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行っている
	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行い、新しい講座を開始している

III サービスの安定性の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	-	収入を求める施設ではない
	経費節減の取組は行われたか	3	3	節電など行っている

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度	施設長1名、児童厚生員2名
計画	施設長1名、児童厚生員2名
実績	施設長1名、児童厚生員2名

別② 利用状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
児童館利用者数	7,601	6,912	-	5,018	▲ 27.4%
合計	7,601	6,912	0	5,018	

評価

利用評価
2

備考	令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館
----	---------------------------

別③ 収入状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
指定管理委託料	6,454,000	6,454,000	6,513,000	6,513,000	0.9%
合計	6,454,000	6,454,000	6,513,000	6,513,000	

評価
できない

収入評価
-

備考	
----	--

別③ 支出状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
人件費	5,412,806	4,563,321	4,558,000	4,399,799	▲ 3.6%
事業費	463,636	532,328	379,000	467,478	▲ 12.2%
事務費	803,442	856,748	874,000	1,016,492	18.6%
合計	6,679,884	5,952,397	5,811,000	5,883,769	

評価

支出評価
1

備考	
----	--

収支評価
4

総合評価
94 / 100

指定管理者評価表

施設名	山陽小野田市小野田児童館			
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会			
指定期間	自 H28.4.1	至 R3.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	令和元年度		施設所管課	子育て支援課
指定管理料	6,571,000円	税込	評価年月日	R2.6.30
利用料金制度	なし		アンケート	実施
選定方法	公募		単独指定回数	

I サービス履行の確認

	項目	1次	2次	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	適切
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	適切
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	職員が毎日実施。クリーンデーは児童も参加
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	機械警備、鍵は適切に管理
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	積極的に草刈りや木の伐採を行っている。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	個人情報の管理は適切か	3	3	鍵のかかるキャビネットに保管
	現金の管理は適切か	3	3	手提げ金庫で管理。毎月2万円月末に社協で精算
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	—	なし
	修繕は適切に行われたか	3	3	適切
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	2	遅延や不備が多い
	人員配置等	人員配置は適切か	3	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	3	児童厚生員の資格あり
労働条件は適切か		3	3	適切
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		3	3	定期的に各種研修へ参加

II サービスの質の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	3月以降の事業はコロナの影響で休館のため実施できず
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
	施設の設定目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	2	回答者に偏りがある。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	社協マニュアルによる
	接客態度は良いか	3	3	良い
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に取り扱っている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	児童館だよりの発行、社協・市HPへも掲載
	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者の満足度は高い
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行っている
利用状況	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行い、新しい講座を開始している

III サービスの安定性の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	—	収入を求める施設ではない
	経費節減の取組は行われたか	3	3	節電など行っている

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度	施設長1名、児童厚生員2名
計 画	施設長1名、児童厚生員2名
実 績	施設長1名、児童厚生員2名

別② 利用状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
児童館利用者数	5,118	4,154	-	2,864	▲ 31.1%
合 計	5,118	4,154	0	2,864	

評価

利用評価
2

備考	令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館
----	---------------------------

別③ 収入状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
指定管理委託料	6,511,000	6,511,000	6,571,000	6,571,000	0.9%
合 計	6,511,000	6,511,000	6,571,000	6,571,000	

評価
できない

収入評価
—

備考	
----	--

別③ 支出状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
人件費	5,119,525	5,139,834	5,161,000	5,163,093	0.5%
事業費	397,050	384,551	439,000	366,715	▲ 4.6%
事務費	643,687	720,759	857,000	629,938	▲ 12.6%
合 計	6,160,262	6,245,144	6,457,000	6,159,746	

評価

支出評価
3

収支評価
4

備考	
----	--

総合評価
96 / 100

指定管理者評価表

施設名	山陽小野田市須恵児童館			
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会			
指定期間	自 H28.4.1	至 R3.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	令和元年度		施設所管課	子育て支援課
指定管理料	6,520,000円	税込	評価年月日	R2.6.30
利用料金制度	なし		アンケート	実施
選定方法	公募		単独指定回数	

I サービス履行の確認

	項目	1次	2次	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	適切
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	適切
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	職員が毎日実施。クリーンデーは児童も参加
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	機械警備、鍵は適切に管理
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	近くの水路の溝掃除も含め職員が適切に管理している。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	個人情報の管理は適切か	3	3	鍵のかかるキャビネットに保管
	現金の管理は適切か	3	3	手提げ金庫で管理。毎月2万円月末に社協で精算
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	-	なし
	修繕は適切に行われたか	3	3	適切
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	2	遅延や不備が多い
	人員配置等	人員配置は適切か	3	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	3	児童厚生員の資格あり
労働条件は適切か		3	3	適切
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		3	3	定期的に各種研修へ参加

II サービスの質の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	3月以降の事業はコロナの影響で休館のため実施できず
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	2	回答数が少ない
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	社協マニュアルによる
	接客態度は良いか	3	3	良い
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に取り扱っている。
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	児童館だよりの発行、社協・市HPへも掲載
	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者の満足度は高い
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行っている
利用状況	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行い、新しい講座を開始している

III サービスの安定性の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	-	収入を求める施設ではない
	経費節減の取組は行われたか	3	3	節電など行っている

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度	施設長1名、児童厚生員2名
計画	施設長1名、児童厚生員2名
実績	施設長1名、児童厚生員2名

別② 利用状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
児童館利用者数	4,541	4,143	-	3,968	▲ 4.2%
合 計	4,541	4,143	0	3,968	

評価

利用評価
2

備考 令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館

別③ 収入状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
指定管理委託料	6,460,000	6,460,000	6,520,000	6,520,000	0.9%
合 計	6,460,000	6,460,000	6,520,000	6,520,000	

評価
できない

収入評価
-

備考

別③ 支出状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
人件費	5,324,798	3,924,825	5,229,000	5,215,824	32.9%
事業費	370,358	362,729	428,000	362,846	0.0%
事務費	555,929	545,225	784,000	799,875	46.7%
合 計	6,251,085	4,832,779	6,441,000	6,378,545	

評価

支出評価
2

備考

収支評価
4

総合評価
95 / 100

指定管理者評価表

施設名	山陽小野田市赤崎児童館			
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会			
指定期間	自 H28.4.1	至 R3.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	令和元年度		施設所管課	子育て支援課
指定管理料	6,383,000円	税込	評価年月日	R2.6.30
利用料金制度	なし		アンケート	実施
選定方法	公募		単独指定回数	

I サービス履行の確認

	項目	1次	2次	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	適切
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	適切
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	職員が毎日実施。クリーンデーは児童も参加
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	機械警備、鍵は適切に管理
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	大きな立木を伐採したことにより、管理がしやすくなった。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	個人情報の管理は適切か	3	3	鍵のかかるキャビネットに保管
	現金の管理は適切か	3	3	手提げ金庫で管理。毎月2万円月末に社協で精算
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	—	なし
	修繕は適切に行われたか	3	3	修繕なし
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	2	遅延や不備が多い
人員配置等	人員配置は適切か	3	3	別①に詳細を記入してください
	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	3	児童厚生員の資格あり
	労働条件は適切か	3	3	適切
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	3	定期的に各種研修へ参加

II サービスの質の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	3月以降の事業はコロナの影響で休館のため実施できず
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	2	回答数が少ない
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	社協マニュアルによる
	接客態度は良いか	3	3	良い
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に取り扱っている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	児童館だよりの発行、社協・市HPへも掲載
	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者の満足度は高い
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行っている
利用状況	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行い、新しい講座を開始している

III サービスの安定性の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	—	収入を求める施設ではない
	経費節減の取組は行われたか	3	3	節電など行っている

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度	施設長1名、児童厚生員2名
計 画	施設長1名、児童厚生員2名
実 績	施設長1名、児童厚生員2名

別② 利用状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
児童館利用者数	4,535	4,289	-	2,730	▲ 36.3%
合 計	4,535	4,289	0	2,730	

評価

利用評価
2

備考	令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館
----	---------------------------

別③ 収入状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
指定管理委託料	6,324,000	6,324,000	6,383,000	6,383,000	0.9%
合 計	6,324,000	6,324,000	6,383,000	6,383,000	

評価
できない

収入評価
-

備考	
----	--

別③ 支出状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
人件費	5,344,933	5,405,888	5,487,000	5,239,319	▲ 3.1%
事業費	369,948	263,968	341,000	296,398	12.3%
事務費	629,344	694,359	800,000	704,197	1.4%
合 計	6,344,225	6,364,215	6,628,000	6,239,914	

評価

支出評価
3

備考	
----	--

収支評価
4

総合評価
96 / 100

指定管理者評価表

施設名	山陽小野田市本山児童館			
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会			
指定期間	自 H28.4.1	至 R3.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	令和元年度		施設所管課	子育て支援課
指定管理料	6,464,000円	税込	評価年月日	R2.6.30
利用料金制度	なし		アンケート	実施
選定方法	公募		単独指定回数	

I サービス履行の確認

	項目	1次	2次	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	適切
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	適切
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	職員が毎日実施。クリーンデーは児童も参加
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	機械警備、鍵は適切に管理
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	館周りは職員が実施。法面は業者委託
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	事故・苦情なし。あった際は社協マニュアルによる。
	個人情報の管理は適切か	3	3	鍵のかかるキャビネットに保管
	現金の管理は適切か	3	3	手提げ金庫で管理。毎月2万円月末に社協で精算
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	-	なし
	修繕は適切に行われたか	3	3	適切
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	2	遅延や不備が多い
	人員配置等	人員配置は適切か	3	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	3	児童厚生員の資格あり
労働条件は適切か		3	3	適切
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		3	3	定期的に各種研修へ参加

II サービスの質の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	3月以降の事業はコロナの影響で休館のため実施できず
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	児童の参加が見込める講座を実施
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	2	回答者に偏りがある
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	社協マニュアルによる
	接客態度は良いか	3	3	良い
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に取り扱っている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	児童館だよりの発行、社協・市HPへも掲載
	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者の満足度は高い
利用状況	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行っている
	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)			別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	3	館同士で意見交換、共有を行い、新しい講座を開始している

III サービスの安定性の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)			別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)			
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)			
	収入増加の取組は行われたか	3	-	収入を求める施設ではない
	経費節減の取組は行われたか	3	3	節電など行っている

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度	施設長1名、児童厚生員2名
計画	施設長1名、児童厚生員2名
実績	施設長1名、児童厚生員2名

別② 利用状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
児童館利用者数	5,208	4,737	-	4,111	▲ 13.2%
合 計	5,208	4,737	0	4,111	

評価

利用評価
2

備考	令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館
----	---------------------------

別③ 収入状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
指定管理委託料	6,405,000	6,405,000	6,464,000	6,464,000	0.9%
合 計	6,405,000	6,405,000	6,464,000	6,464,000	

評価
できない

収入評価
—

備考	
----	--

別③ 支出状況について

内 訳	H29 実績	H30 実績	R1 計画	R1 実績	対前年比
人件費	5,044,791	5,072,329	5,135,000	4,922,453	▲ 3.0%
事業費	366,293	371,203	386,000	352,549	▲ 5.0%
事務費	743,574	724,002	874,000	831,153	14.8%
合 計	6,154,658	6,167,534	6,395,000	6,106,155	

評価

支出評価
3

備考	
----	--

収支評価
4

総合評価
96 / 100

山陽小野田市有帆児童館 指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

【収入】	H30～R2 指定管理料 (単年度当たり)	R3～R5 指定管理料 (単年度当たり)	前回管理料との 比較	増減理由
指定管理料	5,891	6,402	511	
		0	0	
		0	0	
収入 計	5,891	6,402	511	

(単位:千円)

【支出】	H30～R2 算出根拠 (単年度当たり)	R3～R5 算出根拠 (単年度当たり)	前回算出根拠 との比較	増減理由
人件費	4,801	5,186	385	賃金・手当、社保料等をH30積算時から実情に合わせて増額
事務費	742	939	197	修繕料のリスク分担見直しによる増額
事業費	348	277	▲71	実績に応じた積算による減額
支出 計	5,891	6,402	511	

山陽小野田市高千帆児童館 指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

【収入】	H30～R2 指定管理料 (単年度当たり)	R3～R5 指定管理料 (単年度当たり)	前回管理料との 比較	増減理由
指定管理料	5,662	6,139	477	
			0	
			0	
収入計	5,662	6,139	477	

(単位:千円)

【支出】	H30～R2 算出根拠 (単年度当たり)	R3～R5 算出根拠 (単年度当たり)	前回算出根拠 との比較	増減理由
人件費	4,723	5,091	368	賃金・手当、社保料等をH30積算時から実情に合わせて増額
事務費	594	729	135	修繕料のリスク分担見直しによる増額
事業費	345	319	▲ 26	実績に応じた積算による減額
支出計	5,662	6,139	477	

山陽小野田市高泊児童館 指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

【収入】		H30～R2 指定管理料 (単年度当たり)	R3～R5 指定管理料 (単年度当たり)	前回管理料との 比較	増減理由
指定管理料		5,976	6,841	865	
				0	
				0	
	収入 計	5,976	6,841	865	

(単位:千円)

【支出】		H30～R2 算出根拠 (単年度当たり)	R3～R5 算出根拠 (単年度当たり)	前回算出根拠 との比較	増減理由
人件費		4,871	5,288	417	賃金・手当、社保料等をH30積算時から実情に合わせて増額
事務費		712	1,113	401	修繕料のリスク分担見直しによる増額 浄化槽汲み取り手数料の追加
事業費		393	440	47	実績に応じた積算による増額
	支出 計	5,976	6,841	865	

山陽小野田市小野田児童館 指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

【収入】	H30～R2 指定管理料 (単年度当たり)	R3～R5 指定管理料 (単年度当たり)	前回管理料との 比較	増減理由
指定管理料	6,029	6,276	247	
			0	
			0	
収入 計	6,029	6,276	247	

(単位:千円)

【支出】	H30～R2 算出根拠 (単年度当たり)	R3～R5 算出根拠 (単年度当たり)	前回算出根拠 との比較	増減理由
人件費	4,925	5,149	224	賃金・手当、社保料等をH30積算時から実情に合わせて増額
事務費	700	787	87	修繕料のリスク分担見直しによる増額
事業費	404	340	▲ 64	実績に応じた積算による減額
支出 計	6,029	6,276	247	

山陽小野田市須恵児童館 指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

【収入】	H30～R2 指定管理料 (単年度当たり)	R3～R5 指定管理料 (単年度当たり)	前回管理料との 比較	増減理由
指定管理料	5,982	6,332	350	
			0	
			0	
収入 計	5,982	6,332	350	

(単位:千円)

【支出】	H30～R2 算出根拠 (単年度当たり)	R3～R5 算出根拠 (単年度当たり)	前回算出根拠 との比較	増減理由
人件費	4,987	5,214	227	賃金・手当、社保料等をH30積算時から実情に合わせて増額
事務費	603	793	190	修繕料のリスク分担見直しによる増額
事業費	393	325	▲ 68	実績に応じた積算による減額
支出 計	5,983	6,332	349	

山陽小野田市赤崎児童館 指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

【収入】		H30～R2 指定管理料 (単年度当たり)	R3～R5 指定管理料 (単年度当たり)	前回管理料との 比較	増減理由
指定管理料		5,856	6,159	303	
				0	
				0	
	収入 計	5,856	6,159	303	

(単位:千円)

【支出】		H30～R2 算出根拠 (単年度当たり)	R3～R5 算出根拠 (単年度当たり)	前回算出根拠 との比較	増減理由
人件費		4,881	5,226	345	賃金・手当、社保料等をH30積算時から実情に合わせて増額
事務費		689	658	▲ 31	修繕料のリスク分担見直しによる増額
事業費		286	275	▲ 11	実績に応じた積算による減額
	支出 計	5,856	6,159	303	

山陽小野田市本山児童館 指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

【収入】		H30～R2 指定管理料 (単年度当たり)	R3～R5 指定管理料 (単年度当たり)	前回管理料との 比較	増減理由
指定管理料		5,931	6,327	396	
				0	
				0	
収入 計		5,931	6,327	396	

(単位:千円)

【支出】		H30～R2 算出根拠 (単年度当たり)	R3～R5 算出根拠 (単年度当たり)	前回算出根拠 との比較	増減理由
人件費		4,833	5,050	217	賃金・手当、社保料等をH30積算時から実情に合わせて増額
事務費		729	947	218	修繕料のリスク分担見直しによる増額 草刈り委託料の追加
事業費		369	330	▲ 39	実績に応じた積算による減額
支出 計		5,931	6,327	396	